2026年6月10日更新版

ライオンズ必携・役員必携

2026年4月現在　合本版第1版（第62版）

ライオンズクラブ国際協会

330複合地区
331複合地区
332複合地区
333複合地区
334複合地区
335複合地区
336複合地区
337複合地区

ライオンズ必携・役員必携　2026-2027

目次

【第 1 章】　ライオンズ必携

第1部 ライオンズクラブ国際協会の目的など・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
・スローガン、モットー、ライオンズの誓い、協会の使命声明文・・・・・・・・・・・・・4
・ライオンズ道徳綱領・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
・環境憲章・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
・ライオンと呼ばるる人・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
・ライオンズの光・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
第 2 部 国際会則及び付則（2025 年 7 月 18 日改定）
・国際会則（第 1 条～第 9 条）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
・国際付則（第 1 条～第 14 条、別紙 A・B・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
第 3 部 標準版地区会則及び付則（2025 年 10 月 12 日改定）
・標準版地区会則（第 1 条～第 9 条）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・36
・標準版地区付則（第 1 条～第 10 条、別紙 A～G）・・・・・・・・・・・・・・・・・ 39
第 4 部 標準版クラブ会則及び付則（2025 年 10 月 12 日改定 ）
・標準版クラブ会則（第 1 条～第 12 条）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・66
・標準版クラブ付則（第 1 条～第 11 条、別紙 A・B）・・・・・・・・・・・・・・・・ 70
第 5 部 標準版複合地区会則及び付則（2025 年 10 月 12 日改定）
・標準版複合地区会則（第 1 条～第 9 条）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・87
・標準版複合地区付則（第 1 条～第 10 条、別紙 A）・・・・・・・・・・・・・・・・・90
第 6 部 理事会方針書抜粋（2025 年 10 月 12 日改定）
・第 15 章法務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 102
第 7 部 規則・ガイドライン・参考資料
・規則・ガイドラインなど（国際理事候補者審査規則、オセアルガイドライン等）・・・ 117
・参考資料（組織図、LCIF、席順、GAT、結成手順、式典次第等）・・・・・・・・・・ 135
第 8 部　歌・プライバシーに関する方針
・ライオンズ・ソング・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 156
・プライバシーに関する方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 163

【第2 章】 役員必携（実務編）

- 第1 部 ライオンズクラブ組織について……166
  - Ⅰ.複合地区について
  - Ⅱ.地区について
  - Ⅲ.クラブについて

- 第2 部クラブ運営……197
  - 1.クラブ幹事
  - 2.クラブ幹事の職務
  - 3.クラブ優秀賞
  - 4.地区ガバナー公式訪問
  - 5.月例会員報告書
  - 6.会員の維持、拡大及び移動
  - 7.クラブの選挙
  - 8.例会及び出席メーク・アップ
  - 9.クラブの記念式典
  - 10.国際平和ポスター・コンテスト
  - 11.ライオンズ国際作文コンテスト
  - 12.各種会議
  - 13.代議員について
  - 14.ロバート議事規則とは
  - 15.ライオンズクラブ議事規則（一例）
  - 16.クラブ運営月別予定表
  - 17.チャータークラブの責務
  - 18.新クラブ結成手順
  - 19.クラブの合併手順
  - 20.ライオンズクラブの解散手順
  - 21.クラブ名称に関する国際本部の見解
  - 22.国旗及びクラブ旗
  - 23.公認プロトコール
  - 24.アワード
  - 25.YCE（ユースキャンプ及び交換）について
  - 26.薬物乱用防止について
  - 27.ライオンズクエスト・プログラムについて
  - 28.レオクラブについて
  - 29. ステータスクオ・クラブについて
  - 30. 紛争処理手順
- 第3 部クラブ会計……273
  - 第 1 章 クラブ会計事務の原則と大綱
  - 第 2 章 運営費会計
  - 第 3 章 事業費会計
  - 第 4 章 会食費会計
  - 第 5 章 特別会計
  - 第 6 章 会計実務
  - 第 7 章 報 告
  - 第 8 章 監 査
  - 第 9 章 決算及びクラブ財産の引継ぎ
  - 第 10 章 新たに結成されたクラブの会計事務
  - 第 11 章 その他参考資料

- **オセアル調整事務局連絡先……297**

【第 1 章】 ライオンズ必携

目的・道徳綱領・スローガンなど

・ライオンズクラブ国際協会の目的
・スローガン，モットー，ライオンズの誓い，協会の使命声明文
・ライオンズ道徳綱領
・環境憲章
・ライオンと呼ばるる人
・ライオンズの光

ライオンズクラブ国際協会の目的

☆ライオンズクラブという奉仕クラブを結成し、認証状を交付し、監督する。
☆各ライオンズクラブの事業を統制し、運営を標準化する。
☆世界の人びとの間に相互理解の精神をつちかい発展させる。
☆よい施政とよい公民の原則を高揚する。
☆地域社会の生活、文化、福祉および公徳心の向上に積極的関心を示す。
☆友情、親善、相互理解のきずなによってクラブ間の融和を図る。
☆一般に関心のあるすべての問題を自由に討論できる場を設ける。ただし、政党、宗派の問題をクラブ会員は討論してはならない。
☆奉仕の心を持つ人びとが個人の経済的報酬なしに社会に奉仕するようはげまし、また、商業、工業、専門職業、公共事業および個人事業の能率化をはかり、道徳的水準をさらに高める。

ス　ロ　ー　ガ　ン

Liberty, Intelligence, Our Nation's Safety
（自由を守り、知性を重んじ、われわれの国の安全をはかる）

モ　ッ　ト　ー

We Serve
（われわれは奉仕する）

ライオンズの誓い

われわれは知性を高め、友愛と相互理解の精神を養い、平和と自由を守り、社会奉仕に精進する

ビジョン声明文

地域社会と人道奉仕におけるグローバルリーダーを目指す

使命声明文

ライオンズクラブ、ボランティア、そしてパートナーが、世界中の人々の暮らしに影響を及ぼす人道奉仕と交付金を通じて、健康と福祉を改善し、地域社会を強化し、恵まれない人々に支援を提供するとともに、平和と国際理解を促進できるよう、力を与える。

ライオンズ道徳綱領

☆職業に対する不断の努力が正しく賞賛されるように心がけ、自己の職業の尊さを確信すること。
☆事業を成功させて，適正な報酬や利益は受けるべきであるが、己の立場を不当に利用したり、人に疑われる行いをして自尊心を傷つけてまでも利益や成功を求めないこと。
☆事業を遂行するにあたっては、他人の事業を妨害しないように心がけ、顧客や取引先に誠実であり、自己にも忠実であること。
☆世人に対する自己の立場や行いに疑いが生じたときは、世人の立場に立って解決にあたること。
☆真の友情は損得の上に築かれるものでなく、心と心のふれ合いによるものであることを自覚し、手段としてではなく目的として友情をもつこと。
☆国家および地域社会に対する公民の義務を忘れず、かわらぬ忠誠を言動にあらわし、すすんで時間と労力と資力をささげること。
☆不幸な人には同情を、弱い人には助力を、貧しい人には私財を惜しまないこと。
☆批評は謙虚に、賞賛は惜しみなく、建設を旨として破壊をさけること。

ライオンズクラブ国際協会３３０～３３７複合地区

環境憲章

ライオンズクラブ国際協会３３０　～３３７　複合地区は，われわれの子孫への健全な未来を継続するよう、ライオンズクラブの奉仕の方針に則り、各地区、各クラブ、手をつなぎ地球温暖化防止の為 環境保全活動を推進するものとする。

ライオンと呼ばるる人

☆事業を成功に導き、善良な生活を楽しみ
　常に微笑をたたえ、人類を愛し
　知識人の尊敬を集め
　幼児（おさなご）たちに親しまれる人
☆その地位にふさわしくかつ精力的な仕事ぶりにより一輪の花と心うつ詩と
　そして、うるわしさを秘めた魂によって
　よりよき社会をもたらす人
☆人生の中に美の輝きを感じ
　その賛美の言葉を忘れず
　友の美点をつねに見守り
　自らの良きところをまた友に贈る
　その人生こそ偉大なる感激そのもの

その人こそライオンと呼ばるる人

ライオンズの光

真下　三郎　作
（広島佐伯LC）

一本の明かり
一本の、小さな明かり
それはわずかに身の廻りを照らすにすぎない
しかし幾千万と集まれば 影と闇とをなくする
巨大な光明となるにちがいない
一本の明かり、
一本の、温かい明かり
それはライオンズ精神にもたとえられる
一人の胸にともされたライオンズ精神は
たとえその明かりは乏しくとも、
その光は地域社会を照らしつづけよう
ライオンズの願いは限りなく大きい、
だから、すべてのライオンよ
今こそ胸の光を結集して太陽のごとく
奉仕と友愛との輝きを
地上のいたる所にゆきわたらせようではないか

第2部 国際会則及び付則（2025年7月18日改定）
第1条 - 名称 . 10
第2条 - 目的 . 10
第3条 – メンバー . 10
第4条 – 紋章、色、スローガン及びモットー
第1項 – 紋章 . 10
第2項 - 名称及び紋章の使用 10
第3項 - 色 . 10
第4項 - スローガン. 10
第5項 - モットー . 10
第5条 – 役員及び国際理事会
第1項 - 役員 . 11
第2項 - 会員としての要件／代議員となる資格 . 11
第3項 – 国際理事会の会則地域別構成及び選挙 . 11
第4項 – 選挙、役員の任期、空席 . 11
第5項 - 理事会権限 . 12
第6項 - 会議 . 12
第7項 - 投票権 . 12
第8項 - 報酬 . 12
第9項 - 解任 . 12
第6条 – 国際大会及び代議員
第1項 - 開催日及び開催地 . 13
第2項 - 代議員数 . 13
第3項 - 代議員の投票 . 13
第4項 - 定足数 . 13
第5項 - 代理投票 . 13
第7条 - 地区組織 . 13
第8条 - クラブ
第1項 - クラブ認証 . 13
第2項 - クラブ会員となる資格 14
第9条 – 改正
第1項 - 改正手順 . 14
第2項 - 通知 . 14

付　　則
第1条　-　名称及び紋章　. 14
第2条　-　国際理事会選挙
第1項　-　国際大会における選挙 .14
第2項　-　第三副会長立候補の資格　. 14
第3項　-　国際理事立候補の資格　. 15
第4項　-　候補者推薦及び推薦証明　. 15
第5項　-　代表権　. 16
第6項　-　国際指名委員会　. 16
第3条　–　役員の任務
第1項　-　会長　. 16
第2項　-　副会長　. 16
第3項　-　運営役員　. 16
第4条　-　国際理事会の委員会
第1項　-　常設委員会　. 17
第2項　-　資格証明、議事規則、決議、選挙　. 17
第3項　-　特別委員会　. 17
第4項　-　委員長、欠員　. 17
第5項　-　任命の制限　. 17
第5条　-　国際理事会会議
第1項　-　定例会議　. 18
第2項　-　特別会議　. 18
第3項　-　郵便による業務処理　. 18
第4項　-　定足数　. 18
第5項　-　執行委員会　. 18
第6条　-　年次国際大会
第1項　-　大会に対する国際理事会の権限　. 18
第2項　-　公式通達　. 18
第3項　-　大会役員　. 19
第4項　-　地区ガバナーによる会議出席経費　. 19
第7条　-　国際会計
第1項　-　会計監査　. 19
第2項　-　凍結資金　. 19
第8条　-　地区機構
第1項　-　地区編成の管轄　. 19
第2項　-　地区の最低条件　. 19
第3項　-　地区再編成　. 19
第4項　-　ガバナー協議会　.　20
第5項　-　複合地区ガバナー協議会の権限　. 20
第6項　-　解任　. 20

第7項　- 地区キャビネット . 20
第8項　- キャビネット会議 . 20
第9条　- 地区大会及び選挙
第1項　- 地区（単一、準、複合）大会 . 21
第2項　- 地区大会の権限 . 21
第3項　- クラブ代議員方式 . 21
第4項　- 地区ガバナー立候補の資格 21
第5項　- 地区の立候補手続き条件 21
第6項　- 地区ガバナー/第一及び第二副地区ガバナー選挙手順 . 22
第7項　- 同数得票 . 23
第8項　- 地区大会報告 . 24
第10条 - 地区役員の任務
第1項　- 複合地区協議会議長 . 24
第2項　- 地区役員 . 24
第11条 - メンバー
第1項　- クラブ結成 . 26
第2項　- クラブ名称 . 26
第3項　- 申請手順 . 26
第4項　- クラブの責務 . 27
第5項　- ステータスクオ/認証状取消し . 27
第6項　- クラブ脱退 . 27
第7項　- 種別 . 27
第8項　- 二重クラブ会員籍 . 27
第12条　-　入会金及び会費
第1項　- 会員報告 . 27
第2項　- 会費 . 27
第3項　- 現地納入金及び税金 . 28
第4項　- 延滞金利 . 28
第13条 - 議事規則と手順 . 28
第14条 - 改正
第1項　- 改正手順 . 28
第2項　- 通知 . 28
第3項　- 施行日 . 28

別紙A　- 会員種別 . 29
別紙B　- 会員種別表 . 30

国 際 会 則

第1条
名　称

本協会の名称は、「The International Associationof Lions Clubs（ライオンズクラブ国際協会）」である。

第2条
目　的

本協会の目的は、次の通りである。

(a) ライオンズクラブという奉仕クラブを結成し、認証状を交付し、監督する。
(b) 各ライオンズクラブの活動を調整し、運営を標準化する。
(c) 世界の人びとの間に相互理解の精神をつちかい発展させる。
(d) よい施政とよい公民の原則を高揚する。
(e) 地域社会の生活、文化、福祉、公徳心の向上に積極的関心を示す。
(f) 友情、親善、相互理解のきずなによってクラブ間の融和をはかる。
(g) 一般に関心のあるすべての問題を自由に討論できる場を設ける。ただし、政党、宗派の問題をクラブ会員は討論してはならない。
(h) 奉仕の心を持つ人びとが個人の経済的報酬なしに社会に奉仕するようはげまし、また、商業、工業、専門職業、公共事業および個人事業の能率化をはかり、道徳的水準をさらに高める。

第3条
メンバー

本協会のメンバーは、ここにある規定の下に正式に結成され認証されたライオンズクラブで構成される。

第4条
紋章、色、スローガン及びモットー

第1項。**紋章。**本協会及び正クラブの紋章は、下記の通りである。

第2項。**名称及び紋章の使用。**協会の名称、紋章、その他の標識の使用は、付則に随時定められる基準の通りである。
第3項。**色。**本協会及び正クラブの色は、紫色及び金色である。
第4項。**スローガン。**スローガンは、「Liberty, Intelligence,Our Nation's Safety（自由を守り、知性を重んじ、われわれの国の安全をはかる）」である。
第5項。**モットー。**モットーは、「We Serve（われわれは奉仕する）」である。

第5条
役員及び国際理事会

第1項。役員。本協会の役員は、会長、前会長、第一副会長、第二副会長、第三副会長（以上は執行役員である）、国際理事、地区ガバナー、運営役員、並びに国際理事会が指定するその他の役員である。

第2項。会員としての要件／代議員となる資格。運営役員を除く本協会の各役員は、正クラブのグッドスタンディングの正会員でなければならない。各役員は、役員であるが故に、国際大会並びに所属地区大会(単一、準、複合)の正規代議員となるが、そのような大会でのクラブ代議員の割当数には含まれない。

第3項。国際理事会の会則地域別構成及び選挙。国際理事会は、会長、前会長、第一、第二、及び第三副会長、並びに、下記の通りに選出される理事で構成される。

各偶数年に18人の理事、すなわち米国及びその領域、バミューダ、バハマ諸島のクラブから5人、南アメリカ、中央アメリカ、メキシコ、カリブ海諸島のクラブから1人、ヨーロッパのクラブから3人、東洋東南アジアのクラブから3人、インド、南アジア及び中東のクラブから4人、オーストラリア、ニュージーランド、パプア・ニューギニア、インドネシア及び南太平洋諸島のクラブから1人、アフリカのクラブから1人を選出するものとする。各奇数年に17人の理事、すなわち米国及びその領域、バミューダ、バハマ諸島のクラブから6人、カナダのクラブから1人、南アメリカ、中央アメリカ、メキシコ、カリブ海諸島のクラブから1人、ヨーロッパのクラブから3人、東洋東南アジアのクラブから4人、インド、南アジア及び中東のクラブから2人を選出するものとする。

第4項。選挙、役員の任期、　空席。

(a) 執行役員及び国際理事は、本協会の年次大会で選出される。ただし、政府の規制または協会が抑制できないその他の外部事象により国際大会が開催できない場合には、執行役員および国際理事を選出するための代替手段が、国際理事会によって承認されることがある。それ以外は、選挙は、本会則及び付則の規定に従って行われるものとする。

(b) 運営役員は、国際理事会から任命され、理事会の意向を受けて役を務める。

(c) 地区ガバナーは、付則の規定通りに選出される。

(d) 執行役員の任期は1年で、その当選が宣言された際に始まり、協会の次の大会で後継者の当選が宣言された際に終了する。

(e) 地区ガバナーの任期は1年で、当選した年の協会の大会閉会時に始まり、協会の次の大会閉会時に終了する。

(f) 国際理事の任期は2年で、本会則及び付則の規定に従って後継者が選挙され資格が認められるまでである。

(g) 選挙されたか任命されたどの現職執行役員も、国際理事会の承認がある場合を除き、自身の後継者として立候補することはできない。

(h) どの国際理事も地区ガバナーも、自身の後継者となることはできない。

(i) この後に規定されていることを除き、いかなる役職に空席が生じた場合にも、残る任期について国際理事会がその空席を埋めることができる。

(j) 死亡、辞任、任務遂行不可能な障害、又はその他いかなる理由でも、会長職に空席が生じた場合には、残る任期について国際理事会がその空席を埋めるまで、次席の副会長が会長代理としてそ

の任務を果たし、会長と同じ権限を持つ。

(k) 死亡、辞任、任務遂行不可能な障害、又はその他いかなる理由でも、副会長職に空席が生じた場合には、残る任期について国際理事会によりその空席が補充されるまで空席とする。但し、任命された副会長は、本会則及び付則に定められる方法で、その上位の全役職に選挙で選ばれなければならない。任命された副会長がその上位の役職に立候補する際には、現在国際理事を務めているクラブ会員又は務めたことのあるクラブ会員は誰でも、同じく立候補することができる。

(l) 前国際会長職に空席が生じた場合には、本協会の次の前国際会長によりその席が補充されるまで、空席とする。

(m) 災害又は事故で理事会構成員の過半数又はそれ以上が致命傷を負ったり、職務遂行が不可能になった場合、残る理事会構成員は、定足数を満たすと満たさないとにかかわらず、協会の次の年次選挙が行われるまで、国際理事会の業務履行の権限を与えられる。

(n) 災害又は事故で理事会構成員の全員が致命傷を負ったり、その職務遂行が不可能になった場合には、その場合にのみ、最も近年に会長を務めた元国際会長が、残る任期についてすべての空席を埋める選挙を行うことを目的に、その10日以内に全元国際会長及び全元国際理事の会議を招集する。その会議は、招集後15日から20日の間に、国際本部で開かれる。この会議に出席するための妥当な費用は、協会の監査規定に従って協会から支払われる。

(o) ここに定められていないような事情が生じた場合には、国際理事会が、残る任期についてその空席を埋めることができる。

第5項。理事会権限。

(a) 本協会の権限は、明記されたもの及び示唆されたものの両方において、本協会の執行機関である国際理事会に帰属する。

(b) 国際理事会は、

(1) 同理事会及び本協会のすべての役員及び委員会に対する管轄権、統制権、監督権を持つ。

(2) 本協会の業務、財産、資金を全般的に管理し統制する。

(3) 次期会計年度の収支予想額を示した予算案を作成させ、これを承認する。国際理事会全構成員の点呼投票による3分の2以上の賛成がなければ、予備金使用を必要としたり、その年度に不均衡な予算を出したり、次年度の収入又は予備金に響くような支出はできないし、認めることもできない。

第6項。会議。国際理事会の定例会議及び特別会議は、付則に従って招集され、開催される。

第7項。投票権。国際理事会の各メンバーには、理事会の決議が必要な事項について1票の投票権がある。

第8項。報酬。運営役員、及び国際理事会が指定する役員を除いて、すべての役員は無報酬で務める。但し、職務遂行又はそれに関連した妥当な経費は、理事会が定める監査規定に従って支払われる。

第9項。解任。選挙で選出された本協会のいかなる役員も、正当な理由があれば、国際理事会全構成員の3分の2以上の賛成投票によって解任できる。

第6条
国際大会及び代議員

第1項。開催日及び開催地。本協会の大会は毎年、国際理事会が定める年月日に同理事会が定める場所で開催される。

第2項。代議員数。グッドスタンディングの各正クラブは、大会が開催される月の前月1日付の国際本部の記録に示された会員25人ごと及びその過半の端数について、代議員1人及び補欠1人を本協会のいかなる大会にも送る資格を持つ。但しグッドステンディングの各正クラブは、少なくとも1人の代議員及び1人の補欠を出席させる権利を持つ。本項でいう過半の端数とは、13人以上のことである。代議員及び補欠の選任については、クラブ会長又は幹事又はその他資格のある役員が署名したか、そのようなクラブ役員が大会に出席していない場合には、クラブが所属する地区(単一又は準)の地区ガバナー又はガバナーエレクトが署名した代議員資格証明書をもって証明されなければならない。クラブは、大会議事規則によって定められた代議員資格証明締切り時までに滞納金を支払って、グッドスタンディングとなることができる。

本協会の各元会長は、各国際大会及び所属地区大会(単一、準、複合)において、完全な代議員権を持つ。国際理事会は、年次国際大会及び所属地区大会(単一、準、複合)に出席する元国際会長の妥当な経費を、現行の監査規定に従って支払うことを承認する。

本協会の各元国際理事は、各国際大会及び所属地区大会(単一、準、複合)において、完全な代議員権を持つ。これら元国際会長も元国際理事も、所属クラブの大会代議員の割当数には含まれない。国際理事会の常設委員会のアポインティを務めている各元地区ガバナー及び元協議会議長、並びにLCIF執行委員会のアポインティを務めている会員は、その任期中に開催される国際大会において代議員権を持つ。この場合、その元地区ガバナーまたは元協議会議長は、その国際大会に限り所属クラブの代議員の割当数に含まれない。

本協会の各協議会議長は、在職中に開催される国際大会において、完全な代議員権を持つ。この場合、その協議会議長は、その国際大会に限り所属クラブの代議員の割当数には含まれない。

第3項。代議員の投票。資格を証明され出席している代議員は、大会で選ばれる各役員につき1票をまた大会に提出された各議題につき1票を、いずれも本人の意思に基づいて投ずる権利を持つ。

第4項。定足数。資格を証明されて出席している代議員の数が、どの総会でも定足数である。

第5項。代理投票。代理投票は、クラブ、地区(単一、準、複合)、並びに協会において厳格に禁止される。

第7条
地区組織

ライオンズクラブが結成された地域を、付則で定められる通りの地区及び行政組織単位に分割する。

第8条
クラブ

第1項。クラブ認証。ここに他の規定がある場合を除き、国際理事会は、同理事会が定める規則及び規定の下にすべてのクラブを組織し認証する権限と権威を持つ。

本会則及び付則並びに国際理事会が随時設ける方針に従うことを条件に、すべてのクラブには自治権が

ある。ライオンズクラブは、国際理事会が随時定める手順に従って認証状が正式に交付された際に、結成されたとみなされる。ライオンズクラブが認証状を受理することは、本協会会則及び付則を受け入れそれに従うことに同意したことを意味すると共に、協会が法人組織化された州で有効となっている法律に基づき、本会則及び付則によって解釈され統制される関係を、本協会との間に結ぶことを受け入れたことを意味する。

第2項。クラブ会員となる資格。善良な徳性の持主で、地域社会において声望のある成人だけが、正式に認められたライオンズクラブの会員となることができる。入会は、招請のみによる。

第9条

改正

第1項。改正手順。本会則は、国際大会においてのみ、その年次大会で会則及び付則委員会から提出された改正案が、同大会で投票した資格証明済み代議員の3分の2の賛成投票で採決された場合、改正される。改正案は、下記二つの方法の一つで承認されない限り、大会に提出されない。

(a) 国際理事会が承認した。又は、

(b) 投票用紙に載せるために改正案が国際理事会に提出される会計年度7月1日現在の国際協会クラブ会員数合計の51%以上の会員を代表する単一及び(又は)複合地区の大会決議で採用された。

第2項。通知。改正案はいずれも、改正案の投票が行われる大会の少なくとも30日前に、ライオン誌又は本協会の他の公式出版物に掲載されなければならない。

付則

第1条

名称及び紋章

いかなるライオンズクラブ、ライオンズクラブ会員、ライオンズ地区(単一、準、複合)も、あるいはライオンズクラブ、ライオンズクラブ会員、又はライオンズ地区が組織又は管理しているいかなる組織(法的、自然、その他一切)も、会則の規定又は国際理事会の方針で明確に認められている目的を除き、いかなる目的のためにも、本協会及びその正ライオンズクラブの名称、紋章、その他の標識を使用、発行、又は配布してはならない。又その他の個人又は組織(法的、自然、その他一切)も、国際理事会が要求する通りの文書による同意と認可なしには、本協会及びその正ライオンズクラブの名称、紋章、その他の標識を使用してはならない。

第2条

国際理事会選挙

第1項。国際大会における選挙。協会の会長、第一副会長、第二副会長、第三副会長、並びに全理事は、年次国際大会において無記名投票で選出される。国際大会が開かれる地区(単一、準、複合)内のクラブ会員は、会長、第一副会長、及び第二副会長の役職を除き、役員職に選ばれることはできない。

第2項。第三副会長立候補の資格。

(a) 国際第三副会長候補者は、

(1) グッドスタンディングのクラブのグッドスタンディングの正会員であり、

(2) 選挙又は任命により国際理事としての任期を満了したか満了を控えている者で、

(3) 本付則又は会則の規定通りに、所属地区(単一、準、複合)の推薦証明を得た者でなければならない。この推薦証明は、同候補者が第三副会長に選出された場合には、本協会の更に 上位の役職に就く場合の推薦証明ともみなされる。

(b) 本付則又は会則の規定に従って補充される役職に空席が生じた場合を除き、第三副会長を務めたクラブ会員のみを第二副会長に、第二副会長を務めたクラブ会員のみを第一副会長に、第二及び第一副会長を務めたクラブ会員のみを国際会長に選出することができる。本付則又は会則の規定に従って補充される会長又は副会長職に空席が生じた場合には、現在国際理事を務めているか又は務めたことのあるクラブ会員を、その空席補充のために任命することができる。

第3項。国際理事立候補の資格。国際理事の候補者は、

(a) グッドスタンディングのライオンズクラブのグッドスタンディングの正会員であり、

(b) (1) 本協会の正地区の地区ガバナーを全期又は過半の期間務めたか、務め終えようとしている者であるか、又は

(2) (1) 任期中又はその後にグッドスタンディングのクラブ数が20に達したか又は正地区に昇格した暫定地区、あるいは(2) 10年間以上暫定地区である暫定地区において、地区ガバナー又は暫定地区ガバナーを全期又は過半の期間務めた者で、

(c) 本付則又は会則の規定通りに、所属地区（単一、準、複合）の推薦証明を得た者でなければならない。

第4項。候補者推薦及び推薦証明。

(a) 空席が生じて本付則又は会則の規定の下に役職が補充される場合(この場合の立候補には推薦も推薦証明も必要としない)を除き、それぞれ該当する単一地区キャビネットあるいは準地区キャビネット及び複合地区協議会の議長及び幹事は、国際本部から提供される用紙を使って、地区ガバナー以外のすべての国際役員候補者の推薦を証明しなければならない。この推薦証明書は、国際理事候補者の場合には、推薦された候補者に対して投票が行われる国際大会開催日の60日前までに、第三副会長候補者の場合には90日前までに、国際本部に到着していなければならない。ファックス又は電子メールで推薦証明を通知することができるが、ファックス又は電子メール送信後3日以内に推薦証明書を送付して、証明を確認しなければならない。そのような推薦証明書が提出され国際本部で受領されない限り、推薦は有効にならない。どの推薦も、本付則又は会則の下にその会員が他の条件でも選出される資格を持つ、その推薦に続く3回の国際大会のためだけに有効である。推薦が有効である期間、(i) 推薦撤回はできないし、(ii) 他の推薦は無効であり、(iii) 死亡、資格喪失、立候補取消しが起こった場合には推薦決議は無効になる。推薦の有効期間中には、これ以上の推薦証明は必要ではない。すべての推薦は、1回目か2回目を問わず、国際役員立候補の意志を公表する時期及び方法が単一地区又は複合地区の会則及び付則に定められていれば、それに従っていなければならない。複合地区大会で推薦を求める候補者はいかなる者も、まず候補者が所属する準地区の推薦を確保しなければならない。

(b) 推薦証明書には一つの役職を明記しなければならない。いかなる候補者も、その推薦証明書が指定する役職以外の役職に立候補することはできない。いかなる地区（単一、準、及び複合）においても、国際理事会の複数の役職に対する推薦が同時に存在することがあってはならない。

(c) 国際理事候補者の推薦は、候補者が他の条件において選出される資格を保持している限り、推薦

に続く大会3回の間有効である。その最初の推薦有効期間中に選出されなかった候補者は、その後3年の期間を空けなければ再度推薦を求めることはできない。国際第三副会長候補者の推薦は、候補者が他の条件において選出される資格を保持している限り、推薦に続く大会3回の間有効であり、連続して2度の推薦が認められる。この有効期間中に選出されなかった候補者は、その後3年の期間を空けなければ再度推薦を求めることはできない。

第5項。代表権。

(a) アメリカ合衆国及びカナダにクラブがある地区(単一、準、複合)から1人の理事を選出することができる。この場合候補者の選択により、アメリカ合衆国から出る理事のうちの1人又はカナダからの1人の理事とみなされる。この選択については、推薦された候補者に対して投票が行われる国際大会開会日の60日前までに推薦証明書を国際本部に提出しなければならないという本付則又は会則に従って推薦証明書を提出する時までに文書で国際本部に表明しなければならず、それが投票用紙に記載される。

(b) 同一の単一地区又は複合地区の2人以上のクラブ会員が、同時に国際理事を務めることはできない。理事が選出された地区以外の地区に移住した場合には、その次の年次大会の閉会時をもって任期は終わり、その大会で後任者が選出される。

(c) 会長又は副会長は、会則に定められる同じ地域から同時に選ばれて役を務めることができるが、同じ単一地区又は複合地区からはできない。

第6項。国際指名委員会。会長は、各年次大会の際または大会前180日以内に、9人の代議員から成る指名委員会を任命する。そのうちいずれも、本協会の役員であってはならないし、2人以上が同一の単一地区又は複合地区のクラブ会員であってはならない。会長はまた、大会で選挙を行うための日時を定めなければならない。指名委員会は、

(a) 適切な推薦証明書が本協会の法律部々長に対して提出され、同部長がその形式について承認した候補者全員の氏名を文書で受け取ると共に、いかなる抗議についても決断を下す。

(b) 投票用紙に印刷する氏名の順序を決める。

(c) 満たすべき役職のために、有資格の候補者全員の氏名を、大会総会で指名する。

選挙は、印刷された投票用紙を用いて無記名投票で行われるか、又は国際理事会が定める他の無記名投票の方法で行われる。当選するには最高数の得票が必要である。いかなる役職についても同数得票の場合は、現職の理事会がそのうちの1人を選出する。

国際大会では、代議員及び補欠代議員が資格証明を受けることができる。又、代議員、補欠代議員、あるいはその他誰でも、登録し、国際理事会が定める登録費を払った後にのみ、大会のあらゆる会議や行事に参加することができる。

第3条
役員の任務

第1項。会長。会長は、本協会のすべての大会及びすべての国際理事会会議で議長を務める。協会の業務及び活動を監督し、その役職に通常関連するその他の任務を遂行する。

第2項。副会長。何かの理由で会長が任務を遂行できない場合、次席の副会長は会長の職務を果たし、会長と同等の権限を持つ。

第3項。運営役員。国際理事会が指定した運営役員の任務は、国際理事会の決議でそれぞれの役員に割当

てられた業務である。

第4条

国際理事会の委員会

第1項。常設委員会。会長は、国際理事会の承認を得て、3人以上の構成員、但し長期計画委員会の場合には8人以下の構成員から成る下記の常設委員会を任命する。各委員会は、国際理事会の定例会議において報告しなければならない。

(a) 監査
(b) 会則及び付則
(c) 大会
(d) 地区及びクラブ・サービス
(e) 財務及び本部運営
(f) リーダーシップ開発
(g) 長期計画
(h) 会員増強
(i) マーケティング
(j) 奉仕事業
(k) テクノロジー
(l) 協会の運営に必要と考えられるその他の委員会

第2項。資格証明、議事規則、決議、選挙。各年次大会の際または大会前180日以内に会長は、それぞれ5人又はそれ以上の構成員から成り、同大会で任務を果たす資格証明委員会、決議委員会、並びに選挙委員会を任命する。会長は、同大会の60日以前に、5人又はそれ以上の構成員から成り、同大会で任務を果たす議事規則委員会を任命する。

第3項。特別委員会。会長は、国際理事会又は執行委員会の承認の下に、会長又は国際理事会が必要と考える特別委員会を随時任命することができる。但し、国際理事会又は執行委員会の承認がなければ、特別委員会の経費は支払われない。

第4項。委員長、欠員。会長は、国際理事会又は執行委員会の承認の下に、任命した各委員会の委員長を指名し、どの委員会のどの欠員も補充する権限を持つ。

第5項。任命の制限。どの委員会の委員に関しても、本付則又は会則で認められている任命権を行使するにあたり、会長は元国際役員を委員に任命することができるが、いかなる場合にも、委員に任命される元国際役員の合計数は1会計年度において6人を超えてはならない。 但しこの任命制限は、前国際会長にも本付則又は会則の下に行われる任命にも適用されない。元国際役員の委員としての任期は1年間のみであるが、後任の会長は、上記の合計数制限を超えない限り、いかなる元国際役員も、委員に再任命することができる。任命される委員のうち少なくとも1人は、国際会長の所属クラブが存在する会則地域以外のクラブの会員でなければならない。

第5条
国際理事会会議

第1項。定例会議。国際理事会の定例会議は、年次国際大会閉会後直ちにその開催地で開かれる。さらに、10月又は11月及び3月又は4月に定例会議が開かれる。10月又は11月及び3月又は4月の定例会議は、会長が決める日時に会長が決める場所で開かれる。最後の定例会議は、国際大会開催地で開かれるが、大会開会までには閉会する。

第2項。特別会議。会長は、会長が決める日時に会長が決める場所で、国際理事会の特別会議を招集することができる。又会長は、5人の理事から文書(手紙、電子メール、ファックス、又は電報を含む)による要請があった時は、会長が決める日時に会長が決める場所で、これを招集しなければならない。この場合、要請を全部受領してから10日以内に招集し、20日以内に会議を開かなければならない。国際大会で招集された場合を除き、日時、場所、及び会議の目的を明記した文書による特別会議通知を、国際本部は理事会の各構成員に送らなければならない。

第3項。郵便による業務処理。国際理事会は郵便(手紙、電子メール、ファックス、又は電報を含む)によって業務を処理することができる。ただしその処理は、決議案に対して理事会全構成員の4分の3の文書による承認がなければ有効とならない。会長又は5人の理事会構成員が、このような処理を提案できるが、その際の投票は、最初の郵送から30日以内に国際本部に届かなければ有効とはならない。郵送は、最も速やかな方法で行われる。

第4項。定足数。本付則又は会則に他の規定がある場合を除き、国際理事会の過半数が、そのいかなる会議においても定足数である。

第5項。執行委員会。国際会長、前国際会長、各副会長、並びに国際理事会の承認を得て会長が任命した1人の理事会構成員が、同理事会の執行委員会である。執行委員会は、同理事会構成員が1カ所に集まっていないか会議を開いていない時にのみ、理事会のため又理事会に代わって職務を遂行することができる。執行委員会は、理事会の決定を変更、修正、又は破棄してはならない。

執行委員会の定足数は、そのいかなる会議においてもメンバー4人の出席をもって定足数とし、かかるメンバーの過半数による決定を、同委員会の決定とする。同委員会は電話による審議で業務を処理することができるが、4人がそれに参加しなければならず、参加した者の過半数の決定が執行委員会の決定となる。ただし地区ガバナー職の空席補充に関しては、同委員会は、国際理事会の業務処理に関する上記規定通りに郵便で処理することができる。ただし4人の委員会メンバーがこれに参加することを条件とし、参加メンバーの過半数の投票が、委員会の決定とみなされる。

第6条
年次国際大会

第1項。大会に対する国際理事会の権限。本会則及び付則に他の規定がある場合を除き、国際大会のすべての段階が、国際理事会の管轄、統制、監督の下におかれる。

第2項。公式通達。会長又はその代理人は、大会開催のために決まっている年月日の前の5日以上かつ60日以内に、大会の場所及び日時を明記して、文書による国際大会公式通達を交付し、その年月日を本協会の公式機関誌にも掲載しなければならない。

第3項。大会役員。 本協会の会長、第一、第二、及び第三副会長、幹事、並びに会計は、国際大会の役員になる。会長は国際理事会の承認を得て、国際大会のために必要な他の役員を任命することができる。

第4項。地区ガバナーによる会議出席経費。監査規定に従って国際理事会は、ガバナー・スクール出席のために適当と認める場合、地区ガバナー(選出又は任命された)の妥当な経費支払いを承認することができる。

第7条
国際会計

第1項。会計監査。

(a) 国際理事会は、本協会の諸帳簿及び諸勘定に関して公認会計士による年次会計監査の手配をする。

(b) 国際理事会は毎年、財務報告書要約を作らせ、要請を受けた際にどのクラブにも提供する。

(c) 本協会の会計年度は、7月1日から6月30日までである。

第2項。凍結資金。本会則及び付則の規定のいかんにかかわらず、12カ月以上継続して、理事会が決めた通貨への協会資金振替送金が国又は領域において拘束された場合、国際理事会はその全構成員の3分の2の賛成点呼投票によって、その国又は領域の会員、クラブ、及び地区に対して、本会則及び付則が与える権利と特典の全部又は一部を停止する権限を持つ。この停止は、協会資金送金が拘束されている限り、又は上記と同じ投票による理事会決議で停止が解除されるまで続けられる。

第8条
地区機構

第1項。地区編成の管轄。地理的領域を、国際理事会が定める地区（単一、準、及び複合）行政組織単位に分割する。

第2項。地区の最低条件。国際理事会の3分の2の投票で他に承認されない限り、地区は編成の際に、35のグッドスタンディングのクラブ並びに合計少なくとも1,250人のグッドスタンディングのライオンズクラブ会員で構成されていなければならない。

第3項。地区再編成。複合地区となることを希望するすべての単一地区、もしくは、一つまたはそれ以上の準地区を追加すること、あるいは一つまたはそれ以上の既存の準地区に何らかの変更を加えることを希望するすべての複合地区は、それぞれ35クラブ及び1,250人の会員を有する単一地区または準地区と複合地区の大会で過半数の票により承認された地区再編成案を、国際理事会に提出する。一つまたはそれ以上の準地区の整理統合を希望するすべての複合地区は、その影響を受ける会員数1,000人以上の地区、または会員数1,000人未満で過去2年間の平均純増率が1%の地区、および複合地区の大会において、過半数の票により承認された地区再編成案を国際理事会に提出する。
各地区再編成案は、各予定準地区が少なくとも35のライオンズクラブ及び合計1,250人以上のグッドスタンディングの会員を有することを条件に、国際理事会によって考慮される。ただし、複合地区内の準地区数を減少させる場合はこの限りではない。理事会は、再編成案の承認を検討するに当たって、その他妥当と思われる要素を勘案することができ、また、クラブ数及び(又は)会員数の追加を要求することができる。

国際理事会が再編成案を承認した場合、再編成は、承認日の次に開かれる年次国際大会の閉会時をもって有効となる。ただし、それぞれの予定準地区に所属するクラブの代議員は、理事会の承認の後、年次国際大会に先立って開かれる地区(単一、準、複合)大会の際に会合を開き、その会合において地区ガバナーを選出する。その際、会則及び付則を採用することもできる。既存準地区が大幅に変わった場合、その準地区を構成する各クラブの代議員は、複合地区大会に出席している登録済み同準地区内クラブ代議員の会合で地区ガバナーを選出することができる。

第4項。ガバナー協議会。ここで規定されている場合を除き、準地区の地区ガバナーは複合地区のガバナー協議会を構成する。ガバナー協議会にはさらに、協議会議長を務める現又は元地区ガバナーを1人含めるものとする。また、複合地区会則及び付則の規定によって、1人又はそれ以上の前地区ガバナーを加えることができるが、協議会議長を含む元地区ガバナーの合計数は、地区ガバナー総数の2分の1を超えてはならない。協議会議長を含む、協議会の各構成員は、協議会の決断を必要とする各事柄に対して、1票の投票権を有する。各複合地区の協議会には、国際協会の現及び元会長、副会長、現及び元理事を投票権のない顧問として加えることができる。複合地区会則及び付則の規定に従って選任又は選出される協議会議長は、その役職に就任する時点で、現又は元地区ガバナーになっていなければならない。協議会議長は1年任期を1期のみ務めるものとし、この役職を再び務めることはできない。

第5項。複合地区ガバナー協議会の権限。会則及び付則の規定、並びに国際理事会の方針に従って、各ガバナー協議会は、それぞれの複合地区会則に定められる通りに、複合地区の運営をすべて管理し、役員を選び、会議を開き、資金を管理運用し、支払を承認し、その他の運営権限を行使する。

第6項。解任。ガバナー協議会の過半数の要請により、協議会議長解任を目的とした協議会特別会議を招集することができる。協議会議長の選出方法にかかわらず、正当な理由があれば、ガバナー協議会の全構成員の3分の2の賛成投票により、協議会議長を解任することができる。

第7項。**地区キャビネット。**各単一地区及び準地区は、議長としての地区ガバナー、第一及び第二副地区ガバナー（いずれも同一クラブに属さないこと）、前地区ガバナー、並びにそれぞれ単一、暫定、又は複合地区会則の規定で定められる手順で選出又は任命されるリジョン・チェアパーソン、ゾーン・チェアパーソン、キャビネット幹事及びキャビネット会計又は幹事兼会計、その他地区（単一、準、複合）会則及び付則で規定されるクラブ会員で構成される地区ガバナー・キャビネットを設ける。ただし各地区のガバナーは、自分の任期中にリジョン・チェアパーソンの役職を活用するかどうか定める権限を持つ。活用されなかった場合には、リジョン・チェアパーソン職はその地区ガバナーの任期中、空席となる。それぞれの地区(単一、準、複合)は、その会則及び付則の中に、選出される第一及び第二副地区ガバナーの規定を加えなければならず、各職責は国際理事会によって定められる。所属クラブが存在するリジョン又はゾーンのクラブ会員だけが、そのリジョン・チェアパーソン又はゾーン・チェアパーソンとして選出又は任命されるものとする。

第8項。キャビネット会議。地区キャビネットの会議は、それぞれの会則で定められる規則に基づいて開かれる。これらの会議では、地区ガバナー、前地区ガバナー、第一及び第二副地区ガバナー、地区ガバナーの任期中にリジョン•チェアパーソン職が活用された場合にはリジョン•チェアパーソン、ゾーン•チェアパーソン、キャビネット幹事及びキャビネット会計(又は幹事兼会計)に投票権が与えられ、地区(単一、準、複合)会則及び付則が定める他の構成員に投票権を与えることもできる。

第9条
地区大会及び選挙

第1項。地区(単一、準、複合)大会。各単一地区及び準地区は、年次国際大会開会日の30日以前に完了するよう、年次大会を開かなければならない。各複合地区は、年次国際大会開会日の15日以前に完了するよう、年次大会を開かなければならない。各単一地区及び準地区は、本付則又は会則に定められる通りに地区ガバナーを選出しなければならない。複合地区大会で準地区代議員の会合が開かれた場合には、本項の他の規定に沿っていれば、それを準地区大会とみなすことができる。各大会の開催日及び開催地は、それぞれ単一地区、準地区、並びに複合地区の会則の規定に従って決められる。

第2項。地区大会の権限。地区大会(単一、準、複合)は、本協会の会則及び付則に沿っている限り、あらゆる事項について適切な決断を下すことができ、単一地区及び複合地区の大会で国際協会への提案事項を決議することができる。

第3項。クラブ代議員方式。協会及び地区(単一、準、複合)においてグッドスタンディングである各正クラブは、大会が開かれる月の前月1日付国際本部の記録に基づき少なくとも1年と1日クラブに在籍している会員10人ごと及びその過半の端数について、代議員1人及び補欠1人を地区大会(単一、準、複合)に出席させることができる。ただし各クラブは、少なくとも1人の代議員及び1人の補欠を出席させる権利を持つ。さらに各地区(単一、準、複合)は、それぞれの地区会則及び付則に規定を明記することにより、上記クラブ代議員割当て数とは別に、地区内クラブに所属する各元地区ガバナーに代議員としての資格を与えることができる。資格を証明され出席している代議員は、大会で選ばれる各役員につき1票を、また大会に提出された各議題について1票を、いずれも本人の意思に基づいて投ずる権利を持つ。本項で言う過半の端数とは、5人以上のことである。新しく結成されたクラブ及び大会開会前に新会員を加えたクラブのためには、国際本部で記録された日に少なくとも1年と1日クラブに在籍していた会員数に基づいて、代議員の数が定められる。クラブは、それぞれの大会の議事規則によって定められた代議員資格証明締切り時の15日前までに滞納金を支払って、グッドスタンディングになることができる。

第4項。地区ガバナー立候補の資格。地区ガバナーの候補者は、

(a) 所属単一又は準地区内のグッドスタンディングの正ライオンズクラブにおけるグッドスタンディングの正会員であり、
(b) 所属クラブの推薦、あるいは所属単一地区又は準地区内過半数のクラブの推薦を受け、
(c) 現在、所属地区の第一副地区ガバナーを務めている者でなければならない。
(d) 現第一副地区ガバナーが地区ガバナーに立候補しない場合にのみ、あるいは地区大会の際に第一副地区ガバナー職が空席である場合にのみ、本付則又は会則に定められている通りに第二副地区ガバナーの条件を満たしており、現在地区キャビネット構成員として追加に1年務めているか既に務めたクラブ会員は誰でも、上記(c)項の条件を満たしている。

第5項。地区の立候補手続き条件。国際役員立候補表明の時期と方法に関する手続き、並びに候補者推薦に必要な投票数については、それぞれの単一地区又は複合地区の会則及び付則で決めることができるが、国際役員候補者のために本会則で規定されている以外の条件を加えてはならない。又ここでいう手続きには、協会の各年度内に満たすことのできない条件を含んではならない。

第6項。地区ガバナー/第一及び第二副地区ガバナー選挙手順

(a) **地区ガバナー。**地区ガバナー選挙は、投票用紙を使って無記名投票で行われなければならず、地区ガバナー候補者がその選挙で当選したと宣言されるには、出席して投票した代議員の過半数の賛成投票を得なければならない。過半数というのは、白紙及び棄権を除く有効な投票合計数の半分以上の数を意味する。

その他の手順等に関しては、その地区(単一、準、及び複合)の会則及び付則の規定に従って行われるものとする。各地区ガバナー選挙の結果については、その地区の現職地区ガバナー及び(又は)国際協会駐在員が国際本部に報告する。報告された選挙結果は、国際理事会に提出される。すべての地区ガバナー選挙結果は、理事会方針書に定められる国際理事会の規定に従って抗議が提出されるか又は法的行為が取られた場合を除き、国際理事会で採択され、有効となる。抗議又は法的行為があった場合、地区ガバナーの任命又は選挙は国際理事会の決議次第となる。

地区が有資格の地区ガバナーを選出しなかった場合、または選出された地区ガバナーエレクトがその任期開始前に死亡するか就任を拒絶したか、あるいは病気その他の理由のため就任が不可能であると国際理事会がみなした場合、あるいは地区ガバナー選挙に対する抗議又は法的行為のために空席が生じた場合には、本付則又は会則に定められる時期及び手順に準じて、同項に定められる任期のために、国際理事会が地区ガバナーを任命することができる。

(b) **第一副地区ガバナー。**第一副地区ガバナー選挙は、投票用紙を使って無記名投票で行われなければならず、第一副地区ガバナー候補者がその選挙で当選したと宣言されるには、出席して投票した代議員の過半数の賛成投票を得なければならない。過半数というのは、白紙及び棄権を除く有効な投票合計数の半分以上の数を意味する。第一副地区ガバナーの任期は1年で、当選した年の協会の大会閉会時に始まり、協会の次の大会閉会時に終了するものとし、どの第一副地区ガバナーも自身の後継者となることはできない。その他の手順等に関しては、その地区(単一、準、及び複合)の会則及び付則の規定に従って行われるものとする。各第一副地区ガバナー選挙の結果については、その地区の現職地区ガバナー及び（又は）国際協会駐在員が国際本部に報告する。

第一副地区ガバナー候補者は、

(1) 所属単一又は準地区内のグッドスタンディングの正ライオンズクラブにおけるグッドスタンディングの正会員であり、

(2) 所属クラブの推薦、あるいは所属単一又は準地区内過半数のクラブの推薦を受け、

(3) 現在、所属地区の第二副地区ガバナーを務めている者でなければならない。

(4) 現職の第二副地区ガバナーが第一副地区ガバナーに立候補しない場合にのみ、あるいは地区大会の際に第二副地区ガバナー職が空席である場合にのみ、本付則又は会則に定められている通りに第二副地区ガバナーの条件を満たしているクラブ会員は誰でも上記(3)項の条件を満たしているものとする。

(c) **第二副地区ガバナー。**第二副地区ガバナー選挙は無記名投票で行われなければならず、第二副地区ガバナー候補者がその選挙で当選したと宣言されるには、出席して投票した代議員の過半数の賛成投票を得なければならない。過半数というのは、白紙及び棄権を除く有効な投票合計数の半分以上の数を意味する。第二副地区ガバナーの任期は1年で、当選した年の協会の大会閉会時に始まり、協会の次の大会閉会時に終了するものとし、どの第二副地区ガバナーも自身の後継者となることはできない。その他の手順等に関しては、その地区（単一、準及び複合）の会則及び付則の規定に従って行われるものとする。各第二副地区ガバナー選挙の結果については、その地区

の現職地区ガバナー及び（又は）国際協会駐在員が国際本部に報告する。

第二副地区ガバナー候補者は、

(1) 所属単一又は準地区内のグッドスタンディングの正ライオンズクラブにおけるグッドスタンディングの正会員であり、

(2) 所属クラブの推薦、あるいは所属単一又は準地区内過半数のクラブの推薦を受け、

(3) 第二副地区ガバナー就任の時点で、

(a) クラブ会長を全期又は過半の期間、そして理事会構成員として更に2年以上務め、かつ

(b) ゾーン・チェアパーソン、リジョン・チェアパーソン、地区グローバル・エクステション・チーム・コーディネーター、地区グローバル指導力育成チーム・コーディネーター、地区グローバル会員増強チーム・コーディネーター、地区グローバル奉仕チーム・コーディネーター、地区LCIFコーディネーター、あるいはキャビネット幹事及び（又は）会計として全期又は過半の期間務めた者でなければならない。

(c) 上記のいずれも、同時に達成させることはできない。

(4) 地区ガバナーとして全期または過半の期間務めていない。

(d) **地区ガバナー／第一又は第二副地区ガバナー空席**。本付則又は会則のもとに地区ガバナー職に空席が生じた場合には、本項(e)に規定される通り、残る任期について国際理事会がその空席を埋めるまで、第一副地区ガバナーが地区ガバナー代理として地区ガバナーと同じ任務を果たし、同じ権限を持つ。第一又は第二副地区ガバナー職に空席が生じた場合には、地区(単一、準、複合)の会則及び付則に従って補充される。

(e) **地区ガバナー空席補充手順。**国際理事会は、選出された地区ガバナーが会則の下に就任する時に先立って、地区ガバナーを任命することができ、その場合に被任命者は、選出されたと同様に扱われ、通常の監査規定が適用される。この任命を行うにあたり、また本付則又は会則の下に地区ガバナー職の空席を埋めるにあたり、国際理事会は、地区ガバナー、前地区ガバナー、第一及び第二副地区ガバナーのほか、地区内のグッドスタンディング・ライオンズクラブのグッドスタンディング会員である元国際会長、元国際理事、並びに元地区ガバナーの全員が出席の案内を受けた会議で採決された推薦があれば、それに拘束されないが、考慮する。この会議は、国際理事会の通達を受けてから15日以内に開かれる。前地区ガバナー、ただし不可能な場合には任務遂行可能な最も近年の元地区ガバナーが、同会議出席の案内をその会議の15日前までに出し、議長として同会議を主宰する。議長は、会議の結果を7日以内に国際理事会に報告すると共に、会議の案内を出した証拠と出席者の記録を提出する。会議出席の案内を受ける資格を持ち、会議に出席した会員は、地区ガバナー職への任命を受ける候補者となる1人のライオンに1票を投じることができる。

(f) **新地区の地区ガバナー選挙。**地区が初めて編成された場合、必要な最低限のグッドスタンディングのクラブ数及び会員数に達した後の最初の地区大会で、地区は地区ガバナーを選出することができる。ただし、本付則で定められる地区ガバナー候補者の資格は、そのような地区が設立されてから3年以上経つまで適用されず、正地区になる前の地区のキャビネット構成員を務めたことを、その資格の一部とみなすことができる。

第7項。同数得票。地区ガバナー又は第一及び第二副地区ガバナーの選挙で同数得票となり、その地区会則及び付則に他の規定がない場合には、標準地区会則及び付則の中にある方法で解決する。

第8項。地区大会報告。各単一、準、複合の地区大会閉会後60日以内に、それぞれの大会幹事は、大会議事録を国際本部及び地区ガバナーに1部ずつ提出しなければならない。地区内のクラブから文書で要請があった場合には、そのクラブにこれを交付しなければならない。会計年度終了後60日以内に、その時点における地区キャビネット幹事兼会計又は協議会幹事のいずれか該当者は、終了した会計年度の地区(単一、準、複合)の分類別収支明細書を、国際本部、地区ガバナー、並びに各地区(単一、準、複合)内のクラブ幹事に1部ずつ送らなければならない。

第10条
地区役員の任務

第1項。複合地区協議会議長。複合地区協議会議長は、複合地区の管理運営促進者である。いかなる行為も、複合地区ガバナー協議会の権限、指示、監督に基づくものとする。
ガバナー協議会との協力の下に協議会議長は下記を行う。

(a) 本協会の目的を推進する。
(b) 国際及び複合地区の方針、プログラム、イベントに関する情報伝達を支援する。
(c) ガバナー協議会が設定した複合地区の目標及び長期計画を文書として記録し、それを入手できるようにする。
(d) 会議を開催し、協議会会議でのディスカッションを円滑に進める。
(e) 複合地区大会を円滑に運営する。
(f) 地区ガバナー間の和と結束を作り出し深めることを目的として、国際理事会又はガバナー協議会によって始められた取り組みを支援する。
(g) 報告書を提出し複合地区会則及び付則で定められる任務を遂行する。
(h) 複合地区ガバナー協議会から割当てられる他の管理運営の任務を果たす。
(i) 任務終了時には、複合地区の口座、資金、記録の一切が後継者に速やかに引き渡されるように計らう。

第2項。地区役員。次の者が地区役員となる。

(a) **地区ガバナー**。本協会の国際役員として、又国際理事会の全般的監督のもとに、所属地区において国際協会を代表する。さらに、地区における最高運営責任者として、地区キャビネットを直接指導監督する。具体的な任務は次のとおりである。
  (1) 地区における会員増加につながるよう、本協会の目的を推進する。
  (2) 地区レベルのグローバル・アクション・チームを監督すると共に、他の地区役員に対し、会員増強及び新クラブ結成を積極的に支援するよう働きかける。
  (3) 以下の分野における各地区目標の達成に焦点を当て、それに向けて取り組むための現行の地区行動計画を監督する。
    a. 新クラブを結成する。
    b. 会員純増を達成する。
    c. 効果的なクラブ運営を徹底る。
    d. クラブレベルと地区レベルでリーダー育成と技能開発を提供する。
    e. 有意義な人道支援奉仕を実施し報告するよう各クラブに奨励する。
    f. ライオンズクラブ国際財団を支援・推進し、ライオンズクラブ国際財団へのクラブと会員による寄付を奨励する。

(4) 標準版地区付則に定められる通りに地区の運営管理を監督する。
(5) 各クラブが、国際会則及び付則に従って運営し、会員維持率を向上するアクティビティを支援し、協会におけるグッドスタンディングを保つよう、指導する。
(6) 地区大会、キャビネット会議及び地区のその他会議に出席した場合には、その議長を務める。
(7) 国際理事会が要請するその他任務を遂行する。

(b) **第一副地区ガバナー。**第一副地区ガバナーは、地区ガバナーの指導監督のもとに、地区ガバナーの最高運営補佐役を務める。具体的な任務は次のとおりである。
(1) 地区における会員増加につながるよう、本協会の目的を推進する。
(2) 現行の地区行動計画の成功に向けて積極的に努力する。
(3) 地区ガバナー及び第二副地区ガバナーとともに、地区の強みと弱みを確認した上で、地区目標の達成に焦点を当てそれに向けて取り組むための、進行中の地区計画をさらに調整・推敲する。
(4) 翌年度、地区目標を達成するための行動計画を策定・実施できるよう、極めて優れたチームを特定して備える。
(5) クラブ役員と密接に協力して未来の地区役員を特定する
(6) 地区ガバナーによって、または国際理事会が定めた方針によって課される職務やその他の指示を遂行する。
(7) 地区ガバナーの要請に従って、適宜地区委員会を監督する。
(8) すべてのキャビネット会議に積極的に参加し、地区ガバナー不在の際には、すべての会議において議長を務める。
(9) 必要に応じてガバナー協議会会議に参加する。
(10)地区予算作成に協力する。

(c) **第二副地区ガバナー。**第二副地区ガバナーは、地区ガバナーの指導監督のもとにある。具体的な任務は次のとおりである。
(1) 地区における会員増加につながるよう、本協会の目的を推進する。
(2) 現行の地区行動計画の成功に向けて積極的に努力する。
(3) 地区ガバナーの指示のもと、リジョン及びゾーン・チェアパーソンと地区との橋渡し役を務め、クラブの健康を支えるためリジョン／ゾーン運営を成功させられるよう努力する。
(4) クラブの発展をサポートする情報資料に精通する。
(5) 地区ガバナーの職に備える。
(6) 地区ガバナーによって、または国際理事会が定めた方針によって課される職務やその他の指示を遂行する。
(7) 地区ガバナーの要請に従って、適宜地区委員会を監督する。
(8) すべてのキャビネット会議に積極的に参加し、地区ガバナー及び第一副地区ガバナー不在の際には、すべての会議において議長を務める。
(9) 地区予算作成に協力する。

(d) **リジョン・チェアパーソン。**リジョン・チェアパーソン職が活用された場合には、地区ガバナーの指導監督のもとに、リジョンの最高運営責任者となる。具体的な任務は次のとおりである。
(1) 地区における会員増加につながるよう、本協会の目的を推進する。
(2) 現行の地区行動計画の成功に向けて積極的に努力し、クラブとゾーンの参加を促す。

(3) リジョン内のゾーン・チェアパーソンの活動並びに地区ガバナーより割り当てられる地区委員長の活動を監督する。
(4) クラブの強みと弱みを特定し、増強と、リーダーシップの向上と、有意義な奉仕を促すことで、クラブの健康を支える。
(5) 地区の運営に精通し、次の役職に進むために必要なリーダーシップ技能を磨く。
(6) 地区役員によって、または国際理事会が定めた方針によって要請される職務や指示を遂行する。

(e) **ゾーン・チェアパーソン。**地区ガバナー及び（又は）リジョン・チェアパーソンの指導監督のもとに、ゾーンの最高運営責任者を務める。具体的な任務は次のとおりである。
(1) 地区における会員増加につながるよう、本協会の目的を推進する。
(2) 現行の地区行動計画の成功に向けて積極的に努力し、クラブの参加を促す。
(3) ゾーン内における地区ガバナー諮問委員会委員長を務め、同委員長として同委員会の定例会議を招集する。
(4) クラブの強みと弱みを特定し、増強と、リーダーシップの向上と、有意義な奉仕を促すことで、クラブの健康を確かなものとする。
(5) 地区の運営に精通し、次の役職に進むために必要なリーダーシップ技能を磨く。
(6) 地区役員マニュアル及びその他を通して国際理事会が要求するその他の任務を遂行する。

(f) **キャビネット幹事及びキャビネット会計**（又は幹事兼会計）。キャビネット幹事、キャビネット会計、又はキャビネット幹事兼会計は、地区ガバナーの監督のもとに役目を果たす。具体的な任務は次のとおりである。
(1) 本協会の目的を推進する。
(2) キャビネット幹事／会計マニュアル及びその他を通して国際理事会が要求するその他の任務を遂行する。

(g) **他の地区キャビネット構成員。**地区ガバナーの監督のもとに、国際理事会が要求する任務、並びに会則及び付則並びに国際理事会方針に反しないそれぞれの単一、準、複合地区の会則及び付則に定められる任務を果たす。

第11条
メンバー

第1項。クラブ結成。一つ又は複数のライオンズクラブがすでに存在する地域を含め、確定されたあらゆる地理的領域において、地区ガバナーの同意及び（又は）国際理事会の承認により、クラブを結成することができる。一つ又は複数のクラブが結成される地域は確定されていなければならず、上記規定に従って変更されることがある。

第2項。クラブ名称。各クラブは、そのクラブが所在する確定された地理的領域の名称をもって認識される。そのような地理的領域にクラブが二つ以上ある場合には、各クラブは区別するための名称をつけ加えなければならない。

第3項。申請手順。いかなるグループ、クラブ、集合も、国際理事会がその理事会方針書で指定する方法で、ライオンズクラブ認証状を本協会に申請することができる。

第4項。クラブの責務。各クラブは、グッドスタンディングを保つために下記を行う。

(a) ここに他の規定がある場合を除き、国際会費、地区(単一、準、複合)会費、並びにクラブ運営に必要な経費など、最小限の年間会費を会員から徴収する。

(b) 国際理事会が要求する定期報告書を協会事務局に提出する。

(c) 会則及び付則、並びに国際理事会の方針に従う。

(d) 国際理事会の方針で随時定められるクラブ紛争処理手順に従って、クラブ・レベルで起こる紛争の解決に努める。

第5項。ステータスクオ/認証状取消し。本協会への義務を怠ったクラブは、国際理事会の判断により、地区ガバナーとの協議の上、ステータスクオ・クラブとされるか、又は認証状が取消されることがある。ステータスクオになったクラブは、同理事会がその処理を最終的に決定するまで、あらゆる権利と特権を喪失する。

第6項。クラブ脱退。いかなる正クラブも、本協会から脱退することができる。脱退は国際理事会により承認された際に有効となる。ただし、クラブがすべての負債を支払い、クラブの資金及び財産を適切に処分し、認証状を返却し、本協会の「ライオンズ」名称、紋章、並びに他のマークの使用権をすべて放棄するまで、国際理事会は脱退の承認を保留することがある。

第7項。種別。ライオンズクラブの個々の会員は、クラブ理事会の承認の下に、次の種類に分類される。正会員、賛助会員、準会員、特典会員、名誉会員、終身会員、不在会員、あるいは優待会員である。 それぞれの種別は、国際理事会の方針に従って定められる権利、特権、義務を有する。いかなる種別の会員も、ライオンズクラブが定める会費を支払い(クラブが会費を払う名誉会員を除く)、地域社会内でライオンズクラブの良い印象を与えるような言動をしなければならない。終身会員の場合には、将来の国際会費の代わりに1回だけ、US$650を支払わなければならず、この地位は国際理事会の方針に従って承認される。元国際会長は全員、会長の任期が終了した際に、会費支払いも承認も必要とされずに終身会員の地位に就く。

第8項。二重クラブ会員籍。名誉会員又は準会員を除いて、いかなる会員も同時に二つ以上のライオンズクラブの会員になることはできない。

第12条
入会金及び会費

第1項。会員報告。各正クラブは、すべての新会員の氏名を、国際理事会が定める方法で、その期限内に国際本部に報告し、国際理事会が定める通りに、各新会員の入会金を納入しなければならない。

第2項。会費。

(a) 半期分国際会費として米ドルによる25ドル（US$25.00）が、6月と12月の会員報告書に示される各クラブの会員数に基づいてクラブの各会員に課され、各クラブは国際理事会が定める通りにこれを国際本部に支払うものとする。ただし、本項(b)および(c)に規定される場合を除く。

(b) 国際理事会が承認した家族会員プログラムに対しては、下記の会費が適用される。

(1) 家族員1人目の会員は、上記の(a)で規定される金額を半期分国際会費として支払う。

(2) 有資格の家族員2人目以降の会員（1世帯につき、有資格者を4人まで追加可能）は、上記(b)(1)で規定される家族員1人目の会員が支払う合計額の2分の1に相当する金額を半期分国際会費と

して支払う。

(c) 国際理事会が承認した学生会員プログラムにおいて、その適用対象となる学生会員は、上記(a)で規定される会費合計額の2分の1に相当する金額を半期分国際会費として支払う。

(d) ライオンズクラブは、スポンサーしている各レオクラブにつき、国際理事会が定める額による年間納入金を、国際理事会が定める時期に支払わなければならない。

第3項。現地納入金及び税金。上記第2項に従って課される会費に加えて、国際協会は、あらゆる政府組織または税務当局によって国際会費に課される現地税金や納入金に対応するため、追加の金額を徴収することができる。

第4項。延滞金利。国際理事会には、理事会が定める滞納クラブ口座残高に対して、法律で許される最高額を超えない率で、理事会が随時定める延滞金利を課す権限が与えられる。

第13条
議事規則と手順

(a) 会則及び付則、それぞれの地区(単一、準、複合)又はクラブの会則及び付則、会議のために採用された規則、あるいは地元の法令又は一般慣例で定められていない限り、本協会、国際理事会、又はその管轄下の委員会、地区(単一、準、複合)又は組織、あるいはその管轄下の委員会、並びにライオンズクラブ又は組織、あるいはその管轄下の委員会の会合又は決議に関連して生じる進行又は手順の問題はいかなるものも、時折改訂されるロバート議事規則最新
版に従って処理する。

(b) 国際理事会は、会則及び付則の規定、国際理事会方針、あるいは地区(単一、準、複合)レベル又は国際レベルで起こる問題に関する苦情、紛争、又は要求の審理手順を、随時制定する権限を持つ。

(c) 協会の会員は、苦情、紛争、又は要求の処理を同手順の規定に沿って追求し、その裁決に従うことに同意しなければならない。

(d) 各地区は、随時改正される会則及び付則並びに理事会の方針に反しない会則及び付則を採択しなければならない。そのようなすべての地区会則及び付則は、ライオンズクラブ国際協会が法人組織化された州で有効となっている法律に基づく解釈に従わなければならない。

第14条
改正

第1項。改正手順。本付則は、国際大会においてのみ、その年次大会で会則及び付則委員会から提出された改正案が、同大会で投票した資格証明済み代議員の過半数の賛成投票で採決された場合、改正される。改正案は、下記二つの方法の一つで承認されない限り、大会に提出されない。

(a) 国際理事会が承認した。又は、

(b) 投票用紙に載せるために改正案が国際理事会に提出される会計年度7月1日現在の国際協　クラブ会員数合計の51%以上の会員を代表する単一及び(又は)複合地区の大会決議で採用された。

第2項。通知。改正案はいずれも、改正案の投票が行われる大会の少なくとも30日前に、ライオン誌又は本協会の他の公式出版物に掲載されなければならない。

第3項。施行日。会則及び付則は、改正案で後の有効日が表示されない限り、これが採用された国際大会の閉会時から有効になる。

別紙A - 会員種別

理事会方針書 第17章

A項3

ライオンズクラブの会員は次のように分類される。

a.**正会員:** クラブ、地区、または国際協会の役職に立候補する資格（ただし資格要件を満たしている場合）と、会員の投票を要するあらゆる事項に対する投票権を持つ会員。義務には、速やかな会費納入、クラブ活動参加、並びに地域社会に対してクラブの良い印象を与えるような言動が含まれる。 この種類の会員は、クラブ代議員数算出の対象となる。

b.**不在会員:**クラブ所在地から転出したクラブ会員又は健康上の理由やその他の正当な理由により規則正しくクラブの会合に出席することが不可能な会員で、クラブにとどまることを希望し、これをクラブ理事会が適当と認めた者。不在会員の資格は6カ月ごとにクラブ理事会で再検討されるものとする。不在会員は役職に就くことも、地区又は国際の大会又は会合において投票することもできない。不在会員はクラブが課す会費を納入しなければならない。その会費には地区及び国際の会費が含まれる。この種類の会員は、クラブ代議員数算出の対象となる。

c.**名誉会員:** そのクラブの会員以外の者で、ライオンズクラブが奉仕をする地域社会のために著しい貢献をし、クラブが名誉会員の称号を与えることを希望した者。クラブは、名誉会員の入会金、地区会費、及び国際会費を支払う。名誉会員は会合に出席できるが、正会員が持つ特権を持たない。この種類の会員は、クラブ代議員数算出の対象とならない。

d.**優待会員:** 15年以上クラブ会員であって、病気、老齢その他クラブ理事会の認める正当な理由により正会員であることを放棄した者。優待会員はクラブが課す会費を納入しなければならない。その会費には地区会費及び国際会費が含まれる。優待会員は投票権を持つほか、会員としての他のいかなる特権も持つが、クラブ、地区、又は国際の役員職に就くことはできない。この種類の会員は、クラブ代議員数算出の対象となる。

e.**終身会員:** 20年以上ライオンズ正会員であり、かつ所属クラブ、その地域社会、あるいは国際協会に対する会員としての功績が著しい者、又は、重病人、あるいは15年以上正会員であり、かつ少なくとも70歳に達している者は、次の手続によってクラブの終身会員となることができる。

(1) 所属クラブが協会に推薦、

(2) 今後の国際会費全額の代わりにUS$650もしくは現地通貨によるUS$650相当額を所属クラブが納入。終身会員には、正会員としての義務を遂行する限りにおいて、正会員に与えられるすべての特権が与えられる。終身会員が移転を希望し、かつ他のクラブから招請を受けて転籍した場合、自動的に転籍先クラブの終身会員となる。クラブは、終身会員に対してクラブが適当と見なす額の会費を課すことができる。現在、ライオンズクラブの正会員であるか、又は2007年6月30日までにライオンズクラブの正会員となる元ライオネスは、ライオネスとしての奉仕歴をすべて、終身会員となるための資格に適用することができる。2007年6月30日を経過してライオンズクラブの49正会員となるライオネスは、終身会員となる資格に、ライオネス奉仕歴を適用することができない。この種類の会員は、クラブ代議員数算出の対象となる。

f.**準会員:** 他のライオンズクラブに主な会員籍を持つが、このクラブが奉仕する地域社会に住居を持つか、就職している会員。準会員の地位は、クラブ理事会の招請によって与えられるもので、毎年考察を受ける。クラブは、月例会員報告書で準会員を報告することはできない。準会員は、出席している

会議におクラブ事項に対する投票権を持つが、準会員となっているクラブを代表して、地区（単一、準、暫定、及び/又は複合）大会又は国際大会の代議員になることはできない。この会員は、準会員となっているクラブを通して、クラブ、地区、又は国際の役員職に就くことができないし、地区、複合、又は国際の委員会への任命を受けることもできない。準会員から国際会費及び地区（単一、準、暫定、及び／又は複合）会費を徴収することはできない。ただし、クラブは妥当と思う会費を準会員から徴収することができる。この種類の会員は、クラブ代議員数算出の対象とならない。

g.**賛助会員:** 現在のところ、クラブの正会員として全面的に活動できないが、クラブとその奉仕活動を支持しており、クラブへの賛助を希望する地域社会の優れた人物である。この地位は、クラブ理事会の招請によって与えられる。賛助会員は、出席している会議においてクラブ事項に対する投票権を持つが、クラブを代表して、地区（単一、準、暫定、及び/又は複合）大会又は国際大会の代議員になることはできない。この会員はクラブ、地区、又は国際の役員職に就くことも、地区、複合、又は国際の委員会への任命を受けることもできない。賛助会員は、地区会費、国際会費、その他クラブが課す会費を払わなければならない。この種類の会員は、クラブ代議員数算出の対象となる。

h.**特典会員：**家族会員、学生、または国際協会が提供するその他の会費割引プログラムに参加した結果として割引された会費を支払う会員で、クラブの会員籍を保持することを希望し、会費割引の条件を満たす会員。会員プログラムの参加状況は、クラブの理事会が確認するものとする。特典会員は、正会員のすべての権利を有するが、クラブ代議員数算出の対象とならない。

別紙 B
会員種別表

種別	会費即時支払（クラブ、地区、国際）	クラブ活動参加	良い印象を与える言動	クラブ、地区又は国際の役職への立候補資格	投票権・自身が代議員になる資格	地区又は国際の大会の代議員数算出の対象
正会員	必要	必要	必要	有	有	対象になる
賛助会員	必要	可能な時	必要	無	クラブ事項のみ	対象になる
準会員	クラブ会費のみ支払う	可能な時	必要	無	地区大会（第1クラブ） クラブ事項（第1及び第2クラブ）	対象にならない
特典会員	必要	必要	必要	有	有	対象にならない
名誉会員	必要なし クラブが国際及び地区の会費を支払う	可能な時	必要	無	無	対象にならない
終身会員	クラブ及び地区の会費を払い、国際会費は払わない	可能な時	必要	正会員の義務を果たしていれば有	正会員の義務を果たしていれば有	対象になる
不在会員	必要	可能な時	必要	無	クラブ事項のみ	対象になる
優待会員	必要	可能な時	必要	無	有	対象になる

国際理事会方針書　第7章　会則および付則（抜粋）

A. 会則

1. 標準版単一及び準地区会則及び付則

理事会は、Exhibit Aとしてここに添付されている標準版会則及び付則を、単一及び準地区用として採用する。

理事会は、標準版地区会則及び付則における特定の規定を、改正してはならない必須のものとして採用する。

2. 標準版クラブ会則及び付則

理事会は、Exhibit Bとしてここに添付されている標準版クラブ会則及び付則を、すべてのライオンズクラブ用として採用するとともに、理事会によって随時行われる改正も同様とすることを定め、独自の会則及び付則を持たないライオンズクラブはすべて本標準版を採用しなければならない。

3. 標準版複合地区会則及び付則

理事会は、Exhibit Cとしてここに添付されている標準版複合地区会則及び付則を、すべての複合地区用として採用する。

4. 標準版の優越性

理事会は、それぞれの地区（単一、準、又は複合）会則及び付則には定められていないが、標準版（単一、準、又は複合）会則及び付則に定められている地区（単一、準、又は複合）の運営事項はすべて、標準版（単一、準、又は複合）会則及び付則にある規定に準拠しなければならないことを方針としてここに宣言する。

理事会は、国際会則及び付則との整合性があり、個々のクラブの会則及び付則には定められていないが、標準版ライオンズクラブ会則及び付則に定められているクラブの運営事項はすべて、標準版ライオンズクラブ会則及び付則にある規定に準拠しなければならないことを方針としてここに宣言する。

5. ライオンズ国際切手クラブ

1974年11月25日に承認された会則が、Exhibit Dとして添付されている。

6. ライオンズ国際交換ピン・クラブ

会則がExhibit Eとして添付されている。

7. ライオンズ国際貨幣クラブ

会則がExhibit Fとして添付されている。

8. ライオンズクラブ国際インターネットクラブ

会則がExhibit Gとして添付されている。

第3部 標準版地区会則及び付則（2026年1月13日改訂）2025～2026年度（LA—4）

標準版地区会則

第1条 - 名称 36
第2条 – 目的 36
第3条 – メンバー 36
第4条 – 紋章、色、スローガン及びモットー
第1項 – 紋章 36
第2項 - 名称及び紋章の使用 36
第3項 - 色 36
第4項 - スローガン 36
第5項 - モットー 36
第5条 – 優越性 36
第6条 – 役員及び地区キャビネット
第1項 - 役員 37
第2項 - 地区キャビネット 37
第3項 - 地区キャビネットの選挙／任命 37
第4項 - 解任 37
第7条 – 地区大会
第1項 - 開催日時及び場所 37
第2項 - クラブ代議員の算出方法 37
第3項 - 定足数 38
第4項 - 特別大会 38
第8条 – 地区紛争処理手順 38
第9条 – 改正
第1項 - 改正手順 39
第2項 - 自動更新 39
第3項 - 通知 39
第4項 - 発効日 39

付則

第1条 – 第三副会長及び国際理事候補の指名及び推薦
第1項 - 推薦手順 39
第2項 - 指名 39
第3項 - 支持演説 39
第4項 - 投票 39
第5項 - 推薦証明 39
第6項 - 有効性 39

第2条 – 地区指名推薦、選挙及び任命
第1項 - 指名委員会 40
第2項 - 地区ガバナー選挙手順 40
第3項 - 第一及び第二副地区ガバナー選挙手順 40
第4項 - 投票 40
第5項 - 地区ガバナー空席 40
第6項 - 第一及び第二副地区ガバナー並びにその他の役職の空席 41
第7項 - リジョン／ゾーン・チェアパーソンの資格 41
第8項 - リジョン／ゾーン・チェアパーソンの任命／選出 41
第9項 - リジョン／ゾーン・チェアパーソンの空席 41
第3条 – 地区役員／キャビネットの任務
第1項 - 地区ガバナー 42
第2項 - 第一副地区ガバナー 43
第3項 - 第二副地区ガバナー 43
第4項 - キャビネット幹事・会計 44
第5項 – 地区グローバル奉仕チーム（GST）コーディネーター 44
第6項 – 地区グローバル会員増強チーム（GMT）コーディネーター 45
第7項 – 地区グローバル指導力育成チーム（GLT）コーディネーター 45
第8項 – グローバル・エクステンション・チーム・コーディネーター 45
第9項 – 地区マーケティング委員長 46
第10項 - 地区LCIFコーディネーター 46
第11項 - レオ／レオライオン・キャビネット・リエゾン（任意） 47
第12項 - リジョン・チェアパーソン 48
第13項 ゾーン・チェアパーソン 48
第14項 - 地区ガバナー・キャビネット 49
第15項 - 守衛官 49
第4条 – 地区委員会
第1項 - 地区ガバナー諮問委員会 49
第2項 – 地区グローバル・アクション・チーム 49
第3項 - 地区ガバナー名誉委員会 50
第4項 - 地区キャビネットの委員会 50
第5条 – 会議
第1項 - 地区キャビネット会議 50
第2項 - 代替会議形式 50
第3項 - 郵便による業務処理 50
第4項 - リジョン及びゾーン 50
第6条 – 地区大会
第1項 - 大会開催地の選択 51
第2項 - 公式通達 51
第3項 - 開催地の変更 51

第4項 - 役員 51
第5項 - 守衛官 51
第6項 - 公式報告 51
第7項 - 資格証明委員会 51
第8項 - 大会議事次第 51
第9項 – 各種地区大会委員会 52
第7条 – 大会資金
第1項 - 大会費 52
第2項 - 残った資金 52
第3項 - 代金の徴収 52
第8条 – 地区運営資金
第1項 - 地区収入 52
第2項 - 残った資金 52
第9条 – その他
第1項 - 地区ガバナー経費 - 国際大会 53
第2項 - 財政上の債務 53
第3項 - キャビネット幹事 - 会計の保証金 53
第4項 - 帳簿の会計監査又は検査 53
第5項 - 報酬 53
第6項 - 会計年度 53
第7項 - 議事規則 53
第10条 – 改正
第1項 - 改正手順 53
第2項 - 自動更新 53
第3項 - 通知 53
第4項 - 発効日 53

別紙 A - 開催手順
○○地区大会.....54

別紙 B - 開催手順
地区ガバナーとして任命されるライオンを推薦するための特別会議 56

別紙 C - 開催手順
第一又は第二副地区ガバナーとして任命されるライオンを推薦するための
特別会議 57

別紙 D – 指名委員会チェックリスト
地区ガバナー候補者 58

別紙 E – 指名委員会チェックリスト
第一副地区ガバナー候補者 59

別紙 F – 指名委員会チェックリスト
第二副地区ガバナー候補者 60

別紙 G - 標準投票用紙
地区ガバナー、第一副地区ガバナー、第二副地区ガバナー 61

標準版地区会則及び付則

黄色になっている箇所

国際会則及び付則、並びに理事会方針に従い変更してはならない条項

灰色になっている箇所

既定と注釈が変更された箇所

着色されていない箇所

変更してもよい規定

標準版地区会則及び付則（2026年1月13日改訂　LA-4）

第1条

名称

本組織の名称を〇〇地区とする。これ以降、「地区」とする。

第2条

目的

本地区の目的は、次の通りである。

(a) ライオンズクラブ国際協会の目的を本地区内で推進するため、運営機構を設ける。

(b) 世界の人々との間に相互理解の精神を培い発展させる。

(c) 本地区における会員増加につながるよい施政とよい公民の原則を高揚する。

(d) 地域社会の生活、文化、福祉および公徳心の向上に積極的関心を示す。

(e) 友情、親善、相互理解のきずなによって会員間の融和をはかる。

(f) 一般に関心のあるすべての問題を自由に討論できる場を設ける。ただし、政党、宗派の問題をクラブ会員は討論してはならない。

(g) 奉仕の心を持つ人びとが個人の経済的報酬なしに社会に奉仕するようはげまし、また、商業、工業、専門職業、公共事業および個人事業の能率化をはかり、道徳的水準をさらに高める。

第3条

メンバー

本組織のメンバーは、ライオンズクラブ国際協会から結成の認証を受けた本地区内すべてのライオンズクラブとする。

本地区の境界線は次の通りとする。

第4 条　－　紋章、色、スローガン及びモットー

第1 項　紋章。本協会及び正クラブの紋章は、下記の通りである。

第2 項　名称及び紋章の使用。協会の名称、紋章、その他の標識の使用は、付則に随時定められる基準の通りである。

第3 項　色。本協会及び正クラブの色は、紫色及び金色である。

第4 項　スローガン。本協会のスローガンは、「Liberty, Intelligence, Our Nation's Safety（自由を守り、知性を重んじ、われわれの国の安全をはかる）」である。

第5 項　モットー。モットーは、「We Serve（われわれは奉仕する）」である。

第 5 条　優越性

複合地区および国際会則及び付則とライオンズクラブ国際協会の方針と抵触せずに地区がそれを改正した場合を除き、地区は標準版地区会則及び付則に準拠するものとする。地区の会則及び付則と複合地区の会則及び付則の間に抵触する規定または矛盾が存在する場合はいかなる場合も当該複合地区会則に準拠するものとする。地区会則及び付則と国際会則及び付則の間に抵触する規定または矛盾が存在する場合には国際会則及び付則に準拠するものとする。

第 6 条
役員及び地区キャビネット

第1 項 役員。本地区の役員は、地区ガバナー、前地区ガバナー、第一及び第二副地区ガバナー、リジョン・チェアパーソン（地区ガバナー任期中に活用される場合）、ゾーン・チェアパーソン、キャビネット幹事兼会計又はキャビネット幹事及びキャビネット会計である。かかる各役員は、本地区におけるグッドスタンディングのライオンズクラブのグッドスタンディングの会員でなければならない。[1]

第2項 地区キャビネット。地区は、地区ガバナー、前地区ガバナー、第一及び第二副地区ガバナー、リジョン・チェアパーソン（地区ガバナー任期中に活用される場合）、ゾーン・チェアパーソン、キャビネット幹事兼会計又はキャビネット幹事及びキャビネット会計、並びに本会則及び付則の改正手順に従って改正されたキャビネット構成員選任の規定に含まれるその他のクラブ会員から成る地区キャビネットを構成する。さらに、地区グローバル会員増強チーム・コーディネーター、地区グローバル指導力育成チーム・コーディネーター、地区グローバル奉仕チーム・コーディネーター、地区グローバル・エクステンション・チーム・コーディネーター、地区マーケティング委員長、地区LCIFコーディネーターは地区キャビネット構成員となることができる。かかる各キャビネット構成員は、本地区におけるグッドスタンディングのライオンズクラブのグッドスタンディングの会員でなければならない。レオまたはレオライオンがレオ／レオライオン・キャビネット・リエゾンの役職に任命される場合は、この役職はキャビネットにおける投票権を持たないアドバイザーを務める。

第3項 地区キャビネットの選挙／任命。地区ガバナー、第一及び第二副地区ガバナーは、地区の年次大会において選出される。キャビネット幹事兼会計、又はキャビネット幹事及びキャビネット会計各1名、地区内のリジョンごとに1名のリジョン・チェアパーソン（地区ガバナー任期中に活用される場合）、ゾーンごとに1名のゾーン・チェアパーソン、守衛官、並びに地区キャビネットに含まれるその他のクラブ会員は、ガバナー就任時までに、地区ガバナーが任命、または地区が選出する。

第 4 項 解任。地区ガバナーによって任命された地区キャビネット構成員は、正当な理由があれば、地区ガバナーが解任できる。地区ガバナー[2]、第一副地区ガバナー、第二副地区ガバナーを除く、選挙で選ばれた地区キャビネット構成員は、正当な理由 [3]があれば、地区キャビネット全構成員の 3 分の 2 以上の賛成票によって解任できる。

第 7 条 地区大会

第1 項 開催日時及び場所。地区の年次大会は、毎年国際大会の少なくとも 30 日前までに終了するように、前年の地区年次大会の代議員によって定められた場所において、地区ガバナーが定める日時に開催される。その地区が所属する複合地区の年次大会に出席し、大会登録をした代議員の会合を、その地区の年次大会とみなすことができる。[4]

第2項 クラブ代議員の算出方法。ライオンズクラブ国際協会及び地区（単一又は準及び複合）においてグッドスタンディングである各正クラブは、大会が開催される月の前月 1 日付の国際本部の記録に

---

1 本項に記載されている役員は、地区キャビネットに必要とされる最小限の役員である。地区がこれ以外に役員を加える場合には、本項を改正することによってこれを行うことができる。

3 ロバート議事規則最新版に従って地区キャビネットが決定する理由を正当な理由とみなすことができる。

2 地区ガバナーは、国際会則第 5 条第 9 項により、国際理事会全構成員の 3 分の 2 の賛成票によって解任できる。

4 地区会則及び付則改正により別の制約がない限り、地区の地理的領域外で地区大会を開催することへの制約はない。

基づき少なくとも 1 年と 1 日クラブに在籍している会員10 名ごと及びその過半の端数について、代議員 1 人及び補欠代議員 1 人を地区（単一又は準及び複合）の年次大会に出席させる権利を有する。本項にある過半の端数とは、 5 人以上の会員数である。資格を証明され出席している代議員は、大会で選ばれる各役員につき 1 票を、また大会に提出された各議題について 1 票を投ずる権利を持つ。ほかに別の規定がない限り、いかなる議題についても、投票した代議員の過半数の賛成投票が大会の決議となる。有資格の代議員はすべて、本地区におけるグッドスタンディングのクラブに所属するグッドスタンディングの会員でなければならない。[5] クラブは、それぞれの大会の議事規則によって定められた代議員資格証明締切り時の 15 日前までに滞納金を支払って、グッドスタンディングになることができる。[6]

第3 項　定足数。大会のいかなる会合においても、大会登録をした代議員の過半数の出席を定足数とする。

第4 項　　特別大会。地区キャビネットの 3 分の2 の投票により、地区を構成するクラ ブの特別大会を、地区キャビネットが決定する日時及び場所で招集することができる。ただし、かかる特別大会は遅くとも国際大会開催日の 30 日前までに終了していなければならず、そのような特別大会は地区ガバナー、第一副地区ガバナー、あるいは第二副地区ガバナーの選挙を行うために開かれてはならない。特別大会の開催日時、場所、目的が記載された書面による通知は、地区キャビネット幹事によって、かかる特別大会開催日の遅くとも 30 日までに地区内の各クラブに対して行われなければならない。

第 8 条
地区紛争処理手順

地区会則及び付則の規定、または地区（単一または準）キャビネットにより随時採択される方針や手順から生じるすべての紛争もしくは申し立て、あるいは、地区（単一または準）内のクラブ間、またはクラブと地区（単一または準）行政との間に生じる、他の方法で満足のいく解決ができないその他すべてのライオンズ地区（単一または準）内部の問題は、国際理事会により定められた紛争処理手順に従って解決されるものとする。

---

6 地区はこの規定を改正することにより、クラブに割り当てられる代議員数とは別に、元地区ガバナーが投票できるようにすることができる。国際付則第 9 条 3 項に従って、「...さらに各地区(単一、準、複合)は、それぞれの地区会則及び付則に規定を明記することにより、上記クラブ代議員割当て数とは別に、地区内クラブに所属する各元地区ガバナーに代議員としての資格を与えることができる」。

5 会員が有資格の代議員となるためには、クラブに 1 年と 1 日在籍している必要はない。

第 9 条改正

第1 項　改正手順。地区大会において、地区大会の会則及び付則委員会の改正案が投票者の 3 分の 2 の賛成投票を得た場合にのみ、本会則は改正される。

第2 項　自動更新。国際大会において国際会則及び付則の改正が可決され、本地区会則及び付則に影響を及ぼすものがある場合には、大会閉会時に本地区会則及び付則は自動的に更新される。

第3 項　通知。年次大会開会日の 30 日前までに改正案が普通の郵便あるいは電子的手段により各クラブに対し発表され、それが投票に付される旨の通知が行われなければ、改正案は提出されず、投票も行われない。

第4 項　発効日。改正案に特に条件が付いていない限り、改正は、それが採択された大会の閉会時から有効となる。

付則

第 1 条 第三副会長
及び
国際理事候補の指名及び推薦

第1 項　推薦手順。国際会則及び付則の規定に従い、地区大会において国際理事又は第三副会長候補として推薦を求めるライオンズクラブ会員は、下記を行わなければならない。

(a) 推薦が票決される地区大会の 30 日前までに、推薦を求める旨の文書を、地区ガバナー並びに、複合地区内の準地区の場合は複合地区協議会幹事兼会計宛てに郵送又は持参する。

(b) 候補者の資格に関して国際会則及び付則で定められている条件を満たしている証拠を、この文書に添えて提出する。

第2 項　指名。地区ガバナーは、各立候補者の届け出を、直ちに大会の指名委員会に送る。同委員会はこれを考察し、国際会則及び付則に従い、必要に応じて資格に関する追加の証拠を候補者から入手し、国際会則及び付則の条件を満たしている者を、それぞれの大会で候補者として指名する。

第3 項　支持演説。各候補者のためには、3 分以内の支持演説が 1 回許可される。

第4項 **投票。**推薦に関する投票は、投票用紙を用いて無記名で行う。ただし、候補者が1人だけ指名された場合は、発声投票を行うことができる。過半数の票を得た者が、その地区及び大会の候補者として推薦された（選ばれた）ものとみなされる。同点得票者が出た場合、あるいは必要な過半数得票者を1人出すことができなかった場合には、1人が過半数の票を獲得するまで、投票を繰り返す。

第5項 推薦証明。それぞれの大会の推薦証明書は、国際会則及び付則の規定に従って、指定された地区役員が、国際本部（並びに、この地区が複合地区に属する準地区の場合には複合地区協議会）に、文書にて送る。

第6項 有効性。本地区内ライオンズクラブのいかなる候補者の地区推薦も、本条項の規定に沿っていない限り、無効となる。

第 2 条

地区推薦、選挙及び任命

第1 項　指名委員会。各地区ガバナーは、3 人以上で 5 人以下の構成員から成る指名委員会を任命し、準地区大会の少なくとも 60 日前までにその旨を文書で各委員に通知しなければならない。委員は地区内の異なるグッドスタンディング・クラブのグッドスタンディングの会員とし、任命を受けている期間中は、選挙または任命のいずれの方法で役職に就いたかにかかわらず、地区キャビネット又は国際協会のいかなる役員であってもならない。

第2 項　地区ガバナー選挙手順。地区内の有資格クラブ会員で地区ガバナーに立候補する者は、指名委員会が大会で報告する前日までに、立候補の意図を文書で指名委員会に知らせ、候補者に関して国際会則及び付則で定められている条件を満たしている証拠を出す。指名委員会は、資格が証明されたすべての候補者を地区大会で指名する。[7]立候補する者がいないか、あるいは立候補した者がいても有資格と認められなかった場合にのみ、会場の席から候補者を指名推薦することができる。候補者のためには、5 分以内の推薦演説 1 回と、3 分以内の支持演説 1 回が許される。

第3 項　第一及び第二副地区ガバナー選挙手順。地区内のクラブ会員で第一又は第二 副地区ガバナーに立候補する者は、選挙日の少なくとも 30 日前までに立候補の意図を文書で指名委員会に知らせ、候補者に関して国際会則及び付則で定められている条件を満たしている証拠を出す。指名委員会は、資格が証明されたすべての候補者を地区大会で指名する。[8] 立候補する者がいないか、あるいは立候補した者がいても有資格と認められなかった場合にのみ、会場の席から候補者を指名推薦することができる。各候補者のためには、5 分以内の推薦演説 1 回と、3 分以内の支持演説 1 回が許される。

第4 項　投票。選挙は、投票用紙を用いて無記名で行わなければならず、候補者が 1 人又は複数いる場合であっても、当選者としてみなされるためには、候補者は、出席して投票した代議員の過半数の票を獲得しなければならない。このような選挙における過半数とは、白紙及び棄権票を除く有効投票総数の 2 分の 1 を超える数を意味する。最初の投票及びそれ以降の投票において、いずれの候補者も過半数の票を獲得しなかった場合には、最低票数を得た候補者または同数で最低票数を得た複数の候補者を落選とし、1人の候補者が過半数の票を獲得するまで投票を繰り返す。いずれの投票でも同点の場 合、1 人が当選するまで投票を継続する。[9]

第 5 項　地区ガバナー空席。地区ガバナー職が空席となった場合には国際会則及び付則の規定に従って空席を補充する。その場合、前地区ガバナー、第一及び第二副地区ガバナー、その地区に所属する元地区ガバナー、元国際理事、並びに元国際会長は、前地区ガバナーが定める日時及び場所で会議を開き、国際理事会に推薦する後任者を選ぶ。[10]

かかる会議に出席するよう案内状をその会議の 15 日前までに出すのは、前地区ガバナー、ただし前地区ガバナーに任務遂行が不可能な場合にはそれが可能な最も近年の元地区ガバナーの義務である。

---

7 地区ガバナーに関する指名委員会チェックリストを参照（別紙 D 参照）

8 第一及び第二副地区ガバナー候補者に関する指名チェックリストを参照する（別紙 E 及び別紙 F 参照）。

9 地区ガバナー、第一副地区ガバナー、及び第二副地区ガバナー選挙用に推奨される投票用紙が本章の別紙 G に掲載されている。

10 別紙 B 参照。

第6 項　第一及び第二副地区ガバナー並びにその他の役職の空席。地区ガバナー、第 一及び第二副地区ガバナー職の空席を除く、いかなる役職に空席が生じた場合にも、その役職の残る任期の後任者は、地区ガバナーが任命する。第一又は第二副地区ガバナー職に空席が生じた場合には、前地区ガバナー、第一副地区ガバナー、第二副地区ガバナー並びに地区内の正ライオンズクラブのグッドスタンディング会員である元国際役員全員の会議を、地区ガバナーが招集する。残る任期の第一又は第二副地区ガバナーとして有資格のクラブ会員を任命することが、この会議出席者の義務である。空席を埋めるに当たり、この会議に出席するよう案内状を同会議の 15 日前までに出すのは、地区ガバナー、あるいは地区ガバナーにその任務遂行が不可能な場合には、それが可能な最も近年の元地区ガバナーの義務であり、会議の議長を務めるのも同ガバナーの責任である。議長は、会議の結果を 7 日以内に国際本部に報告すると共に、会議の案内を出した証拠と出席者の記録を提出する。会議出席の案内を受ける資格を持ち、会議に出席した会員には、選びたいライオンに対して 1 票を投ずる権利が与えられる。

第一又は第二副地区ガバナー職の空席を補充するために選ばれるライオンは:

(a) 所属単一又は準地区内のグッドスタンディングの正ライオンズクラブにおけるグッドスタンディングの正会員であり、

(b) 所属クラブの推薦、あるいは所属地区内過半数のクラブの推薦を受け、

(c) 第一又は第二副地区ガバナー就任の時点で、

(i) ライオンズクラブの役員として全期又は過半の期間、かつ

(ii) 地区キャビネットの構成員として全期又は過半の期間を務めた者でなければならない。

(iii) 上記のいずれも、同時に達成させることはできない。

(d) 地区ガバナーとして全期又は過半の期間務めていない。

[上記の変更は*2022*年*7*月*1*日に発効する]

第7項 リジョン／ゾーン・チェアパーソンの資格。リジョン・チェアパーソン及びゾーン・チェアパーソンは、下記条件を満たさなければならない。

(a) それぞれのリジョン又はゾーンのグッドスタンディングの正会員であり、

(b) リジョン・チェアパーソン又はゾーン・チェアパーソンに就任するまでに、ライオンズクラブ会長の任期を満了するか、過半期務め、ライオンズクラブ理事会メンバーを更に2年以上務めた。[11]

(c) 地区ガバナーとして全期または過半の期間務めた経験がない。

(d) ゾーンおよびリジョン・チェアパーソンとしてその役職を務められるのは、通算で3年までである。

第8 項　リジョン／ゾーン・チェアパーソンの任命／選出。地区ガバナーは、就任する時までに、地区内のリジョンごとにリジョン・チェアパーソン（地区ガバナー任期中に活用される場合）を1 人、ゾーンごとにゾーン・チェアパーソンを 1 人任命する。

第9 項　リジョン／ゾーン・チェアパーソンの空席。リジョン・チェアパーソン又は ゾーン・チェアパーソンがそれぞれのリジョン又はゾーン内のクラブ会員でなくなった場合には、その任期は停止さ

11 地区は資格要件に変更を加え、本項に記述されているものよりも要件を増やす、または減らすことができる。

れ、地区ガバナーは後任者を任命する。ただし、地区ガバナーは自らの裁量で、残る任期の間リジョン・チェアパーソン職を用いないことにしてもよい。

第3条

地区役員／キャビネットの任務

第1項。地区ガバナー。国際理事会の全般的監督のもとに本地区において国際協会を代表する。さらに、地区における最高運営責任者として、第一及び第二副地区ガバナー、リジョン・チェアパーソン、ゾーン・チェアパーソン、キャビネット幹事兼会計、その他本地区会則及び付則に定められるキャビネット構成員を直接監督する。具体的な任務は次のとおりである。

(a) 地区における会員増加につながるよう、協会の目的を推進する。

(b) 以下の分野における各地区目標の達成に焦点を当て、それに向けて取り組むための現行の地区行動計画を実施する地区の役員チームのメンバーを監督する。

(1) 新ライオンズクラブを結成する。

(2) 効果的なクラブ運営を徹底する。

(3) 会員純増を達成する。

(4) クラブレベルと地区レベルでリーダー育成と技能開発を提供する。

(5) 有意義な人道支援奉仕を実施し報告するよう各クラブに奨励する。

(6) ライオンズクラブ国際財団を支援・推進し、ライオンズクラブ国際財団へのクラブと会員による寄付を奨励する。

(c) 地区グローバル・アクション・チーム・ファシリテーターとして、地区内クラブの会員増強、新クラブ結成、指導力育成、人道奉仕を監督し、推進する。

(d) 地区の運営管理を監督する。

(1) 会員のニーズを満たすため、地区の各行事を効果的に管理する。

(2) 本地区会則に従って、キャビネット役員及び地区の委員を指導監督する。

(3) 任期終了の際には、地区の一般及び/又は財務関連の記録一式並びに資金を速やかに後任者に引き渡す。

(4) 地区大会あるいは複合地区大会における地区年次会議で、現会計年度の詳しい収支報告書を提出する。

(5) 協会の名称及び紋章の使用違反をすべてライオンズクラブ国際協会に報告する。

(e) 各クラブが、国際会則及び付則に従って運営し、会員維持率を向上するアクティビティを支援し、協会におけるグッドスタンディングを保つよう、指導する。

(1) 地区内のライオンズクラブの運営が円滑に行われるよう、各クラブが最低年に１度地区ガバナー、地区キャビネットの一員、または地区ガバナーが指名するライオンによる直接の（または必要ならオンラインでの）訪問を受けることを確実にする。

(2) ゾーン・チェアパーソンとリジョン・チェアパーソン（いる場合）の支援を得て、地区内の各クラブの状態を見守り、各クラブがグッドスタンディングを保っていること、会員のニーズを満たしていること、協会の目的を支援していることを確かめる。

(3) 適切な手段を用いて、ライオンズクラブ間の協調を図り、対立を解消する。

(f) 地区大会、キャビネット会議及びその他会議に出席した場合には、その議長を務める。

(g) 国際理事会により要請されるその他の任務を遂行する。

第2項。第一副地区ガバナー。第一副地区ガバナーは、地区ガバナーの指導監督のもとに、地区ガバナーの最高運営補佐役及び代理を務める。具体的な責任は次のとおりであるが、これに限定されるものではない。

(a) 地区における会員増加につながるよう、本協会の目的を推進する。

(b) 現行の地区行動計画の成功に向けて積極的に努力する。

(c) 地区ガバナー及び第二副地区ガバナーとともに、地区の強みと弱みを確認した上で、地区目標の達成に焦点を当てそれに向けて取り組むための、進行中の地区計画をさらに調整・推敲する。

(d) 翌年度以降、地区目標に向けた行動計画を策定・実施できるよう、極めて優れたチームを特定して備える。

(1) 地区計画を遂行するために必要な行動を理解する。

(2) 各役職に就く上での、役割と責任、情報資料、そして資格のあるライオンズを知る。

(3) チームメンバーが各自の役目を果たすために十分な研修を確実に受けるようにする。

(4) クラブ役員と密接に協力して未来の地区役員を特定する。

(e) 地区ガバナーまたは国際理事会の方針によって課される職務やその他の指示を遂行する。

(f) 地区ガバナーの要請に従って、他の地区委員会を監督する。

(g) すべてのキャビネット会議に積極的に参加し、地区ガバナー不在の際には、会議において議長を務める。

(h) 地区ガバナー職に空席が生じた場合、その任務と責任を果たすことができるよう、地区ガバナーの任務を心得ておく。

(i) 必要に応じてガバナー協議会会議に参加する。

(j) 地区予算作成に協力する。

(k) 地区ガバナーの要請に応じて、地区ガバナーの代理としてクラブを訪問する。

(l) 地区ガバナー及び地区大会委員会と連携し、年次地区大会を支援し計画すると共に、地区内の他の行事の企画及び推進において地区ガバナーに協力する。

第3項。第二副地区ガバナー。第二副地区ガバナーは、地区ガバナーの指導監督のもとにある。具体的な責任は次のとおりであるが、これに限定されるものではない。

(a) 地区における会員増加につながるよう、本協会の目的を推進する。

(b) 現行の地区行動計画の成功に向けて積極的に努力する。

(c) リジョン及びゾーン・チェアパーソンと地区との橋渡し役（地区ガバナーの指示のもとに）を務め、クラブの健康を支えるためゾーン運営を成功させられるよう努力する。

(d) 地区内クラブの強みと弱みを把握し、クラブの発展をサポートする情報資料に精通する。

(e) 地区ガバナーの職に備える。

(1) 地区ガバナーの職責について熟知する。

(2) リーダーとしての技量を測り、磨く。

(3) 地区の構造と、会則及び付則、利用できる情報資料を理解する。

(4) クラブの健康のバロメーターに注意し、クラブの強みと弱みを測る。

(5) ライオンズクラブ国際財団（LCIF）が提供するプログラムを理解する。

(6) 効果的なクラブ訪問を行う準備をする。 (f) 地区ガバナーの要請に応じて、地区ガバナーの代理としてクラブを訪問する。

(g) 地区ガバナーまたは国際理事会の方針によって課される職務やその他の指示を遂行する。
(h) 年次地区大会の計画および開催において地区ガバナーおよび第一副地区ガバナーに助力する。
(i) 地区ガバナーの要請に従って、適宜地区委員会を監督する。
(j) すべてのキャビネット会議に積極的に参加し、地区ガバナー及び第一副地区ガバナー不在の際には、すべての会議において議長を務める。
(k) 地区予算作成に協力する。

第4項 キャビネット幹事兼会計。地区ガバナーの指導監督のもとに、任務を果たす。具体的な任務は次のとおりである。
(a) 協会の目的を推進する。
(b) 役職に伴って課せられる任務を遂行する。これには下記が含まれるが、これに限られるものではない。
(1) キャビネット全会議の正確な議事記録をとり、会議終了後15日以内に、その写しを各キャビネット構成員及び国際協会本部に送る。
(2) 準地区大会の議事録を作成し、その写しをライオンズクラブ国際協会、地区ガバナー、準地区内各クラブの幹事に送る。
(3) 地区ガバナー又はキャビネットの要求に従って、キャビネットに報告をする。
(4) 準地区内の会員及びクラブに課せられるすべての会費を徴収し、地区ガバナーが定める銀行にこれを預金し、更に地区ガバナーの指示に基づいて支払いをする。
(5) 準地区内で徴収した複合地区会費があれば、これを複合地区協議会幹事・会計に送金し、領収書を確保する。
(6) 正確な会計帳簿その他の記録、並びにキャビネット会議及び準地区会合の議事録を作成及び保管し、適切な目的のため、妥当な日時に、地区ガバナー、キャビネット構成員、クラブ会員（又はその正当な代理人）の検査を許す。地区ガバナー又はキャビネットの指示に従って、必要な帳簿及び記録を、地区ガバナーが任命した監査委員に提出する。
(7) 地区ガバナーの要求があれば、忠実な職務遂行を保証するために、指定額の保証金を積む。
(8) 任期終了の際には、地区の一般及び/又は財務関連の記録並びに資金を速やかに後任者に引き渡す。
(c) 国際理事会の指示により要求されるその他の任務を遂行する。
(d) キャビネット幹事とキャビネット会計の職が別々に設けられている場合には、その役職の本質に従って、（b）に記載されている任務がそれぞれの役員に割り当てられるものとする。

第5項。地区グローバル奉仕チーム（GST）コーディネーター。地区ガバナーの指導監督のもとに、地区GSTコーディネーターは地区グローバル・アクション・チームの一員である。その責任には以下が含まれる。
(a) 地区チームとともに、地区の奉仕及び資金調達目標の達成に焦点を当て、それに向けて取り組むための地区計画を策定し実施する。
(b) 地区内のクラブによるアクティビティ報告率を上げるよう努力する。
(c) LCIとLCIFの奉仕プログラムや交付金、およびLCIの奉仕関連リソースの活用について、知識を得、参加を奨励する。
(d) 地区におけるアドボカシー活動の推進者として、クラブが意識高揚、地域社会の啓蒙、変化の唱

導を行う上で支援する。
(e) 知名度と会員の満足度を高め、新会員を獲得し、ノウハウの共有を奨励するため、奉仕の成功事例をライオンズや地域社会に共有する。
(f) 奉仕における指導的役割を担えそうなリーダー候補者を特定すべく努力する。

第6項。地区グローバル会員増強チーム（GMT）コーディネーター。地区ガバナーの指導監督のもとに、地区GMTコーディネーターは地区グローバル・アクション・チームの一員である。その責任には以下が含まれる。
(a) 地区チームとともに、地区の会員増強目標の達成に焦点を当て、それに向けて取り組むための地区計画を策定し実施する。
(b) 主なツールや取り組みについてクラブ会員委員長を教育し、各クラブで会員勧誘と会員の満足度を向上させるための会員増強計画を立てるよう奨励する。
(c) 会員に関する問い合わせを受けるクラブ会員委員長を支援し、適用される方針に沿った迅速な指導を行う。
(d) 会員候補者には迅速に連絡が行われ、興味や、都合、期待、その他の要素にもとづいた適切なクラブに紹介されるようにする。もし適切なクラブがなければ、地区グローバル・エクステンション・チーム・コーディネーターと連携し、新クラブ結成を支援する。
(e) 会員増強における指導的役割を担えそうなリーダー候補者を特定すべく努力する。
(f) グローバル指導力育成チーム及びグローバル・アクション・チームの地区コーディネーターたちと協力し、クラブに会員維持の戦略を提供する。
(g) 地区グローバル指導力育成チーム・コーディネーター及びクラブ役員と協力し、新会員がクラブレベルで効果的な会員オリエンテーションを受けることを確認する。

第7項。地区グローバル指導力育成チーム（GLT）コーディネーター。地区ガバナーの指導監督のもとに、地区GLTコーディネーターは地区グローバル・アクション・チームの一員である。その責任には以下が含まれる。
(a) 地区チームとともに、地区の指導力育成目標の達成に焦点を当て、それに向けて取り組むための地区計画を策定・実施し、クラブ役員、リジョン及びゾーン・チェアパーソン、公認ガイディング・ライオン、必要に応じその他のメンバーの研修を開催する。
(b) 年間地区学習及び指導力育成計画を立てて遂行し、研修についてLearnで報告する。
(c) 奉仕、会員増強、または指導力育成の役割を担えそうなリーダー候補者を特定すべく努力する。
(d) 適切な場合には、地区の各行事での研修を支援・進行する。
(e) 地区グローバル会員増強チーム・コーディネーター及びクラブ役員と協力し、新会員がクラブレベルで効果的な会員オリエンテーションを受けることを確認する。

第8項 グローバル・エクステンション・チーム(GET)コーディネーター。地区ガバナーの指導監督のもとに、地区GETコーディネーターは地区グローバル・アクション・チームの一員である。
その責任には以下が含まれる。
(a) 地区チーム（地区ガバナーおよび各副地区ガバナーを含む）と協力し、地区の新クラブ目標の達成と維持を徹底する。
(b) ボランティア奉仕がまったく行われていない、あるいは十分に行われていない地域社会や、より

大きなコミュニティにおけるグループ内において、新クラブを結成する機会を見出す。
(c) 地区のリーダーたちと協力して、新クラブ結成を成功させるために必要なタスク（会員の勧誘、リーダーシップ育成、有意義な奉仕事業への参加促進など）を遂行できるチームを作る。
(d) 新クラブ開発のプロセスと方針を理解した上で、それをチームメンバーに伝え、さらに正確な情報が入会予定者に伝わるよう徹底する。
(e) スポンサー・クラブが新クラブ役員のメンター（教育係）を務められるように手助けし、またガイディング・ライオンに新クラブの心得を教育することで、新クラブの成功を確かなものにする。
(f) 新クラブ結成に関心のあるライオンズを研修し、起用することで、地区の新クラブ結成の可能性を広げる。
(g) 新クラブの申請書に記入漏れがないか、承認手続きが正しくされているか、効率的に提出されているかを確かめる。

第9項 地区マーケティング委員長。地区ガバナーの指導監督のもとに、地区マーケティング委員長はマーケティングおよびコミュニケーションの取り組みに責任を負い、地区グローバル・アクション・チームを直接サポートする。その責任には以下が含まれる。
(a) 地区チームと協力し、大規模な行事や、プログラム、イニシアチブを広報する機会を特定・支援する。
(b) 地区グローバル会員増強チーム・コーディネーターと直接連携し、マーケティングのチャンネルを通じて集まるあらゆる入会見込み者を適切なクラブに案内する。
(c) マーケティングやPRの指導をすることで、地区ガバナーおよび地区グローバル・アクション・チームをサポートする。
(d) 地区の資金援助の機会において支援を行う。
(e) 直接、あるいは地区マーケティング委員会の設置を通じて、地区の各種ソーシャルメディアやウェブサイトを管理する。
(f) グローバル・ブランド・ガイドラインに対する十分な理解を保持する。
a. 地区のあらゆる活動において、グローバルブランド資産を適切に、かつ一貫して使用するよう奨励する。
b. ストーリー作成やメディア発信の準備において、承認されたブランドテンプレートの使用を援助する。
(h) クラブに、クラブ・マーケティング委員長を任命するよう奨励する。 a. 会議や研修を開催したり、マーケティングの指導やコツを提供することによって、クラブ・マーケティング委員長を継続的に支援するようにする。
(i) LCIとLCIFの優れた活動やニュース性の高いストーリーを、ソーシャルメディアの各チャンネルを介してライオンズや各方面のメディアに、さらに外部に向けて、発信する。

第10項。地区LCIFコーディネーター。地区LCIFコーディネーターは、複合地区LCIFコーディネーターが地区ガバナーと協議の上で推薦し、LCIF理事長が任命する。
その任期は3年である。この役職はライオンズクラブ国際財団（LCIF）のアンバサダーの役割を果たし、複合地区LCIFコーディネーターに直属するものの地区指導陣と密接に連携する。その責任には以下が含まれる。
(a) クラブのコーディネーターたちがLCIFのファンドレイズ戦略を確実に実行するようにする。

(b) LCIFの地区内や国内外での重要性とインパクトについてライオンズに啓発する。
(c) 地区全体におけるファンドレイズのあらゆる側面においてLCIFを支援するようライオンズに奨励する。
(d) LCIFの交付金受給の機会について熟知し、LCIFが支援する種々の交付金及び事業について地区内ライオンズを啓発する。

第11項 レオ／レオライオン・キャビネット・リエゾン（任意）。地区ガバナーは、地区レオ委員長との協議の上、レオまたはレオライオンを、投票権を持たない公式の立場で1年の任期を務める者として任命することができる。レオ／レオライオン・キャビネット・リエゾンは、レオおよびレオライオンの関心事や観点を代弁するとともにレオとライオンズの間のコミュニケーションとつながりを促進する。レオ地区が編成されている地域においては、会員増強委員会が別段の承認を行わない限り、現または元レオ地区会長、副会長、幹事、または会計のレオライオンもしくはレオが、その役割を果たすものとする。レオ地区が編成されていない地域においては、会員増強委員会が別段の承認を行わない限り、現または元レオクラブ会長であるレオもしくはレオライオンが、その役割を果たす。

地区ガバナーは、レオ／レオライオン・キャビネット・リエゾンを、若手成人の意見が最も役に立ちそうなキャビネットの常設委員会（複数配属可）に配属させるものとする。地区ガバナーの決定に基づき、キャビネットリエゾンは1年間同じ委員会に留まる場合もあれば、複数の委員会を移動することもある。
レオ／レオライオン・キャビネット・リエゾンの責任には以下が含まれる。
(a) 地区内のレオとライオンズの間のコミュニケーションを促進する。
(b) 地区キャビネット役員および配属された委員会のリソースとしての役割を果たす。
(c) 地区レオクラブ委員長と連携して、ライオンズ地区内でのレオクラブ、レオライオン・プログラム、若者の参加の機会をPRする。
(d) レオ地区役員研修の実施において、地区レオクラブ委員長をサポートする。
(e) ライオンズ地区の活動において、レオとレオライオンのリーダーシップおよび指導力育成の機会を支持する。
(f) 地区のレオがライオンズ会員プログラムの機会を検討する際にサポートし、連絡先としての役割を務める。
(g) レオ地区会長、レオ／レオライオン協議会リエゾン（任命されている場合）、レオクラブ・プログラム諮問パネル会則地域代表と連絡を取り合い、若者に関連する取り組みにおいて連携する。
(h) ライオンズ地区大会、フォーラムでのイベント、研修へのレオおよびレオライオンの参加に関わる計画や統合において支援する。
(i) 必要に応じてレオ地区会議に出席する。
(j) レオとライオンズとのひとつの地区共同事業において議長を務める。
(k) レオ地区が存在しない地域におけるレオクラブの結成と会員の組織において、地区レオクラブ委員長をサポートする。
(l) 必要な数のクラブと会員が存在する地域でレオ地区の編成を奨励する。

第12項。リジョン・チェアパーソン（この役職が地区ガバナー任期中に活用される場合）。リジョン・チェアパーソンは、地区ガバナーの指導監督のもとに、リジョンの最高運営責任者を務める。具体的な任務は次のとおりである。

(a) リジョンにおける会員増加につながるよう、本協会の目的を推進する。

(b) 現行の地区計画の成功に向けて積極的に努力し、クラブの参加を促す。

(c) リジョン内のゾーン・チェアパーソンの活動並びに地区ガバナーより割り当てられる地区委員長の活動を監督する。

(d) クラブの強みと弱みを特定し、増強と、リーダーシップの向上と、有意義な奉仕を促すことで、クラブの健康を支える。

(1) クラブの健康を支えるために利用できるツールについて熟知する。

(2) 必要に応じてゾーン・チェアパーソンと調整しながら、有意義で効果的なクラブ訪問を行う。

(3) クラブと定期的に連絡を取り、効果的な運営を確かなものとする。

(4) 新クラブを支援する。

(5) クラブの健康を支えるためのLCIの情報資料、グローバル・アクション・チームの各コーディネーター、及びLCIFコーディネーターを活用する。

(e) 地区役員または国際理事会の方針によって要請される職務や指示を遂行する。

(f) 地区の運営に精通し、次の役職に進むために必要なリーダーシップ技能を磨く。

(1) 地区の構造と各役職の重要性を学ぶ。

(2) 個人的なリーダーとしての技量を測り、個人的成長を促す。

第13項。ゾーン・チェアパーソン。地区ガバナー及び（又は）リジョン・チェアパーソンの指導監督のもとに、ゾーンの最高運営責任者を務める。具体的な任務は次のとおりである。

(a) ゾーンにおける会員増加につながるよう、本協会の目的を推進する。

(b) 現行の地区計画の成功に向けて積極的に努力し、クラブの参加を促す。

(c) ゾーン内における地区ガバナー諮問委員会（ゾーン会議）の委員長を務め、同委員長として同委員会の定例会議を招集する。

(d) クラブの強みと弱みを特定し、増強と、リーダーシップの向上と、有意義な奉仕を促すことで、クラブの健康を支える。

(1) クラブの健康を支えるために利用できるツールについて熟知する。

(2) 任期中１回またはそれ以上、ゾーン内の各クラブを訪問し、そこで分かったこと、特に発見した弱みについて、地区ガバナーとリジョン・チェアパーソン（該当する場合）に報告を行う。

(3) クラブと定期的に連絡を取り、効果的な運営を確かなものとする。

(4) 新クラブを支援する。

(5) クラブの健康を支えるためのLCIの情報資料、グローバル・アクション・チーム、及びLCIFを活用する。

(6) ゾーン内のすべてのクラブがそれぞれ正式に採用したクラブ会則及び付則に従って運営されるよう、努力する。

(7) 地区、複合地区、国際協会との間に生じた問題に関してゾーン内の各クラブを代表する。

(e) 地区の運営に精通し、次の役職に進むために必要なリーダーシップ技能を磨く。

(1) 地区の構造と各役職の重要性を学ぶ。

(2) 個人的なリーダーとしての技量を測り、個人的成長を促す。
(f) 地区役員または国際理事会の方針によって要請される職務やその他の指示を遂行する。

第14項 地区ガバナー・キャビネット。地区ガバナー・キャビネットは、次の任務を果たす。

(a) 地区ガバナーがその任務を遂行し、準地区内のライオニズム高揚のために運営計画及び方針を策定するに当たって、ガバナーを補佐する。

(b) クラブおよびゾーンに関する報告と勧告を、リジョン・チェアパーソン又は任務を割り当てられた他のキャビネット構成員から受け取る。

(c) キャビネット会計による会費徴収を監督し、その資金の貯蓄機関を指定し、地区運営業務に関係する妥当なすべての経費支払いを承認する。

(d) キャビネット幹事及び会計の保証金額を定め、その保証金を出す会社を確保して承認する。

(e) 年に2回又は更に頻繁に、キャビネット幹事及びキャビネット会計（又は、幹事兼会計）から準地区の財務報告書を受け取る。

(f) キャビネット幹事、キャビネット会計、又は、キャビネット幹事兼会計の記録及び帳簿の監査手配をし、地区ガバナーの承認を受けて、会計年度中に開かれるキャビネット会議の具体的な日時及び場所を定める。

第15項 守衛官。守衛官は、各大会及び会合において秩序と品位を保ち、最新版ロバート議事規則で定められている守衛官のその他の任務を遂行する。

第4条
地区委員会

第1項 地区ガバナー諮問委員会。各ゾーンにおいて、ゾーン・チェアパーソン、各クラブ会長、第一副会長、並びに幹事は、地区ガバナー諮問委員会の構成員となり、ゾーン・チェアパーソンはその委員長となる。ゾーン・チェアパーソンが定める日時及び場所において、国際大会閉会後90日以内に第1回会議を開き、第2回会議は11月に、第3回会議は2月又は3月に、第4回会議は複合地区大会の約30日前に開く。クラブ奉仕委員長、クラブ・マーケティング委員長、クラブ会員委員長は、各自の役職に関係のある情報が共有される場合には出席する必要がある。この委員会は、諮問に答えるゾーン・チェアパーソンに助力し、ゾーン内のライオニズム及びクラブの福利に関する勧告をまとめた上で、それをゾーン・チェアパーソンを通して地区ガバナー及びキャビネットに伝える。

第2項 地区グローバル・アクション・チーム。地区ガバナーがファシリテーターを務めるこのチームには、地区グローバル会員増強チーム・コーディネーター、地区グローバル奉仕チーム・コーディネーター、地区グローバル指導力育成チーム・コーディネーター、および地区グローバル・エクステンション・チーム・コーディネーターが含まれ、地区マーケティング委員長の支援を受ける。チームは、クラブが人道奉仕を広げ、会員増加を達成し、未来のリーダーを育成する手助けを協働して行うための計画を策定し実施する。定期的に会合し、その計画の進捗状況と、計画をサポートする可能性のある取り組みを討議する。複合地区グローバル・アクション・チームのメンバーと連携してさまざまな取り組みや成功事例について学び、活動、達成事項、課題を複合地区グローバル・アクション・チームのメンバーと共有する。地区ガバナー諮問委員会会議のほか、奉仕、会員増強、あるいは指導力育成の取り組みを主に取り上げるゾーン、リジョン、地区、または複合地区の会議に出席して意見を交換し、クラブの取り組みに利用できそうな知見を得る。

第3項 地区ガバナー名誉委員会。地区ガバナーは準地区内クラブのグッドスタンディングの会員である元国際役員から成る地区ガバナー名誉委員会を設けることができる。この委員会は、地区ガバナーが招集する時に会議を開く。地区ガバナー名誉委員会は、地区ガバナーの指示に従って、地区内の調和を推進する。本委員会の委員長は、地区ガバナーの要請があれば、キャビネット会議に出席する。

第4項 地区キャビネットの委員会。地区ガバナーが地区の効果的な運営に必要かつ適切と判断した場合には、その他の委員会及び（又は）委員長を設置し、任命することができる。このような委員会の委員長は、地区キャビネットの投票権のない構成員とみなされる。

第5条
会議

第1項 地区キャビネット会議。

(a) 定例会議。キャビネットの定例会議は四半期ごとに1回ずつ開かれるものとし、第1回会議は、国際大会閉会後30日以内に開かれる。キャビネット幹事は、地区ガバナーが定める日時及び場所を明示した会議の案内を、会議の10日前までに、文書で各キャビネット構成員に送らなければならない。

(b) 特別会議。地区ガバナーは、自分の判断で特別会議を招集することができる。又、過半数のキャビネット構成員の文書による要求が地区ガバナー又はキャビネット幹事に提出された場合、地区ガバナーは特別会議を開かなければならない。キャビネット幹事は、その会議の目的と、地区ガバナーが定める開催日時及び場所を明示した会議の案内を、会議前の5日から20日の間に、文書（手紙、電子メール、ファックス、電報を含む）で各キャビネット構成員に送らなければならない。

(c) 定足数。キャビネット構成員の過半数の出席をもってキャビネット会議の定足数に達したとみなされる。

(d) 投票。投票する権利は、本地区会則第6条第2項で投票権を有すると定められる地区キャビネット構成員に与えられる。

第2項 代替会議形式。地区キャビネットの定例会議又は特別会議は、地区ガバナーが決定した場合、電話会議及び/またはウェブ会議などの代替会議形式により開催することができる。

第3項 郵便による業務処理。地区キャビネットは、郵便（文書、電子メール、ファックス、電報を含む）により業務処理を行うことができる。ただし、全キャビネット構成員の3分の2の書面による賛成が得られない限り、そのような行為はいかなるものも有効とはならない。このような行為は、地区ガバナーまたは地区役員のいずれか3人により提議することができる。

第4項 リジョン及びゾーン。

(a) 構成。地区キャビネットの承認があり、かつクラブ、地区、国際協会にとって最善である場合に、地区ガバナーはリジョン及びゾーンを変更することができる。地区は、2つ以上のゾーンから成るリジョンに分割することができる（地区ガバナーの任期中にリジョンを活用する場合）。各ゾーンは、4～8のクラブで構成されるべきであり、それらのクラブや新たに結成されたクラブの地理的位置を十分考慮の上、拡大することができる。

(b) リジョン会議。リジョン内の全クラブ代表者の会議は、リジョン・チェアパーソン(地区ガバナー任期中に活用された場合)、又は地区ガバナーが指名する他の地区キャビネット構成員を議長とし

て、各リジョン・チェアパーソンが定める日時及び場所で会計年度内に開かれる。

(c) ゾーン会議。ゾーン内の全クラブ代表者の会議は、ゾーン・チェアパーソンを議長として、会計年度中ゾーン・チェアパーソンが定める日時及び場所で会計年度内に開かれる。

第6条

地区大会

第１ 項　 大会開催地の選択。地区ガバナーは、次の年次大会招致を希望する場所から文書による招致の希望を受け付ける。その文書には地区ガバナーが要求する情報が記さ れ、その大会開催地を票決する大会開会日の 30 日前までに、地区ガバナーに提出されていなければならない。入札に関する調査の方法、入札の申し出を大会に提出する方 法、入札を承認できないか入札がない場合にとるべき措置などについては、地区ガバナーが決定する。[12]

第2項 公式通達。地区ガバナーは、決定している年次地区大会開催日の60日前までに、書面または電子的手段により、すべてのクラブに対してその大会の開催場所及び日時が明記された年次地区大会公式通達を交付しなければならない。

第3項 開催地の変更。地区キャビネットは、正当な理由があれば以前に選ばれた大会開催地をいつでも変更する権限を持つ。地区、地区役員、地区キャビネットのいかなる構成員も、地区内のクラブ又はクラブ会員に対して、その変更に関するいかなる責任も問われない。大会開会日の30日前までに、文書による開催地変更の通知が地区内の各クラブに送付されなければならない[13]。

第4項 役員。地区キャビネット構成員は、地区年次大会の役員となる。

第5項 守衛官。大会の守衛官及び必要な場合その助手は、地区ガバナーにより任命される。

第6項 公式報告。キャビネット幹事は、各単一及び準地区大会閉会後15日以内に、完全な大会議事録をライオンズクラブ国際協会に提出し、地区内のクラブから文書で要請があった場合には、そのクラブにこれを交付しなければならない。

第7項 資格証明委員会。地区大会の資格証明委員会は、地区ガバナーを委員長とし、キャビネット幹事またはキャビネット幹事兼会計のほか、地区ガバナーによって任命される、地区役員ではない2人の委員で構成される。地区役員ではない委員は地区内の異なるグッドスタンディング・ライオンズクラブのグッドスタンディングの会員とし、任命を受けている期間中は、選挙または任命のいずれの方法で役職についたかにかかわらず、地区または国際協会のいかなる役員であってもならない。資格証明委員会は、**最新版ロバート議事規則**で定められている権限を持ちその任務を遂行する。

第8項 大会議事次第。地区ガバナーが地区大会の議事次第を取り決める。それが、会期の全ての行事日程となる。

---

[12] 地区会則及び付則改正により別の制約がない限り、地区の地理的領域外で地区大会を開催することへの制約はない。

[13] 地区キャビネットのコントロールの及ばない特別な状況下においては、地区は、地区大会が開催される施設等を変更することができる。

第9項 各種地区大会委員会。地区ガバナーは、次のような地区大会委員会の委員長を任命し、欠員を補充する。決議委員会、選挙委員会、会則及び付則委員会、議事規則委員会、国際大会委員会。各リジョン（設置されている場合）からは、少なくとも1人の会員を各委員会に入れる。これらの委員会は、地区ガバナーが定める任務を遂行する。

第7条
地区資金

第1項 大会費。地区大会の登録料の代わりに、或いはこれに加えて、地区内各クラブの各会員は、年額〇〇円の地区大会費を支払うものとし、新しく結成又は再編成されたクラブを除いて各クラブは、これを次の方法で半期ごとに前納する。7月1日から12月31日までの半期分大会費一人〇〇円を毎年9月10日に、1月1日から6月30日までの半期分大会費一人〇〇円を毎年3月10日に支払う。請求はそれぞれ9月1日及び3月1日現在のクラブ会員数に基づいて行われる。会計年度中に新しく結成されたクラブ又は再編成されたクラブは、その会計年度の大会費を、結成月の翌月1日から月割り計算して徴収し、支払う。
キャビネット幹事又はキャビネット会計（あるいは幹事兼会計）がこの大会費を各クラブに請求し、徴収した上で、徴収した資金を地区ガバナーが定めた銀行又はその他の貯蓄機関に、他の資金と切り放して預金する。こうして徴収された資金は、地区大会用のみに使用される。大会経費は、キャビネット会計が署名し、地区ガバナーが連署した小切手をもって支払われる。

第2項 残った資金。その年度の大会経費をすべて支払った後に残った資金は、いかなる会計年度においても、大会基金にそのまま残され、次の会計年度の収入として扱われ、その年の大会経費支払いに使われる。
第3項 代金の徴収。大会の際の食事、余興などの実費を支払うため、地区ガバナーが定めた方法により、各代議員、補欠、その他の大会参加者から地区ガバナーが定めた代金を徴収することができる。

第8条
地区運営資金

第1項 地区収入。承認された地区の事業に充てる収入を得るため、また地区運営費用の支払いに充てるため、地区内の各クラブの各会員は、年間〇〇円の地区会費を納入するものとし、各クラブはこれを次の方法で半期ごとに前納する。7月1日から12月31日までの半期分地区運営費1人〇〇円を9月10日に、1月1日から6月30日までの半期分地区運営費1人〇〇円を3月10日に支払う。請求はそれぞれ7月1日及び1月1日のクラブ会員数に基づいて行われる。地区内の各クラブはこの地区運営費を、キャビネット幹事又はキャビネット会計（もしくは幹事兼会計）に支払う。ただし、新しく結成されたクラブ又は再編成されたクラブは、地区運営費を結成又は再編成の翌月1日から月割り計算した金額を支払う。この地区運営費は地区運営の費用にのみ充てられ、地区ガバナーのキャビネットの承認によってのみ支払われる。地区運営経費は、キャビネット会計が署名し、地区ガバナーが連署した小切手をもって支払われる。

第2項 残った資金。その年度の地区運営経費をすべて支払った後に残った資金は、いかなる会計年度においても、地区運営基金にそのまま残され、次の会計年度の収入として扱われ、その年の地区運営経費支払いに使われる。

第9条
その他

第1項 地区ガバナー経費 – 国際大会。地区ガバナーの国際大会参加の費用は地区運営費とみなされ、その費用は、ライオンズクラブ国際協会の一般経費払戻し方針と同じ基準に基づいて地区が支払うものとする。

第2項 財政上の債務。地区ガバナー及びキャビネットは、いかなる会計年度にも、予算超過あるいは赤字を引き起こす債務を負ってはならない。

第3項 キャビネット幹事兼会計の保証金。キャビネット幹事兼会計及び署名の権限を与えられた者は、地区ガバナーのキャビネットによって承認された額を保証金として積むものとし、そのためにかかる費用は運営費から出す。

第4項 帳簿の会計監査又は検査。地区ガバナーのキャビネットは、毎年1回あるいは更に頻繁に、キャビネット幹事及びキャビネット会計（あるいは幹事兼会計）の各種記録及び帳簿の監査又は検査を手配する。

第5項 報酬。キャビネット幹事及びキャビネット会計（あるいは幹事兼会計）を除くいかなる役員も、役員として行った本地区への奉仕に対して、報酬を受けてはならない。キャビネット幹事及びキャビネット会計（あるいは幹事兼会計）に報酬を与える場合には、理事会が定める。

第6項 会計年度。本地区の会計年度は、7月1日から6月30日までとする。

第7項 議事規則。本会則及び付則で別に定められているか、会合のために採用された議事規則で定められている場合を除いて、地区の会合又は大会、地区キャビネット会議、リジョン会議、ゾーン会議、クラブ例会、あるいはその他のいかなるグループ又は委員会の会合における会議進行に関するいかなる疑問も、**最新版ロバート議事規則**に従って処理される。

第10条
改正

第1項 改正手順。地区大会において、地区大会の会則及び付則委員会が改正案を提案し、投票者の過半数の賛成投票があった場合にのみ、本付則は改正される。

第2項 自動更新。国際大会において国際会則及び付則の改正が可決され、本地区会則及び付則に影響を及ぼすものがある場合には、大会閉会時に本地区会則及び付則は自動的に更新される。

第3項 通知。年次大会開会日の30日前までに改正案が文書で各クラブに送付され、それが投票に付される旨の通知が行われなければ、改正案は提出されず、投票も行われない。

第4項 発効日。改正案に特に条件が付いていない限り、改正は、それが採択された大会の閉会時から有効となる。

別紙 A

開催手順見本

本開催手順見本はあくまで指針であり、地区キャビネットが変更を加えた上で大会の代議員が採択することができる。[14]

○○地区大会

第1 地区ガバナーが、地区大会の議事進行次第を定めるものとする。登録及び資格証明の受付時間は変えることができないが、それ以外の公表済み議事進行次第については、定足数を満たしているどの会議でも、資格証明済み代議員の4分の3が同意すれば、変えることができる。いかなる会合においても、資格を証明された代議員の過半数をもって定足数がみたされたものとする。

第 2 ライオンズクラブ国際会則及び付則、○○地区会則及び付則、国の慣例又は習わし、あるいはここにある規則で定められている場合を除き、議事の進行及び手順はすべて、最新版ロバート議事規則に従うものとする。

第 3

(a) 資格証明委員会は、委員長を務める地区ガバナー、キャビネット幹事及び(兼)会計、並びに地区ガバナーが任命する2人の地区役員以外の者で、構成される。ただし、地区ガバナーは、委員会の他のメンバーを委員長として指名することができる。資格証明委員会の主な責任は、クラブ代議員の資格を検証することである。この責任を遂行するにあたり、資格証明委員会は、国の慣例や習わしで決まっているか、最新版ロバート議事規則に設けられている権限をもち、それに従って任務を果たすものとする。

(b) 代議員の登録及び資格証明受付は、○○月○○日の○○時から○○時までである。

(c) 資格が証明された代議員の数は、資格証明の受付締切り後、及び投票開始前に、大会で発表されるものとする。

第4

(a) 別に規定が設けられていない限り、大会開会日の60日前に地区ガバナーは、3人以上で5人以下のメンバーから成る指名委員会を任命し委員長を指名する。選挙に先立つ30日以内に、指名推薦された各候補者の資格、並びに候補者の資格に関する規則を考察することが、指名委員会の責任である。

(b) 指名委員会が最終報告をする前であればいつでも、候補者は立候補を取り下げることができる。

第5 代議員及び補欠代議員の交代。

(a) すでに資格証明を済ませた代議員及び(又は)補欠代議員の交代のためには、交代する者は、

---

[14] これらの手順は最低条件である。地区は、順守が義務付けられる規則に抵触しない限りにおいて、追加の規則を加えることができる。

クラブの2人の役員が署名した資格証明書を提示して、交代する者に補欠代議員となる資格があることを証明しなければならない。

(b) 正式に資格が証明された補欠代議員は、正式に資格が証明された同じクラブの代議員に代わり、投票当日に、自分の補欠代議員資格証明書の写しと、手続済の代議員資格証明書とを投票所係員に提示して、投票用紙をもらい投票することができる。その際、投票所係員は、そのクラブの代議員に交代があった旨、資格証明記録簿に必要事項を書き記す。資格証明を受けなかった補欠代議員は、資格証明済の代議員あるいは資格証明を受けなかった代議員のいずれとも、交代することはできない。

第6 大会で選ばれる地区ガバナー、第一及び第二副地区ガバナー、その他役員の候補者推薦又は支持の演説は、候補者1人につき○○分を超えないものとする。

第7

(a) 大会に先立ち、地区ガバナーは3人のメンバーから成る選挙委員会を任命し委員長を指名する。正式に推薦された各候補者には、オブザーバーを1人、自分の所属クラブから選んで指名することができる。オブザーバーは選挙手順だけを監督することができ、委員会が下す決定には直接関与することはできない。

(b) 選挙委員会は、選挙資料の作成、投票数集計、個々の投票が有効か否かの問題解決に責任を持つ。委員会の決定が最終的な決定として拘束力をもつものとする。

(c) 選挙委員会は、選挙の日時及び場所、候補者別の得票数、並びに委員会の各メンバー及びオブザーバーの署名が含まれた選挙結果に関する総括的報告書を作成しなければならない。地区ガバナー、協議会議長、並びに候補者全員がこの委員会報告書を受け取る。

第8 投票。

(a) 投票は、あらかじめ定められた場所と時間に行われる。

(b) 投票用紙を確保するために、代議員は自分の資格証明書を投票所係員に提示して確認してもらう。確認されたら、代議員に投票用紙が交付される。

(c) 投票者は、適切な箇所に印をつけて自分が選ぶ候補者に対して投票する。投票が有効なものとみなされるためには、正しい箇所に印がつけられなければならない。選出される役員に関して、指定数以上の候補者に対する票が投じられている場合には、投票用紙のその箇所は無効となる。

(d) 地区ガバナー、第一副地区ガバナー、及び第二副地区ガバナーの選出には、過半数の投票を必要とする。過半数とは白紙及び欠席を除いた有効投票総数の半分を上回る数と定義される。地区ガバナー、第一副地区ガバナー、第二副地区ガバナーの選挙において過半数の得票がなかった場合には、空席が生じるものとし、国際付則第9条6項(d)が適用されなければならない。

(e) その他のいかなる候補者も、当選するには過半数の得票が必要である。いずれか1人の候補者が当選に必要な票数を得なかった場合には、本項で説明されている手順に沿って、1人の候補者が過半数の票を獲得するまで投票が行われる。

別紙B

地区ガバナーとして任命されるライオンを推薦するための特別会議での手順

第1 地区ガバナー職に空席が生じた場合には、国際本部からの通知を受け次第、前地区ガバナー、又は前地区ガバナーにこの任務遂行が不可能な場合には最も近年に役を務め、この任務遂行が可能である元地区ガバナーが、国際理事会の任命を受ける、クラブの承認を得たライオンの推薦を目的に、前地区ガバナー、第一及び第二副地区ガバナー、その地区内においてグッドスタンディングの正クラブのグッドスタンディングの会員である元国際会長、元国際理事、元地区ガバナーの全員の会議を開く責任を持つ。

第2 この会議への文書による案内状は、同会議の15日前までに送らなければならない。会議の議長として前地区ガバナーが開催地と開催日時を決める権限を持つが、中央に位置する開催地を選ぶよう全力を尽くす。

第3 議長は、文書による出席者名簿を作る。

第4 出席する権利のあるライオンズは、自分が選びたい人をそれぞれ1人、席上で指名推薦することができる。

第5 推薦された人は、それぞれ1人だけの支持者に長さ3 分以内の支持演説をしてもらうことができ、更に5 分間、自分で演説をすることができる。演説をする機会がどの被推薦者にも与えられた後、議長は推薦締切りを宣言する。推薦締切り後には、いかなる推薦も受け付けることはできない。

第6 投票。

(a) 推薦締切りの直後に、投票を行う。

(b) 投票は、投票用紙を使って行う。

(c) 出席者は、選びたい人の氏名を記入して投票する。1人を超えた人数の候補者名が記入された投票用紙は無効になる。

(d) 地区ガバナーとして任命される人を推薦するには、過半数の票数が必要である。いずれか1人の候補者が当選に必要な票数を得なかった場合には1人の候補者が単純多数の票を獲得するまで、本第6 項で説明されている通りに投票を繰り返す。

第7 議長は会議終了後、ただしいかなる場合にも会議終了後7日以内に、会議の通知送付と出席状況の証拠と共に、文書による投票の結果を国際本部に送る。

第8 国際理事会は、特別会議で決まった推薦を国際付則第9条6項（a）及び（d）に従って検討するが、この推薦には拘束されない。国際理事会には、（残る）任期を務める地区ガバナーとして、推薦された人を任命するか、あるいは他のクラブ会員を任命する権利がある。

別紙C

第一又は第二副地区ガバナーとして任命されるライオンを 推薦するための特別会議での手順

第1 第一又は第二副地区ガバナー職に空席が生じた場合には、本付則本体の第2条第6項に定められる、地区内の正ライオンズクラブのグッドスタンディング会員の会議を、地区ガバナーが招集する責任を持つ。残る任期の第一又は第二副地区ガバナーとして有資格の、クラブの承認を得た会員を任命することが、この会議出席者の義務である。

第2 空席を補充するに当たり、この会議に出席するよう文書による案内状を同会議の15日前までに出すのは、地区ガバナー、あるいは地区ガバナーにこの任務遂行が不可能な場合にはこれが可能な、最も近年に役を務めた元地区ガバナーの義務であり、会議の議長を務めるのも同人物の責任である。会議の議長として地区ガバナーが開催地と開催日時を決める権限を持つが、最善を尽くして中央的な開催地を選び、都合の良い日時に会議を予定するべきである。

第3 地区ガバナーは、文書による出席者名簿を作る。

第4 出席する権利のあるライオンズは、自分が選びたい人をそれぞれ1人、席上で指名推薦することができる。

第5 推薦された人は、それぞれ1人だけの支持者に長さ3 分以内の支持演説をしてもらうことができ、更に5 分間、自分で演説をすることができる。演説をする機会がどの被推薦者にも与えられた後、議長は推薦締切りを宣言する。推薦締切り後には、いかなる推薦も受け付けることはできない。

第6 投票。

(a) 推薦締切りの直後に、投票を行う。

(b) 投票は、投票用紙を使って行う。

(c) 出席者は、選びたい人の氏名を記入して投票する。1人を超えた人数の候補者名が記入された投票用紙は無効になる。

(d) 第一または第二副地区ガバナーとして任命される者を推薦するには、過半数の票数が必要である。いずれか1人の候補者が当選に必要な票数を得なかった場合には1人の候補者が単純多数の票を獲得するまで、本第6 項で説明されている通りに投票を繰り返す。

第7 議長は会議終了後、ただしいかなる場合にも会議終了後7日以内に、会議の通知送付と出席状況の証拠と共に、文書による投票の結果を国際本部に送る。

別紙D

指名委員会チェックリスト
地区ガバナー候補者

各候補者につきこのチェックリストがもれなく記入され、選挙委員会に提出されなければなりません。

候補者氏名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

候補者の所属ライオンズクラブ名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

指名委員会の会議開催日：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

投票日：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

候補者は、下記の要件を満たしていることを立証する十分な証拠を提出している。

☐　候補者は所属単一又は準地区内のグッドスタンディングの正ライオンズクラブ*におけるグッドスタンディングの正会員である。
☐　候補者は所属ライオンズクラブの推薦、あるいは地区内の過半数のライオンズクラブの推薦を受けた。
☐　候補者は現在、本地区の第一副地区ガバナーを務めている。
☐　候補者は、次期就任予定の第一または第二副地区ガバナーと同じクラブに所属していない。

万一現第一副地区ガバナーが地区ガバナーに立候補しない場合、あるいは地区大会開催時に第一副地区ガバナー職が空席である場合、候補者は以下の要件を満たしている。

☐　クラブ会長　　務めた年度
☐　クラブ理事会　　務めた年度（2年間）＿＿＿＿＿＿
☐　地区キャビネット（一つに印をつける）
　☐　ゾーン又はリジョン・チェアパーソン　　務めた年度
　☐　キャビネット幹事及び/又は会計　　務めた年度＿＿＿＿＿＿
☐上記に加え、更にもう1年地区キャビネット構成員を務めた。
　務めた役職：　　務めた年度＿＿＿＿＿＿
☐上記のいずれも、同時に達成させていない。

*候補者の所属ライオンズクラブに滞納金があり、かつステータスクオでない場合には、候補者にその旨を通知し、指名委員会が大会に報告を行う最低1日前までにクラブが滞納金を支払う機会を与えなければならないことにご留意ください。

私はこのチェックリストを確認した上で、上記候補者が国際付則第9条第4項に従い地区ガバナーに立候補する要件を満たしていることを証明いたします。

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

別紙E

指名委員会チェックリスト
第一副地区ガバナー候補者

各候補者につきこのチェックリストがもれなく記入され、選挙委員会に提出されなければなりません。

候補者氏名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

候補者の所属ライオンズクラブ名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

指名委員会の会議開催日：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

投票日：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

候補者は、下記の要件を満たしていることを立証する十分な証拠を提出している。

☐　候補者は所属単一又は準地区内のグッドスタンディングの正ライオンズクラブ*におけるグッドスタンディングの正会員である。
☐　候補者は、所属ライオンズクラブの推薦、あるいは地区内の過半数のライオンズクラブの推薦を受けた。
☐　候補者は現在、本地区の第二副地区ガバナーを務めている。
☐　地区ガバナーとして全期又は過半の期間務めていない。
☐　候補者は、次期就任予定の地区ガバナーまたは第二副地区ガバナーと同じクラブに所属していない。

万一現第二副地区ガバナーが第一副地区ガバナーに立候補しない場合、もしくは地区大会開催時に第二副地区ガバナー職が空席である場合、候補者は第二副地区ガバナー職に関する以下の要件を満たしている。

☐　クラブ会長　　務めた年度
☐　クラブ理事会　　務めた年度（2年間）＿＿＿＿＿＿
☐　地区キャビネット（一つに印をつける）
　☐　ゾーン又はリジョン・チェアパーソン　　務めた年度
　☐　キャビネット幹事及び/又は会計　　務めた年度＿＿＿＿＿＿
☐上記のいずれも、同時に達成させていない。

**候補者の所属ライオンズクラブに滞納金があり、かつステータスクオでない場合には、候補者にその旨を通知し、指名委員会が大会に報告を行う最低1日前までにクラブが滞納金を支払う機会を与えなければならないことにご留意ください。*

私はこのチェックリストを確認した上で、上記候補者が国際付則第9条第6項(b)に従い第一副地区ガバナーに立候補する要件を満たしていることを証明いたします。

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

別紙F

指名委員会チェックリスト
第二副地区ガバナー候補者

各候補者につきこのチェックリストがもれなく記入され、選挙委員会に提出されなければなりません。

候補者氏名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

候補者の所属ライオンズクラブ名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

指名委員会の会議開催日：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

投票日：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

候補者は、下記の要件を満たしていることを立証する十分な証拠を提出している。

☐　候補者は所属単一又は準地区内のグッドスタンディングの正ライオンズクラブ*におけるグッドスタンディングの正会員である。
☐　候補者は、所属ライオンズクラブの推薦、あるいは地区内の過半数のライオンズクラブの推薦を受けた。
☐　候補者は、次期就任予定の地区ガバナーまたは第二副地区ガバナーと同じクラブに所属していない。

☐　クラブ会長　　務めた年度
☐　クラブ理事会　　務めた年度（2年間）＿＿＿＿＿＿
☐　地区キャビネット（一つに印をつける）
　☐ゾーン又はリジョン・チェアパーソン　　務めた年度
　☐地区グローバル・エクステンション・チーム・コーディネーター　務めた年度
　☐地区グローバル指導力育成チーム・コーディネーター　　務めた年度
　☐地区グローバル会員増強チーム・コーディネーター　　務めた年度
　☐地区グローバル奉仕チーム・コーディネーター　　務めた年度
　☐地区LCIFコーディネーター　　務めた年度
　☐キャビネット幹事及び/又は会計　務めた年度　　務めた年度＿＿＿＿＿＿
☐上記のいずれも、同時に達成させていない。
☐地区ガバナーとして全期又は過半の期間務めていない。

*_候補者の所属ライオンズクラブに滞納金があり、かつステータスクオでない場合には、候補者にその旨を通知し、指名委員会が大会に報告を行う最低1日前までにクラブが滞納金を支払う機会を与えなければならないことにご留意ください。_

私はこのチェックリストを確認した上で、上記候補者が国際付則第9条第6項(c)に従い第二副地区ガバナーに立候補する要件を満たしていることを証明いたします。

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
指名委員会委員長　　日付

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
指名委員会メンバー　　日付

別紙G

標準投票用紙 地区ガバナー、第一副地区ガバナー、第二副地区ガバナーの選挙

見本１：候補者が二人いる場合の投票用紙

投票方法：投票したい候補者名の横にある投票欄に適切な記号[15]をつけることにより自分の意思を明確に示してください。

役職	氏名	投票欄
第一副地区ガバナー		
	候補者 A	
	候補者 B	

見本２：候補者が一人しかいない場合の投票用紙

投票方法：候補者に対し賛成か反対のいずれかの欄に適切な記号[16]をつけることにより、自分の意思を明確に示してください。

役職	氏名	賛成	反対
地区ガバナー			
	候補者 A		

見本３：候補者が三人以上の場合の投票用紙

（注：一人を超える候補者がいる場合には複数の選択肢があります。時間に余裕がある場合には、投票者に、投票したい候補者名の横に印をつけてもらうことができます。いずれの候補者も過半数の票を得なかった場合には、得票数が最少だった候補者の氏名が投票用紙から除外され、再度投票が行われます（投票用紙は、上記の見本1のようなものとなります）。1名の候補者が必要な投票数を獲得するまでこのプロセスが続けられます。ほとんどの地区ではこのような時間のかかる方法をとる余裕がないことから、優先順位投票という方法を用いれば、1回の投票で選挙を完了させることが可能となります。下記は、優先順位投票用紙の見本です。）
投票方法：投票者が選びたい順序で各候補者の氏名の横に番号（1,2,3,4…）を明確に記入することにより、候補者に関する優先順位（すなわち、最も望ましい候補者に「1」を付け、その次に望ましい候補者に「2」をつけるなど）を付けます。

---

15 地区は、投票に用いられるべき適切な記号、又は全投票者に対し提供される承認済みのスタンプについて、指示する必要があることにご留意ください。

16 地区は、投票に用いられるべき適切な記号、又は全投票者に対し提供される承認済みのスタンプについて、指示する必要があることにご留意ください。更に、当選とみなされるには候補者は過半数の賛成票を獲得しなければなりません。賛成投票と反対投票が同数の場合、候補者は当選に必要な投票数を獲得しなかったとみなされ、その結果役職に空席が生じることになります。

役職	氏名	選択順位
第二副地区ガバナー	候補者A	4
	候補者B	2
	候補者C	1
	候補者D	3

優先順位をつけることにより投票する際のルール

1. 優先順位投票用紙（選挙の対象となる各役職について）に、投票者は、すべての候補者について自分の選択順を表示するよう求められます。つまり、自分が一番目に選択する候補者の横に「１」と数字を書き入れ、二番目に選択する候補者の横には「2」と記入するというように、投票対象の候補者全員に対し優先順位を付けます。

2. 票の集計に際しては、まず投票用紙を、各候補者を第一候補として指名する束に分けます。

3. 次に各候補者に分配された投票用紙の数が、投票集計係による報告用に記録されます。投票用紙の各束には候補者の名前を表記し、下記の手順によって候補者1人が残るまで、集計過程を通じて同じ名前のままで維持されます。

4. 半数を超える投票用紙が一人の候補者を第一候補として示している場合には、その候補者が通常の過半数を得票したものとみなされ、当選します。過半数得票者がいない場合には、下記の手順で、一人の候補者が選ばれるまで、得票数が最も少なかった者から順に除外されます。

a. 最も少ない束、つまり、第一候補としての得票数が最も少なかった候補者の投票用紙が、その用紙に第二候補として記されている候補者名に準じて、残った候補者に配分されます。

b. 配分が終了したら、残った各候補者の得票数が、この場合も先と同様に記録されます。

c. 半数を超える投票用紙が一人の候補者に集まった場合には、その候補者が当選となります。当選者が出なかった場合には、同様に次の最少得票者が除外され、この候補者に投じられた投票用紙が、その用紙に第二候補として記されている候補者名に準じて、残った候補者に再配分されます。ただし、前回の投票用紙配分の結果除外された候補者名が第二候補として記されている投票用紙については、第三候補として記されている候補者にその票を配分します。

d. この場合も、残っている各候補者の得票数が記録されます。一人の候補者が過半数を得票し、それによって当選者が決定するまで、最少得票者の束を第二候補あるいは最も高い順位に指名された残りの候補者に再分配するという手順を、必要に応じて繰り返します。

e. すべての候補者を列記し、投票用紙が配分されるごとに各候補者が得た票数を記録した表が、投票集計係の報告書となります。

5. 投票集計のいかなる段階においても、一人もしくはそれ以上の候補者名に選択順位の番号がついていない投票用紙が出てきた場合で、番号のつけられた候補者が全員除外されている場合には、その投票用紙はいかなる候補者にも配分せず、無効としなければなりません。

6. いかなる時点においても、二人以上の候補者が同数で最少得票者となった場合には、これらの候補者名は除外され、その投票用紙は1回にまとめて再配分されます。

7. 当選者を決める得票数が同数の場合（候補者除外のプロセスが繰り返された上で二人又はそれ以上の同点得票者が残った場合）、第一候補として最も多数の票を得た候補者（初回の投票集計の記録に基づき）をその選挙の当選者とするべきです。

第 4 部 標準版クラブ会則及び付則第7章（2025 年10 月12 日改訂）2025～2026 年度（LA-3）

標準版クラブ会則

第1条 - 名称 66
第2条 - 目的 66
第3条 - 会員
第1項 - クラブ会員となる資格 66
第2項 - 入会招請 66
第3項 - 会員資格の喪失 67
第4条 – 紋章、色、スローガン及びモットー
第1項 – 紋章 67
第2項 - 名称及び紋章の使用 67
第3項 - 色 67
第4項 - スローガン 67
第5項 - モットー 67
第5条 – 優越性 67
第6条 – クラブの大きさ 67
第7条 – 役員
第1項 - 役員 68
第2項 - 解任 68
第8条 – 理事会
第1項 - 構成員 68
第2項 - 定足数 68
第3項 - 任務及び権限 68
第9条 – 国際大会及び地区大会への代議員
第1項 - 国際大会に代議員を派遣する権利 69
第2項 - 地区／複合地区の大会に代議員を派遣する権利 69
第3項 - クラブ代議員及び補欠代議員の選出 69
第10条 – クラブ支部プログラム
第1項 - 支部編成 69
第2項 - 親クラブにおける会員籍 69
第3 項 - 資金獲得 69
第4項 - クラブ支部の資金 69
第5項 - 解散 69
第11条 – クラブ資金
第1項 - 事業（活動）資金 70
第2項 - 運営資金 70
第12条 – 改正
第1項 - 改正手順 70
第2項 - 通知 70

付則

第1条 - 会員

第1項 - 会員種別..... 70
第2項 - グッドスタンディング 72
第3項 - 二重クラブ会員籍 72
第4項 - 退会 72
第5項 - 再入会 72
第6項 - 転籍 72
第7項 - 不払い 72
第8項 - 出席及び参加 72

第2条 – 選挙及び空席補充

第1項 - 年次選挙..... 72
第2項 - 理事選出..... 72
第3項 - 役員になるための資格 73
第4項 - 指名委員会 73
第5項 - 指名会 73
第6項 - 選挙 73
第7項 - 投票 73
第8項 - 必要票数..... 73
第9項 - 就任できない候補者 73
第10項 - 欠員 73
第11項 - 次期役員の交代 73

第3条 – 役員の任務

第1項 - 会長 74
第2項 - 前会長 74
第3 項 - 第一副会長 74
第4項 - 副会長 75
第5項 - 幹事 75
第6項 - 会計 75
第7項 - 会員委員長 76
第8項 - 奉仕委員長 76
第9項 - マーケティング委員長 77

第4条 – 理事会

第1項 – プログラムコーディネーター 77
第2項 – クラブLCIFコーディネーター 77
第3項 - 安全管理担当役員 78
第4項 - ライオン・テーマー 78
第5項 – テール・ツイスター 78
第6項 - 理事 78

第5条 – 委員会
第1項 - 常設委員会 78
第2項 - 特別委員会 79
第3項 - 会長の職権 79
第4項 - 委員会の報告 79
第6条 – 会議
第1項 - 理事会の定例会議 79
第2項 - 理事会の特別会議 79
第3項 - クラブ例会 79
第4項 - クラブ特別会合 80
第5項 - 年次会合..... 80
第6項 - 代替会議形式 80
第7項 - 周年記念..... 80
第8項 - 定足数 80
第9項 – 業務処理の方法 80
第7条 – 入会金及び会費
第1項 - 入会金 80
第2項 - 年間会費..... 80
第8条 – クラブ支部運営
第1項 - クラブ支部役員 81
第2項 - 連絡員 81
第3 項 - 投票する権利 81
第4項 - 入会金及び会費 81
第9条 – その他
第1項 - 会計年度..... 82
第2項 - 議事規則..... 82
第3項 - 政党/宗派 82
第4項 - 個人的利益 82
第5項 - 報酬 82
第6項 - 資金の要請 82
第10条 – クラブ紛争処理手順..... 82
第11条 – 改正
第1項 - 改正手順..... 82
第2項 - 通知 82

別紙 A – 会員種別表 83
別紙 B – 投票用紙見本 83

EXHIBIT B

LA-2

会則及び付則

_____ライオンズクラブは

ライオンズクラブ国際協会のチャーターを受け、
その管轄下におかれる。
ライオンズクラブは、この標準版をクラブの会則及び付則として採択するよう、奨励される。

クラブがこれを採択したら直ちに、幹事は、この会則及び付則を永久的な記録として保管する。

独自の会則及び付則を採択しなかったいかなるクラブの運営に対しても、標準版クラブ会則及び付則並びにその改正が完全に効力を有し、それを統治する。

国際会則及び付則との整合性があり、個々のクラブの会則及び付則には定められていないが、標準版ライオンズクラブ会則及び付則に定められているクラブの運営事項はすべて、標準版ライオンズクラブ会則及び付則にある規定に準拠しなければならないことを、国際理事会は方針としてここに宣言する。

標準版クラブ会則及び付則（2025 年10 月12 日改訂）2025～2026 年度（LA-3）

第1条
名称

本クラブは_____ライオンズクラブと称し、ライオンズクラブ国際協会(以下、国際協会という)のチャーターを受け、その管轄下におかれる。

第2条
目的

本クラブの目的は、次の通りである。

(a) 世界の人々との間に相互理解の精神を培い発展させる。
(b) よい施政とよい公民の原則を高揚する。
(c) 地域社会の生活、文化、福祉および公徳心の向上に積極的関心を示す。
(d) 友情、親善、相互理解のきずなによって会員間の融和をはかる。
(e) 一般に関心のあるすべての問題を自由に討論できる場を設ける。ただし、政党、宗派の問題をクラブ会員は討論してはならない。
(f) 奉仕の心を持つ人びとが個人の経済的報酬なしに社会に奉仕するようはげまし、また、商業、工業、専門職業、公共事業および個人事業の能率化をはかり、道徳的水準をさらに高める。

第3条
会員

第1項 クラブ会員となる資格。善良な徳性の持主で、地域社会において声望のある成人は、付則第1条の規定に従い、本クラブの会員になる資格を持つ。本会則及び付則に、男性を表す用語が用いられている場合はすべて、男性と女性の両者を意味するものと解釈する。

第2項 入会招請。本ライオンズクラブへの入会は、招請のみによる。招請推薦は、スポンサーとなるグッ

ドスタンディングの会員が行うものとし、会員委員長またはクラブ幹事に提出しなければならない。会員委員会が検討した上で、会員委員長または幹事はこの推薦書を理事会に提出する。理事会の過半数の承認を得た場合に、新会員候補者は入会招請を受けて本クラブの会員となることができる。必要事項と署名がきちんと記入された所定の会員用紙を入会費及び会費と共に幹事が受け取るまでは、会員候補者が国際協会に報告されてはならないし、ライオンズ会員として協会から正式に認められない。

第3項 会員資格の喪失。正当な理由に対して理事会全構成員の3分の2の賛成投票があれば、会員を除名することができる。クラブからの除名と同時に、あらゆる「ライオンズ」という名称、紋章その他クラブと国際協会の有する標章を使用する権利も喪失する。クラブは、国際会則及び付則と理事会方針の規定に違反するとみなされる行為を行い、国際協会によりライオンとしてあるまじきとされた会員を除名すべきであり、これを行わないことはクラブ解散処分にあたる。選出された役員は、本項に基づく会員資格の喪失に先立ち、本会則第7条2項の規定に従って役職から解任されなければならない。

第4条
紋章、色、スローガン及びモットー

第1項 紋章。本協会及び正クラブの紋章は、下記の通りである。

第2項 名称及び紋章の使用。協会の名称、紋章、その他の標識の使用は、付則に随時定められる基準の通りである。

第3項 色。本協会及び正クラブの色は、紫色及び金色である。

第4項 スローガン。本協会のスローガンは、「Liberty, Intelligence, Our Nation's Safety（自由を守り、知性を重んじ、われわれの国の安全をはかる）」である。

第5項 モットー。本クラブのモットーは、「We Serve（われわれは奉仕する）」である。

第5条
優越性

地区（単一、準、複合）及び国際会則及び付則とライオンズクラブ国際協会の方針に抵触することなくクラブがこれを改正した場合を除き、クラブは標準版クラブ会則及び付則に準拠するものとする。クラブの会則及び付則と地区（単一、準、複合）会則及び付則の規定の間に抵触または矛盾が存する場合はいかなる場合も当該地区（単一、準、複合）会則及び付則に準拠するものとする。さらに、クラブの会則及び付則と国際会則及び付則の規定または理事会方針の間に抵触または矛盾が存する場合は、いかなる場合も国際会則及び付則と理事会方針に準拠するものとする。

第6条
クラブの大きさ

ライオンズクラブは、クラブ結成認証状を受けるために必要な最低会員数である20人の会員維持に努める。

第7条
役員

第1項 役員。会長、前会長、副会長、幹事、会計、会員委員長、奉仕委員長、マーケティング委員長を、本クラブの役員とする。

第2項 解任。本クラブのいかなる役員も、正当な理由があれば、全会員の3分の2の賛成投票によって解任することができる。

第8条
理事会

第1項 構成員。理事会の構成員は、クラブ役員、ライオン・テーマー(任意)、テール・ツイスター(任意)、クラブLCIFコーディネーター、プログラムコーディネーター、安全管理担当役員（任意）、指名された場合には支部会長、指名された場合にはレオ顧問、並びに選出されたその他の全理事及び/又は委員長である。

第2項 定足数。理事会のいかなる会議においても、構成員の過半数の出席をもって定足数に達したとみなされる。他に特に規定される場合を除き、理事会の会議に出席した構成員の過半数の決議は、理事会全体の決議となる。

第3項 任務及び権限。本会則及び付則で他に規定された任務及び権限に加えて、理事会は下記の任務及び権限を持つ。

(a) 理事会は本クラブの執行機関であり、各役員を通し、クラブに承認された方針を履行する責任を持つ。本クラブの新しい企画及び方針は、まず理事会が検討し形成した上、クラブ例会又は特別会合で提案され、会員の承認を受けなければならない。

(b) すべての支出には、理事会の承認を必要とする。理事会は、本クラブの現収入を超過する負債を負ってはならない。また、クラブが承認した企画及び方針に反する目的のためにクラブ資金の支払を承認してはならない。

(c) 理事会は、本クラブ役員の決断を修正あるいは撤回する権限を持つ。

(d) 理事会は、年1回または必要と認めた時は更に頻繁に、本クラブの会計及び運営の記録の監査を受ける。また、本クラブの役員、委員会、あるいは会員によるクラブ資金の扱いについて会計報告を要求する、又は監査を受けることができる。本クラブのグッドスタンディングの会員は、要請すれば、妥当な日時に妥当な場所で上記監査又は会計状況を検査することができる。

(e) 理事会は財務委員会の推薦を受けて、本クラブ資金を預金する銀行を指定する。

(f) 理事会は、本クラブ役員の任務遂行を保証するための担保を定める。

(g) 理事会は、事業を行って一般人から資金を集めた場合には、その事業の収益を本クラブの運営のために費やすことを承認したり許可してはならない。

(h) 理事会は、すべての新企画及び方針をそれぞれ担当の常設委員会又は特別委員会に委託し、その委員会に研究してもらい、勧告を受ける。

(i) 理事会は、一般に認められる会計法に従って、少なくとも二つの別個の資金を設ける。一つの資金は、会費、テール・ツイスターのファイン、その他クラブ内で集めた運営費を記録するためのものである。二つ目は公衆の協力を求めて集めた事業資金又は公共資金を記録するために設けるものである。このような資金の支出は、本条(g)項に厳密に従って行われるものとする。

第9条
国際大会及び地区の大会への代議員

第1項 国際大会に代議員を派遣する権利。国際協会は大会に参加するライオンズクラブによって統治されるので、協会の諸事項に関して本クラブが発言できるよう、本クラブは、協会の年次大会に代議員を派遣するのに必要な経費を支払う権利を持つ。本クラブは、大会開催前月1日現在の国際協会の記録に基づき、会員数25人ごと並びにその過半の端数について、代議員及び補欠代議員を1人ずつ、国際協会のいかなる大会にも派遣する権利を持つ。ただし本クラブは、代議員及び補欠代議員を少なくとも最低1人、派遣する権利を持つ。本項にある過半の端数とは、13人以上の会員数である。

第2項 地区/複合地区の大会に代議員を派遣する権利。地区に関する事項は地区(単一、準、複合)大会に提出され採用されるので、本クラブは、そのような大会に割当てられた数の代議員を全員派遣すると共に、その大会に出席する代議員のために必要な経費を支払う権利を持つ。本クラブは、大会開催前月1日現在の国際協会の記録に基づき、少なくとも1年と1日クラブに在籍している会員数10人ごと並びにその過半の端数について、代議員及び補欠代議員を1人ずつ、その地区（単一、準及び複合）の各年次大会に派遣する権限を持つ。ただし、本クラブは、代議員及び補欠代議員を少なくとも最低1人、派遣する権利を持つ。資格を証明され出席している代議員は、大会で選ばれる各役員につき1票を、また大会に提出された各議題について1票を、いずれも本人の意思に基づいて投ずる権利を持つ。本項にある過半の端数とは、5人以上の会員数である。

第3項 クラブ代議員及び補欠代議員の選出。理事会または理事会により委任を受けた委員会は、クラブ会員の承認の下に、地区大会(単一又は準)、複合地区大会、国際大会に派遣する代議員及び補欠代議員を選び、任命する。有資格の代議員はグッドスタンディングのクラブ会員で、この会則及び付則の別紙Aにある会員種別表に示された会員の権利と特権において必要な投票権を有していなければならない。

第10条
クラブ支部プログラム

第1項 支部編成。事情があって正クラブ結成をサポートできない場合、その地域にライオニズムを広められるよう、クラブは支部を編成することができる。支部は、親クラブの一つの付設組織として会合し、支部の地域社会において奉仕活動を行うものとする。

第2項 親クラブにおける会員籍。支部会員は、親クラブの会員として認められる。会員は、付則第1条に記されている会員種別のうちの一つに分類される。

第3項 資金獲得。支部が公衆に協力を求めて集めた活動資金又は公共福祉のための金銭は、そのような目的を記録するために設けられた資金口座に保管されなければならない。別に具体的に指定されない限り、この資金は支部のある地域社会で使用されなければならない。クラブ支部理事会は、手形に連署する権限を、親クラブ会計に与えることができる。

第4項 クラブ支部の資金。クラブ支部が解散する場合には、支部に残っている資金はすべて親クラブに戻されるものとする。クラブ支部が新たに正クラブとして変換する場合には、クラブ支部用に残っている資金はすべて、この新クラブ用に振り替えられるものとする。

第5項 解散。支部は、親クラブ全会員の過半数による賛成投票で解散できる

第11条
クラブ資金

第1項 事業（活動）資金。公衆から集めた資金は公衆のための使用に帰されるべきであり、これは公衆から集めた資金を投資した結果得た資金にもあてはまる。事業資金から拠出してよい唯一の例外は、資金獲得活動を行うための直接経費のみである。同資金への利子として獲得した資金もまた、公衆のための使用に帰されなければならない。

第2項 運営資金。運営資金には、会費、テール・ツイスターのファイン、その他の寄付などクラブ会員から集めた資金が充てられる。

第12条
改正

第1項 改正手順。理事会があらかじめ改正の必要を認めた場合、本クラブのいかなる例会又は特別会合においても、定足数の出席者があれば、投票した会員の3分の2の賛成投票によって、本会則を改正することができる。

第2項 通知。改正案に対する票決は、改正案を説明する文書による通知が、票決を行う会合の暦上少なくとも14日前に本クラブの各会員に郵便又はウェブサイトや電子メール等の手段により公表されるか、又は直接届けられない限り、行われない。

付則
第1条
会員

第1項 会員種別。

(a) **正会員**：ライオンズクラブの会員であることから生ずるすべての権利と特権を持ち、又すべての義務を負う会員。この権利には、他に規定される資格を有していることを条件にクラブ、地区、及び国際協会の役職に就く権利、並びにあらゆる事項に対する投票権が含まれる。義務には、定期的な出席、速やかな会費納入、クラブ活動参加、並びに地域社会に対してクラブの良い印象を与えるような言動が含まれる。家族会員プログラムの基準に定められる通り、有資格の家族会員は正会員であり、正会員としてのすべての権利及び特権を有するものとする。学生会員プログラムの基準に定められる通り、有資格の学生、元レオ及び若年成人会員は正会員であり、正会員としてのすべての権利及び特権を有するものとする。この種類の会員は、クラブ代議員数算出の対象となる。

(b) **不在会員**：クラブ所在地から転出したクラブ会員又は健康上の理由やその他の正当な理由により規則正しくクラブの会合に出席することが不可能な会員で、クラブにとどまることを希望し、これをクラブ理事会が適当と認めた者。不在会員の資格は6カ月ごとにクラブ理事会で再検討されるものとする。不在会員は役職に就くことも、地区又は国際の大会又は会合において投票することもできないが、クラブが課す会費を納入しなければならない。その会費には地区及び国際の会費が含まれる。この種類の会員は、クラブ代議員数算出の対象となる。

(c) **名誉会員**：そのクラブの会員以外の者で、ライオンズクラブが奉仕をする地域社会のために著しい貢献をし、クラブが名誉会員の称号を与えることを希望した者。クラブは、名誉会員の入会金、地区会費、及び国際会費を支払う。名誉会員は会合に出席できるが、正会員が持つ特権を持たな

い。この種類の会員は、クラブ代議員数算出の対象とならない。

(d) 優待会員：15年以上クラブ会員であって、病気、老齢その他クラブ理事会の認める正当な理由により正会員であることを放棄した者。優待会員はクラブが課す会費を納入しなければならない。その会費には地区会費及び国際会費が含まれる。優待会員は投票権を持つほか、会員としての他のいかなる特権も持つが、クラブ、地区、又は国際の役員職に就くことはできない。この種類の会員は、クラブ代議員数算出の対象となる。

(e) 終身会員：20年以上ライオンズ正会員であり、かつ所属クラブ、その地域社会、あるいは国際協会に対する会員としての功績が著しい者、又は、重病人、あるいは15年以上正会員であり、かつ少なくとも70歳に達している者は、次の手続によってクラブの終身会員となることができる。

(1) 所属クラブが協会に推薦、

(2) 今後の国際会費全額の代わりにUS$650もしくは現地通貨によるUS$650相当額を所属クラブが納入。

終身会員には、正会員としての義務を遂行する限りにおいて、正会員に与えられるすべての特権が与えられる。終身会員が移転を希望し、かつ他のクラブから招請を受けて転籍した場合、自動的に転籍先クラブの終身会員となる。クラブは、終身会員に対してクラブが適当と見なす額の会費を課すことができる。現在、ライオンズクラブの正会員であるか、又は2007年6月30日までにライオンズクラブの正会員となる元ライオネスは、ライオネスとしての奉仕歴をすべて、終身会員となるための資格に適用することができる。2007年6月30日を経過してライオンズクラブの正会員となるライオネスは、終身会員となる資格に、ライオネス奉仕歴を適用することができない。この種類の会員は、クラブ代議員数算出の対象となる。

(f) 準会員：他のライオンズクラブに主な会員籍を持つが、このクラブが奉仕する地域社会に住居を持つか、就職している会員である。準会員の地位は、クラブ理事会の招請によって与えられるもので、毎年考察を受ける。クラブは、月例会員報告書で準会員を報告することはできない。

準会員は、出席している会議においてクラブ事項に対する投票権を持つが、準会員となっているクラブを代表して、地区(単一、準、暫定、及び/又は複合)大会又は国際大会の代議員になることはできない。この会員は、準会員となっているクラブを通して、クラブ、地区、又は国際の役員職に就くことも、地区、複合、又は国際の委員会への任命を受けることもできない。準会員から地区(単一、準、暫定、及び/又は複合)会費及び国際会費を徴収することはできない。ただし、このクラブは妥当とみなされる会費を準会員から徴収することができる。この種類の会員は、クラブ代議員数算出の対象とならない。

(g) 賛助会員：現在のところ、クラブの正会員として全面的に活動できないが、クラブとその奉仕活動を支持しており、クラブへの賛助を希望する地域社会の優れた人物である。この地位は、クラブ理事会の招請によって与えられる。

賛助会員は、出席している会議においてクラブ事項に対する投票権を持つが、クラブを代表して、地区(単一、準、暫定、及び/又は複合)大会又は国際大会の代議員になることはできない。

この会員はクラブ、地区、又は国際の役員職に就くことも、地区、複合、又は国際の委員会への任命を受けることもできない。賛助会員は、地区会費、国際会費、その他クラブが課す会費を払わなければならない。この種類の会員は、クラブ代議員数算出の対象となる。

(h) 特典会員：家族会員、学生、または国際協会が提供するその他の会費割引プログラムに参加した結果として割引された会費を支払う会員で、クラブの会員籍を保持することを希望し、会費割引の

条件を満たす会員。会員プログラムの参加状況は、クラブの理事会が確認するものとする。特典会員は、正会員のすべての権利を有するが、クラブ代議員数算出の対象とならない。
[上記は2024年1月1日施行]

第2項 グッドスタンディング。幹事から文書による通知を受けてから30日以内に、本クラブに対する負債を支払わない会員は、その全額を支払うまで、グッドスタンディングの会員ではなくなる。グッドスタンディングの会員だけが、投票権を行使することができ、役員になることができる。

第3項 二重クラブ会員籍。名誉会員又は準会員を除いて、いかなる会員も同時に本クラブ及び他のライオンズクラブの会員になることはできない。

第4項 退会。いかなる会員もクラブから退会することができ、退会は、理事会がそれを認めた時に有効となる。ただし、その会員が未納金をすべて支払い、クラブ資金及び財産をクラブに返却するまで、理事会は退会の承認を保留することができる。本クラ
ブ及び協会の「ライオンズ」という名称、紋章、その他の標識を使用するすべての権利は、会員籍が取り消された時点で消滅する。

第5項 再入会。グッドスタンディングで退会した会員は誰でも、クラブ理事会が再入会を認めることができ、合計年数のライオンズ奉仕歴の一部として以前のライオンズ奉仕歴を記録に維持することができる。退会していた期間が12カ月を超える場合には、会則第3条第2項の規定に従った承認が必要となる。

第6項 転籍。本クラブは、転籍要請時に会員がグッドスタンディングであることを条件に、他のクラブを退会したか退会予定の者の転籍を認めることができる。前クラブ退会と転籍会員用書式又は会員カード提出の間が12カ月を超える場合には、会則第3条第2項の規定によってのみ、本クラブに入会できる。このクラブから他のクラブへの転籍を希望する会員は、クラブ幹事により作成された転籍会員用書式を提出しなければならない。幹事は、理事会が当該会員の転籍を会費等の未払いやクラブ資金または財産の返済・返却がされないために保留としている場合を除き、遅滞なく転籍会員用書式を記入する義務を負う。

第7項 不払い。幹事は、文書による幹事からの請求を受けてから60日以内に本クラブに対する負債を支払わない会員の氏名を、理事会に提出しなければならない。理事会は、その会員を除名するか会員として維持するか決める。

第8項 出席及び参加。クラブは、その会合及び活動への定期参加を奨励する。

第2条
選挙及び空席補充

本クラブの役員は、前会長を除き、選挙で選ばれる。

第1項 年次選挙。理事を除くすべての役員及び理事会構成員は、本条7及び8項の規定に従って毎年選出され、7月1日に就任する。任期は7月1日から1年間又は後任者が選出されて就任するまでとする。幹事は、選挙後15日以内に速やかに選出された役員を国際協会に報告しなければならない。

第2項 理事選出。理事は半数ずつ毎年選出され、任期は、選挙直後の7月1日から2年間又は後任者が選出されて就任するまでとする。ただし、本会則採用後の第1回選挙では、2年任期及び1年任期の理事を

それぞれ半数ずつ選出する。

第3項 役員になるための資格。グッドスタンディングの正会員以外は誰も、本クラブの役員になることはできない。

第4項 指名委員会。会長は指名委員会を任命する。同委員会は、各役員の候補者名を指名会でクラブに提出する。指名会の席上でも、次年度のすべての役職に対する候補者を指名推薦することができる。

第5項 指名会。指名会は毎年3月、もしくは理事会の決定に従い、理事会が定める日時及び場所において開かれるものとする。開催通知は、文書、電子メールなどの手段により、または直接渡すことにより各クラブ会員に少なくとも選挙実施の14日前に行われなければならない。

第6項 選挙。選挙は4月または理事会により決定された日に、理事会により決定された時間及び場所で開催される。選挙の通知は、郵便、電子メールなどの手段により、または直接届けることにより、各クラブ会員に対し少なくとも選挙の14日前までに行われなければならない。この通知には、さきの指名会で承認された全候補者の氏名を記載すると共に、上記第3項の規定に従い、選挙でこれらの候補者に対して投票が行われることも明記する。選挙において、会員がその席から候補者を指名推薦することはできない。

第7項 投票。選挙は出席している有資格者による記入式の無記名投票により行われなければならない。

第8項 必要票数。役員候補者は、当選者となるためには出席している投票権のあるクラブ会員による投票数の過半数を獲得しなければならない。この選挙の目的においては、過半数とは白紙及び欠席を除いた有効投票総数の半分を上回る数と定義される。最初の投票及びそれ以降の投票において、いずれの候補者も過半数の票を獲得しなかった場合には、最低票数を得た候補者または同数で最低票数を得た複数の候補者を落選とし、1人の候補者が過半数の票を獲得するまで投票を繰り返す。いずれの投票でも同点の場合、1人が当選するまで投票を継続する。

第9項 就任できない候補者。指名会から選挙会の間に、指名された候補者が何らかの理由で役員就任不可能になり、その他に推薦された候補者がいない場合には、指名委員会が追加の候補者名を選挙会で提出する。

第10項 欠員。会長又は副会長が何らかの理由により欠員となった場合は、副会長が順位に従って昇格する。この昇格規定によっても会長職あるいは副会長職が補充されない場合は、理事会が直ちに特別選挙会を招集する。理事会はその日時及び場所を決定し、暦上の14日前までにグッドスタンディングの各会員に会長職を補充する選挙が行われる旨通知する。
その他の役職に欠員が生じた場合は、理事会がその役職に残る任期の後任者を任命することができる。理事に欠員が生じ、理事会の定足数を満たすことができなくなった場合は、クラブ会員は、あらかじめ通知した上で例会における選挙によって空席を補充する権限を持つ。通知の方法は下記11項に準ずる。通知は残りの役員又は理事がするが、役員が残っていない場合はいずれの会員が行ってもよい。

第11項 次期役員の交代。役員に選出された者が、任期の始まる前に何らかの理由で就任不可能になったり、あるいは就任を拒否した場合は、会長はその役職を補充するため、特別指名会及び選挙会を招集することができる。暦上の14日前までにその会の目的、日時及び場所を記載した通知書を各会員に送付

する。選挙は指名締め切り後直ちに行うものとし、最高得票者を当選者とする。

第3条
役員の任務

第1項 会長。本役職の責務は次の通りである。

(a) 本クラブの最高執行役員を務める。

(b) 本クラブの理事会のすべての会合を主宰する。

(c) クラブ・グローバル・アクション・チームのファシリテーターを務め、以下を確実にする。

(1) 適格なライオン・リーダーが選出され、クラブ奉仕委員長、クラブ会員委員長、クラブ副会長（指導力育成委員長を兼任）の役職に就くようにする。

(2) 定期的に会議を行い、グローバル・アクション・チームにより企画された取り組みを検討し進める。

(3) 地区グローバル・アクション・チームおよび他のクラブ会長と連携し、人道奉仕の拡大、指導力育成、会員増強に重点を置いた取り組みを推し進める。

(d) クラブの役員及び委員会委員長と連携し、クラブ理事会により提示及び承認された会員増強、地域関与、運営向上、人道的奉仕遂行に向けた計画を実行する。

(e) 本クラブの理事会会議及び定例会議並びに臨時会議を招集する。

(f) 常設委員会及び特別委員会を任命し、委員長と協力して各委員会がその役割をきちんと果たし、報告するようにする。

(g) 選挙日が決められ、その通知が出され、選挙が行われることを確認する。

(h) クラブが現地の法律に従って運営しているようにする。

(i) クラブ運営の適切な管理を確実にするべく、すべてのクラブ役員及び会員がクラブ会則及び付則と国際会則及び付則を順守するよう計らう。

(j) 外交的な対応を奨励し、必要であれば、紛争処理手順を用いて公明正大な方法で対立を解消する。

(k) 本クラブが所属するゾーンの地区ガバナー諮問委員会の正規構成員となる。

(l) 副会長のメンター役を務め、効果的なリーダーシップの継続を確実なものにする。

第2項 前会長。他の元会長とともに、クラブ会長及び副会長のメンター役を務める。また、他のライオンがこの役職に任命される場合を除き、前会長はクラブLCIFコーディネーターを務める。

第3項 第一副会長。本役職の責務は次の通りである。

(a) 第一副会長の任期中、クラブ活性化のための年次調査を実施するとともにクラブ役員（特にクラブのグローバル・アクション・チームのメンバー）及び他の委員会委員長と連携して、会長としての任期中にクラブ理事会により提示及び承認される会員増強、地域関与、人道的奉仕遂行に向けた計画を策定する。

(b) クラブのグローバル・アクション・チームの重要なメンバーとしてクラブ指導力育成委員長を務め、指導力育成委員会の他のメンバーとともに以下を行う。

(1) クラブ会員委員長と協力して、新会員に効果的なオリエンテーションが実施されるように図り、地区、複合地区、およびライオンズクラブ国際協会内でクラブがどのように運営されるかを新会員が理解できるようにする。

(2) 現および/または次期クラブ役員が、地区やライオンズ学習センター（LLC）を通じて提供される研修を受けるようにする。
(3) 研修の必要性、新リーダー候補者名、クラブの会員が出席する指導力育成行事について、地区グローバル指導力育成コーディネーターに伝える。
(4) リーダー候補者を特定し、将来のリーダーとしてのその成長を促す。
(5) 地区、複合地区、ライオンズクラブ国際協会が開催する指導力育成研修への参加を会員に奨励する。

(c) 会員維持において重要な役割を果たすとともに、クラブ運営の改善に向け会員の満足度を調べ意見等を活用することにより、確実に組織を向上させる。
(d) 地区の活動やイベントにおけるクラブの役割を理解する。
(e) 他のクラブの役員とのネットワークを築き、クラブに応用可能なアイデアを得る。
(f) 指導力育成、会員増加、人道奉仕の拡大をサポートする地区、複合地区の取り組みについて知識を深める。
(g) 本クラブが所属するゾーンの地区ガバナー諮問委員会の正規構成員となる。
(h) 会長が何らかの理由でその任務を遂行できない場合には、副会長が順位に従ってその職に就き、会長と同じ権限をもってその任務を果たす。
(i) 会長から割り当てられた本クラブの各委員会の活動を監督する。

第4項 副会長。会長が何らかの理由で任務を遂行できない場合には、副会長が順位に従ってその役に就き、会長と同じ権限をもってその任務を果たす。各副会長は、会長の指揮の下に、会長が割り当てた委員会の活動を監督する。

第5項 幹事。幹事は、会長及び理事会の指導監督の下に、クラブが所属する地区(単一又は準、及び複合)並びに国際協会と、クラブとの間の連絡係を務める。本役職の責務は次の通りである。

(a) 国際理事会が要求する情報を記入した月例報告及びその他の報告を、国際本部に対して行う。
(b) 地区ガバナーのキャビネットが要求する報告書を、同キャビネットに提出する。
(c) クラブが所属するゾーンの地区ガバナー諮問委員会の正規構成員となる。
(d) クラブの会合及び理事会々議の議事録、出席簿、委員会任命、選挙、会員に関する情報、会員の住所及び電話番号、会員の会費納入、クラブの収支など、本クラブの一般的な記録を保管する。
(e) 理事会の要求があれば、その職務遂行に対し保証金又はこれに代わる担保を出す。
(f) 任期を終えるにあたっては、クラブの一般的記録一式を速やかに後任者に引き渡す。

第6項 会計。本役職の責務は次の通りである。

(a) 幹事その他からすべての金銭を受け取り、財務委員会が推薦し理事会が承認した銀行に預金する。
(b) 幹事と協力して、四半期又は半期ごとに各会員に会費その他の納入金を請求する手配をし、集められた支払金を理事会に報告する。
(c) 理事会の承認によってのみ、支払いを行う。
(d) クラブの収入と支出の全般的な記録を保管する。
(e) 毎月及び半期ごとに会計報告書を作成し本クラブ理事会に提出する。
(f) 理事会の要求があれば、その職務遂行に対し保証金又はこれに代わる担保を出す。

(g) 任期を終えるにあたっては、クラブの財務記録一式および資金を速やかに後任者に引き渡す。
(h) 財務委員会の委員長を務める。

第7項 会員委員長。本役職の責務は次の通りである。
(a) クラブ会員委員長としてクラブのグローバル・アクション・チームの重要なメンバーを務める。
(b) 会員増強の取り組みについて地区グローバル・アクション・チームと協力する。また、地区、リジョン、ゾーンにおける関連会議や行事にも参加する。
(c) クラブの会員増強目標を達成し会員の体験をより充実したものにするための行動計画実施を支援する会員委員会を築き、その指揮を執る。
(d) 会員候補者をクラブに招請することによって会員増強に参加するよう、全会員に促す。会員候補者へのフォローアップを遅滞なく行う。
(e) クラブ理事会と協力し、会員体験を実りあるものにすることの妨げとなっている懸念材料について耳を傾け、対処することで、クラブの雰囲気が協調的になるよう推進する。この方法にはアンケートやその他フィードバックが得られる機会を活用することも含まれる。
(f) 新会員にとって関心がある活動に、新会員を参加させる。
(g) クラブ奉仕委員長及びクラブの他の委員会と協力して会員増強の機会を推進する。
(h) 会員の種類、及び用意されているプログラムについて理解し、クラブ会員に対し、各種会員関係プログラムを推進する。
(i) クラブ第一副会長/クラブ指導力育成委員長の支援のもと、新会員に効果的なオリエンテーションが実施されるように図り、地区、複合地区、およびライオンズクラブ国際協会内でクラブがどのように運営されるかを新会員が理解できるようにする。
(j) 必要に応じて、本クラブが所属するゾーンの地区ガバナー諮問委員会に出席する。

第8項 奉仕委員長。本役職の責務は次の通りである。
(a) クラブ奉仕委員長としてクラブのグローバル・アクション・チームの重要なメンバーを務める。
(b) 地区グローバル奉仕コーディネーター、クラブLCIFコーディネーター、地区の各リーダー、クラブの奉仕委員会メンバー、その他と協力して、奉仕の年間目標と行動計画を策定しその伝達を行う。目標と行動計画は、地域社会の現在のニーズおよび/または国際協会のグローバル重点分野に対応するものであること。また、受益者に対して直接奉仕することの他に、アドボカシーや資金調達を含めることもできる。
(c) クラブの奉仕目標を達成するため、奉仕委員会を主導してクラブの奉仕行動計画を遂行する。
(d) 目標設定、実施、事業評価、報告を含め、地域の若者やレオが奉仕活動のあらゆる側面に関与する機会を盛り込む。
(e) 奉仕活動をライオンズクラブ国際協会に報告する。
(f) 他の奉仕クラブの奉仕活動を観察し、奉仕拡大に向けて地域とパートナーシップを築き、ライオンズクラブ国際協会及びライオンズクラブ国際財団が用意している各種ツールと情報資料を活用することにより、地域社会の現在のニーズ対応に役立つクラブの情報源としての役割を果たす。
(g) 奉仕事業への参加・関与を呼びかけ会員の満足度を高める。
(h) クラブの会員委員長及び他の委員会と連携し、奉仕事業実施中、非ライオンズに対して入会の機会をアピールする。
(i) 必要に応じて、本クラブが所属するゾーンの地区ガバナー諮問委員会に出席する。

第9項 マーケティング委員長。
本役職には次のような責務がある。

(a) クラブ会員委員長と協力し、年間のマーケティング計画を策定・実施する。計画では、クラブ会員、ソーシャルメディア、報道機関、支持者/協賛者、新会員候補者を含む、ライオンズ内外の対象を考慮に入れるべきである。
(b) グローバル・アクション・チームと直接協力して、会員増強、リーダーシップ育成、奉仕に関わるすべてのプログラム、事業、イベントとのつながりを維持する。
(c) グローバルなブランド構築に関するガイドラインを理解し、クラブのイベントや奉仕事業でのブランド資材の適切な使用をサポートする。
(d) ソーシャルメディアでクラブの活動を宣伝する。ソーシャルメディア投稿カレンダーを作成し、クラブの奉仕、地域社会の関与、会員増強活動をフォローする。
(e) クラブ会員委員長と緊密に協力し、新会員候補者に的を絞り入会するよう働きかける。
(f) クラブ会員のために、クラブのマーケティングと広報のトーキングポイントを作成する。口コミによるマーケティング手法を用いてクラブの宣伝と新会員の勧誘を行う。
(g) クラブの役員と協力して、ライオンズ国際マーケティング・アワードの選考対象となるようマーケティング・アワードに応募する。
(h) ブランドアンバサダーになるよう会員を動機づける。写真を撮ってソーシャルメディアで共有したり、ブランドの付いたアパレルを着用したり、地域社会が関与するイベントなどでライオンズのメッセージを伝えるよう会員に奨励する。
(i) 奉仕事業、募金活動、寄付、ライオンズクラブ国際協会主催の各種コンテスト、報道価値のあるその他の功績等、クラブの活動について、報道機関、ソーシャルメディア、情報伝達に効果的なその他の手段を用いてクラブ内外両方に公表する。
(j) 地区、複合地区、国際本部からの情報をクラブの会員に伝達する上でクラブ会長を補佐する。
(k) 必要に応じて、本クラブが所属するゾーンの地区ガバナー諮問委員会に出席する。
(l) 地区マーケティング委員長が開催する会議に参加する。

第4条
理事会

クラブ役員のほかに、クラブが必要とみなし選挙で選ばれるその他の役職に加え、選出された場合には下記が理事会のメンバーを務めることができる。

第1項 プログラムコーディネーター。クラブ会員の関心事に基づいて例会のために講演やエンターテインメントを手配することにより、例会の充実化を図るとともに会員にとって重要な話題について常時伝達する。プログラムコーディネーターは、会長からスピーカーについて許可を得た上で、例会次第に記載されるようクラブ幹事に情報を伝え、効果的な告知を確実にするためにマーケティング委員長に連絡する。例会に到着したスピーカーを歓迎し、例会では適切な座席が用意され、スピーカーが歓待されるようにする。

第2項 クラブLCIFコーディネーター。LCIFの使命及び実績とライオンズクラブ国際協会におけるその重要性を伝え、クラブ内でLCIF開発戦略を実施するとともに、地区LCIFコーディネーターと連携して

地域でLCIFを推進することにより、地区の目標と一貫するようにする。また、クラブ奉仕委員長およびグローバル・アクション・チームとも連携し、クラブの取り組みを支援する。

第3項 安全管理担当役員（任意）。安全対策が整っているようにするため、各アクティビティを検討して潜在する危険を見極めるとともにライオンズクラブ国際協会から入手可能な自己点検チェックリストの掲載事項をすべて確認し、十分な監督が確実に行
われ適切な保険がかけられているようにする。何らかの事態が生じた場合には、関係のある重要な情報をすべて収集して保険会社に遅滞なく報告する。

第4項 ライオン・テーマー（任意）。ライオン・テーマーは旗、バナー、ゴング、木槌を含め財産及び備品管理の責任を持つ。各会合の前にそれらを適切な場所に配置し、会合後は適切な保管場所に戻す。会合中は会場の秩序を維持し、出席者がきちんと着席しているかどうかに注意し、クラブ及び理事会の会合に必要な会報、記念品その他の印刷物を配布する。新会員が各会合ごとに違ったグループと一緒に座り、良く知り合えるよう特別配慮する。

第5項 テール・ツイスター（任意）。テール・ツイスター（任意）は適当な余興やゲームを行い、上手に会員からファインを徴収することによって会合の調和、親交、活気を促進する。テール・ツイスター（任意）がファインを課す決断は、いかなる規制も受けない。ただしファインは、本クラブ理事会が定めた金額を超えてはならず、同一会合において同一会員に対し2回を超えてファインを課すことはできない。出席している会員全員が賛成しない限り、テール・ツイスター（任意）にファインを課すことはできない。集まったすべての金銭は直ちに会計に引き渡し、領収書を受け取る。

第6項 理事。理事会に提出された事項について、追加的な監視と承認の役割を果たす。この役職の任期は2年である。

第5条
委員会

第1項 常設委員会。クラブ会長は次の常設委員会を設置することができる。ただし、理事会メンバーを務める委員長は、選挙で選ばれる必要がある。この他にも、クラブ理事会が決定した委員会を設けることができる。

(a) グローバル・アクション・チーム。クラブ会長がファシリテーターを務めるこのチームには、クラブ第一副会長（指導力育成委員長を兼任）、クラブ会員委員長、クラブ奉仕委員長が含まれ、クラブ・マーケティング委員長の支援を受ける。理事会の支援を得て、人道奉仕拡大、会員増加達成、将来のリーダー育成に向けた組織的な計画を策定し、実行する。クラブ会員と定期的に会合し、計画の進捗状況と、計画を支援する可能性のある取り組みについて討議する。地区グローバル・アクション・チームのメンバーと連携してさまざまな取り組みや成功事例について学び、活動、成果、課題をグローバル・アクション・チームのメンバーと共有する。地区ガバナー諮問委員会会議や、奉仕、会員増強、または指導力育成の取り組みを取り上げるその他のゾーン、リジョン、地区、あるいは複合地区の会議に出席して意見を交換し、クラブの取り組みに利用できそうな知見を得る。

(b) 会則及び付則委員会。クラブ会則及び付則を解釈する。改正手順に従って、改正を進める責任が課せられることもある。

(c) 財務委員会。クラブ会計を委員長とし、詳細にわたる予算を編成してクラブ理事会の承認を仰き、資金に関する適切な書類作成と権限の確保、クラブ口座の年次監査の手配、財務に関わるあらゆる情報の後任委員会への引き渡しが確実に行われるようにする。

(d) 会員委員会。会員委員長を議長とし、新たなマーケットに働きかけ、積極的に会員を勧誘するとともに会員が満足するように計らうことで、会員が増えるようにする。この委員会は、会員候補者の資格要件も検証する。候補者は、クラブ会則第3条第2項にあるように、クラブ理事会により検討される。会員委員会には、前年度の会員委員長、会員副委員長、並びに新会員勧誘及び（又は）会員の満足度向上に関心のあるクラブの会員を含めるべきである。

(e) マーケティング委員会。マーケティング委員会は、クラブ・マーケティング委員長を議長とし、クラブのマーケティング計画策定を支援する。理事会の支援を受けて、マーケティング委員会は、クラブと一般の人々に効果的な情報伝達が行われるようにし、地域社会におけるクラブの活動に対する認識を高め、知名度の向上を目指す。

(f) 奉仕事業。クラブ奉仕委員長が議長を務める。奉仕の目標と行動計画を策定し、実施可能な事業を見極め、事業計画立案と実施において指導し、クラブ会員が有意義な奉仕に参加するよう支援する。グローバル奉仕フレームワークに関わる奉仕事業における効果的なリーダーシップを調整・確保することにより、クラブの各奉仕事業を担当する委員長をサポートする。この委員会は、クラブ理事会の承認のもとに、関連のあるLCIF交付金の申請や、地域におけるパートナーシップの構築に責任を担うこともある。

(g) 情報テクノロジー委員会。必要に応じてオンラインツールやコミュニケーションへのアクセス及び/又は支援を提供することにより、会員に力を貸す。また、クラブのウェブマスターとして支援を提供及び/又はその役割を果たすこともある。

(h) リーダーシップ委員会。第一副会長が委員長を務める。地区、複合地区、ライオンズクラブ国際協会が提供する研修の機会はもとより、クラブの会員に役立つ可能性のあるライオンズ外の研修プログラムについてもクラブ会員に知らせる。

第2項 特別委員会。会長は時折、理事会の承認の下に、自分の判断又は理事会の判断で必要とみなされる特別委員会を設置することができる。

第3項 会長の職権。会長は、職権上すべての委員会のメンバーとなる。

第4項 委員会の報告。必要に応じて、各委員会はその委員長を通して、口頭又は文書で毎月理事会に報告することが、奨励されるべきである。

第6条
会議

第1項 理事会の定例会議。理事会の定例会議は、理事会が定める日時及び場所で開かれる。(理事会は毎月少なくとも1回会合することが勧告される)

第2項 理事会の特別会議。理事会の特別会議は、会長又は3人以上の理事会構成員の要求があったときに、会長が定める日時及び場所で開かれる。

第3項 クラブ例会/催し。本クラブの例会は、理事会に推薦されクラブで承認された日時及び場所で、開かれる。本会則及び付則で他に特に定められる場合を除き、理事会が例会及び/または催しについてクラブの全会員に的確に連絡し参加を促すのに適当と定めた方法で、例会の通知が行われる。クラブの例会

は、クラブの会員が決定した奉仕事業またはその他の催しに置き換えることができる。(クラブは毎月少なくとも1回会議、催し、もしくは奉仕活動を行うことが奨励される)

第4項 クラブ特別会合。会長は、自分の判断で本クラブの特別会合を招集することができ、理事会の要求があった場合には、要求者が定める日時及び場所で、これを招集しなければならない。会長が理事会の要請による特別会議の招集を怠った場合、過半数の理事会が、理事会により決定された時間と場所において会議を招集する権限を持つ。会合の目的、日時、場所が記載された特別会合通知書は、会合日の少なくとも10日前に、本クラブの各会員に郵便、電子メール等の方法で送られるか、又は直接届けられなければならない。

第5項 年次会合。理事会が定める日時及び場所で、ライオンズの毎会計年度終了と併せて、本クラブの年次会議を開催する。この会議では、任期を終わらせる役員がその最終報告を行い、新しく選出された役員が就任する。

第6項 代替会議形式。本クラブ及び/又は理事会の定例会議又は特別会議は、会長又は理事会構成員の3人以上の会員の提議により、電話会議及び/又はウェブ会議の形式により開催することができる。

第7項 周年記念。チャーターナイト周年記念会を毎年開催することができ、その際には、ライオニズムの目的及び道徳綱領並びに本クラブの歴史が、特に強調される。

第8項 定足数。本クラブのいかなる会合においても、定足数には、グッドスタンディング会員の過半数の出席が必要である。他に特に定められていない限り、いかなる会合においても、出席した会員の過半数の決議は、クラブ全体の決議となる。

第9項 業務処理の方法。本クラブは郵便又は電子コミュニケーションにより業務処理を行うことができる。ただし、全クラブ会員の3分の2の書面による賛成が得られない限り、そのような行為のいかなるものも有効とはならない。このような行為は会長またはクラブ理事会のいずれか3人により提議することができる。

第7条
入会金及び会費

クラブの年次会議における会員の承認による

第1項 入会金。新会員、再入会員、転籍会員はそれぞれ、国際協会入会金を含め 円の入会金を納入するものとする。この入会金は、その会員が本クラブ会員として記録され、クラブ幹事がライオンズクラブ国際協会に報告する前に、支払われていなければならない。ただし理事会は、前クラブ退会後12カ月以内に転籍又は再入会を認められた会員の入会金のうち、クラブ入会金の全額又は一部を免除することができる。

第2項 年間会費。本クラブの各会員は、下記の経常年間会費を支払わなければならない。この金額には、国際協会並びに地区(単一又は準、及び複合)の会費(ライオン誌購読費、国際協会の運営及び年次大会費、並びに同様の地区の経費を支払うため)が含まれ、理事会が定める時期までに前納しなければならない。

正会員　_____ 円
不在会員 _____ 円
名誉会員 _____ 円
優待会員 _____ 円
終身会員 _____ 円
準会員　_____ 円
賛助会員 _____ 円
特典会員 _____ 円

本クラブ会計は、国際会費及び地区及び複合地区会費を、それぞれ国際会則及び複合地区会則で定められる時期に納入しなければならない。

第8条

クラブ支部運営

第1項 クラブ支部役員。支部を構成する会員が支部会長、幹事及び会計を選出する。以上の3人と支部連絡員が支部の執行委員会を構成する。支部の会員は、親クラブ理事会のメンバーとなる支部会長を選出する。また、支部の種々記録、予定されている支部活動、月例財務報告書を提供し、支部と親クラブとの間の率直な話合い及び効果的なコミュニケーションを推進する努力を統制するため、支部会長には、親クラブの例会及び(又は)理事会会議及びアクティビティに出席することが奨励される。支部会員には、親クラブの例会及びアクティビティに出席するよう奨励される。

第2項 連絡員。親クラブは、支部の進展状況を見守り必要な時には支部に助力する者を、親クラブ会員の中から1人選んで任命する。この役職を務める会員は、支部の4人目の役員も務める。

第3項 投票する権利。支部会員は、支部の活動につき投票することができると共に、親クラブの例会に出席している場合には親クラブの投票権のある会員である。親クラブの会合に出席している場合にのみ、支部会員は親クラブの会合の定足数の数に入れられる。

第4項 入会金及び会費。クラブ支部への新会員、再入会員、転籍会員はそれぞれ、国際協会入会金を含め 円の入会金を納入するものとする。クラブ支部は親クラブとは別に入会費を請求することができ、支部会員には親クラブの入会費を支払う義務はない。

支部の各会員は、下記の経常年間会費を支払わなければならない。この金額には、国際協会並びに地区（単一又は準、及び複合）の会費（ライオン誌購読費、国際協会の運営及び年次大会費、並びに同様の地区の経費を支払うため）が含まれ、親クラブ理事会が定める時期までに前納しなければならない。

正会員　_____ 円
不在会員 _____ 円
名誉会員 _____ 円
優待会員 _____ 円
終身会員 _____ 円
準会員　_____ 円
賛助会員 _____ 円
特典会員 _____ 円

クラブ支部会計は、国際会費及び地区及び複合地区会費を、親クラブ会計に、それぞれ国際及び地区

（単一又は複合）の会則及び付則で定められる時期に納入しなければならない。クラブ支部は、クラブ会費を親クラブに支払わなくてよい場合がある。

第9条
その他

第1項 会計年度。本クラブの会計年度は、7月1日から6月30日までとする。

第2項 議事規則。本会則及び付則で他に特に定められる場合を除き、本クラブ、理事会、あるいは本会則により任命された委員会のすべての議事の進め方は、最新版ロバート議事規則による。

第3項 政党／宗派。本クラブは公職の候補者を後援又は推薦してはならない。また、本クラブのいかなる会合においても政党、宗派に関して討論してはならない。

第4項 個人的利益。本クラブ役員及び会員は自らのライオン歴を推進させる場合を除き、どんな個人的、政治的その他の野心のためにも、会員であることを利用してはならない。また、クラブ全体としてもクラブの目的に反する運動に参加してはならない。

第5項 報酬。幹事を除きいかなる役員も、役員として行った本クラブへの奉仕に対して、報酬を受けてはならない。幹事に報酬を与える場合には、理事会が定める。

第6項 資金の要請。クラブの会員以外の者が、会合の席でクラブに資金を求めることはできない。本クラブの会合中に通常の経常支出として計上されていない臨時支出の要請又は提案がなされた場合には、そのいかなるものも、さらなる検討を受けるべく適切な委員会あるいは理事会に付する。

第10条
クラブ紛争処理手順

会員であることに関して、クラブ会則及び付則の解釈、違反、適用に関して、クラブからの会員除名に関して、あるいは他の方法で満足のいく解決ができないその他すべてのライオンズクラブ内の問題に関して、会員または元会員とクラブまたはクラブ理事会の役員との間で生じる紛争もしくは申し立てはすべて、国際理事会により定められた地区紛争処理手順に従って解決されるものとする。

第11条
改正

第1項 改正手順。本クラブのいかなる例会又は特別会合においても、定足数の出席者がいれば、出席した会員の多数決で、本付則を変更、改正、又は撤廃することができる。

第2項 通知。改正案に対する票決は、改正案を説明する文書による通知が、票決を行う会合の暦上少なくとも14日前までに本クラブの各会員に郵便又はウェブサイトや電子メール等の手段により公表されるか、又は直接届けられない限り、行われない。

別紙A

会員種別表

	会費即時支払（クラブ、地区、国際）	クラブ活動参加	良い印象を与える言動	クラブ、地区又は国際の役職への立候補資格	投票権・自身が代議員になる資格	地区又は国際の大会の代議員数算出の対象
正会員	必要	必要	必要	有	有	対象になる
賛助会員	必要	可能な時	必要	無	クラブ事項のみ	対象になる
準会員	クラブ会費のみ支払う	可能な時	必要	無	地区大会（第1クラブ） クラブ事項（第1及び第2クラブ）	対象にならない
特典会員	必要	必要	必要	有	有	対象にならない
名誉会員	必要なし クラブが国際及び地区の会費を支払う	可能な時	必要	無	無	対象にならない
終身会員	クラブ及び地区の会費を払い、国際会費は払わない	可能な時	必要	正会員の義務を果たしていれば有	正会員の義務を果たしていれば有	対象になる
不在会員	必要	可能な時	必要	無	クラブ事項のみ	対象になる
優待会員	必要	可能な時	必要	無	有	対象になる

会員種別に関する制限

名誉会員 – 実際の会員総数の5%を超えてはならない。端数がある場合には、更にもう一人の名誉会員が認められる。

賛助会員 – 実際の会員総数の25%を超えてはならない。

別紙 B

投票用紙見本

クラブ会長選出：投票したい候補者の名前の横にチェックマークをつけてください。

☐　山田一郎

☐　田中花子

☐　＿＿＿＿＿＿＿＿

第5部 標準版複合地区会則及び付則（2025 年10 月12 日改訂）2025～2026 年度（LA-5）

標準版複合地区会則
第 1 条 - 名称 87
第 2 条 - 目的 87
第 3 条 – メンバー 87
第 4 条 – 紋章、色、スローガン及びモットー
第 1 項 – 紋章 87
第 2 項 – 名称及び紋章の使用 87
第 3 項 – 色 87
第 4 項 – スローガン 87
第 5 項 – モットー 87
第 5 条 - 優越性 88
第 6 条 - 役員及び協議会
第 1 項 – 構成 88
第 2 項 – 役員 88
第 3 項 – 権限 88
第 4 項 – 解任 88
第 7 条 - 複合地区大会
第 1 項 – 開催日時及び場所 88
第 2 項 – クラブ代議員の算出方法 89
第 3 項 – 定足数 89
第 4 項 – 特別大会 89
第 8 条 – 複合地区紛争処理手順 89
第 9 条 – 改正
第 1 項 – 改正手順 89
第 2 項 – 自動更新 89
第 3 項 – 通知 89
第 4 項 – 発効日 89

付則
第 1 条 – 第三副会長及び国際理事候補の指名及び推薦
第 1 項 – 推薦手順 90
第 2 項 – 指名 90
第 3 項 – 支持演説 90
第 4 項 – 投票 90
第 5 項 – 準地区の推薦 90
第 6 項 – 推薦証明 90
第 7 項 – 有効性 90
第 2 条 - 協議会議長任命 90
第 3 条 - 複合地区ガバナー協議会及び委員会の任務

第 1 項 – 複合地区ガバナー協議会..... 91
第 2 項 – 複合地区協議会議長..... 91
第 3 項 – 複合地区協議会幹事兼会計..... 91
第 4 項 – 複合地区プロトコール委員長..... 92
第 5 項 – 複合地区グローバル奉仕チーム（GST）コーディネーター 92
第 6 項 – 複合地区グローバル会員増強チーム（GMT）コーディネーター 93
第 7 項 – 複合地区ｸﾞﾛｰﾊﾞﾙ･ｴｸｽﾃﾝｼｮﾝ･ﾁｰﾑ（GET）ｺｰﾃﾞｨﾈｰﾀｰ 93
第 8 項 – 複合地区グローバル指導力育成チーム（GLT）コーディネーター 94
第 9 項 – 複合地区マーケティング委員長 94
第 10 項 - 複合地区 LCIF コーディネーター..... 95
第 11 項 - レオまたはレオライオン協議会リエゾン（任意） 95
第 4 条 - 複合地区の委員会
第 1 項 – 資格証明委員会 96
第 2 項 – 複合地区グローバル・アクション・チーム 96
第 3 項 – 各種複合地区大会委員会..... 96
第 4 項 – 協議会の他の委員会..... 96
第 5 条 – 会議
第 1 項 – 協議会会議..... 96
第 2 項 – 代替会議形式..... 96
第 3 項 – 定足数..... 97
第 4 項 – 郵便による業務処理..... 97
第 6 条 - 複合地区大会
第 1 項 – 大会開催地の選択..... 97
第 2 項 – 公式通達..... 97
第 3 項 – 開催地の変更..... 97
第 4 項 – 役員..... 97
第 5 項 – 大会議事次第..... 97
第 6 項 – 議事規則及び手順..... 97
第 7 項 – 守衛官..... 97
第 8 項 – 公式報告..... 97
第 9 項 – 準地区大会..... 97
第 7 条 - 複合地区大会資金
第 1 項 – 大会費..... 98
第 2 項 – 残った資金..... 98
第 3 項 – 代金の徴収..... 98
第 8 条 - 複合地区運営資金
第 1 項 – 複合地区の収入 98
第 2 項 – 残った資金..... 98
第 9 条 – その他
第 1 項 – 報酬..... 98

第 2 項 – 会計年度..... 99
第 3 項 – 監査又は検査..... 99
第 10 条 – 改正
第 1 項 – 改正手順..... 99
第 2 項 – 自動更新..... 99
第 3 項 – 通知..... 99
第 4 項 – 発効日..... 99

別紙 A - 開催手順
○○複合地区 100

第5部 標準版複合地区会則及び付則（2025 年10 月12 日改訂）（LA-5）

標準版複合地区会則

第1条
名称

本組織の名称をライオンズ〇〇複合地区(以下、複合地区と称する）とする。

第2条
目的

本複合地区の目的は、次の通りである。

(a) ライオンズクラブ国際協会の目的を本複合地区内で推進するため、運営機構を設ける。
(b) 世界の人びとの間に相互理解の精神を培い発展させる。
(c) よい施政とよい公民の原則を高揚する。
(d) 地域社会の生活、文化、福祉および公徳心の向上に積極的関心を示す。
(e) 友情、親善、相互理解のきずなによって会員間の融和をはかる。
(f) 一般に関心のあるすべての問題を自由に討論できる場を設ける。ただし、政党、宗派の問題をクラブ会員は討論してはならない。
(g) 奉仕の心を持つ人びとが個人の経済的報酬なしに社会に奉仕するようはげまし、また、商業、工業、専門職業、公共事業および個人事業の能率化をはかり、道徳的水準をさらに高める。

第3条
メンバー

本組織のメンバーは、ライオンズクラブ国際協会から結成の認証を受けた本複合地区内すべてのライオンズクラブとする。

本複合地区は、複合地区大会で可決されライオンズクラブ国際協会の国際理事会の承認を得て決定された境界線をもつ〇〇地区により構成される。

第4条
紋章、色、スローガン及びモットー

第1項 紋章。本協会及び正クラブの紋章は、下記の通りである。

第2項 名称及び紋章の使用。協会の名称、紋章、その他の標識の使用は、付則に随時定められる基準の通りである。

第3項 色。本協会及び正クラブの色は、紫色及び金色である。

第4項 スローガン。本協会のスローガンは、「Liberty, Intelligence, Our Nation's Safety（自由を守り、知性を重んじ、われわれの国の安全をはかる）」である。

第5項 モットー。モットーは、「We Serve（われわれは奉仕する）」である。

第5条
優越性

国際会則及び付則とライオンズクラブ国際協会の方針と抵触せずに複合地区がそれを改正した場合を除き、複合地区は標準版複合地区会則及び付則に準拠するものとする。複合地区の会則及び付則と国際会則及び付則の間に抵触する規定または矛盾が存する場合はいかなる場合も、国際会則及び付則に準拠するものとする。

第6条
役員および協議会

第1項 構成。複合地区内のすべての地区ガバナーから成るガバナー協議会を設けるものとし、その中には、協議会議長を務める現又は元地区ガバナーを1人含める。本複合地区の役員は、ガバナー協議会の構成員となる。協議会議長を含む協議会の各構成員は、協議会の決議を必要とする各事柄について1票の投票権を持つ。協議会議長は1年任期を1期のみ務めるものとし、この役職を再び務めることはできない。(注：この他に特定の会員をガバナー協議会の構成員として加えることを、複合地区会則及び付則で規定することが、国際会則及び付則第8条4項で許されている)

第2項 役員。ガバナー協議会の役員は、議長、副議長、幹事及び会計、並びに協議会が必要と認めるその他の者とする。すべての役員は、毎年協議会の選挙によって選ばれる。

第3項 権限。ライオンズクラブ国際協会の法人定款及び国際会則及び付則の規定、国際理事会に与えられている権限、同理事会の方針及び決議と矛盾するか、それに反しない限り、ガバナー協議会は下記をする。

(a) ガバナー協議会のすべての役員及び代理人、並びに複合地区及び複合地区大会のすべての委員会を統轄管理する。
(b) 複合地区の所有物、業務、資金を管理する。
(c) 複合地区大会のあらゆる面、並びに複合地区のすべての会合を統轄管理する。
(d) 国際理事会が定める方針及び手続のもとに権限が与えられている場合は、複合地区内の準地区、ライオンズクラブ、あるいはクラブの会員が申し立てる会則上の苦情を検討し裁定する。ガバナー協議会が下したそのような裁定はすべて、国際理事会による検討及び決定の対象となる。
(e) 複合地区の予算に関するすべての事項、並びに複合地区及び複合地区大会の委員会を運営管理する。いかなる会計年度にも、予算超過あるいは赤字を引き起こす債務を承認してはならないし負ってはならない。

第4項 解任。ガバナー協議会の過半数の要請により、協議会議長解任を目的とした協議会特別会議を招集することができる。協議会議長の選出方法にかかわらず、正当な理由があれば、ガバナー協議会の全構成員の3分の2の賛成投票により、協議会議長を解任することができる。

第7条
複合地区大会

第1項 開催日時及び場所。本複合地区の年次大会は、毎年国際大会前に、本複合地区の前年度の年次大会の代議員によって決められた場所において、ガバナー協議会が定める日時に開催される。

第2項 クラブ代議員の算出方法。ライオンズクラブ国際協会及び地区並びに本複合地区においてグッドスタンディングである各正クラブは、本複合地区の大会が開催される月の前月1日付の国際本部の記録に基づき少なくとも1年と1日クラブに在籍している会員10人ごと及びその過半の端数について、代議員1人及び補欠代議員1人を本複合地区の各大会に出席させる権利を有する。本項にある過半の端数とは、5人以上の会員数である。資格を証明され出席している代議員は、大会で選ばれる各役員につき1票を、また大会に提出された各議題について1票を投ずる権利を持つ。ほかに別の規定がない限り、いかなる議題についても、投票した代議員の過半数の賛成投票が大会の決議となる。有資格の代議員はすべて、本地区におけるグッドスタンディングのクラブに所属するグッドスタンディングの会員でなければならない。
クラブは、大会議事規則によって定められた代議員資格証明締切り時の15日前までに滞納金を支払って、グッドスタンディングとなることができる。

第3項 定足数。準地区大会及び複合地区大会のいかなる行事においても、代議員の過半数の出席をもって定足数が満たされたものとする。

第4項 特別大会。ガバナー協議会の3分の2の賛成投票により、複合地区を構成するクラブの特別大会を、ガバナー協議会が決定する日時および場所で招集することができる。ただし、かかる特別大会は遅くとも国際大会の開催日の15日前までに終了していなければならない。特別大会の開催日時、場所、目的が記載された書面による通知は、協議会幹事によって、かかる特別大会開催日の遅くとも30日前までに地区内の各クラブに対して行わなければならない。

第8条
複合地区紛争処理手順

会員であることに関して、クラブ境界線に関して、複合地区会則及び付則または複合地区ガバナー協議会によりその時々に採択されるすべての方針や手順の解釈、違反、適用に関して、あるいは他の方法で満足のいく解決ができないその他すべてのライオンズ複合地区内の問題に関して生じる紛争もしくは申し立てはすべて、国際理事会により定められた紛争処理手順に従って解決されるものとする。

第9条
改正

第1項 改正手順。複合地区大会において、その大会の会則及び付則委員会が改正案を提出し、投票者の3分の2の賛成投票があった場合にのみ、本会則は改正される。

第2項 自動更新。国際大会において国際会則及び付則の改正が可決され、本複合地区会則及び付則に影響を及ぼすものがある場合には、大会閉会時に本地区会則及び付則は自動的に更新される。

第3項 通知。年次大会開会日の30日前までに改正案が普通の郵便あるいは電子的手段により各クラブに対し発表され、それが投票に付される旨の通知が行われなければ、改正案は提出されず、投票も行われない。

第4項 発効日。改正案に特に条件が付いていない限り、改正は、それが採択された大会の閉会時から有効となる。

付則

第1条

第三副会長及び国際理事候補の指名及び推薦

第1項 推薦手順。国際会則及び付則の規定に従い、複合地区大会において国際理事又は第三副会長候補として推薦を求める本複合地区内ライオンズクラブの会員は、下記を行わなければならない。

(a) 推薦が票決される大会（準又は複合）の30日前までに、推薦を求める旨の文書を、複合地区協議会幹事兼会計あてに郵送又は持参する。

(b) 候補者の資格に関して国際会則及び付則で定められている条件を満たしている証拠を、この文書に添えて提出する。

第2項 指名。協議会議長及び協議会幹事兼会計は各立候補者の届け出を、直ちにそれぞれの大会の指名委員会に送る。同委員会はこれを考察し、必要に応じて資格に関する追加の証拠を候補者から入手し、国際会則及び付則の条件を満たしている者を、それぞれの大会で候補者として指名する。

第3項 支持演説。各候補者のためには、3分以内の支持演説が1回許可される。

第4項 投票。推薦に関する投票は、投票用紙を用いて無記名で行う。ただし、候補者が1人だけ指名された場合は、発声投票を行うことができる。過半数の票を得た者が、複合地区大会で推薦された（選ばれた）候補者としてみなされる。同点得票者が出た場合、あるいはどの候補者も過半数の票を得なかった場合には、最多数の票を得た2人の候補者だけに対して投票を行い、その1人が過半数の票を獲得するまで、選挙を繰り返す。

第5項 準地区の推薦。複合地区大会で推薦を求める候補者はいかなる者も、まず候補者の所属準地区の推薦を確保しなければならない。

第6項 推薦証明。複合地区大会の推薦証明は、国際会則及び付則の規定に従って、指定された複合地区の役員が、国際本部あてに文書にて送る。

第7項 有効性。本複合地区内ライオンズクラブのいかなる候補者の推薦も、本条項の規定に沿っていない限り、無効となる。

第2条

協議会議長任命

協議会議長は、複合地区ガバナー協議会によって任命される。ただし、協議会議長に任命される者は、就任時に現又は元地区ガバナーでなければならない。協議会議長は1年任期を1期のみ務めるものとし、この役職を再び務めることはできない。任命される協議会議長の任期中に共に任期を務める複合地区内の地区ガバナーの、協議会議長選任を目的とした会議が、複合地区年次大会の後、ただし国際大会閉会後30日以内に招集されなければならない。複合地区においてグッドスタンディングにあるクラブのグッドスタンディングのクラブ会員を協議会議長として任命することが、本会議の出席者の任務である。

第3条

複合地区ガバナー協議会及び
委員会の任務

第1項 複合地区ガバナー協議会。

ガバナー協議会は、

(a) 複合地区大会運営に関連するすべての契約を結び、経費の支払いを承認する。

(b) 複合地区資金の貯蓄機関を指定する。

(c) 協議会幹事兼会計のために保証金の額を定め、その保証金を出す保証会社を承認する。

(d) 年に2回、あるいは更に頻繁に協議会幹事兼会計から財務報告書を受け取り、会計年度末に協議会幹事兼会計帳簿の検査又は監査の手配をする。

第2項 複合地区協議会議長。複合地区協議会議長は、複合地区の管理運営促進者である。いかなる行為も、複合地区ガバナー協議会の権限、指示、監督に基づくものとする。

ガバナー協議会との協力の下に協議会議長は下記を行う。

(a) 本協会の目的を推進する。

(b) 複合地区グローバル・アクション・チーム・ファシリテーターとして下記を行うことにより、複合地区全域の会員増強、指導力育成、人道奉仕を管理し、推進する。

(1) GATエリアリーダーの承認の下、適格なライオン・リーダーが複合地区GSTコーディネーター、複合地区GMTコーディネーター、複合地区GLTコーディネーターに選ばれるようにする。

(2) 複合地区グローバル・アクション・チームにより立ち上げられた取り組みについて討議し、前進させるために定期的に会議が行われるようにする。

(3) エリアリーダーおよび地区グローバル・アクション・チームと連携する。

(c) 国際及び複合地区の方針、プログラム、イベントに関する情報伝達を支援する。

(d) ガバナー協議会が設定した複合地区の目標及び長期計画を文書として記録し、それを入手できるようにする。

(e) 会議を開催し、協議会会議でのディスカッションを円滑に進める。

(f) 複合地区大会を円滑に運営する。

(g) 地区ガバナー間の和と結束を作り出し深めることを目的として、国際理事会又はガバナー協議会によって始められた取り組みを支援する。

(h) 報告書を提出し複合地区会則及び付則で定められる任務を遂行する。

(i) 複合地区ガバナー協議会から割当てられる他の管理運営の任務を果たす。

(j) 任務終了時には、複合地区の口座、資金、記録の一切が後継者に速やかに引き渡されるように計らう。

第3項 複合地区協議会幹事兼会計。ガバナー協議会の指導監督のもとに協議会幹事兼会計は、

(a) ガバナー協議会のすべての会議の正確な記録を作成し、その写しを各会議終了後10日以内にすべての協議会構成員及び国際本部に送付する。

(b) 複合地区の業務を遂行するガバナー協議会に助力し、会則及び付則に明記されているか、または示唆されている任務あるいはガバナー協議会から随時課せられる任務を遂行する。

(c) 規定により準地区キャビネット幹事兼会計から納入されるすべての会費を受領して領収書を発行し、ガバナー協議会の指定する銀行にそれを預金するとともに、ガバナー協議会の指導監督の下に幹事兼会計が署名し協議会議長または正式に指名されている協議会構成員が連署した小切手によっ

て支払を行う。

(d) 正確な諸会計帳簿及び記録を保管し、ガバナー協議会及び複合地区の全会議の議事録を作成する。さらに、正当な目的のためであれば妥当な日時に、いかなる協議会構成員または複合地区内のいかなるクラブ（あるいはそのいずれかの正当な代理人）にも、これらの記録の検査を許可する。

(e) ガバナー協議会が要求する場合には、任務遂行に対して保証金ないしこれに代わる担保を提出する。

(f) 任期終了の際には、複合地区の一般及び/又は財務関連の記録並びに資金を速やかに後任者に引き渡す。

(g) 協議会幹事と協議会会計の職が個別に設けられている場合には、その役職の本質に従って、ここで定められている任務がそれぞれの役員に割り当てられるものとする。

第4項 複合地区プロトコール委員長。ガバナー協議会は毎年、複合地区のプロトコール委員長を任命する。ガバナー協議会の指導監督のもとにプロトコール委員長は、

(a) 訪問している高位役員が出席するすべての行事で、協会の公式プロトコールに従った座席表を用意し、口頭での紹介もこれに従って行われるよう配慮する。どの行事についても、服装の規定が明確であることを確認する。

(b) 空港(その他の到着地)への出迎えが適切に行われるよう手配をする。ホテルなど宿泊施設への適切な移動手段を手配し、ホテルの部屋は事前に点検してすべてが整っているかを確かめ、滞在を快適にするもの（花、果物など）を用意する。

(c) 訪問客が出席予定の各行事には、適切な付き添いを手配する。

(d) 訪問客のスケジュールが許す限り、現地政府の指導者（もしくは、訪問先によって可能な場合には地方及び／又は国家の指導者）の役人への表敬訪問を手配する。

(e) テレビ、ラジオ、新聞など、マスコミに報道してもらえるよう、必要に応じた手配をする。

(f) ホテルからのチェックアウトの手配や、空港（その他の出発地）への移動手段を手配する。

第5項 複合地区グローバル奉仕チーム（GST）コーディネーター。複合地区GSTコーディネーターは複合地区グローバル・アクション・チームの一員である。その責任には以下が含まれる。

(a) 年間の複合地区行動計画を策定・実施し、目標達成への進捗状況を監督する。地区を支援し、地区目標達成への意欲を与える。

(b) 複合地区GMTおよびGLTコーディネーター、ならびに複合地区グローバル・アクション・チーム・ファシリテーター（協議会議長）と連携し、指導力育成、会員増強、人道奉仕の拡大に重点を置いた取り組みを推し進める。

(c) 複合地区のライオンズやレオへの帰属意識と誇りを生み出す、地域社会奉仕事業を支援する。

(d) GMTおよびGLTと協力し、地区に会員維持戦略を提供する。

(e) 地区GSTコーディネーターと定期的に連絡を取り、ライオンズクラブ国際協会およびLCIFの各種プログラム、パートナーシップ、交付金について知らせる。

(f) ライオンズクラブ国際協会の取り組みに沿った奉仕事業実施における地域の成功事例について情報資料や知識を提供するエキスパートの役割を担う。

(g) レオの融合や指導力育成を含め、幅広い世代の参加者を引き寄せる奉仕事業を推進するよう、地区GSTコーディネーターに促す。

(h) 複合地区および地区レベルにおけるLCIFコーディネーターとの協力を強め、最大限LCIFの援助

を活用し資金獲得活動を行う。

(i) 複合地区LCIFコーディネーターと連携し、複合地区に支給されたLCIF交付金を監督する。

(j) 複合地区におけるアドボカシーのリーダーとして、コミュニティでの啓発・教育活動、法令や政策関係の働きかけ、イベントやパートナーシップの実施などを含むがこれに限定されない活動を行う。

第6項 複合地区グローバル会員増強チーム（GMT）コーディネーター。複合地区GMTコーディネーターは複合地区グローバル・アクション・チームの一員である。その責任には以下が含まれる。

(a) 複合地区GLTおよびGSTコーディネーター、ならびに複合地区グローバル・アクション・チーム・ファシリテーター（協議会議長）と連携し、指導力育成、会員増強、人道奉仕の拡大に重点を置いた取り組みを推し進める。

(b) 年間の複合地区会員増強計画を策定し実行する。

(c) 地区GMTコーディネーターと定期的に連絡を取り、利用可能な種々の会員増強プログラムや情報資料について地区GMTコーディネーターへの周知を図る。

(d) 会員増強目標への各地区の進捗状況を観察する。目標を達成するよう地区の意欲を喚起し、目標達成に向け支援をする。

(e) 多様な会員をグローバル・アクション・チームの取り組みに参加させるよう、地区GMTコーディネーターに奨励する。

(f) ライオンズクラブ国際協会から入った入会希望者についての連絡に迅速に対応し、勧誘活動を追跡してその進展状況を報告する。

(g) 会員増強活動用にライオンズクラブ国際協会から複合地区が補助金を得られるよう、必要な手順を踏んで申請書を提出する。

(h) 複合地区GLTおよびGSTコーディネーターと協力し、会員維持戦略を地区に提供する。

(i) 地区がスペシャルティクラブを結成するよう動機づける。

第7項 複合地区グローバル・エクステンション・チーム（GET）コーディネーター（2025年7月1日より必須）。複合地区GETコーディネーターは複合地区グローバル・アクション・チームの一員である。その責任には以下が含まれる。

(a) 複合地区GMT、GLTおよびGSTコーディネーター、ならびに複合地区グローバル・アクション・チーム・ファシリテーター（協議会議長）と連携し、指導力育成、会員増強、人道奉仕の拡大に重点を置いた取り組みを推し進める。

(b) 年間複合地区新クラブ結成計画を立てて遂行する。

(c) 地区GETコーディネーターと定期的に連絡を取り、利用可能な種々の会員増強プログラムや情報資料について地区GETコーディネーターへの周知を図る。

(d) エクステンション目標に向けた各地区の進捗状況を確認する。目標を達成するよう各地区の意欲を喚起し、支援をする。

(e) 多様な会員をグローバル・アクション・チームの取り組みに参加させるよう、地区GETコーディネーターに奨励する。

(f) 複合地区GMTコーディネーターと協力し、クラブ結成の可能性のある領域を特定する。

(g) 各地区にエクステンション戦略を提供する。

(h) 各地区にスペシャルティクラブ、レオライオンズクラブ、キャンパスクラブ、バーチャルクラ

ブ、従来型クラブなど、さまざまな種類のクラブを結成するよう奨励する。

第8項 複合地区グローバル指導力育成チーム（GLT）コーディネーター。複合地区GLTコーディネーターは複合地区グローバル・アクション・チームの一員である。その責任には以下が含まれる。

(a) 複合地区GMTおよびGSTコーディネーター、ならびにグローバル・アクション・チーム・ファシリテーター（協議会議長）と連携し、指導力育成、会員増強、人道奉仕の拡大に重点を置いた取り組みを推し進める。

(b) 年間の複合地区指導力育成計画を策定し実行する。

(c) 地区GLTコーディネーターと定期的に連絡を取り、利用可能な種々の指導力育成プログラムや情報資料について地区GLTコーディネーターへの周知を図る。

(d) 地区GLTコーディネーター、ゾーン・チェアパーソン、クラブのリーダーが指導力育成の目標を達成するよう、絶えず意欲を喚起し、進捗状況を観察する。

(e) 多様な会員をグローバル・アクション・チームの取り組みに参加させるよう、地区GLTコーディネーターに奨励する。

(f) 国際協会のあらゆるレベルからの参加が奨励されている指導力育成の機会をPRする。

(g) ライオンズクラブ国際協会と連携を取り、講師が指導に当たる研修およびウェブベースの研修を企画・進行する。

(h) 複合地区GMTおよびGSTコーディネーターと協力し、地区に会員維持戦略を提供する。

(i) 多様な会員をグローバル・アクション・チームの取り組みに参加させる。

(j) リーダー候補および新たなリーダーを発掘し、奉仕、会員増強、指導力育成の機会に参加させる。

(k) 指導力育成に取り組むため複合地区がライオンズクラブ国際協会から補助金を得られるよう、必要な手順を踏んで申請書を提出する。

第9項 複合地区マーケティング委員長。マーケティングおよびPRの取り組みに責任を負い、グローバル・アクション・チームを直接サポートする。その責任には以下が含まれる。

(a) グローバル・アクション・チームと直接連携し、マーケティングのチャンネルを通じて集まる入会見込み者を適切な地区やクラブに案内する。

(b) ガバナー協議会と協力し、大規模な行事や、プログラム、イニシアチブを広報する機会を特定・支援する。

(c) 協議会議長と協力し、マーケティング補助金を申請する。

(d) 直接、あるいは複合地区マーケティング委員会の設置を通じて、各種ソーシャルメディアやウェブサイトを管理する。

(e) ソーシャルメディアを通じて複合地区のサクセスストーリーを紹介する。

(f) グローバル・ブランド・ガイドラインを熟知しておく。

a. 複合地区のあらゆる活動において、グローバルブランド資産を適切に、かつ一貫して使用するよう奨励する。

b. ストーリー作成やメディア発信の準備において、承認されたブランドテンプレートの使用を援助する。

(g) LCIとLCIFの優れた活動やニュース性の高いストーリーを、ソーシャルメディアの各チャンネルを介してライオンズや各方面のメディアに、さらに外部に向けて、発信する。

第10項 複合地区LCIFコーディネーター。複合地区LCIFコーディネーターは、LCIF理事長およびライオンズクラブ国際協会会長により任命され、3年任期を務める。この役職はライオンズクラブ国際財団（LCIF）のアンバサダーの役割を果たし、LCIF理事長およびLCIF理事会に直属する。その責任には以下が含まれる。

(a) 地区LCIFコーディネーターとして3年任期を務めるライオンを各地区において特定・勧誘し、研修を行う。

(b) LCIFの取り組みについて熟知し、LCIFが支援する種々の交付金および事業について複合地区内ライオンズを啓発する。必要に応じ、LCIFへの交付金申請において地区ガバナーを手助けする。

(c) LCIFの取り組みを、複合地区の出版物や地区および複合地区の行事で、また大衆に宣伝する。

(d) LCIFの資金援助を受けて複合地区内で行われる事業が適切な形で宣伝され、かつ交付金の条件に従っていることを確実にする。

(e) LCIFに寄付をするよう複合地区内のすべてのライオンズに呼びかけ、LCIFへの寄付を動機づけるものとして表彰プログラムを宣伝する。

(f) LCIFを支援する可能性のある大口寄付見込み者、地域にある財団、企業等を特定し、適切な場合には、寄付依頼のプロセスに関与する。

(g) 必要に応じて、LCIFへの寄付送金、MJF申請、その他寄付に関わる情報提出において援助する。

(h) 進捗状況を四半期ごとに、地域のLCIF理事に報告する。

第11項 レオまたはレオライオン協議会リエゾン（任意）。協議会は、複合地区レオ委員長との協議の上、レオまたはレオライオンを、投票権を持たない公式の立場で1年の任期を務める者として任命することができる。レオ／レオライオン協議会リエゾンは、レオおよびレオライオンの関心事や観点を代弁するとともにレオとライオンズの間のコミュニケーションとつながりを促進する。レオ複合地区が編成されている地域においては、会員増強委員会が別段の承認を行わない限り、現または元レオ複合地区会長、副会長、幹事、または会計のレオライオンもしくはレオが、その役割を果たすものとする。レオ複合地区が編成されていない地域においては、会員増強委員会が別段の承認を行わない限り、現または元レオ地区会長であるレオライオンもしくはレオが、その役割を果たす。レオ地区が編成されていない地域においては、会員増強委員会が別段の承認を行わない限り、現または元レオクラブ会長であるレオライオンもしくはレオが、その役割を果たす。

協議会は、レオ／レオライオン協議会リエゾンを、若手成人の意見が最も役に立ちそうな協議会の常設委員会（複数配属可）に配属させるものとする。協議会の決定に基づき、協議会リエゾンは1年間同じ委員会に留まる場合もあれば、複数の委員会を移動することもある。

レオまたはレオライオン協議会リエゾンの責任には以下が含まれる。

(a) 複合地区内のレオとライオンズの間のコミュニケーションを促進する。

(b) 複合地区協議会役員および配属された委員会のリソースとしての役割を果たす。

(c) 複合地区レオクラブ委員長と連携して、レオクラブ、レオライオン・プログラム、若者の参加の機会をPRする。

(d) レオ複合地区役員研修の実施において、複合地区レオクラブ委員長をサポートする。

(e) ライオンズ複合地区の活動において、レオとレオライオンのリーダーシップおよび指導力育成の機会を支持する。

(f) 複合地区のレオがライオンズ会員プログラムの機会を検討する際にサポートし、連絡先としての

役割を務める。

(g) レオ複合地区会長、レオ／レオライオン・キャビネット・リエゾン（任命されている場合）、国際レベルのレオライオン理事会リエゾン、それぞれの会則地域を代表するレオクラブ・プログラム諮問パネリストと定期的に連絡を取り合い、若者に関連する取り組みにおいて連携する。

(h) ライオンズ複合地区大会、フォーラムでのイベント、研修へのレオおよびレオライオンの参加に関わる計画や統合において支援する。

(i) 必要に応じてレオ複合地区会議に出席する。

(j) レオとライオンズとの一つの複合地区共同事業において議長を務める。

(k) レオ複合地区が存在しない地域におけるレオクラブの結成と会員の組織において、複合地区レオクラブ委員長をサポートする。

(l) 必要な数のクラブと会員が存在する地域でレオ複合地区の編成を奨励する。

第4条
複合地区の委員会

第1項 資格証明委員会。複合地区大会の資格証明委員会は、現職の各地区ガバナー、各第一及び第二副地区ガバナー、並びに各キャビネット幹事兼会計で構成される。協議会議長が本委員会の委員長となる。かかる各資格証明委員会は、最新版ロバート議事規則で定められている権限を持ちその任務を遂行する。

第2項 複合地区グローバル・アクション・チーム。協議会議長がファシリテーターを務めるこのチームには、複合地区グローバル会員増強チーム・コーディネーター、複合地区グローバル奉仕チーム・コーディネーター、複合地区グローバル指導力育成チーム・コーディネーターが含まれ、複合地区マーケティング委員長の支援を受ける。チームは、複合地区内での人道奉仕の拡大、会員増強の達成、未来のリーダー育成に協働して取り組むのに役立つ計画を策定・実施する。定期的に会合し、その計画の進捗状況と、計画をサポートする可能性のある取り組みを討議する。エリアリーダーおよび地区グローバル・アクション・チームと連携し、成功事例、成果を共有するとともに課題に対応する。

第3項 各種複合地区大会委員会。ガバナー協議会は、次のような複合地区大会委員会を任命し、委員長を指名し、欠員を補充する。決議委員会、選挙委員会、会則及び付則委員会、規則委員会、国際大会委員会。各準地区からは、少なくとも1人の会員を各委員会に入れる。これらの委員会は、ガバナー協議会が定める任務を遂行する。

第4項 協議会の他の委員会。ガバナー協議会は、複合地区を効率よく運営するために必要かつ適切とみなされる他の委員会及び役職を設置し任命することができる。

第5条
会議

第1項 協議会会議。ガバナー協議会は、地区ガバナーが正式に就任してから60日以内に定例会議を開き、その他必要と認める時に会議を開く。協議会議長あるいは協議会議長の指示により幹事は、ガバナー協議会の会議ごとに、協議会議長が定める日時及び場所を明記した文書による会議開催の通知をする。協議会議長が日時を定める第1回目会議以外の会議日時は、ガバナー協議会が定める。

第2項 代替会議形式。本協議会の定例会議及び／又は臨時会議は、電話会議及び／またはウェブ会議な

どの代替会議形式により開催することができる。このような会議は、ガバナー協議会の過半数の承認が得られた場合に行うことができる。

第3項 定足数。ガバナー協議会のいかなる会合においても、構成員の過半数の出席をもって定足数が満たされたものとする。

第4項 郵便による業務処理。ガバナー協議会は、郵便（文書、電子メール、ファックス、電報を含む）により事務運営を行うことができる。ただし、全ガバナー協議会構成員の3分の2の書面による賛成が得られない限り、そのような行為のいかなるものも有効とはならない。このような行為は協議会議長または協議会構成員のいずれか3人により提議することができる。

第6条

複合地区大会

第1項 大会開催地の選択。ガバナー協議会議長は､年次大会招致を希望する所から文書による招致希望を受け付ける。その文書にはガバナー協議会が随時指定する情報が含まれていなければならないとともに、その大会開催地が票決される大会開会日の30日前までに、この文書が協議会議長に届けられていなければならない。入札に関する調査の方法、入札の申し出を大会に提出する方法、入札を承認できないか入札がない場合にとるべき措置などについては、ガバナー協議会が決定する。

第2項 公式通達。ガバナー協議会は、決定している年次複合地区大会開催日の30日前までに、その大会の開催場所及び日時が明記された文書による年次地区大会公式通達を交付しなければならない。

第3項 開催地の変更。ガバナー協議会は、正当な理由があれば複合地区大会で決まった大会開催地をいつでも変更する絶対的権限を持つ。ただし、変更後の大会開催地は、複合地区の境界線内に位置する場所でなければならない。ガバナー協議会、複合地区、あるいは準地区は、クラブ又は準地区に対して、その変更に関するいかなる責任も問われない。大会開会日の60日前までに、文書による開催地変更の通知が複合地区内の各クラブに送付されなければならない。

第4項 役員。ガバナー協議会の構成員は、複合地区年次大会の役員となる。

第5項 大会議事次第。複合地区ガバナー協議会が複合地区大会の議事次第を取り決める。それが、会期のすべての行事日程となる。

第6項 議事規則及び手順。本会則及び付則で別に定められているか、会合のために採用された議事規則で定められている場合を除いて、いかなる大会、いかなるガバナー協議会の会議、いかなる複合地区委員会の会合においても、会議進行に関する疑問は、最新版ロバート議事規則に従って処理される。

第7項 守衛官。大会の守衛官及び必要な場合その助手は、ガバナー協議会により任命される。

第8項 公式報告。複合地区大会閉会後60日以内に、ガバナー協議会あるいはその指示により協議会幹事は、大会の公式の報告書をライオンズクラブ国際協会及び複合地区内各クラブに送付しなければならない。

第9項 準地区大会。複合地区大会に参加し登録した準地区の代議員の会合を、その準地区の年次大会とみなすことができる。

第7条

複合地区大会資金

第1項 大会費。複合地区大会の登録料の代わりに、又はその追加分として年額〇〇円の複合地区大会費が、複合地区内各クラブの会員から徴収できる。新しく結成されたクラブ及び再編成されたクラブを除き、各クラブはこれを次の方法で半期ごとに前納する。7月1日から12月31日までの半期分大会費一人〇〇円を毎年9月10日に、1月1日から6月30日までの半期分大会費一人〇〇円を毎年3月10日に支払う。請求はそれぞれ9月1日及び3月1日現在のクラブ会員数に基づいて行われる。会計年度中に新しく結成されたクラブ又は再編成されたクラブは、その会計年度の大会費を、結成又は再編成の翌月1日から月割り計算して徴収し、支払う。

この大会費は準地区ごとにそれぞれのキャビネット幹事兼会計が各クラブに請求し、徴収する。キャビネット幹事兼会計は、徴収した資金を準地区キャビネットが定めた銀行又はその他の貯蓄機関に、他の資金と切り放して預金し、協議会議長の要請に基づき協議会幹事兼会計に送金する。こうして徴収された資金は、複合地区大会用のみに使用され、協議会幹事兼会計が署名し、協議会議長又は正式に指名されている協議会構成員が連署した小切手をもって支出される。

第2項 残った資金。その年度の大会経費をすべて支払った後に残った資金は、いかなる会計年度においても、大会基金にそのまま残され、次の会計年度の収入として扱われ、その年の大会経費支払いに使われる。

第3項 代金の徴収。複合地区大会の際の食事、余興などの実費を支払うため、協議会が定めた方法により、協議会が定めた代金を各代議員、補欠、その他の大会参加者から徴収することができる。

第8条

複合地区運営資金

第1項 複合地区の収入。承認された複合地区の事業に充てる収入を得るため、また複合地区運営費用の支払いに充てるため、複合地区内の各クラブの各会員は、年間〇〇円の複合地区会費を納入するものとし、各クラブはこれを集め、次の方法で半期ごとに前納する。7月1日から12月31日までの半期分一人〇〇円を毎年9月10日に、1月1日から6月30日までの半期分一人〇〇円を毎年3月10日に支払う。請求はそれぞれ7月1日及び1月1日現在のクラブ会員数に基づいて行われる。この運営費は、複合地区内の各クラブが協議会幹事兼会計に支払う。ただし、新しく結成されたクラブ及び再編成されたクラブは、結成又は再編成の翌月1日から月割り計算した額を支払う。この納入金は、複合地区の運営経費のためだけに、ガバナー協議会の承認があった場合にのみ使用されるものとし、支払いは、協議会幹事兼会計が署名し、協議会議長が連署した小切手をもって行われる。

第2項 残った資金。その年度の複合地区運営経費をすべて支払った後に残った資金は、いかなる会計年度においても、複合地区運営基金にそのまま残され、次の会計年度の収入として扱われ、その年の複合地区運営経費支払いにのみ使われる。

第9条

その他

第1項 報酬。協議会幹事兼会計を除き、いかなる役員も、役員として行う本複合地区への奉仕に対して、報酬を受けてはならない。協議会幹事兼会計に報酬を与える場合には、ガバナー協議会が定める。

第2項 会計年度。本複合地区の会計年度は、7月1日から6月30日までとする。

第3項 監査又は検査。ガバナー協議会は、毎年1回あるいは更に頻繁に、複合地区の各種記録及び帳簿の監査又は検査を手配する。

第10条

改正

第1項 改正手順。本付則は、複合地区大会において、大会の会則及び付則委員会が改正案を提出し、投票者の過半数の賛成投票があった場合にのみ、改正される。

第2項 自動更新。国際大会において国際会則及び付則の改正が可決され、本地区会則及び付則に影響を及ぼすものがある場合には、大会閉会時に本地区会則及び付則は自動的に更新される。

第3項 通知。年次大会開会日の30日前までに改正案が普通の郵便あるいは電子的手段により各クラブに対し発表され、それが投票に付される旨の通知が行われなければ、改正案は提出されず、投票も行われない。

第4項 発効日。改正案に特に条件が付いていない限り、改正は、それが採択された大会の閉会時から有効となる。

別紙A

開催手順見本

本開催手順見本はあくまで指針であり、ガバナー協議会が変更を加えた上で大会の代議員が採択することができる。

○○複合地区大会

第1 複合地区ガバナー協議会が、複合地区大会の議事進行次第を定めるものとする。登録及び資格証明の受付時間は変えることができないが、それ以外の公表済み議事進行次第については、定足数を満たしているどの会議でも、資格証明済み代議員の4分の3が同意すれば、変えることができる。いかなる会合においても、資格を証明された代議員の過半数をもって定足数がみたされたものとする。

第2 ライオンズクラブ国際会則及び付則、○○複合地区会則及び付則、国の慣例又は習わし、あるいはここにある規則で定められている場合を除き、議事の進行及び手順はすべて、最新版ロバート議事規則に従うものとする。

第3

(a) 資格証明委員会は、委員長を務める協議会議長、現職の地区ガバナー、第一及び第二副地区ガバナー、並びにキャビネット幹事兼会計で構成される。資格証明委員会の主な責任は、クラブ代議員の資格を検証することである。この責任を遂行するにあたり、資格証明委員会は、国の慣例や習わしで決まっているか、最新版ロバート議事規則に設けられている権限をもち、それに従って任務を果たすものとする。

(b) 代議員の登録及び資格証明受付は、○○月○○日の○○時から○○時までである。

(c) 資格が証明された代議員の数は、資格証明の受付締切り後、及び投票開始前に、大会で発表されるものとする。

第4

(a) 別に規定が設けられていない限り、大会開会日の60日前に協議会議長は、3人のメンバーから成る指名委員会を任命し委員長を指名する。選挙に先立つ5日以内に、指名推薦された各候補者の資格、並びに候補者の資格に関する規則を考察することが、指名委員会の責任である。

(b) 指名委員会が最終報告をする前であればいつでも、候補者は立候補を取り下げることができる。

第5 代議員及び補欠代議員の交代。

(a) すでに資格証明を済ませた代議員及び(又は)補欠代議員の交代のためには、交代する者は、自分に交付された資格証明書の写しを、交代する相手の会員に譲らなければならない。

(b) 正式に資格が証明された補欠代議員は、正式に資格が証明された同じクラブの代議員に代わり、投票当日に、自分の補欠代議員資格証明書の写しと、手続済の代議員資格証明書とを投票所係員に提示して、投票用紙をもらい投票することができる。その際、投票所係員は、そのクラブの代議員に交代があった旨、資格証明記録簿に必要事項を書き記す。資格証明を受けなかった補欠代議員は、資格証明済の代議員あるいは資格証明を受けなかった代議員のいずれとも、交代することはできない。

第6

(a) 大会に先立ち、協議会議長は3人のメンバーから成る選挙委員会を任命し委員長を指名する。正式に推薦された各候補者には、オブザーバーを1人、自分の所属クラブから選んで指名することができる。オブザーバーは選挙手順だけを監督することができ、委員会が下す決定には直接関与することはできない。

(b) 選挙委員会は、選挙資料の作成、投票数集計、個々の投票が有効か否かの問題解決に責任を持つ。委員会の決定が最終的な決定として拘束力をもつものとする。

(c) 選挙委員会は、選挙の日時及び場所、候補者別の得票数、並びに委員会の各メンバー及びオブザーバーの署名が含まれた選挙結果に関する総括的報告書を作成しなければならない。地区ガバナー、協議会議長、並びに候補者全員がこの委員会報告書を受け取る。

第7 投票。

(a) 投票は、あらかじめ定められた場所と時間に行われる。

(b) 投票用紙を確保するために、代議員は自分の資格証明書を投票所係員に提示して確認してもらう。確認されたら、代議員に投票用紙が交付される。

(c) 投票者は、適切な箇所に印をつけて自分が選ぶ候補者に対して投票する。投票が有効なものとみなされるためには、正しい箇所に印がつけられなければならない。選出される役員に関して、指定数以上の候補者に対する票が投じられている場合には、投票用紙のその箇所は無効となる。

(d) 第三副会長及び国際理事の推薦には、過半数の得票を必要とする。推薦に関して過半数の票を得られなかった候補者は推薦されない。

(e) その他のいかなる候補者も、当選するには過半数の得票が必要である。いずれか1人の候補者が当選に必要な票数を得なかった場合には、本項で説明されている手順に沿って、1人の候補者が過半数の票を獲得するまで投票が行われる。

第 6 部 理事会方針書抜粋（2025 年 10 月 12 日改定）

第15章 法務

A. ライオンズクラブ国際協会の商標に関する方針

1. 商標に関する一般方針。ライオンズクラブ国際協会とその会員、クラブ及び地区（単一、準及び複合。以下、“地区”と総称）に対する法的保護の一環として、当協会の名称及び紋章（ならびにその変形）は、世界各国において商標として登録されている。当協会には当該商標の侵害を警戒し、不正に使用された場合に生じ得る法的リスクを未然に回避するために必要なあらゆる措置を講じると共に、そのような法的リスクに備える法的義務がある。

a. “商標”の定義。ライオンズ、ライオネス、レオ、ライオンズクラブ又はライオンズクラブ国際協会を含むがこれらに限定されるものではない、当協会のあらゆる既存及び将来の名称、紋章、ロゴ、印章、登録商標ならびにその他商標に関連する物。

b. 当協会の紋章。当協会及びチャーターされた各クラブ並びに地区（単一、準、及び複合）の紋章は、下記に示されたデザインのものとする。各クラブ及び地区（単一、準、及び複合）は、当協会の公式紋章のみを使用するものとし、これを改造してはならない。

c. 商標登録。協会の商標は､ライオンズクラブ国際協会の法務部により登録され、管理されている。いかなるライオンズ地区(単一、準、又は複合)、クラブ､あるいは会員も、ライオンズの商標を登録してはならない。

d. レオ又はその他の国際協会公式プログラム。ライオンズのクラブ及び地区には、レオクラブ、公式コンテスト、ユースキャンプ又はその他の国際協会公式プログラムをスポンサーするに当たり、各プログラムを規制する方針に基づき国際協会の商標の使用が自動的に許諾されるが、これは当該商標が、クラブ用品部又は公式の使用権被許諾者から販売される、もしくはその他の方法で入手可能ないかなる物品にも使用されない場合に限られる。

e. 方針の適用及び不正使用の報告。国際協会のすべての役員、理事会アポインティ、協議会議長及び副地区ガバナーには、国際協会の商標方針の遵守及びその適用の促進、ならびに当該商標方針のあらゆる不正使用を法務部に報告する義務があると共に、かかる義務に同意する旨を毎年書面にて法務部に提出しなければならない。

f. 全般的な質及び内容に関する基準。国際協会の商標の使用におけるその全般的な質と内容を維持するため、当該商標は、関連するライオンズ・コミュニティに不快感をもたらし得る方法、あるいは国際協会の信用やイメージを傷つけ得る方法で使用されてはならない。

2. 国際協会の運営業務。国際協会、その役員、理事及び権限を付与された職員は、国際協会の目的及び一般運営業務の促進ならびに推進のために国際協会の商標を使用することができるが、かかる使用は国際理事会によりその時々に採択される理事会方針に従って行われる場合に限られる。一般運営業務には、国際大会、クラブ用品、ライオン誌、企業スポンサー、共同提携先、及びその他すべての国際協会によるプログラムと出版物が含まれるが、これらに限られるものではない。新規の商標登録にかかる費用はすべて、それぞれの部、課、もしくはプログラムの予算に計上されなければならない。商標の更新

登録費については、法務部が責任を持つ。

3. 協会が提供する会費外収入プログラム。国際協会は、その時々において、可能であれば、特別な会費外収入プログラム及びサービスを全会員に提供することができる。かかる会費外収入プログラムにおける国際協会の商標の使用によって生じるロイヤルティ収入は、一般資金に加えられる。次の商品/プログラムは、会費外収入プログラムとして国際協会が提供することはできない。保険商品、住宅ローン、医療商品、及び金融サービス（提携クレジットカードを除く）。

4. 会員、クラブ及び地区への使用権の自動的許諾。ライオンズの会員、クラブ及び地区には、スポンサーするプログラム、事業、地域社会奉仕ならびにその他行事等、国際協会の目的やクラブと地区の運営業務の促進及び推進において、国際協会の商標に対する使用権が自動的に許諾されるが、これはかかる使用が国際理事会によりその時々に採択される理事会方針に従って行われ、かつ当該商標が、販売される商品やサービス、あるいはクラブ用品部又は公式の使用権被許諾者から入手可能な物品に使用されない場合に限られる。

a. 印刷物。ライオンズの会員、クラブ及び地区には、クラブや地区の運営業務と促進に合理的に関連する印刷物（便箋、名刺、封筒及びパンフレット等）における国際協会の商標に対する使用権が自動的に許諾されるが、これはかかる物品が販売されない場合に限られる。

b. デジタルメディアへの使用許諾。ライオンズの会員、クラブ及び地区は、 個々のウェブサイト、ソーシャルメディアあるいはその他のデジタルメディアの利用に、またドメイン名及び個人のEメールアドレスの一部として、国際協会の商標を使用することができる。ただし、国際協会紋章のそのような使用はすべて、国際理事会によりその時々に採択される方針及び手順に従って行わればならず、かつ、会員、クラブ、あるいは地区を明示することをもって、ライオンズクラブ国際協会がその出展ではないことを明確にするものでなければならない。

c. ダウンロードされた紋章。ライオンズの会員は、国際協会のウェブサイトに掲載されている公式フォーマットから、国際協会の紋章の複製をダウンロードすることができる。これは、電子的又は別の方法で複製することができる唯一の国際協会の商標である。

5. ライオンズの会員、クラブ及び地区に許諾された使用。本方針で定められた自動的に許諾される使用権のほか、ライオンズの会員、クラブ及び地区に対しては、以下に沿って国際協会の商標の使用権が許諾される。

a. 国際協会の商標を表示した物品の使用。ライオンズの会員、クラブ及び地区には、クラブ用品部及び公式の使用権被許諾者から入手した、国際協会の商標が表示された物品の使用、購入及び販売を行う権利が与えられている。クラブ用品部及び公式の使用権被許諾者からの入手が不可能な物品については、ライオンズのクラブ及び地区には、以下に沿って国際協会の商標が表示された物品を使用、購入、製造、配布又は販売する権利が与えられる。

(1) 衣料品（ベストを除く）に対する商標使用権の自動的許諾：ベストを除くすべての衣料品目について、ライオンズの会員及び地区には、国際協会の商標が表示された品目の使用、購入、販売、製造又は配布に対する許諾が自動的に与えられるが、これは品目別の合計数が１年度内に30を超えない場合に限られる。また、ベストを除くすべての衣料品について、クラブには、国際協会の商標が表示された品目の使用、購入、販売、製造又は配布に対する許諾が自動的に与えられるが、これは品目別の合計数が１年度内に30又はクラブの会員数のいずれか多い方を超えない場

合に限られる。本章の目的上、衣料品目は、被覆、保護又は装飾のために身体に着用される帽子、シャツ及びネクタイ等の衣類と定義されるものとする。

(2) 使用許諾が必要なその他すべての品目：すべてのベスト、品目別の合計数が1会計年度内に30を超える衣料品、ならびにここで特定されていないすべての品目について、国際協会の商標が表示された品目の使用、購入、販売、製造又は配布を希望するライオンズの会員、クラブ及び地区は、クラブ用品部の承認を得ると共に、同部もしくは法務部の定める使用料及び（又は）ロイヤルティを支払わなければならない。

b. クラブ又は地区による事業のスポンサー

(1) ライオンズのクラブ及び地区には、クラブ及び（又は）地区の事業のスポンサーの名称及び（又は）紋章に関連して国際協会の商標を使用することが以下に沿って認められているが、これは、かかるクラブ又は地区の名称がそのあらゆる使用において明示され、かつその使用自体が国際協会の目的に矛盾せず、国際協会又はライオンズクラブ国際財団の活動、プログラムもしくは存在と競合しない場合に限られる。さらに、

i. かかるスポンサー又は事業が1つのクラブ及び（又は）1つの地区（単一又は準）の事業である場合には、その事業に関連する国際協会の商標に対する使用権が当該クラブ及び（又は）地区に自動的に許諾される。

ii. かかるスポンサー又は事業が2つ以上の準地区及び（又は）1つの複合地区に係わる場合には、その事業のスポンサーは該当する複合地区ガバナー協議会の承認を得なければならない。

iii. かかるスポンサー又は事業が2つ以上の複合地区に係わる場合には、その事業のスポンサーは該当する複合地区ガバナー協議会ならびに法務部の承認を得なければならない。

(2) 承認されたライオンズクラブ及び（又は）地区のスポンサーは、その時々に国際理事会によって採用される方針に沿って使用が行われ、また以下の条件を満たしている限りにおいて、あらゆる文書又は宣伝資料で国際協会の商標を使用してもよい。

i. 国際協会の商標とともに、事業のスポンサーシップに責任を持つライオンズクラブ及び（又は）地区の名前が明示されていること。

ii. 国際協会の商標の使用が、ライオンズクラブ又は地区の事業の範囲及び期間内に限定されること。並びに、

iii. ライオンズクラブ及び（又は）地区の承認されたスポンサーシップが終了し次第、国際協会の商標の使用に対する許可が自動的に終了すること。

c. ライオンズのモバイルアプリケーション。モバイルアプリに関連して、あるいはモバイルアプリにおいて国際協会の登録商標を使用しようとするライオンズクラブ及び地区は、法務部との相談の上で、マーケティング部から事前に文書による承認を得なければならない。

d. 会費外収入プログラム。ライオンズのクラブ、地区、ライオンズがスポンサーする団体、もしくはライオンズがスポンサーするその他の組織 （以下、“スポンサー”と総称）は、以下に定義される範囲内において会費外収入プログラム及びサービスを提供することができる。

(1) かかる会費外収入プログラム又はサービスは、国際理事会による承認がない限り、国際協会のスポンサーする既存のプログラムやサービスと競合したり、あるいは矛盾することがあってはならない。かかるプログラムとの関連において国際協会の商標に対する使用許可は、同様のプログラムが現存しない場合に限って与えられる。

(2) 会費外収入プログラム又はサービスのスポンサーは、国際協会の商標の使用許可申請を行わなければならない。かかる申請には、規定に応じて、スポンサーとなる地区のキャビネット又は複合地区ガバナー協議会の支持を示す決議書を添えなければならない。国際協会は、かかる申請の審議に必要であると判断した場合、追加書類の提出を求めることができる。

(3) 国際協会の商標使用権の許諾を得るには、スポンサーは、あらゆるウェブサイトのコンテンツを含む一切の勧誘資料を検討し、かかる資料が全般的な質及び内容に対する基準ならびに商標に関する国際理事会の適用方針のそれぞれに合致していることを確認する旨同意しなければならない。勧誘の開始に先立ち、ウェブサイトのデザインを含む、提案された資料はすべて承認のため法務部に提出されなければならない。

(4) スポンサーは、クレジットカード（該当する場合）を含む、国際協会の商標が印刷又は添えられる勧誘用の資料とその他一切の物品において明記されなければならない。

(5) スポンサー及び会費外収入に係わる業者は、スポンサーが業者との取引で確保した総売上又は純利益のいずれか少ない方の10%を、国際協会の商標使用に対するロイヤルティとして支払うことに同意するものとする。財務部は、使用許諾を得た各スポンサーと最低年1回は連絡を取り、国際協会に対するロイヤルティの支払額を決定する。各スポンサーには、業者が保持するすべての関連記録と書類の検査の実施を通じて、ロイヤルティ額の正確さを確認する権利を留保することが奨励される。

(6) 国際理事会は、スポンサー及び（知り得る限りにおける）すべての業者に対する通知を行うことにより、国際協会の商標使用に対する使用権の取り消しを行う権利を留保する。適切かつ可能である場合には、かかる取り消しはすべてスポンサーと業者間における契約上の権利を勘案の上で行われるものとする。使用権が取り消された場合、その対象となる業者は、国際協会の商標の使用を即時に停止しなければならない。

(7) スポンサー及び会費外収入に係わる業者は、国際協会の提供するメーリング・リストをプログラムへの勧誘のみを目的に利用するものとし、かかるリストをそれ以外のいかなる目的のために複製したり、利用してはならない。スポンサー及び（又は）会費外収入に係わる業者が、国際協会のメーリング・リストを当該プログラム以外の目的に使用もしくは配布した場合、国際協会は国際協会の商標の使用に対する使用許諾を直ちに取り消す権利を留保するものとする。かかる取り消しは、違反者に対する通知の発行と共に即時に発効する。
US$5,000.00の違約金が、かかるメーリング・リストを不正な目的のために利用もしくは配布、あるいはかかるリストを許可無しに複製したスポンサー、及び（又は）会費外収入に係わる業者に対して課せられる。

e. 地区による、国際大会に関連する旅行業者の推薦。地区には、国際大会に関連する旅行及び（又は）ツアーの手配を行う旅行代理店を推薦する権利が与えられる。旅行業者の推薦書が大会部に提出されなければならない。推薦された旅行業者が、旅行パンフレット又はその他類似の文書において国際協会の商標の使用を希望する場合、かかる業者は大会部に対して以下を行わなければならない。

(1) かかるパンフレットもしくは類似の文書の見本の提出。これらには、「ライオンズクラブ国際協会ならびにライオンズの地区（単一、準及び複合）は、損失に対する責任を負わないものとする」との免責事項が含まれていなければならない。

(2) 国際協会の商標使用に対するロイヤルティとしてUS$25.00の支払い。

6. 財団。国際理事会又は同理事会が任命する者、あるいは法務部長は、ライオンズクラブ又は地区以外のあらゆる法人組織（以下、“財団”と総称）に対し、かかる財団がライオンズの名称および紋章の使用許可申請書の記入を完了した場合に限り、国際協会の商標使用に対する使用権を許諾することができる。許諾に先立ち、財団は、かかる財団の提案する活動が以下の条件に合致することを証明するに足りる文書を提出しなければならない。

a. 財団の名称。申請される財団の名称は、

（1）「ライオンズ」を含まなければならない。

（2）コミュニティ、市町村、地区、都道府県、地理的エリアまたはその他現地の区域名を含まなければならない。

（3）ライオンズクラブ国際協会またはライオンズクラブ国際財団と競合したり、混乱を招いたりするものであってはならない。

（4）「協会（Association）」の語を含んではならない。

b. 根本規則に関する条件。対象となる財団の定款、付随定款及び（又は）その他の根本規則（以下、“根本規則”と総称） には以下が含まれていなければならない。

（1）少なくともその理事会の過半数がグッドスタンディングにあるライオンズクラブの会員であること。

（2）根本規則への変更は、地区の大会又は年次例会において、財団の一般の構成員により承認されなければならないこと。

（3）財団の構成員は、グッドスタンディングにあるライオンズのクラブ又は会員であること。

（4）代理投票は認められていないこと。さらに、

（5）財団の構成員に対して会費の強制支払が課せられていないこと。

c. 目的。申請を行う財団は、国際協会の目的を推進すると共に、同協会のイメージのいっそうの向上に努めなければならない。同財団は、国際協会又はライオンズクラブ国際財団の活動、プログラムあるいは存在と対立する活動に関与してはならない。関連性があると見なされるその他の要素についても考慮の対象となる場合がある。

d. 設立承認。

（1）申請を行う財団が単一のクラブ又は三つ以下のクラブにスポンサーされて設立される場合、申請を行う財団は、スポンサーとなる各ライオンズクラブがかかる財団の設立を承認したことを示す証拠を提出しなければならない。

（2）申請を行う財団が一つ以上の地区（単一、準、又は複合）、四つ以上のクラブにスポンサーされて設立される場合、あるいはその名称が地区レベルの関与を示唆する場合、申請を行う財団は、当該地区（単一、準、又は複合）が、かかる財団の設立を承認したことを示す証拠を提出しなければならない。

（3）申請を行う財団が国レベルでスポンサーされて設立される場合、申請を行う財団は、当該地区（単一、準、又は複合）が、かかる財団の設立を承認したことを示す証拠を提出しなければならず、またライオンズクラブ国際協会理事会の承認を受けなければならない。

e. 年次提出義務。承認された財団は、役員を毎年法務部に報告しなければならず、規約文書に変更が加えられたらその都度法務部に通知しなければならない。

f. 国際協会の商標の使用。承認された財団は、その名称と各種の文書、宣伝用資料及び活動を含むそ

の業務において、ライオンズの名称と紋章を顕著な形で使用しなければならない。国際協会の商標の使用は、国際理事会によりその時々に採択される理事会方針に従って行われなければならない。国際協会の商標は、クラブ用品部又は公式の使用権被許諾者から販売される、またはその他の方法で入手できるいかなる物品にも使用されることがあってはならない。

g. **取り消し可能な使用権。**ここに定められた要件を満たす財団に対して、国際協会の商標の使用について取り消し可能な使用権が発行される場合がある。かかる使用権の使用は、当該財団がここに取り決められた要件を継続的に満たし、年次提出義務を順守し、ライオンズを支援し続けている場合のみに限られる。これらの方針に従わなかった場合には、かかる使用権の取り消しを招くことになりうる。

7. 公認の使用権被許諾者。クラブ用品部は、ライオンズの会員、クラブ及び地区に国際協会の商標が表示された物品を提供するために、世界各地の製造業者もしくはその他の業者との契約交渉を開始することができる。かかる使用権許諾契約における条件はクラブ用品部により決定され、販売される全物品に対する使用料及び（又は）ロイヤルティの支払いについての取り決めを含むものとする。

8. 大会交換ピン。国際協会の商標は、下記のとおり、大会交換ピンに使用することができる。

a. 大会交換ピンの定義大会交換ピンとは、国際協会の登録商標が表示された下記のようなピンである。

(1) 使用権被許諾者に発注されたもの

(2) ライオンズクラブ国際協会が手配して作らせたピンではないことが確実に分かるよう、クラブ名、地区（単一、準、または複合）名、あるいは会員名が明確に表示されているもの

(3) ライオンズの大会または類似の行事で交換または贈呈の目的のみに使用されるもの

(4) 国際理事会によって採択された国際協会の商標に関する方針に合致しているもの

(5) 商標法で定められる®マークが、消えないよう表示されているもの

(6) 商標使用権被許諾者を識別するマークがピンの裏面に表示されているもの

(7) 裏にクラッチ、安全ピン、ねじなどの留め金がついているもの

(8) いかなるライオンズ組織のいかなる役職を指定するものでも、もしくはそれらに関連するものでもないもの

(9) 特別な功績や研修などを表彰するため、アワードとして授与するため、あるいはいずれかのライオンズ組織または提携組織を支援するために製造されたものではないもの

(10) ライオンズの会合もしくは特別な行事への出席または参加を示すために製造されたものではないもの

(11) 公式のライオンズ用品カタログ、特別販売促進パンフレット、国際協会のクラブ用品部が時折発行するパンフレットに含まれる用品と同じようなアクセサリーではないもの

i. 公式の会員ラペルピンは大会交換ピンとはみなされない。

ii. ライオンズ大会交換ピンは、クラブ用品部および（または）交換ピンの製造、販売、配布を行うことが許可されている公式の商標使用権被許諾者からのみ入手することができる。

9. 大会ホスト委員会。国際大会ホスト委員会には、国際大会開催前及び開催中の物品の販売を含む国際大会の宣伝において、国際協会の商標を使用する許可が与えられるが、これは当該ホスト委員会が大会部ならびに法務部から承認を取得し、かつ両部の定めるロイヤルティの支払いを行う場合に限られる。

10. 商標に関する方針の履行。ここで述べられる国際協会の商標の所有者として、国際協会には当該商標の侵害を警戒し、不正に使用された場合に生じ得る法的リスクを未然に回避するために必要なあらゆる措置を講じると共に、そのような法的リスクに備える法的義務がある。

a. ライオンズの会員、クラブ及び（又は）地区による不正使用。国際協会が、ライオンズの会員、クラブ及び（又は）地区による国際協会の商標が表示された物品の不正な使用、販売、購入、製造及び（又は）配布への関与を示す相応の証拠を入手した場合には、かかる個人又は組織に対し、かかる使用の一切について即刻中止を求める通知が行われる場合があり、また、本方針に基づき本来国際協会が受領していたであろうロイヤルティに等しい額の手数料が課せられる場合がある他、国際理事会又は法務部が決定するその他の適切な措置が講じられる可能性がある。

b. ライオンズの会員、クラブ及び（又は）地区による不正使用の継続。国際協会が、正式通知の受領後にもライオンズの会員、クラブ及び（又は）地区による国際協会の商標の不正使用が継続されていることを示す相応の証拠を入手した場合には、国際協会は、以下のいずれか又はすべての措置を講じる可能性がある。

(1) 国際理事会は、ライオンズのクラブに対し、違反者である会員の除名を指示する場合がある。万一、クラブがそのような指示に従わなかった場合には、そのライオンズクラブは、国際理事会によって“ステータスクオ”扱いとされるだけでなく、そのクラブのチャーター自体が取り消される可能性がある。

(2) 国際理事会が必要と見なすその他の制裁措置。

(3) 国際協会の商標保護のため法的措置が取られる可能性がある。

B. 資金の使用に関する方針

1. ライオンズクラブの資金獲得事業を通して得た資金に関する一般方針。公衆から募って得た資金は、公衆と、ライオンズクラブが奉仕する地域の利益のために使われなければならない。国際会則及び付則ならびに法人定款（協会の根本規則）は、認証を受けたいかなるクラブも、個々のクラブや会員の営利を追求しない形で運営されるべきであると定めている。したがって、公衆から得た資金の純益は、一部たりとも、ライオンズ会員、その他あらゆる個人または団体の私益となるべきではない。この方針は、クラブがライオンズクラブ国際協会の目的に適うよう指針を与えるためのものである。資金の適切な使途を決定する際に鍵となるのは、一般社会への透明性を考慮し、ライオンズが活動する地域での信頼を構築することである。ライオンズの資金の使い方は、ライオンズが活動する各管轄区域の諸法および税制度に従っていなければならない。

a. 公衆／事業資金の定義。公衆から獲得した資金とは、公衆を対象とした事業からの収入の純益、公衆からの献金、遺産贈与、および公共資金の投資から累積した資金である。

b. 運営資金の定義。運営資金とは、会費、ファイン、広告収入、レンタル料などを通じてライオンズ会員から集められた資金、その他ライオンズ個人からの拠出金である。こうした資金は、公共事業のために利用してもよいし、例会や大会の開催費、法人設立費、監査費、ニュースレター、会報、その他クラブおよび／または地区の活動費や運営費など、ライオンズ内部の目的に用いてもよい。

2. 資金獲得活動の直接経費。公共資金獲得事業実施のための直接経費については、事業の収益から差し引いて、事業実施のため支出した運営資金に充当してもよい。

3. **ライオンズ所有財産。**ライオンズクラブまたは地区が所有する財産の使用料として獲得した資金の純利益の一部は、次の指針に基づき、当該所有財産の運営および管理経費に充てることができる。

a. **公共の目的のための財産利用。**公共の利益のために財産を利用する際には、当該財産の運営および管理経費を公共資金から支払ってもよい。

b. **運営目的での財産利用。**ライオンズの利益のために財産を利用する際には、当該財産の運営および管理経費は運営資金から支払わなければならない。

c. **混合の財産利用。**ライオンズ所有財産が公共とライオンズ運営の両方の目的で使われる場合には、当該財産が公共の目的のために利用される割合に応じ案分した経費を公共資金から支払ってもよい。例えば、「ライオンズクラブ会館」が20%の割合で公共のために使用されている場合、施設の管理・運営にかかる経費の20%を公共資金で賄うことができる。

4. **政治活動。**ライオンズクラブおよび地区（単一、準または複合）は無党派の慈善団体であり、地方自治体、都道府県、国家、あるいは海外の公職選挙の当選者または候補者を支援・支持するために公共資金または運営資金を提供することはできない。

C. 会則の解釈

1. 国際組織と地区組織

理事会は、会費制度、複合地区大会、その他を含む複合地区全体の事項に関し、その複合地区を構成する各準地区の会則及び付則が、それぞれの複合地区の会則及び付則、協会の会則及び付則、並びに国際理事会方針に合致したものでなければならない、と宣言する。

2. 会則地域の説明 - ヨーロッパ

理事会は、ヨーロッパ会則地域に128地区（イスラエル）および118地区（トルコ）が含まれる、と断定する。

3. 「理事会の決めた通貨」の解釈

国際会則及び付則にある「理事会の決めた通貨」とは、国際理事会が他の通貨を選ぶまでアメリカ・ドルを意味する。

4. ライオンズクラブ国際協会の前会長の空席に関する解釈

ライオンズクラブ国際協会前会長の死亡によって生じた理事会の空席は、後継者前会長が出るまで、空席のままにしておく。

5. 「前地区ガバナー」という語句の解釈

前地区ガバナーとは、選出されたか任命を受けて最も近年に地区ガバナーを務め、任期を満了させたライオン（生死に関わらず）を意味する。

6. 「自由送金」という語句の解釈

自由送金とは、地元通貨による協会資金をアメリカ・ドルに振り替え、その国外の協会口座に振り込む法的権限を意味する。

7. 現国際役員、元国際会長、元国際理事、協議会議長、元地区ガバナーの代議員としての資格

所属クラブに割り当てられた代議員数には関係なく、国際大会又は地区大会（単一、準、複合、又は暫定）で代議員の資格を与えられた現役又は元の国際役員は、各役員選挙で1票ずつ、又、大会で提出される各決議事項に対し1票ずつだけ、投票することが許される。

8. 善良な徳性の持ち主で、地域社会において声望のある」という言葉の解釈
国際会則第8条2項にある「善良な徳性の持ち主で、地域社会において声望のある」という言葉は、入会見込み者だけではなく現在の会員にも該当する。

入会見込み者又は現会員が、裁判で道徳的に卑劣な罪に問われ、有罪を認めたか有罪の判決を受けた場合、その個人は、善良な徳性の持ち主で地域社会において声望のある、との条件を満たしていないため、ライオンズクラブから除名されなければならない。

「道徳的に卑劣な」という表現は、協会がクラブを結成した地域所管の法令に従って定義されるものとする。

裁判により道徳的に卑劣な罪の容疑で正式に起訴された入会見込み者又は現会員は、その容疑に対して拘束力を持つ最終的な判決が下され、すべての容疑が晴れるまで、善良な特性の持ち主で地域社会において声望のある、との条件を満たしていないものとし、このような状況においては、道徳的に卑劣な罪の容疑がすべて晴れるまで、会員は所属ライオンズクラブから除名されるものとする。

道徳的に卑劣な罪に対し有罪判決が下された結果科せられた刑に服し刑期を務め終え、これ以上の制約が課せられていない個人については、善良な特質の持ち主で地域社会において声望のある人物であることが十分立証されているとクラブが判断した場合に、ライオンズクラブの会員となる資格を持つ。

但し、協会のメンバーまたは一般社会に害が及ぶのを防ぐため、あるいは協会のイメージを守るために速やかに措置を講じることを要する異例の事態においては、会則及び付則委員会、並びに国際理事会は、ライオンズクラブにおける会員籍について検討し、あらゆる適切な措置を講じる権限を有する。

9. 国際会則にある「空席」という言葉の解釈
国際会則及び付則に記される「空席」という言葉は、既に生じた空席の外に、予期される空席も意味する。

10. 「本協会のメンバーはライオンズクラブで構成される」という表現の解釈
国際会則に記載される「本協会のメンバーは…ライオンズクラブで構成される」という表現は、個々のライオンズ会員が認証されたライオンズクラブに在籍することから、個々のライオンズ会員も協会のメンバーに含むものと解釈される。

11. 地区の地理的境界線変更
地区（単一、準又は複合）の会則及び付則で地理的境界線が定められている場合には、地区は正式に地区の規定文書を改正するか、そうでなければ地区の境界線を変更しなければならない。この改正は他の改正と同様に、地区が規定している方法に従って、賛成投票を得て採用されなければならない。

12. 「選挙又は任命により国際理事としての任期を満了した」という語句の解釈
国際付則第2条2項（a)(2）の第三副会長立候補者の資格として記載されている「選挙又は任命により国際理事としての任期を満了したか満了を控えている」という規定は、国際理事を全期または過半の期間務めていなければならないと解釈される。

13. 選挙される資格についての解釈

「本付則及び会則の下に他の条件でも選挙される資格を持つ」は、以下の通り解釈されるべきものとする。

a. 第三副会長又は国際理事候補者は、その候補者に対する推薦が特定の国際大会開始日に先立つ規定の日数以前に行われた場合に選挙される資格を持つのであり、その場合、当該選挙が行われる国際大会は、国際付則の定める推薦の有効期間内において連続する3回の国際大会の１回目として見なされる。

b. 推薦の有効期間は、候補者が選挙資格を得るまで始まらない。候補者が特定の国際大会において選挙される資格を持たない場合には、その国際大会は、推薦の有効期間内において連続する3回の国際大会の１回目とは見なされない。例えば、推薦を受けたにもかかわらず、候補者が選挙資格を持たないといった具体的な状況には以下の場合が含まれるが、これらに限られるものではない。

(1) 第三副会長又は国際理事候補者の地区（単一、準又は複合）による推薦が行われた日から特定の国際大会開始日までの日数が規定の日数に満たない場合には、当該候補者はその国際大会における選挙資格を持たない。

(2) 第三副会長又は国際理事候補者の複合地区による推薦が行われた日から特定の国際大会開始日までの日数が規定の日数に満たない場合には、当該候補者の準地区による推薦の有効期間は持ち越しとなり、その特定の国際大会は、（たとえ準地区による推薦が、特定の国際大会開催日に先立つ規定の日数以前に行われた場合でも）両地区（準及び複合）による推薦の有効期間内に開催される、続く3回の国際大会の１回目とは見なされない。

(3) 続く国際大会が推薦された候補者の単一又は複合地区内で開催される場合には、当該候補者はその国際大会における選挙資格を持たない。

(4) 国際理事候補者が特定の単一又は複合地区からの推薦を受けたものの、同一の単一又は複合地区から選出された国際理事が現職の国際理事会メンバーを務めている場合、当該候補者はその現職の国際理事の任期が終了する国際大会まで選挙される資格を持たない。

c. 推薦の有効期間は、次のいずれかの事由が生じた場合に終了する。

(1) 目指す役職に当選した場合。

(2) 選出される資格のある連続3回の国際大会にわたって目指す役職に立候補することなく推薦を持ち越した場合。

(3) 有資格の年度のいずれかで立候補をしたものの、当選を目指した国際大会で代議員の過半数の票を得られなかった場合には、その推薦の残りの有効期間は無効となる。国際会則及び付則に従って、地区（単一、準、及び/又は複合）の推薦を新たに得なければならない。

14. 国際役員候補者の立候補撤回方法についての解釈

国際役員候補者の立候補撤回方法は、立候補者が以下のいずれかを行うことを意味するものとして解釈する。

a. 国際大会の指名委員会に自ら出席して、撤回の意を表明する。又は、

b. 国際大会の指名委員会に対して、立候補撤回の意を表明した書信を届ける。その書信は、国際大会のいずれかの指名委員会会議で検討される。

15.「クラブに少なくとも1年と1日在籍した会員」という語句の解釈

国際会則及び付則に現れる「クラブに少なくとも1年と1日在籍した会員」という語句は、下記を意味するものとして解釈する。

a. 転籍会員が受入先クラブの会員として少なくとも1年と1日在籍している場合には、クラブの代議員数計算にその転籍会員を含めることができる。

b. いかなる会員も、連続した1年と1日を超える期間にわたり、会費全額を支払う会員としてクラブに在籍した場合には、そのクラブの代議員数計算にその会員を含めることができる。

c. 新しく結成されたクラブの場合、結成から1年と1日経つまでは一人の代議員と一人の補欠代議員を出すことができる。その後の代議員数は、クラブに1年と1日在籍している会員の数に基づく。

d. ステータスクオから解除されたクラブの場合には、ステータスクオから解除された際に少なくとも1年と1日在籍していた会員数に基づいて、代議員数が決まる。但し、ステータスクオから解除されたクラブは最低一人の代議員と一人の補欠代議員を出すことができる。

16. ライオンズクラブ及びライオネスクラブの役職の同等性に関係する、第一及び第二副地区ガバナーの資格に関する解釈

第一及び第二副地区ガバナー候補者は、「所属単一又は準地区内のグッドスタンディングの、正ライオンズクラブのグッドスタンディングの正会員であり」という、国際協会の付則第9条第6項(b)(1)及び6項(c)(1)には変更を加えず、第一及び第二副地区ガバナーの役職に関しての資格を解釈するという限定された目的において、ライオネスクラブ会長、又は、ライオネスクラブ理事会メンバーとしての奉仕は、ライオンズクラブ会長、または、ライオンズクラブ理事会メンバーとしての奉仕と同等であると解釈する。

さらに、ライオンズクラブ会員は、これによりライオネスクラブ会長、又は、ライオネスクラブ理事会メンバーとしての奉仕を、第一及び第二副地区ガバナーとして選出される資格のために適用することができる。

17. 国際付則にある「立候補取消し」という語句の解釈

国際付則第2条第4項(a)(iii)の「立候補取消し」という語句は、候補者が自ら立候補を取り止める又は自分の氏名を特定の国際大会の国際指名委員会に提出しないという候補者の決断を意味するものではないと解釈される。

18. 地区手順に関する要件の解釈

国際役員候補者のために国際会則及び付則で定められている規定以外の条件を加えてはならないという国際付則第9条5項の規定は、第一又は第二副地区ガバナーが国際役員でないにもかかわらず、第一及び第二副地区ガバナーにも適用される。

19. 大会開催公式通達および改正案通知に関する通知要件の解釈

国際大会開催に関する公式通達と改正案に関する通知の発表･掲載を義務付ける国際会則第9条2項及び国際付則第6条2項ならびに第14条2項の規定は、以下により十分満たされるものと見なされる。

(a) 規定の時間枠内に、これらの通知が英語でライオン誌国際本部版に掲載され、他のすべてのライオン誌公式言語版に対しては適切な言語でこれらの通知が送られ、それが受領され次第、あるいは理事会方針書第16章で指定されている時に公式言語版に掲載されるようにし、(b) 規定の時間枠内に協会のウ

ェブサイトにすべての公式言語でこれらの通知が掲載されるとともに、(c) これらの通知が国際協会のウェブサイトより全公式言語で閲覧可能であることを知らせるEメールが、国際協会にEメールアドレスが登録されている各クラブの役員に送信される。

20. 複合地区は、国際役員立候補者の選挙資金調達のため、徴収金を課すことができるかについての解釈。

国際会則により、複合地区には国際レベルの役員を出す権利が与えられている。この権利には、候補者擁立に必要な資金を提供する権利が伴う。従って、複合地区はそのための資金を会員から募ってもよい、と解釈できる。この資金の徴収は、会費増額に関する複合地区会則の規定に従って行われなければならない。

21. 「代替手段」という文言の解釈

国際会則第5条第4項(a) で使用されている「代替手段」との文言は、直に集まる形での国際大会を開催することが不可能または危険といった稀な事態においては、国際理事会の裁量により、電子的またはその他の手段を用いて代議員が投票できるようにすることを意図するものである。

22. クラブ代議員算出法についての解釈

地区（単一、準、複合）の会則及び付則が、国際会則及び付則に規定されているクラブ代議員割当数の枠とは別に、元地区ガバナーに代議員としての資格を認めている場合、元地区ガバナーは、正会員もしくは地区大会で投票することが認められている会員カテゴリーの会員でなければならない。

23. オメガ・レオ複合地区会長およびオメガ・レオ地区会長としての職歴に関する、ゾーン・チェアパーソンの資格要件の解釈。

標準版地区付則第2条7項は、ゾーン・チェアパーソン候補の条件として以下を定めており、これは従来通り認識され変更はない。「(a) それぞれのリジョン又はゾーンのグッドスタンディングの正会員であり、(b) リジョン・チェアパーソン又はゾーン・チェアパーソンに就任するまでに、ライオンズクラブ会長の任期を満了するか、過半期務め、ライオンズクラブ理事会メンバーを更に2年以上務めた。」ゾーン・チェアパーソン職の資格要件を解釈する限られた目的の下に、オメガ・レオ複合地区会長又はオメガ・レオ地区会長としての過去の職歴は、ライオンズクラブの会長又はライオンズクラブ理事会メンバーとしての職歴に代わり、ゾーン・チェアパーソンの役職の資格要件と解釈される。
したがって、ライオンズクラブの会員は、オメガ・レオ複合地区会長またはオメガ・レオ地区会長としての過去の職歴を、ゾーン・チェアパーソンの役職の資格要件を満たすために適用することができる。

D. 方針上の解釈

1. 非ライオンズ組織との提携

いかなるライオンズクラブ、地区、複合地区、フォーラム、ライオンズ組織も、前もって国際理事会の承認を受けない限り、非ライオンズの多国籍組織と、お互いの権利や義務が定められるような提携を結ぶことはできない。

2. 元クラブ役員、元地区役員、元国際役員の組織

国際理事会は、元クラブ役員、元地区役員、元国際役員の組織を正式なものとしては認めないが、そのような組織が作られ、活動することは、下記の活動がない限り、許可する。

a. 国際会則及び付則並びに国際理事会方針に違反する。

b. 会費や負担金を徴収する。
c. 自由意志以外の方法で参加を強要する。
d. クラブや地区の組織の上に立ってそれを支配したり、その機能に支障を来すような行政機構を設ける。

3. 国際会則、理事会方針、ライオニズムの目的に対する会員の違反行為

国際理事会の判断により、個々のライオンズ会員が国際会則及び付則、理事会方針、ライオンズ道徳綱領、又はライオニズムの目的に反する行為をした、とみなされた場合、次の処置がとられる。

a. その会員と所属クラブに対して違反を通告し、その行為の即時停止を言い渡す。
b. その会員が国際理事会の指示に従わなかった場合には、その会員を除名するようクラブに通告する。
c. クラブが上記通告を受けてから30日以内にその会員を除名しなかった場合には、クラブはステータスクオになる。

4. 投票用紙保留

協会は、国際大会投票用紙の原本をすべて、投票済みか白紙かに関わらず、投票が行われた大会終了直後の国際大会閉会から60日間保留する。その期間に選挙抗議が提出されなかったか、あるいは抗議が適時に解決した場合には、投票用紙の永久的記録を残さずに、その用紙が破棄される。

5. テレビ/電話による会議

国際会長は、テレビ/電話による会議形式で、国際理事会の定例会議及び特別会議招集を許可することができる。テレビ/電話会議の際の投票は、電子的又はその他適切な手段を通して行なわれるものとする。無記名投票の要請については、国際理事会方針書第3章A.3.項に定められている手順に従わなければならない。

6. 会員の職業に関する事項及び（又は）私的な商業利益の促進

ライオンズ会員、クラブ、地区（単一、準、及び複合）並びにライオンズが後援する組織は、ライオンズの会員関係を利用して、会員の職業に関する事項及び（又は）私的な商業利益のためにネットワークを築くこと、討議をすること、また宣伝をすることができる。これには会員間における個人的な話し合い、依頼に基づく講演、あるいは要請を受けての宣伝資料もしくはその他の情報提供等の活動が含まれる。但し、職業に関する事項及び（又は）私的な商業利益のために、依頼のない宣伝を一方的に行うこと、及び（又は）郵便リスト、住所氏名録、あるいはその他何らかの会員、クラブ、地区、又は国際協会の名簿を利用して、望まれない郵便物（ダイレクトメール、Eメール、ファックス、その他の方法）を職業に関する事項及び（又は）私的な商業目的もしくは利益のために送ってはならない。

7. 国際役員候補者の立候補撤回の際の「充分な事前通知」の定義の解釈

準地区もしくは複合地区の推薦を受けた国際役員候補者が立候補を撤回する場合、かかる撤回は、他の候補者が通知を受け、国際役員候補者として準地区および/または複合地区の推薦を求める意思を、それぞれの会則及び付則で定められている手順に従って表示できるよう、充分な時間をもっておこなわれなければならない。国際役員候補としての推薦を求める意思表示をおこなうための充分な時間とは、最低15日の事前通知を意味する。

8. グッドスタンディング

国際理事会が国際会費免除を発令した場合、本理事会方針書第5章「クラブ」において定義されているとおりにクラブがグッドスタンディングであるか否かの決定に際して、国際会費の支払は考慮されるべきではない。クラブは義務付けられているすべての地区および複合地区会費を引き続き支払う義務がある。

E. 契約

協会を義務付ける契約はいかなるものも、協会の購買方針に沿って考察および承認されない限り、協会を代表して結んではならないし、協会に対し拘束力を持たない。その契約の下に必要な資金は、理事会が承認する予算に含まれていなければならない。

F. 中立オブザーバーに関する方針

1. 目的

ライオンズクラブ国際協会の基準に合致する地区（単一、準、複合）選挙の実施を支援する。

2. 選任

元国際役員が、会則及び付則委員長により、国際協会顧問弁護士との協議の上で、選出・任命されるものとする。

3. 資格要件
   a. 過去に国際理事会メンバーを務めた経験がある。
   b. 担当する国または地区（単一、準、複合）の人々、文化、慣習について精通している。

4. オブザーバーの要請

選挙オブザーバーは、国際第三副会長、国際理事、地区ガバナー、第一副地区ガバナー、第二副地区ガバナー選挙監視のために、以下の条件のもとに要請することができ、その結果として、適任者が確保され次第、会則及び付則委員会が任命をすることができる。

   a. 地区（単一、準、複合）大会に先立ちいかなる時でも会則及び付則委員会の要請により
   b. その申し立てが認められた選挙抗議があった後に会則及び付則委員会の要請により
   c. 地区（単一、準、複合）大会に先立ち少なくとも25日前に国際第三副会長、国際理事、地区ガバナー、第一副地区ガバナー、または第二副地区ガバナー候補者が要請し、会則及び付則委員会またはその代理人が正当な理由があると決定した場合
   d. 地区（単一、準、複合）大会に先立ち少なくとも25日前に地区ガバナーによる要請、または3人以上の地区キャビネット構成員の賛成票による要請、もしくは協議会議長による要請、または3人以上の複合地区協議会構成員の賛成票による要請があり、国際会則及び付則委員会またはその代理人が正当な理由があると決定した場合

5. 手数料

下記条件の下、選挙オブザーバーを利用するための手数料が課される。

   a. 会則及び付則委員会によって中立オブザーバーが任命された場合には、払戻不可のUS$1,000の手数料、もしくは該当通貨による相当額が地区（単一、準、複合）に請求される。本項に基づいて課される手数料は、顧問弁護士が会則及び付則委員会委員長と協議の上、正当な理由があると決定した場合には減額されることがある。
   b. 地区（単一、準、複合）または候補者による中立オブザーバーの要請には、その要請時に、オブザ

ーバーにかかわる費用への充当用に地区（単一、準、複合）を受取人とするUS$1,000の手数料、もしくは該当通貨による相当額が納められなければならない。国際理事会、またはその代理人が中立オブザーバーを任命するべき十分な理由がないと決定した場合には、手数料は全額返還される。

c. 中立オブザーバーが割り当てられた場合には、手数料は返還されない。

d. 手数料に加え、地区（単一、準、複合）はオブザーバーが割り当てられている期間、その旅費、宿泊費及び食費を負担しなければならない。

6. 中立オブザーバーの責任

本方針に従って任命された時点で中立オブザーバーは、以下に対して責任を負う。

a. 選挙の運営・実施に関係する会則上の規定、議事規則、地域の慣習について正確かつ包括的な情報を収集する。

b. 観察した不的確なやり方、及び不公平、不適切、あるいは選挙過程に害を及ぼすと見なされる行為を報告する。

c. 選挙過程の監察結果を公平に、かつ専門的に分析する。

d. 選挙及び関連過程の誠実性と有効性を高めるために提言を行うが、このような過程に干渉して妨害するようなことはしない。

7. 報告

中立選挙オブザーバーは、地区（単一、準、複合）大会終了後15日以内に書面による報告を法務部に対し行わなければならない。この報告書には、的確性と公正性の尺度を含む、選挙手順の全体的な順守に関する調査結果、結論、及び適切な提言を示す、的確かつ公平な意見が含まれているべきである。

G. 協会名称の略語

必要に応じて、「ライオンズクラブ国際協会」および「ライオンズクラブ国際財団」という言葉を用いる。「ライオンズ・インターナショナル」という言葉は、「ブランドメッセージ＆スタイルガイド」に従って使われるものとする。

H. 国際協会が関係する訴訟

1. 訴訟発起

理事会の承認、又は執行委員会の承認、あるいは国際会長（又は順位に基づく対応可能な執行役員）、運営役員、並びに法務部々長の承認がない限り、協会を代表して訴訟を起こすことはできない。

2. 現行訴訟問題の状況報告

運営役員が理事会のために作成する報告書のなかに、現行の訴訟問題に関する協会法務部長の経過報告を含める。同問題に何らかの変化が生じた場合には、運営役員の報告書で理事会に報告する。

I. 協会の法務代理

2017年10月を以ってライオンズクラブ国際協会は、全米、並びに協会が法務代理を必要とする国においてCSC（Corpration Service Company）が協会の法務代理を務めることを認可する。

J. 商標使用権が許諾された業者からの贈り物

国際理事会は、協会の商標使用権を取得している業者又は使用権許諾を求める者からいかなる贈り物をも受け取ることを、すべての役員、理事、協会職員に対して禁止する。

規 則

第1条 ※（各複合地区により異なる表記の場合あり）

日本国内における複合地区(MD330、MD331、MD332、 MD333、MD334、MD335、MD336、MD337 以降 8 複合地区という)で調整された規則

第 1 項 ライオン誌日本語版

1. 国際協会が直接発行する公式広報誌とは別個に、国際理事会の方針により、複合地区は他の複合地区と共同して共通のライオン誌日本語版を公式に発行する。
   ライオン誌の日本語版は、国際理事会の全面的な統括監督のもとに発行され、複合地区のガバナー協議会議長は他の複合地区のガバナー協議会議長及び第4項に定める委託先である一般社団法人日本ライオンプの理事長とともにその監督に当たる。
2. ガバナー協議会が任命する各複合地区それぞれ 1 名の代表者をもってライオン誌日本語版委員会を組織し、ライオン誌日本語版の発行に当たる。同委員会は 互選により委員長を選出し、委員長は発行の責任者となる。なお、日本から選出された現国際理事は同委員会の職権委員となる。
3. ライオン誌日本語版委員会は、同委員会構成員あるいは構成員以外の者から1名のライオン誌日本語版編集集長を任命する。ただし、編集長が委員会構成員以外の者から任命された場合は、任命と同時に委員会構成員となる。同編集長はライオン誌日本語版編集の責任者となる。
4. ライオン誌日本語版の発行業務は、一般社団法人日本ライオンズに委託して行う。
5. 前項の発行費用は、国際理事会方針書第 16 章 B. 2.に定められた補助金と一般社団法人日本ライオンズの会費で賄うものとする。

第 2 項 一般社団法人日本ライオンズ

1. ライオンズクラブ国際協会の目的を推進し、適正迅速な情報の交換を図りつつ複合地区ガバナー協議会をサポートし、日本のライオンズクラブの発展のために一般社団法人日本ライオンズ(以下日本ライオンズという)を設立した。
2. ガバナー協議会議長並びに地区ガバナーは、ガバナー協議会の同意の下に日本ライオンズの運営に参画する。
3. ガバナー協議会議長並びに地区ガバナーは、就任と同時に日本ライオンズの正社員として入社申し込みをし、社員総会で入社が承認されて正社員となる。
   ガバナー協議会議長並びに地区ガバナー以外で理事・監事に就任するものは、正社員として人社申し込みをし、社員総会で入社が承認されて正社員となる。
   各愎合地区は日本ライオンズの定款に定める賛助社員とする。
   賛助社員は、賛助会費を支払う。
4. 前年度に入社した社員は、前項の正社員入社承認後速やかに日本ライオンズに退会届を提出し退会する。
5. 理事及び監事は、社員総会の決議によって正社員のうちから選任する。
6. 日本ライオンズの監事を選出していない複合地区から、監査委員を各 1 名選出する。
   監査委員は、監事とともに日本ライオンズの会計監査を行い複合地区年次大会でその結果を報告する。

7.複合地区は他の複合地区と協調して複合地区の運営を行うため、日本ライオンズに全複合地区ガバ

ナー協議会議長を含む構成員による執行理事会を置き協議する。

8.複合地区は他の複合地区と協調して複合地区運営を行うため、日本ライオンズに全複合地区各種委員長を含む構成員による各種委員会を置き協議する。

9. 日本ライオンズの各種委員会決定事項は、日本ライオンズ執行理事会並びに理事会で承認されたのちそれぞれの複合地区ガバナー協議会の同意を得て有効となる。

10. ガバナー協議会議長が、国際会則及び付則並びに国際理事会方針書の規定に違反する行為をしたとみなされる場合には、日本ライオンズの執行理事会、理事会並びに各種委員会等への出席を控えなければならない。

11. いくつかの複合地区に共通する事項につき、関係する複合地区の代表者が日本ライオンズの執行理事会又は委員会とは別に協議することを妨げない。

第 3 項 ガバナー協議会事務局 ガバナー協議会は、複合地区の業務を処理するためガバナー協議会事務局を設置する。

事務局の連営はガバナー協議会が決定する規則による。

国際理事候補者資格審査委員会規則

第１章 国際理事候補者資格審査委員会

第1条 名 称

本組織を国際理事候補者資格審査委員会と称する。

第2条 目 的

本委員会の目的は，地区及び複合地区から推薦を受けた国際理事候補者を資格審査することにある。

第3条 構 成

国際理事候補者資格審査委員会は，以下の委員で構成される。

ａ． 一般社団法人日本ライオンズ委員会から正副委員長

ｂ．各複合地区から選出される複合地区国際理事候補者資格審査委員長

第4条 任 務

国際理事候補者資格審査委員会は、下記の責務を負う。

ａ．地区及び複合地区から推薦を受けた候補者の履歴書等，審査を行う。

ｂ．目的としている、国際理事の日本割当枠数（以下、割当枠と言う）に対し資格審査する。

ｃ．割当枠を超える候補者の場合、第３章国際理事候補者推薦選挙管理委員会を組織する。

第２章 準地区および複合地区大会の推薦

第5条 資 格

国際理事立候補者（以下立候補者という）の資格は国際会則および付則の定めるところによる。

第6条 意思表示

立候補者の国際理事立候補の意思表示は、有資格者である本人から、所属クラブを経由して、地区ガバナーに宛てた所定の文書をもって行う。

第7条 届 出

立候補者の所属するクラブは、選挙の行われる国際年次大会が開催される前年度の準地区の年次大会議案として提案ができる期日までに本人の立候補届出書および履歴書など必要書類を地区ガバナーに提出する。不測の事態により新たな立候補予定者が必要になった場合には、定められた期日までに、新たな候補者の立候補届、推薦証明書が、国際本部に提出できるよう、日本ライオンズ、複合地区、地区と協議する。

第8条 準地区年次大会での推薦

地区ガバナーは立候補を届け出た国際理事立候補予定者の資格が適格であることを確かめ、準地区の年次大会で国際理事立候補予定者としての推薦を諮る。準地区の推薦が得られた後、地区ガバナーは推薦書を複合地区ガバナー協議会議長に提出しなければならない。

第9条 複合地区年次大会での推薦

地区ガバナーより推薦書を受けた複合地区ガバナー協議会議長は、複合地区年次大会で国際理事立候補予定者の薦を諮る。

第10条 周 知

地区ガバナーおよびガバナー協議会議長は、それぞれ年次大会において立候補者の立候補推薦を諮るにあたり立候補者の氏名、履歴、所信その他必要な情報を大会議案書に掲載するなど適当な方法を用いて，事前に会員への周知を図らなければならない。

第11条 推薦方法

準地区および複合地区年次大会における立候補者の立候補推薦は，無記名投票によるものとし，それぞれの大会に出席した代議員による有効票数の過半数の得票をもって推薦とする。ただし、複数の立候補者の中から推薦を行う場合、いずれの立候補者も得票が有効投票数の過半数に満たなかった場合は、同日、上位２名で再度投票を行い、有効投票数の過半数得票者を被推薦者とする。

第12条 国際本部への届出

準地区並びに複合地区年次大会で立候補者の立候補推薦がなされた場合、地区ガバナーおよびキャビネット幹事、並びに複合地区ガバナー協議会議長および同協議会幹事は、準地区および複合地区の推薦証明書を、選挙の行われる国際年次大会開会の６０日前までに国際本部に到着するよう提出しなければならない。ただし、第16条記載の投票人による選挙が予想される状況においては投票結果が出るまで、推薦証明書の提出を差し控えるのが望ましい。

第13条 一般社団法人日本ライオンズへの推薦要求

準地区および複合地区年次大会において推薦を受けた候補者は一般社団法人日本ライオンズ（以下日本ライオンズという）に対し、資格審査および推薦を求めることができる。

第３章 国際理事候補者推薦選挙管理委員会

第14条 名 称

本組織の名称を国際理事候補者推薦選挙管理委員会（以下選挙管理委員会という）とする。

第15条 目 的

選挙管理委員会は候補者が日本に割当てられた人数を超えた場合日本ライオンズの付託を受け、割当枠と同数の推薦をするため日本国内で選挙を行い、日本ライオンズとしての推薦候補者を決定することを目的とする。

第16条 推薦決定の効力

前条の選挙による推薦決定は、国際大会の選挙に何らの拘束力を持つものではなく、候補者の国際理事立候補届が国際本部で受理され候補者として登録された時点で、当然として日本でも候補者となる。

第17条 選挙管理委員会の構成

選挙管理委員会は、日本ライオンズの理事の中から選出された正副委員長２名と、330～337複合地区ガバナー協議会によって任命された各国際理事資格審査委員長８名を選挙管理委員とし、計１０ 名をもって構成する。ただし、候補者およびその支援に係る責任者を除くものとする。

第18条 推薦要望書の提出

⑴ 第２章第13条による日本ライオンズの推薦を希望する候補者は、選挙の行われる国際年次大会と同一年度の７月３１日までに、推薦要望書を複合地区ガバナー協議会議長経由で選挙管理委員会に提出しなければならない。

⑵ 推薦要望書には、次の書類を添付するものとする。
⒜ 候補者の氏名、履歴，所信を記載した書面
⒝ 所属する準地区および複合地区年次大会での推薦決議が記載された議事録の写し。
⒞ クラブ会長，地区ガバナー、複合地区ガバナー協議会議長の推薦書

第19条 選挙管理委員会の開催

⑴ 推薦を希望する候補者がある場合、選挙管理委員会は選挙の行われる国際年次大会と同一年度の８月１０ 日までに、日本ライオンズ執行理事会の決める日時・場所で会合を開き、委員長を互選し、投票要領等を決定する。
⑵ 選挙管理委員会の会合は、委員長が必要と認めた時、または委員の過半数が要請したときに開催することができる。

第20条 投票人

投票人は、330～337複合地区に所属する会員のうち以下の通りとする。
現・元国際会長
現・元国際理事
現・元国際理事会アポインティ
現・元LCIF 理事
現一般社団法人日本ライオンズ理事会構成員
現地区ガバナー
第１副地区ガバナー
第２副地区ガバナー
選挙管理委員会の委員長並びに委員および候補者は投票人になることはできない。

第21条 選挙管理委員会の選挙による推薦

⑴ 選挙管理委員会は８月３１ 日までにすべての投票人に対して、すべての推薦希望者の氏名、履歴、所信などを公平に公表し、推薦投票を求めなければならない。
⑵ 推薦投票は無記名によるものとし、すべて郵送によって行う。投票人は選挙管理委員会所定の投票用紙を用い所定の封筒に封入し、選挙管理委員会に郵送する。
⑶ 投票期間は，10月１日から10月10日までとする。投票期間内の投票かどうかの判定は、郵便消印の日付をもって判定する。
⑷ 開票は郵便配達遅れの恐れも考慮し、10月15日に行う。但し、当日が土・日・祝祭日の場合は、その後の最初の平日に行う。
⑸ 開票作業は選挙管理委員会が行い、最高得票者をもって、日本ライオンズの推薦候補者とする。但し、日本に２名の割当枠がある年度は、上位２名を日本ライオンズの推薦候補者とする。
⑹ 推薦候補者が死亡した場合または推薦辞退届が書面で提出された場合は、次位得票者をもって推薦候補者とする。
⑺ 推薦を希望する候補者が定員を上回らない場合は、日本ライオンズは選挙管理委員会に付託する選挙を省略して、その候補者を，日本ライオンズの推薦候補者とする。
⑻ 上記日程外に割当枠が発生した場合は、日本ライオンズ理事会において日程調整を行う。

第22条 被選挙人の義務

候補者およびその支援者は、投票人が投票判断を行うのに十分な、被選挙人の経歴、抱負、活動方針等の有用な情報を、投票人およびその他の会員に提供するよう努力する。但し、その活動は、投票期間が始まる前日までとする。

第23条 諸費用の負担

⑴ 選挙管理委員会出席のための委員会構成員の旅費は、プール制によって各複合地区が均等に負担する。

⑵ 選挙管理委員会の会場費、事務費などは日本ライオンズの経費をもって充当する。

⑶ 選挙管理委員会が行う選挙に係る直接費用は、候補者を推薦した複合地区が均等に負担する。

第４章 改正その他

第24条 本規則の改廃には日本ライオンズ理事会の承認を得た後、複合地区年次大会に議案上程し、投票した代議員の過半数の賛成投票を要する。

第25条 本規則は、３３０ ～３３７ すべての複合地区年次大会の決議を得た後実施する。

第26条 本規則は、２０２１ 年以降の候補者を推薦するために、２０２０ 年７月１日から実施する。

（付則）

本規則の改正部分は、2023～2024年度複合地区年次大会の閉会時から、複合地区会則第30条の規定に従って効力を生じる。

オセアルのガイドライン

2017.2.9

オセアル会則地域（会則地域５）からの国際理事および国際副会長候補者の承認および候補者となるための資格基準に関するガイドラインこのガイドラインは準地区、単一地区または複合地区が国際理事または国際副会長候補者をエンドース（推薦承認）するにあたり、またはライオンズ会員がこれらの役職に立候補するにあたり、その資格基準としての指針を示すものである。

このガイドラインは、これらの役職が果たすべき役割や責任をもとにして定めたものであり、また、各代議員が候補者を検討するに際してその判断のためのチェックリストとして機能するものである。

このガイドラインは、オセアル・スタンディング委員会が2016年11月第55回オセアルフォーラムにおける決議に従い、国際役員候補者の資格をレビューするに際してもそのチェックリストとして使用される。

国際理事及び国際副会長候補者の資格要件

a)　複合地区による承認を求める以前に、少なくとも２回のエリアフォーラムと２回の国際大会に出席し、積極的に活動に参加しているべきである。

b)　地域及び国際理事会のリーダーは、候補者となる人物にいつもお世話になっています。以下の要件を満たすことを期待する。複合地区及び地区は，候補者となる人物を推薦承認する前に、その人物に以下の資質があることを確認することが求められる。

1）地区・複合地区の活動への参加

候補者は地区のプロジェクトや活動に活発に参加してきた経歴がある。

2）ライオニズムにおける経験

候補者はライオンズクラブ国際協会、複合地区及び地区の行う各種プログラムへの参加を通じて，必要なライオンズに関する知識と経験を有する。

3）ライオンズにおける成果実績（国際会長アワード，PMJF 等）

候補者は国際会長アワード、リーダーシップメダルそして（または）累進メルビン・ジョーンズ・フェロー等の実績がある。

4）ライオンズリーダーおよび市民としての好ましいイメージ

候補者はライオンズリーダーとしてふさわしい良いイメージの持ち主であり、地元の市町村、コミニティにおいて一般に良いリーダーそして市民として認められている。

5）　会員増強への貢献

候補者は推薦承認を得るまでにライオンズ会員として最低でも５名の会員をスポンサーしている。

6）リーダーシップの資質

候補者はリーダーとしてよいマナーを身に着け、人の話を聞き、自ら意思決定を行い、思いやりをもち、国際協会の利益のために適切でよく考えられた決断を行う能力がある。

7）効果的なプレゼンテーションの能力

8）国際的視野

候補者は，世界のライオンズとして、自らの地区，複合地区，会則地域の枠の中だけでなく、国際的な視野と識見を有する。

9）活動に必要な時間

候補者はライオンズの行事や仕事に必要とされる際に出席し、活動を行うために自らの時間を調整し時間を作ることが可能である。

c）基本的なＩＴ処理能力

国際第３副会長立候補者推薦手続規則

第１章 準地区および複合地区大会の推薦

１．資 格

国際第３副会長立候補者の資格は国際会則および付則の定めるところによる。

２．意思表示

国際第３副会長立候補の意思表示は、有資格者である本人から、所属クラブ経由地区ガバナーあてに所定の文書をもって行われるものとする。

３．届 出

立候補者の所属するクラブは、選挙の行われる国際年次大会が開催される前年度の１月３１ 日までに，本人の立候補届出書および履歴書などを地区ガバナーに提出する。

４．地区ガバナー

地区ガバナーはその立候補者の資格が適格であることを確認し、これを準地区の年次大会に提出して推薦を求め、推薦書をガバナー協議会議長に提出する。

５．ガバナー協議会議長

推薦書の提出を受けたガバナー協議会議長は、これを複合地区年次大会に提出して推薦を求める。

６．周 知

地区ガバナーおよびガバナー協議会議長は、それぞれ準地区および複合地区年次大会に先立ち、立候補者の氏名、履歴、所信その他必要な事項を大会議案書に掲載するなど適当な方法をもって事前に代議員および全会員に周知させなければならない。

７．推薦方法

準地区および複合地区年次大会における立候補者の推薦は、無記名投票によるものとし、出席し、投票した代議員の有効票数の過半数得票者を推薦する。
ただし、いずれの立候補者も過半数に満たない場合は同日に上位２名で再度投票を行う。
複合地区で推薦を得るには、まず所属準地区の推薦を得なければならない。

８．国際本部への届出

推薦が行われた場合、地区ガバナーおよびキャビネット幹事、並びにガバナー協議会議長および幹事は、準地区および複合地区の推薦証明書を、選挙の行われる国際年次大会開会の９０ 日前までに国際本部に到着するよう提出しなければならない。ただし、投票人による選挙が予想される状況においては投票結果が出るまで、推薦証明書の提出を差し控えるのが望ましい。

９．国際第３副会長候補者選挙管理委員会への推薦要求

準地区および複合地区年次大会において推薦を受けた候補者は本規則の国際第３副会長候補者選挙管理委員会の推薦を求めることができる。

第２章 国際第３副会長候補者選挙管理委員会

１．名 称

本組織の名称を国際第３副会長候補者選挙管理委員会（以下選挙管理委員会という）とする。

２．目 的

国際大会の選挙において３３０ ～３３７ 複合地区からの国際第３副会長が円滑に選出されるために、１名の候補者を選出することを目的とする。

３．構 成

選挙管理委員会は３３０ ～３３７ 複合地区のガバナー協議会によって任命されたそれぞれ１名の委員をもって構成する。ただし、国際第３副会長候補者およびその支援に関する責任者を除くものとする。

４．推薦要望書の提出

⑴ 第１章９項による本選挙管理委員会の推薦を希望する候補者は、選挙の行われる国際年次大会と同一年度の７月３１ 日までに、推薦要望書をガバナー協議会議長経由で選挙管理委員会に提出しなければならない。

⑵ 推薦要望書には、次の書類が含まれていなければならない。

⒜ 候補者の氏名、履歴、所信

⒝ 所属する地区および複合地区年次大会の決議

⒞ クラブ会長、地区ガバナー、ガバナー協議会議長の推薦書

５．選挙管理委員会

⑴ 推薦を希望する候補者がある場合、選挙管理委員会は選挙の行われる国際年次大会と同一年度の８月１０ 日までに、ガバナー協議会議長連絡会議の決める日時・場所で会合を開き、委員長を互選し、投票要領を決定する。

⑵ 選挙管理委員会の会合は、委員長が必要と認めたときまたは委員の過半数が要請したときに開催することができる。

⑶ 当委員会は、国際第３副会長候補者を選出する状況が生じた年度のみ設置するものとする。

６．投票人

投票人は、現・元国際協会役員および現・元キャビネット構成員のうちから、各複合地区ガバナー協議会によって選任されるものとする。その数は、各複合地区からそれぞれ５０ 名、並びに前年度末の複合地区会員数３００ 名ごと、およびその端数１５１ 名以上について１名とする。選挙管理委員会の委員は投票人になることはできない。

７．選挙管理委員会の選挙による推薦

⑴ 選挙管理委員会は８月３１ 日までにすべての投票人に対して、すべての推薦希望者の氏名、履歴、所信などを公平に公表し、９月３０ 日までに文書による推薦投票を求めなければならない。

⑵ 推薦投票は無記名によるものとし、有効投票数の過半数得票者をもって、選挙管理委員会の推薦候補者とする。

⑶推薦候補者が死亡した場合または推薦辞退届が書面で提出された場合は、当年度の推薦は取りやめる。

⑷推薦を希望する候補者が１名の場合でも、投票人による選挙を行うものとする。

8. 諸経費

⑴ 選挙管理委員会出席のための費用は、プール制によって各複合地区が負担する。

⑵ 選挙管理委員会の会場費、事務費などは一般社団法人日本ライオンズの経費をもって充当する。

⑶ 推薦投票にかかる費用は、推薦を希望する候補者または複合地区が均等に負担する。

第３章 改正その他

１．本規則の改正，廃棄には複合地区年次大会に議案上程し，投票した代議員の過半数の賛成投票を要する。

２ 本規則は３３０ ～３３７ すべての複合地区年次大会の決議を得た後実施する。

３ 本規則は，２００３ 年以降の国際第２副会長候補者を推薦するために２００２ 年７月１日から実施する

編集註： 国際会則の改正により，2016年から国際第３副会長職が復活したので，国際第２副会長立候補者推薦手続規則は国際第３副会長立候補者推薦手続規則と読み替える。

３３Ｘ複合地区緊急援助資金規定

１．目 的

緊急災害その他これに類する事項の応急的援助のため、○年○月○日現在○○円をもって「緊急援助資金」（以下資金という）を設ける。

２．資金の調達

⑴ 資金から生ずる利息は資金に繰り入れる。

⑵ 今後、複合地区および全日本レベルで行うアクティビティ・行事などが完了し剰余金（全日本レベルの場合は剰余金の配分金）が生じた場合は、ガバナー協議会の決議を経、これを資金に繰り入れることができる。

⑷ 「緊急援助資金」が著しく少額になった場合〔１９９４ 年５月３３６ 複合地区大会改正（最低額を１，０００ 万円として，最低額に不足が出た場合）〕は、複合地区大会の決議を経て会員に資金の拠出方を要請することができる。

３．援助の対象

援助の対象は、災害救助法を適用された複合地区内の災害並びにこれに準ずる国内および国外の災害のうちから、緊急援助資金委員会（以下委員会という）の決議により採択する。

４．委員会の構成

委員会は，ガバナー協議会構成員をもって構成する。

委員長にはガバナー協議会議長が当たる。

５．運 用

⑴ 援助の発案は地区ガバナーが行う。

⑵ 援助に当たっては、全委員の３分の２以上の賛成を要する。ただし、必要に応じて電信電話によって決定し、事後，文書でそれを確認することができる。

⑶ 援助の額および援助の方法は，その都度決定する。

⑷ 発案した地区ガバナーまたは援助を受けた地区の地区ガバナーは、速やかにその使途を報告する。

６．監 査

委員会は、複合地区会則第１１条４項に準じてこの資金の監査を受け、期末における残額は次期委員会に引き継ぐものとする。

７．施行および改廃

この規定は，１９７９ 年○月○日から施行し、以後，複合地区年次大会に議案上程し，投票した代議員の３分の２以上の賛成投票によって改正、改廃することができる。

（注）第１項中の年月日と金額および第７項中の月日は、複合地区ごとにそれぞれ定められている。

標準版レオクラブ会則（2025 年 10 月 12 日改訂）

黄色になっている箇所
レオクラブ会則及び付則、並びに理事会方針に従い、
変更してはならない条項（2025年7月より有効）。
灰色になっている箇所
最近変更された箇所。
着色されていない箇所
変更してもよい規定。

会則及び付則
〇〇レオクラブ
標準版レオクラブ会則

第1条
名称

本クラブの名称を、〇〇レオクラブとする。

第2条
目的

地域社会の青少年に、指導力（Leadership)、経験（Experience)、並びに機会（Opportunity)を与え、個性豊かな人間に成長させるための奉仕活動を推進する。会員の間で、友情、親善、相互理解の精神を育成する。

第3条
スポンサー

A. 本クラブは、〇〇ライオンズクラブによってスポンサーされるが、本クラブは、そのライオンズクラブの一部ではない。本クラブ及び会員は、前記ライオンズクラブあるいはライオンズクラブ会員が持つ権利及び特権は持たない。

B. 本クラブの運営には、〇〇ライオンズクラブの指導と監督を受ける。この指導監督は、下記のうち一つの方法で行われるものとし、その選択は、スポンサー・ライオンズクラブとレオクラブが共同で決める。

1. レオクラブの例会又は理事会々議には毎回、スポンサー・ライオンズクラブの会員が少なくとも1人出席する。又は、
2. 両クラブからそれぞれ3人の代表者が月例合同会議に出席し、共通の関心事と計画を話し合い、レオクラブ又はその理事会の決断を考察する。代表者の間で異論が出た場合には、スポンサー・ライオンズクラブが最終的決断を下す。又は、
3. レオクラブの役員が、会議の後15日以内に、会議に関する報告書又は議事録をスポンサー・ライオンズクラブ幹事又は他の指定クラブ代表者に提出し、承認を受ける。スポンサー・クラブはその後、3人のレオクラブ代表者及び3人のスポンサー・クラブ代表者を集めて会議を開き、共通の関心事と計画を話し合い、レオクラブ又はその理事会の決断を考察する特権を持つ。代表者の間で異論

が出た場合には、スポンサー・ライオンズクラブが最終的決断を下す。

C. 本クラブの運営に学校当局の協力が何らかの形で必要な場合には、レオクラブ及びその会員は、学校の方針及び規則に従わなければならない。

第4条

奉仕活動

A. 本クラブは、会則第3条に従って、会員の労力による奉仕活動を企画し、これを地域社会で実施する。その奉仕活動の全責任は、他のレオクラブ又は他の組織団体と共同で行われた場合を除き、本クラブにある。

B. 奉仕活動には、クラブが集めた資金が充てられる。ただし、何か価値ある形で返礼するのでない限り、個人、企業、組織団体から資金を募ってはならない。

C. 本クラブは、

1. その資金が公共の支援のために使用されない場合には、スポンサー・クラブ以外のライオンズクラブに経済的援助を要請してはならない。
2. その資金が公共の支援のために使用されない場合には、他のレオクラブに経済的援助を要請してはならない。

D. 公衆を対象に事業を行って得た純益はいかなるものも、本レオクラブ又は会員が直接あるいは間接的に利を得るようなことに使用してはならない。

第5条

会員

A. 各レオクラブは、アルファ・レオクラブかオメガ・レオクラブのいずれであるかを国際本部に報告しなければならない。すべてのクラブ会員が、選択されたクラブ種別の年齢要件を満たしていなければならない。

良い性格を持ち、そのレオクラブが適切と認めた青少年男女が、レオクラブに入会できる。標準版レオクラブ会則及び付則に男性を表す用語が使われている場合にはいつでも、すべての人を意味するものと解釈する。

B. 分類：レオクラブの会員は、次のように分類される。

1. **正会員**：レオクラブの会員であることから得られるすべての権利及び特権を持つとともに、会員であることに伴うすべての義務を負う会員。かかる権利及び義務を制限することなくこの権利には、他に規定される資格を有することを条件に、レオクラブの役員及びクラブが所属するレオ地区又は複合地区の役員に立候補する権利、並びに会員の投票を必要とする諸事項に対して投票する権利が含まれる。義務には、例会出席、速やかな会費納入、レオクラブの活動参加、並びに地域社会に対してレオクラブの良い印象を与えるような言動が含まれる。
2. **不在会員**：本レオクラブの所在地から転出したクラブ会員又は健康上の理由やその他の正当な理由により規則正しくレオクラブの会合に出席することが不可能な会員で、レオクラブにとどまることを希望し、これをレオクラブ理事会が適当と認めた者。不在会員の資格は、6カ月ごとにレオクラブ理事会で再検討されるものとする。不在会員は役職に就く資格もレオ地区会議又は複合地区会議で投票する資格も持たないが、レオクラブが課す会費は納入しなければならない。

C. 会員資格終了：下記の場合、自動的にレオクラブの会員としての資格を失う。

1. 最高年齢制限を1年超えた場合。
2. 会則第15条に基づいて本レオクラブが解散した場合。
3. グッドスタンディング会員の3分の2の票決があった場合。

D. 転籍会員：本レオクラブは、下記を条件として、他のレオクラブを退会したか退会予定のレオが転籍会員として入会することを認めることができる。

1. 退会時にグッドスタンディングであった場合。
2. 転籍を希望する会員の年齢が、入会先レオクラブの規定年齢範囲内である場合。

前クラブを退会してから1年以上経過した後に転籍手続きをした場合には、第5条A項の規定に基づいて入会する。

第6条
例会・会議

A. クラブの会合：

1. 本レオクラブの例会は、付則で定められた日時に、定められた場所で開かれる。
2. クラブ会長は、随時、あるいはグッドスタンディングの会員10人以上による文書での要請があった場合、クラブの臨時会合を招集することができる。招集通知は口頭又は文書のいずれかで行うことができるが、グッドスタンディングの会員全員に対して通知し、かかる会員に都合のよい会合の日時と場所並びに会合の目的を指定しなければならない。文書による場合は、通知発送時のクラブの記録にある住所で各会員に郵便又は電子手段により送られた時点で、通知されたとみなされる。
3. 定足数：本クラブのいかなる定例会合又は特別会合においても、定足数を満たすには、グッドスタンディング会員の過半数の出席が必要である。

B. 理事会会議：

1. 理事会定例会議は、付則に定められている日時に、定められている場所で、少なくとも毎月1回開かれるものとする。
2. クラブ会長は、随時、理事会の特別会議を招集することができる。また理事会のいずれかのメンバーによる文書での要請があった場合には、理事会特別会議を招集しなければならない。理事会の招集通知は口頭又は文書のいずれかで行うことができるが、理事会メンバーに対して通知し、かかるメンバーに都合のよい会合の日時と場所並びに会合の目的を指定しなければならない。文書による場合は、通知発送時のクラブの記録にある住所で各会員宛てに郵便又は電子手段により送られた時点で、通知されたとみなされる。
3. 理事会のいかなる定例会議又は特別会議においても、定足数を満たすには、会長又は副会長、並びにその他の理事会メンバー3名の出席が必要である。
4. 本レオクラブのグッドスタンディングの会員は誰でも、理事会の定例会議又は特別会議に出席できるが、理事会の同意なしには発言できない。

第7条

役員

A. 本レオクラブの役員は、会長、副会長、幹事、会計、会員委員長（設置する場合）、並びに付則で定められたその他の役員とする。役員は、グッドスタンディングの会員でなければならない。
任期は、1 年間あるいは有資格の後任者が就任するまでとする。上記役職は兼任することができない。
レオ会長職に空席が生じた場合には任期延長が可能であるが、3期を超えることはできない。
B. 本会則に規定されていない限り、役員の職責は、最新版ロバート議事規則に基づくものとする。

第8条

理事会

第3条に従い、
A. グッドスタンディングの会員から選ばれた役員全員並びに3人の理事で構成される理事会が、本レオクラブの運営管理に当たる。
B. クラブ役員を通して理事会が、クラブに承認された方針履行の責任をもつ。すべての新事項及び方針はまず理事会が検討して形成し、例会又は臨時会議でクラブ会員の承認を受ける。
C. 理事会は、すべての委員会及び役員を統括し、いかなる役員の決定も無効にすることができる。正当な理由があれば役員を解任し、別のグッドスタンディング会員をその残存期間の後任者として任命することができる。
D. 理事会は、クラブ運営に関する年次報告書を、クラブ会員及びスポンサー・ライオンズクラブに提出しなければならない。

第9条

選挙

役員及び理事の選挙は、〇〇ライオンズクラブの〇〇委員会が定めた時期に、委員会が認める手順に従って行われるものとする。ただし、いかなる選挙においても、投票数の単純多数を超える投票が当選に必要であってはならない。

第10条

委員会

財務、奉仕活動、その他クラブ運営に必要な常設委員会は、付則によって定められる。会長は、理事会の承認を得て、必要に応じ特別委員会を任命することができる。

第11条

入会金及び会費

A. 本レオクラブは、〇〇ライオンズクラブがレオクラブの運営上必要であるとみなした額の会費を徴収する。スポンサー・クラブが国際協会に毎年支払う納入金をこの会費の中に含めて、その額をレオクラブがスポンサー・クラブに支払ってもよい。
B. 本レオクラブへの財政上の義務を怠っている会員は、例会又は特別会合で投票が行われる際、あるいはグッドスタンディングであるか否かが問題になった場合には、自動的に投票権を失い、支払が完了するまでは、グッドスタンディングとはみなされない。

第12条

本クラブ会員は、入会したことにより、本クラブの会則及び付則に従うことに同意した、とみなされる。

第13条

付則

理事会は、本レオクラブの運営を能率的にするために必要な付則を提案し、グッドスタンディング会員がこれを採択する。ただし、付則はすべて本会則に一貫するものとし、本会則に反する付則及びその改廃は、すべて無効とする。

第14条

紋章

A. レオクラブ・プログラム及びレオクラブの紋章は、二つのライオンの顔がそれぞれ外側を向き、その間には縦長の四角い枠があり、「LEO」という字が上から下に記されているものとする。

B. レオクラブ・プログラムの紋章は、レオクラブ会員の使途と利益のためにのみ使用される。会員は在籍中、威厳があり、レオクラブ会員としてふさわしい方法で、この紋章を着用あるいは表示する資格を有する。会員は、クラブを退会した場合、又はクラブが解散した場合、その資格を失う。

第15条

存続期間

A. 下記のいずれかが生じた場合、レオクラブは解散する。

1. 本レオクラブ解散が票決された場合。
2. ライオンズクラブ国際本部が、〇〇ライオンズクラブから、レオクラブ解散書によるスポンサー取りやめの通知を受領した場合。
3. 本レオクラブ会長又は副会長が、本クラブに授与された結成確認書取り消しの文書を国際協会から受領した場合。

B. A項に基づいてクラブが解散した場合、本レオクラブ及び会員は、個人としても、クラブ全体としても、「レオ」の名称及び紋章に関するすべての権利と特権を失う。

第16条

議事進行

本会則で別の規定が設けられていない限り、本クラブ運営に関する議事進行手順は、すべて最新版ロバート議事規則に従うものとする。

第17条

改正

本会則は、ライオンズクラブ国際協会理事会の採決によってのみ改正され、許容される場合を除き、改正と同時に自動的に効力を発する。

第18条

本クラブの会計年度は、7月1日から6月30日までとする。

標準版レオクラブ付則

第1条
選挙

A. 本クラブの役員及び理事の選挙は、毎年〇〇月〇〇日までに行われる。当選者は、選挙後7月1日に就任する。

B. 役員候補者の指名は、文書によるか、あるいは議場における口頭のいずれかにより行われる。役員選挙は、候補者が指名された会合の次の例会で行われる。選挙は、無記名投票とし、出席したグッドスタンディング会員の過半数の票を得た候補者を、当選者とする。

第2条
入会金及び会費

A. 新会員は、〇〇円の入会金を納入する。

B. 会費は、年額〇〇円とする。

C. いかなる目的のためにも、上記以外の金額を会員から徴収してはならない。

第3条
委員会

A. 理事会の承認を得て会長は、下記の常設委員会を設置する。

1. 財務委員会。本委員会は、すべてのクラブ運営費及び奉仕活動の財源を確保することに責任をもつ。
2. 奉仕活動委員会。本委員会は、地域社会への奉仕活動の計画及び実施の責任を持つ。

B. 正当に成立した例会において、出席会員の過半数の投票によって承認されるまでは、本クラブの会員のみで構成されている委員会は、その計画を実行することはできない。

第4条
改正

A. 本付則は、例会あるいは特別会合において、グッドスタンディング会員の過半数の賛成投票によってのみ改正される。ただし、(1) 改正案、並びにその投票が行われる会合の日時は、少なくとも14日前に定足数が出席している例会で発表され、さらに、(2) 改正が、〇〇ライオンズクラブによって承認されなければならない。

B. 本クラブの会則に反する付則の条項は、すべて無効となる。

参考資料

ライオンズクラブ国際協会組織図，標準クラブ組織図
ライオンズクラブ国際財団（ＬＣＩＦ）
役員および来賓の席順
グローバル・アクション・チーム（ＧＡＴ）新ライオンズクラブ結成手順
結成会次第
チャーターナイト次第
チャーターナイト会場
ライオンズクラブの名称変更，合併，解散手順
新会員入会式手順参考（例）
新会員・入会式進行と次第（例）世界のライオンズ
日本ライオンズ各地区分布図

ライオンズクラブ国際協会組織図

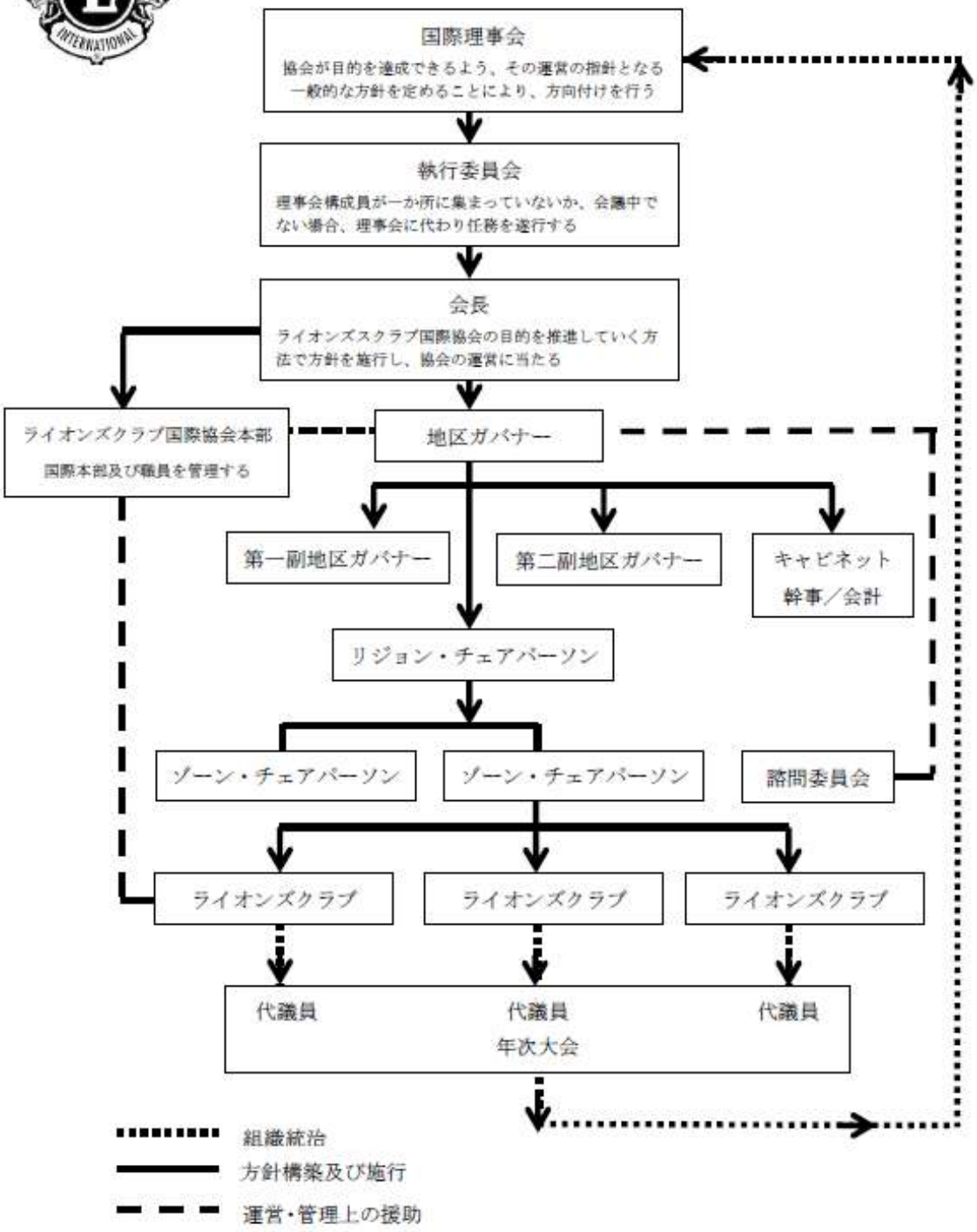

標準クラブ組織図

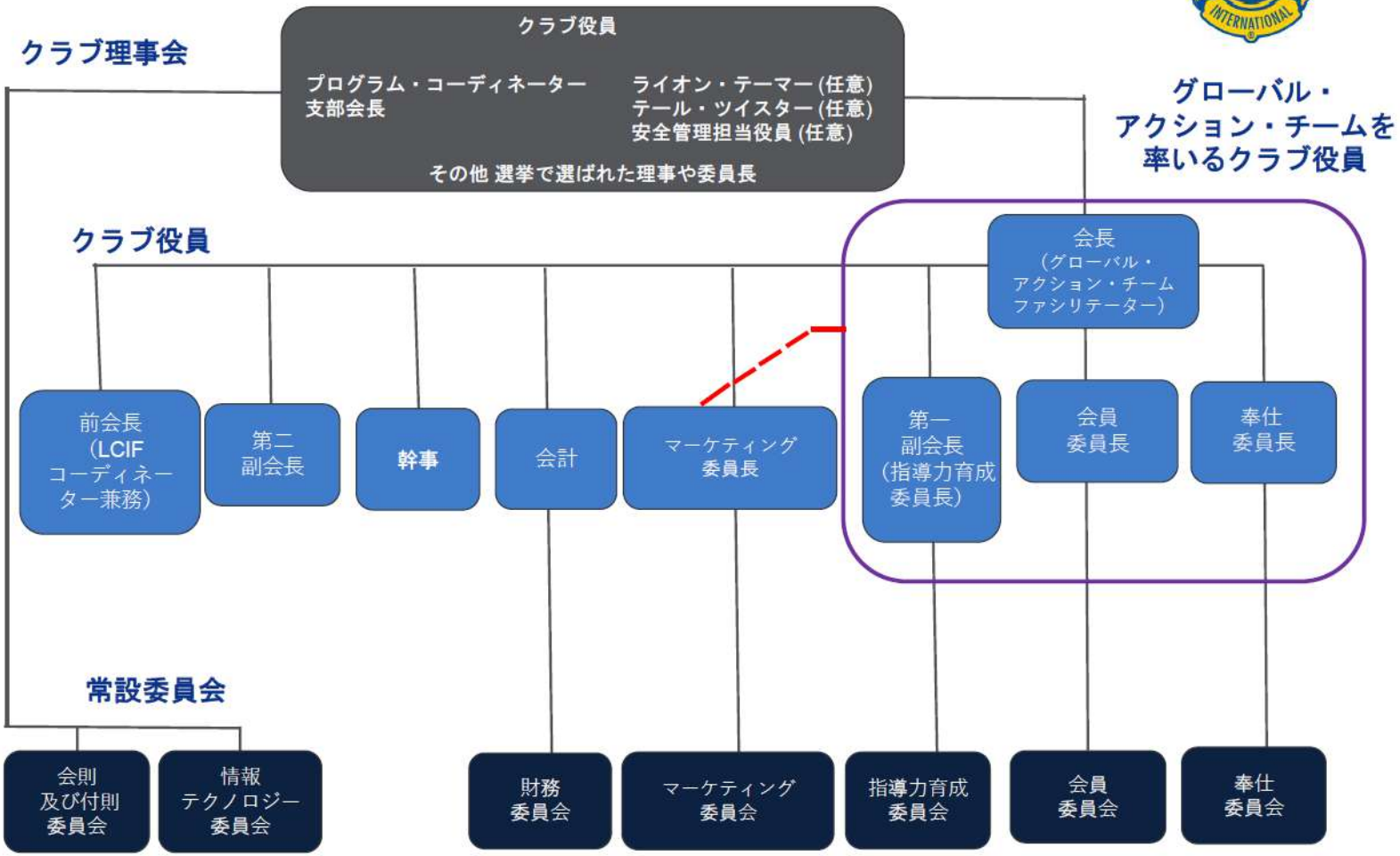

DA-MCS.JA 4/2022

1

ライオンズクラブ国際財団（ＬＣＩＦ）

ライオンズクラブ国際財団（ＬＣＩＦ）は1968年に国際協会によって設立された、米国の内国歳入法典（ＩＲＣ））第50 1条(c)項(3)項に規定される財団である。寄贈された基金によって人類の福祉に貢献することを目的としており、営利を目的とせずに組織され、またいかなる利益も、関係者に分配しない。財団はＬＣＩＦ理事会によって運営されている。ＬＣＩＦ理事会は、直前国際会長がＬＣＩＦ理事長を務め、現会長及び副会長、八つの会則地域から各1名、会員数の多い国（1番目・2番目）、会員一人あたりの寄付額の多い国(1番目～3番目）、前・元LCIF理事長、アポンティ2名で構成される。

ＬＣＩＦを支援し寄付を行った会員に対して、その支援を正式に認証し謝意を表するため、各種のアワードプログラムが設けられている。特に、1,000ドルを寄付した人を讃えるために、メルピン・ジョーンズ・フェロー(ＭＪＦ)プログラムが1973年設けられた。1,000ドルを超える寄付をした場合は、プログレス・メルピン・ジョーンズ・フェロー(ＰＭＪＦ)プログラムが加えられ、54のレベルのアワードが用意されている。世界全体のMJF受賞者は約47万人以上、ＰＭＪＦ受賞者は約99万人以上との報告がある。

ＬＣＩＦは世界保健機関(ＷＨＯ)をはじめ、多くの団体とのパートナーシップを提携している。予防し可能な失明をなくすため、視カファーストを世界に広げ、2001年ＬＣＩＦはスペシャルオリンピックスと提携し、オープニング・アイズ・プログラムを通じて選手の視カスクリーニング検査を始めている。また、ラテン・アメリカとアフリカの河川失明症（オンコセルカ症）の予防のため、カーター・センターに資金を供与し、アフリカのトラコーマ撲滅に協力している。

ＬＣＩＦの使命とは、**「ライオンズクラブ、ボランティア、そしてパートナーが、世界中の人々の暮らしに影響を及ぼす人道奉仕と交付金を通じて、健康と福祉を改善し、地域社会を強化し、恵まれない人々に支援を提供するとともに平和と国際理解を促進できるよう、力を与える」**ことである。

各種交付金プログラムが設けられている。人道支援マッチング交付金（旧「一般援助交付金」交付される金額は10,000ドルから100,000ドル）、ＬＣＩＦ緊急援助交付金（10,000ドルまで）、糖尿病交付金（複合地区は200,000ドルまでの複数年にわたる交付金）、近年新たにレオ奉仕交付金と地区及びクラブシェアリング交付金（ＤＣＧ）が導入されている。交付金管理者に最終報告の提出義務があり、例えば、人道支援マッチング交付金事業の場合、最終報告はプロジェクト完了から45にいないにＬＣＩＦに提出が必要である。

キャンペーン100：LCIF 奉仕に力を

CAMPAIGN | 100
LCIF • EMPOWERING SERVICE

2018-19年度から2022年6月30日までに
集められた資金の総額が、
モントリオール国際大会で発表された。
総額 US324,687,263ドル

キャンペーン100の資金は次の目的に使われる。

・奉仕のインパクト強化
・糖尿病との闘い
・グルーバル重点分野の拡大

役員および来賓の席順

ライオンズクラブ国際協会公認プロトコール

（2026年3月国際理事会で改訂）

下記は、ライオンズクラブ国際協会公認プロトコール方針である。プロトコールの目的は、ライオンズリーダーの役職順位を認識することである。主要スピーカーだけが、講演の初頭に挨拶として、臨席の賓客全員の名を挙げて紹介する必要がある。

A. 役職の順位

*役職によっては、特定の会則地域には該当しない場合がある。現地の慣行により、妥当とされるプロトコールを使用する。

ライオンズの順位は、次の通りとする。

1. 国際会長
2. 前国際会長/LCIF理事長
3. 国際副会長（地位の順）
4. 元国際会長（b）
5. 国際理事（理事会アポインティ）*(レオライオン理事会リエゾン）** (a)
6. LCIF理事会
7. 元国際理事（c）
8. 元理事会アポインティ、元LCIF理事、元レオライオン理事会リエゾン
9. GAT/LCIF会則地域リーダー（a）
10. LCIF会則地域副リーダー
11. GAT/LCIFエリアリーダー(a)
12. 複合地区協議会議長（a）
13. 地区ガバナー
14. コーディネーター・ライオン
15. 国際協会運営役員
16. 複合地区GMT/GET/GLT/GST/LCIF/ WYPTコーディネーター
18. 副地区ガバナー（地位の順）
19. 複合地区の各委員会委員長（a）
20. 元協議会議長（a）
21. 元地区ガバナー（a）
22. 複合地区協議会幹事（ボランティア）(a)
23. 複合地区協議会会計（ボランティア）(a)
24. レオ顧問パネリスト
25. レオ複合地区会長
26. レオ地区会長
27. 地区幹事（a）
28. 地区会計（a）
29. レオ諮問パネリスト

30. 地区GMT/GET/GLT/GST /LCIF /WYPTコーディネーター（a）
31. リジョン・チェアパーソン（a）
32. ゾーン・チェアパーソン（a）
33. 地区の各委員会委員長（a）
34. クラブ会長（a）
35. 前クラブ会長（a）
36. 元クラブ会長（a）
37. クラブ幹事（a）
38. クラブ会計（a）
39. 複合地区幹事（職員）(a)
40. 複合地区会計（職員）(a)
41. 地区運営幹事（職員）(a)

*国際理事会委員会メンバー及びLCIF執行委員会のメンバーとして国際会長から任命されたアポインティを、同じ役職に就いた他のライオンの前に紹介する。紹介時に、その人がアポインティであることを言い添える。
上記アルファベット記号の説明：
(a) 二人以上いる場合には、姓のアルファベット順で決める。最初の字が同じなら、2番目、3番目、と順にずらす。姓が全く同じ場合には、同じ要領で名を使う。姓も名も同じ場合には、ライオン暦の長い人が先になる。
(b) 二人以上いる場合には、最も近年にその役職を務めた人が先になる。
(c) 二人以上いる場合には、元国際会長の場合と同様（前記（ｂ）参照）であるが、同じ年度に理事を務めた人が二人以上いる場合には、(a) の規定が適用される。

一般事項：ライオンズの役職を二つ以上持つ人の場合は、そのうちの最高役職で順位が決まる。上記のほかに、それぞれの地域の習慣により特に紹介するべき役職があればその地元の習慣に従って付け加える。ただし、選出された役員は常に、任命された役員の先になる。メルビン•ジョーンズ•フェローも、まとめて紹介することが奨励される。スピーカーがメルビン•ジョーンズ•フェローであれば、紹介の際にその旨を述べる。

Ｂ．８複合地区共通のプロトコール

MD330、MD331、MD332、MD333、MD334、MD335、MD336、MD337複合地区共通のプロトコールとして、一般社団法人及び公益財団法人日本ライオンズ両理事長を、複合地区協議会議長の上位配置とする。

Ｃ．ノン・ライオン賓客

ノン・ライオンの順位は、それぞれの地域のプロトコールや習慣に従って決めるが、ノン・ライオンが主なスピーカーである場合には、会議議長の右側に席をおく。

Ｄ．メーンテーブル座席表

真中に演台が置かれていない場合、主宰役員又は会議議長は常に、１として示される（第１図）真中の席に座らなければならない。主要スピーカー、２の席につき、他のライオンズの席は、前記の順位

リストに従って決められる。出来る限り、議長又は主宰役員（通常、クラブ会長、地区ガバナー、協議会議長、又は国際会長が務める）の両側に同数の席をおくようにする。

（聴衆）　　第１図

7	5	3	1	2		4	6

第２図が示す通り、演台が置かれる場合のメーンテーブルの座席も大体同じである。但し、会議議長又は主宰役員は、常に（聴衆に向かって）演台の左側に座り、主要スピーカーは右側に座る。

（聴衆）　　第２図

7	5	3	1	演台	2	4	6	8

配偶者が出席している場合にはテーブルの左側に着席する会員の配偶者はその会員の左隣に、テーブルの右側に着席する会員の配偶者はその会員の右隣にそれぞれ座る。

Ｅ．司会者及び会議書記

時には，議長又は主宰役員以外の人が、司会者を務める場合がある。その場合には、司会者は地元の習慣に従った席に座るか、メーンテーブルの端の席につく。しかし順位のリストによって特定の席が決まっている（例えば，地区行事における元国際会長）場合には、その席につく。稀ではあるが、会議書記がいる場合もあり、その時には地元の習慣に従う。

Ｆ．二つ以上のメーンテーブル

メーンテーブルが二つ以上ある場合には、最前列にあるテーブルが上位のテーブルとみなされる。同位のライオンズを別々のテーブルに着席することがないよう、留意する。

Ｇ．メーンテーブル紹介

メーンテーブルに座っている人の紹介は、会議議長又は主宰役員に続き、最低順位の人から最高順位の人へと逆順に紹介する。配偶者がメーンテーブルに座っている場合には、会員の紹介を先にする。（例えば，山田一郎元国際理事及び花子夫人）

Ｈ．国歌

国際理事会の公式代表者として他国のライオン（現職又は元の理事会メンバーに関わらず）が出席しており、その会議で通常国歌が演奏される場合には、そのライオンの国の国歌も演奏して敬意を表するべきである。

グローバル・アクション・チーム（ＧＡＴ）

戦略を行動につなげる

グローバル・アクション・チーム（GAT）は、ライオンズのあらゆる側面で一貫したアプローチを設けることにより、地区がそのミッション1.5ターゲットを達成できるよう支援する上で決定的な役割を果たす。すべてのレベルにおけるGATは、クラブの会員拡大を助長し、インパクトのある奉仕を通じて地域社会におけるライオンズの知名度を高め、地区内に強力で革新的なリーダーを育てられるよう支援する。

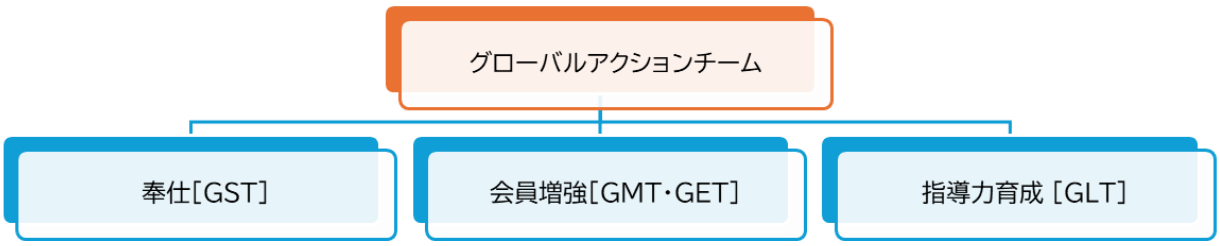

グローバル・アクション・チームの目的

GATは、会員拡大、指導力育成、奉仕の取り組みを一体化させ、地区がその目標を達成し、ミッション1.5の成功を支援できるようにする。GATは、会則地域からクラブレベルに至るまで、以下に重点を置いて活動する。

- **確かな会員拡大**
- **強力で革新的なリーダーシップ**
- インパクトの大きい奉仕を通じた**地域社会における認知度**
- ライオンズとレオの奉仕への意欲を喚起し、ライオンズ・インターナショナルとLCIFのビジョンを**推進**

グローバル・アクション・チームの重点分野

ミッション1.5 ：ライオンズ・インターナショナルは、 2027年7月1日までに**150万人のライオンズ**を達成するというミッションに乗り出している。その目的は以下の通りである。

- すべての会則地域で **2027年7月1日に会員純増**を達成する。
- **全ての地区が** 新クラブを結成させる
- **全てのクラブが** 新会員を入会させる
- 地区で**多様な会員**拡大の戦略を促す

エクステンション
新クラブ結成手順

新しくライオンズクラブを結成するには、以下の条件を満たすことが必要である。

・20人以上のチャーター・メンバー
・スポンサーとなるクラブ、ゾーン，リジョン、地区キャピネットまたは地区委員会
・必要事項がもれなく記入されたチャーター申請書及びチャーター・メンバー報告書（Lion Portal で提出）
・現職の地区ガバナーの承認

スポンサークラブは、最大2つまでのクラブが共同してスポンサーとなることができる。
従来型クラブは、もっとも一般的なクラブタイプであり、クラブ支部のタイプでは、会員20名というチャーター要件に満たなくとも小人数（最低5人）でクラブを結成できるので、より迅速に地域社会で活動を開始することができる。
チャーター申請に係る手続きは，Lion Portalにおいてオンラインで行う。チャーター費35ドル，転籍チャーター費20ドルを納めた後に、結成が承認される。その後所属の地区ガバナー宛てにチャーター（認証状）が送られるが、結成承認から約45日程度かかる。

2017年8月に開始されたスペシャルティクラブ・プログラムは，共通の関心事と情熱を有する会員の連携を深めるクラブを結成するためのもので、共通する関心事としては、趣味，職業民族などの背景が考えられる。また、電話やパソコンを使って地域社会に奉仕するバーチャルクラブを選択することもできる。

結成会次第

〔結成会は最初のクラブ例会であり、セレモニーというよりむしろビジネス・ミーティングとして捉えられたい。以下は一例であるので、必須事項(5~10)が脱落しないかぎり、自由な形式で行ってさしつかえない〕

1. 開会のことば
2. 国歌斉唱
3. 地区役員，スポンサークラブ役員などの紹介
4. 経過報告
5. クラブ会則の採択
   （国際理事会が制定している「ライオンズクラブ会則および付則標準版」を採択するよう勧められる）
6. チャーター申請書記載事項など結成に関する諸事項の確認
7. ブ役員の選出および紹介
8. クラブ入会金，クラブ会費の額の決定
9. 例会の日時・場所，例会費の決定
10. 新クラブ会長によるチャーターナイト委員長の任命
    （委員は、委員長の助言を得て会長が任命する）
11. 地区ガバナーあいさつ
12. 新クラブ会員の紹介
13. 新クラブ会長あいさつ
14. スポンサークラブ会長あいさつ
15. ライオンズ・ソング
16. 閉会のことば

チャーターナイト次第

〔本次第はあくまでも一つの例である。これを参考としてチャーターナイトの精神を尊重し，主要な事項が脱落しないかぎり，自由な形式で行ってさしつかえない〕

1. 開会宣言（会長）
2. 国旗に敬礼，国歌斉唱
3. ライオンズ・ソング
4. 来賓およびキャビネット役員など紹介
5. 歓迎あいさつ（チャーターナイト委員長）
6. チャーター伝達および地区ガバナーあいさつ
7. ホームクラブ会員宣誓
8. スポンサークラブ会長あいさつ
9. 会長謝辞
10. チャーターナイト記念事業発表（会長または副会長）
11. 記念事業目録贈呈
12. 祝辞
13. 祝電披露
14. ライオンズ・ソングおよびライオンズ・ローア
15. 閉会あいさつ（会長または副会長）
16. 閉会宣言（会長）

チャーターナイト会場（一例）

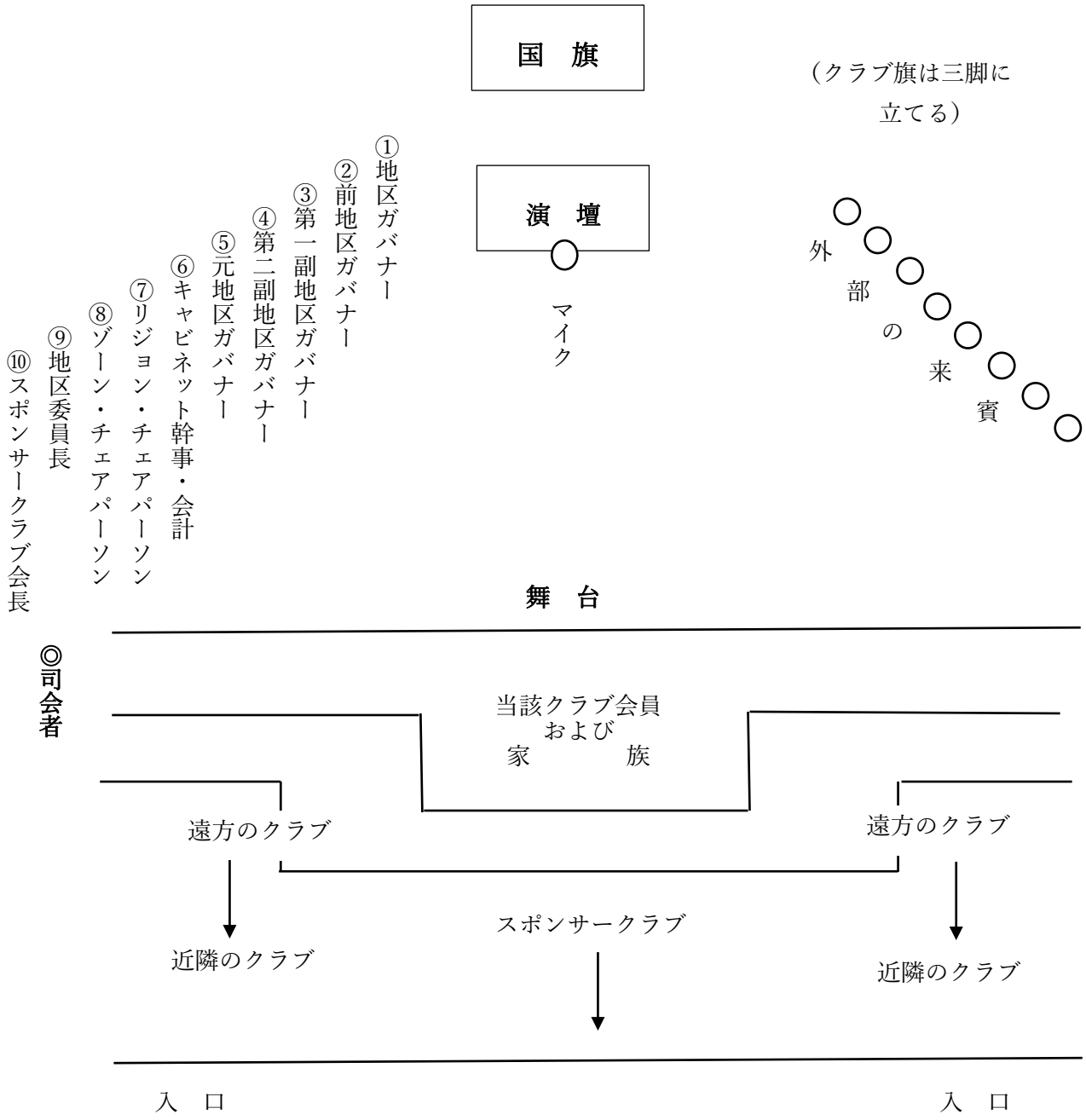

（注）本必携P000「役員及び来賓の席順」参照

ライオンズクラブ名称変更、合併、解散の手順

地区ガバナーは、国際本部太平洋アジア課に、下記の必要な書類を提出する。

クラブ名称の変更［申請書］

1. 名称変更がクラブ理事会によって決議されたことを証明する文書
2. クラブ名称変更を承認する旨を記した減築ガバナーのよる署名付き文書
3. 名称変更を希望するクラブに隣接する各クラブの同意を示す文書

クラブの合併［申請書］

1. それぞれのクラブで合併が承認された旨を示す決議文の写し
2. 合併を承認する地区キャビネットの決議の写し
3. 合併後に存続するクラブの月例会員報告書の写し。それには、合併後解散するクラブ会員が転入会員として報告されていなければならない。
4. 国際協会、複合地区、地区に対して未納金を持たないことを示す文書

クラブの自主解散［書式は自由］

1. クラブ解散の決議と理由書
2. クラブ口座清算の照明（未納なし）
3. 現職地区ガバナーの承認

註：国際本部のクラブ解散承認後12ヵ月以内であれば、クラブ復帰報告書を提出し解散を撤回してクラブを復活されることができる。

新会員入会式手順参考（例）

《ライオンズクラブ新会員の入会式進行と準備》

ライオンズクラブ入会式は、新しい会員がライオンズクラブ国際協会の会員資格を授与され、 クラブ会員として歓迎される印象的かつ大切な儀式です。

～～～

新会員・入会式進行と次第（例）

司会：会員委員長

1. 開会宣言・・・

ライオンズクラブについて
ライオンズクラブ国際協会の沿革とその組織

ライオンズクラブ国際協会は１９１７年アメリカ合衆国シカゴ市で誕生した。創立者メルビン・ジョーンズは当時シカゴ市において保険代理店を経営し、ある実業団体の会員として市の有力者たちと交際しているうちに、こうした集まりが単なる商売上または社交上の集まりにとどまらず、社会のためになにか有益な団体となり得ないだろうかという夢をいだきはじめた。そこでメルビン・ジョーンズは合衆国内の各種団体に呼びかけて、各地の指導的立場にある人々による社会奉仕団体の結成をもくろんだのである。かくして１９１７年６月７日シカゴ市のホテル・ラサールのイースト・ルームで、合衆国の各地から集まった約２０名の代表者が最初の会合を行い、そしてその年の１０月８日から１０日までの３日間２２クラブの代表者３６名がダラス市のアドルファス・ホテルに集まって第１回の大会を開催し、ここに正式に「ライオンズクラブ協会」の名称を採用したのである（初代会長W．Ｐ．ウッズ）。１９２０年３月１２日、カナダ・オンタリオのウインザー市にアメリカ合衆国外の第１番目のクラブが結成され、協会の名称も「国際協会」となった。以来メルビン・ジョーンズが協会とともに歩んだ半世紀の間に、協会の目的と綱領に対する共鳴者は全世界に広がり、現在では、世界２００カ国に１３４万を超える会員を擁する世界最大の国際的社会奉仕団体となっている。正式名称は「ライオンズクラブ国際協会 The International Association of Lions Clubs」（通称 Lions ClubsInternational）であり，本部は ３００W．22nd Street, Oak Brook, Illinois６０５２３-８８４２，U.S.A.にある。

オークブルックの本部は、１９５３年の国際大会決議によって、シカゴ市内のミシガン大通りに設置された本部を、１９７２年に移転したものである。 メルビン・ジョーンズは、１９６１年、８２歳の生涯を閉じたが、この偉大な創立者に対し、１９５８年、国際理事会は「創立者兼総幹事」（Founder and Secretary-General of Lions Inter -national）の称号を贈って、その功績をたたえている。

２０２２-２０２３年度の国際協会は、国際会長、前会長、第１副会長、第２副会長、第３副会長および３５名の理事で構成する国際理事会によって運営される。１９７８年６月、東京において開催された第６１回国際大会では、故 L.村上薫が、日本から初めて第３副会長に選出され、１９８１-８２国際会長を務めた。ついで、１９８７年７月、台北において開催された第７０回国際大会では L.小川清司が第３副会長に選出されたが、１９８９年９月、第１副会長在職中に逝去された。そして、２０１５年６月、ハワイのホノルルにおいて開催された第９８回国際大会で、L.山田實紘が国際会長に選出され、２０１５-１６国際会長を務めた。 理事の任期は２年で、毎年半数ずつ改選されるが、それ以外の役員の任期は１年である。理事は、世界のライオンズ国を会則で八つに分けた地域からそれぞれ１名ないし数名が選出される。日本は「東洋東南アジア」地域に属し、これまで日本から選出された理事は別紙に示すとおりである。すべてのライオンズクラブは、ライオンズクラブ国際協会からチャーター（認証）されて初めて国際協会の一単位クラブとなるのであるが、同時に国際協会会則および付則を遵守する義務を負うことになる。

ライオンズクラブは単なる社交クラブでもなく、また慈善団体でもない。各ライオンズクラブは国際協会を構成する一単位で、クラブ会員の力を結集して諸般のアクティビティを実行する社会奉仕団体である。会員は、善良な徳性の持ち主で、地域社会において声望のある成人の中から厳選され、入会は招請のみによる。会員はクラブ、地区および国際協会の役職に就く権利並びにあらゆる表決を要する事項に対する投票権を持ち、また速やかな会費納入、クラブ活動参加およびクラブが地域社会によい印象を与えるような行動の義務を負う。 あらゆる提案や企画は、まずクラブ理事会において検討され、理事会

がこれを適当と認めた場合は、実施計画を立案して例会に提出し、承認を求める。承認を受けると理事会は全会員の協力のもとにこれを執行する。
クラブ会長が任命した各委員会は理事会の諮問にこたえ、計画立案および実施に当たって理事会を助ける。これがライオンズクラブ運営の原則である。
全世界約５０,０００のライオンズクラブは７４４の地区（単一、準、暫定、移行）に分けられて，各地区はその年次大会で地区ガバナーを選出する。地区ガバナーは国際協会の役員で、国際理事会の全般的監督のもとに所属地区において国際協会を代表する。その任期は国際年次大会閉会時から次回国際年次大会閉会時までである。地区ガバナーは地区をいくつかのリジョンに、リジョンをさらにいくつかのゾーンに分けて、それぞれリジョン・チェアパーソン、ゾーン・チェアパーソンを任命する。また地区ガバナーは前地区ガバナー、第１および第２副地区ガバナー、キャビネット幹事、会計、リジョン・チェアパーソン、ゾーン・チェアパーソン、地区委員長などをもってキャビネットを構成し、その議長となる。いくつかの地区が集まって複合地区を構成する場合は、構成準地区の地区ガバナーはガバナー協議会を組織し、複合地区の運営に当たる。
１９７６年６月まで日本のライオンズは３０２-E・３０２-Wの二つの複合地区に分かれて運営されていたが、各複合地区内のクラブ数、会員数、準地区数は世界の各複合地区に比べてあまりにも大きくなってしまった。その結果生ずる種々の問題、すなわち、クラブからの代議員定数を受け入れられる複合地区大会開催都市が限られてしまったこと、地域社会に密着した複合地区運営が困難になったこと、その他を合理的に解決し、日本のライオンズの一層の発展を図ろうとの趣旨で、複合地区分割が決議され（第２１回３０２-E, ３０２-W各複合地区大会）、国際理事会の承認を得て１９７６年７月から日本のライオンズは八つの複合地区に分かれて運営されている。各複合地区は独立した権限と責任を持ち、それぞれの複合地区会則に基づいて運営され、この上にいくつかの複合地区を統括するような組織を作ることはできない。このことを踏まえた上で、日本国内の複合地区ガバナー協議会をサポートするため、２０１６年７月一般社団法人日本ライオンズを設立し、日本のライオンズに共通な事項について各種会議を持ち、融和協調のうちに、その進歩向上を図りつつある。

日本のライオンズクラブのこれまでと今後

我が国のライオンズクラブは１９５２年３月に初めて東京に誕生した。当時なお険悪な対日感情をいだいていたフィリピンのマニラ・ライオンズクラブによってスポンサーされたのである。この恩讐を越えて人類の進歩と平和を願うライオンズ精神は、日本の指導者たちをいたく感激させ、以来わずかの年月に多数の会員を獲得し、世界第２位のライオンズ国となったこともあるが、現在はインド、米国に次いで世界第３位を保っている。これは、日本のライオンズ草創時代の会員の使命感と、熱心な新クラブ結成、会員増強によるものであるが、もともと日本人の中につちかわれていた社会福祉に対する理解と、戦後日本の改正憲法に現れた民主性，国際性に沿って、国勢伸展の時流に乗ったものであることも見逃すことはできない。
もともと、ライオンズクラブは国際協会の目的に示されているとおり、よい公民の原則により、地域社会の生活、文化、福祉および公徳心の向上に積極的関心を示し、国際的，民主的社会の発展を目ざして運営されるもので、１９６０年５月，新潟における第６回３０２-E地区年次大会で採択されたわれわれは知性を高め、友愛と寛容の精神を養い、平和と自由を守り、社会奉仕に精進するというライオンズの誓いは、ライオンズクラブの会員である誇りとその責任を、端的に表す言葉であるが、その後ライオ

ンズクラブ国際協会の目的が改正され、目的の中の寛容の精神という言葉は相互理解の精神に置きかえられた。これに呼応して各複合地区において次第にライオンズの誓いの改正が行われ、現在では８複合地区のすべてが「寛容の精神」を「相互理解の精神」と改めた誓いを採択している。
現在我が国では Liberty, Intelligence, Our Nation's Safetyのスローガンと We Serveのモットーのもとに，多数のクラブ会員が活発にクラブ・アクティビティ（奉仕活動）を行っている。ライオンズクラブによるアクティビティの内容は、あらゆる分野にわたり、それぞれのライオンズクラブが生活、文化、福祉および公徳心の向上発展のためにその役割を果たしているのである。
しかし、あまりに急激な発展をしたために、そこには数々の反省すべき点、懸案となるべき問題が生じてきた。クラブの運営またはアクティビティのあり方などに，無批判に過去のやり方を採り入れてはいないか。またライオンズクラブ会則および付則標準版（以下「クラブ会則」という）の解釈などに間違いはないだろうか。以下ライオンズクラブはいかにあるべきかについて問題点を掲げてみよう。

ライオンズクラブの運営について

ライオンズクラブの責務は、国際協会付則第１１条第４項に示されているところであるが、クラブの運営上考慮しなければならないいくつかの問題が生じている。

その第一は、単一クラブにおいて同一人が同一役職に重任することの可否である。
そもそもクラブはみんなで運営していくものである。「一人の英雄もなく、一人の非協力者もない」姿が好ましいことはいうまでもない。埋もれた人材を発掘し、新しい経験を得させることにより、クラブ全体がレベル・アップすることが望まれる。
経験深い先輩に温かく見守られながら、次から次へとバトン・タッチをして、常に新しい会員がフレッシュな感覚で環境の変化に対応した運営をしていくことが、どれほど貴重であり有意義であるかを認識されたい。

第二は、クラブ例会のあり方と出席義務の問題である。正会員にはクラブの運営に直接参加する権利と義務がある。そして、当該クラブの運営の方向づけは例会の場において決まるのであるから、会員は自己の貴重な時間を割いて例会に出席することに努力すべきである。またメーク・アップ規則採用の選択はクラブに任せられており、当該クラブの事情によっては奉仕事業の参加に重きを置くことも可能である。
２０１４年国際協会はクラブ例会のあり方を見直し、「Your Club，Your Way!（あなたのクラブ、あなたのやり方で）」新パンフレットを発行した。厳格な式次第に従いプロトコールや儀礼を重視する伝統的タイプ、サイバークラブとも呼ばれるテクノロジーを駆使しカジュアルな交流目的のつながり重視タイプ、伝統重視の例会を開きコミュニケーションはＥメールやスマートフォンを使う混合タイプの３種類を掲げており、クラブは会員のニーズに合わせて、有意義な例会を作るよう提案している。

第三は、副の問題である。「クラブ会則」第７条１項によれば、クラブ役員としては、会長，前会長、副会長、幹事、会計、奉仕委員長、マーケティング委員長、並びに会員委員長しか認められていない。このうち「副」という文字がつくのは副会長のみである。クラブによってはそれぞれお家の事情があろうから、クラブ独自の会則で役員に副を置くことには必ずしも異論を差し挟むものではない。しかし、このような副はあくまで当該クラブの私的なものであって、他のクラブに対してまで公的に通用するものではない。
地区ガバナー・キャビネットの場合は、キャビネット幹事、会計を助けてキャビネット事務局の運営に当たる者が必要となってくるであろう。

また、ところによっては、リジョン幹事（総務）やゾーン幹事（総務）を設置している例があるようだが、リジョン・チェアパーソンやゾーン・チェアパーソンは、自らそれぞれのリジョン、ゾーンの運営に当たることが原則であり、リジョン幹事（総務）やゾーン幹事（総務）は設置することは極力避けるべきである。

第四に、チャーターナイトおよび周年記念行事の問題である。

これらは、クラブにとっては記念すべき行事であるから、これを盛大に行おうとするのは当然であるが、なにも、金をかけるだけが能ではない。郷土色豊かな、クラブの特異性を生かした精神面の勝った催しを心掛けるべきである。

最近では逆に、高額の登録料を取りながら、これを参加者に還元せず、アクティビティ資金に回す例があるように見受けられる。アクティビティ資金を他クラブの会員に求めることは、一般道徳からいっても、善意でお祝いにきてくれた参加者に対して甚だ礼を失したことであるといわねばなるまい。

最後にＰＲの問題である。

クラブ運営の中でＰＲは、非常に重要な事項である。現在ＩＴ（情報テクノロジー）によって、インターネットを活用してホームページを開設し、奉仕事業の内容を一般にＰＲしているライオンズクラブも多い。すべてのライオンズクラブ会員は、ライオニズムを正しく体得するため、ライオンズクラブ国際協会の目的、ライオンズ道徳綱領、ライオンズの誓いなどを座右の銘とし、常に自己を顧みるとともに、ライオンズとしての自覚と認識を日々の生活の中に高めるよう努める。

ＰＲによって我々の奉仕が地域社会の共感と支持を得てだんだんと輪を広げていき、それが世界の国々へとつながり、社会が明るく世界が平和になるならば、これほど喜ばしいことはない。ライオンズクラブのＰＲはこの「奉仕が奉仕を生む」ことを根本理念としているのである。

以上、クラブ運営に関する若干の問題点を指摘してきたが、要は会員の一人ひとりが「我が国ライオンズの進むべき道」を真剣に追求し、地域社会から遊離した存在にならないように謙虚な態度で足元を見つめるとともに、各クラブはまず内部の充実に力を傾注すべきである。

ライオンズクラブのアクティビティについて

ライオンズクラブのモットーは、We Serve（われわれは奉仕する）である。奉仕こそ我々の生命であり、使命である。 創立者メルビン・ジョーンズも、同胞愛は、お互いに信頼して尊敬しながら生活し、協同し、食を分かち合うところに存在すると言っている。

ライオンズの奉仕が国の福祉、国際親善、世界平和および人類の社会的、文化的進歩に与える影響はすこぶる大きい。ライオンズの行っているすべての偉大な社会奉仕は既に世界に広く認められている。国連が１９４５年に組織されたとき、ライオンズクラブ国際協会は多くの分野で重要な役割を果たしており、１９４７年以来，経済社会理事会 （ECOSOC）に対して、非政府団体の一つとして顧問的立場にある。ライオンズは、世界平和という国連の理想を支持し、恒久的世界平和のために努力を続けている。ライオンズクラブ創立５０周年を記念して、世界平和を探究する論文コンテストを行い大成功を収めており、また１９８８―８９年度からは毎年、国際平和ポスター・コンテストが、１１歳から１３歳までの児童を対象に行われている。

視覚障害者への援助は、１９２５年、オハイオ州セダーポイントにおける年次大会で、ヘレン・ケラー女史が盲人のための援助を訴えて以来、長年の間、ライオンズにとって主要な奉仕活動であったが、１９９１年7月から１９９６年6月まで「視力ファースト」と称して、LCIFをパートナーとし，世界保健機関（WHO）などと密接に協力して、国際的な奉仕活動を展開しようとするプログラムが取り上げ

られている。視力ファーストの資金獲得運動を「視力ファースト・キャンペーン」（CSF）と呼び、１９９３-９４年度は CSF資金獲得の最終年度であったが、各地区、クラブなどの努力が実り、目標額である１億３千万ドルを達成することができた。
この成功をより発展させるため、２００５年７月から２００８年６月まで「視力ファーストⅡキャンペーン」（CSFⅡ）が行われ、最終目標額の２億ドル以上の資金が集められた。河川失明症の撲滅やライオンズ眼科治療センターの設置に資金が使われた。

「視力」に関するアクティビティの一つであるアイ・バンク（献眼）活動は日本においてはライオンズの寄与するところが非常に大きいが、最近では、臍帯血バンクや骨髄バンクへの協力、献腎など臓器移植に関するアクティビティにも目が向けられている。

このように、ライオンズクラブは、加盟国の増加や通信、交通機関の発達に伴って、単にその地域社会のみならず広く世界に目を向けた奉仕活動を行うようになってきた。
１９６２年から始められたＹＥでは、１６歳から２１歳までの青少年男女を世界各国のライオンズクラブ間で交換し合い、４～６週間に及ぶ休暇期間をホスト家庭で過ごさせることによって相互理解、国際親善に役立てている。１９６８年のライオンズクラブ国際財団（LCIF）の設立もこの現れである。

なお、市民活動の一環としての青少年育成アクティビティの一つとして，国際協会はレオクラブ（P.２２１参照）を結成して青少年に指導力と経験を積む機会を与えることを奨励している。青少年の麻薬や覚せい剤の乱用を防止する活動を支援するクラブも多い。
これらのアクティビティのうち，なにを選択するかはクラブの自由であり，大きいクラブの会長は，奉仕活動のすべてについて個別に，場合によってはもっと細分された特定のアクティビティについて特別委員会を設置することが適当と考えるかもしれないし、その一方、小さいクラブでは、ただ一つのアクティビティ委員会しかできないこともあろう。

いずれの場合でも、クラブは原則として、その地域社会で真に要求されていることをその目で、耳で、足で探し出し、その奉仕の方法を研究することが必要である。言い替えれば、ライオンズクラブのアクティビティはクラブが自主的に取り上げ、クラブ単位で行うことが本義であるが、我が国の最近の社会経済情勢による価値観の変化を見極めて、アクティビティの対象を、あるときは地域社会に、あるときは国際社会に求めるとき、果たして単一クラブで行うことが有効か、あるいは複数のクラブ、ゾーン、リジョン、地区などの単位で行うことが適切であるかを慎重に検討、判断し、グローバルなアクティビティのスケールメリットを求めることも必要である。場合によっては同じ志を持つ他の奉仕団体との連携プレーも考えられる。ただし，いずれの場合においてもクラブ会員全員の自主的判断によって行われたアクティビティでなければならない。
クラブがアクティビティ計画を決定すると、そのアクティビティのための資金の調達が必要になってくる。本来は、クラブが計画し、かつ実行するアクティビティ資金獲得事業によってつくり出される資金が充てられるべきであるが、我が国の現状では色々と問題があり、アクティビティ資金獲得にはどのクラブも苦心している。

ファインをアクティビティの財源と考えることは，原則として間違いであり（P.２８４参照）、会食費の剰余金にも限界がある。そこで、多くのクラブは会員の自発的な寄付金（ドネーション）を主体に、必要に応じ、例会の決議に基づいて拠出する会員拠出金に頼らざるを得ないのが現実の姿のようである。

しかしながら、具体的なアクティビティ計画に対する資金ではなしに、漠然としたアクティビティ資

金として会費と同時に一定額を事前に徴収することは、漫然と事業資金をプールしながら、一方で真に必要とされるアクティビティを探し出すことを怠り，外部から援助を求められたとき，単にこれに応ずるという主体性のない奉仕を続けることになり，ライオンズクラブを単なる寄付団体に堕せしめる恐れがあるのである。

アクティビティを評価する際に金額によるのが最も手っ取り早いところから、クラブはアクティビティの金額さえあがっていればよいとする考え方になりがちである。しかしこの際、金額は第二として、真にその地域社会で要求されている奉仕がなされているかどうかというアクティビティの質の問題を第一に取り上げて再検討すると同時に、金をかけるだけが能でなく、金銭に見積もることのできない会員の労力によっても立派にアクティビティを行い得るということを真剣に考えてみるべきであろう。

結論として、ライオンズクラブのアクティビティ資金は、地域住民の理解と協力とに支えられた善意の各種アクティビティ資金獲得事業によって調達されたものでなければならないが、目的達成のためには会員による拠出金によって事業を成功させることもやむをえない。

奉仕は会員個人が、日常、職域や人間関係を通じて行うだけでなく、クラブのチームワークを発揮して行うことにより、また、同一地域に複数のクラブがあるときは協力することによってさらに有意義となり、効果を収めることができるのであって、我々はこれをアクティビティと呼ぶのである。

このアクティビティこそライオンズクラブの奉仕活動の特色とするところであって、我々のモットーが「I Serve（わたくしは奉仕する）」ではなく、**「We Serve（われわれは奉仕する）」**であるゆえんでもある。

ライオンズ・ソング

ライオンズクラブの歌
ライオンズ・ヒム
聞け聞けライオンズ・ローア
ヘール・ライオンズ
ライオン・スピリット

ライオンズ クラブの歌

作詩・藤浦　洸　　作曲・古関裕而
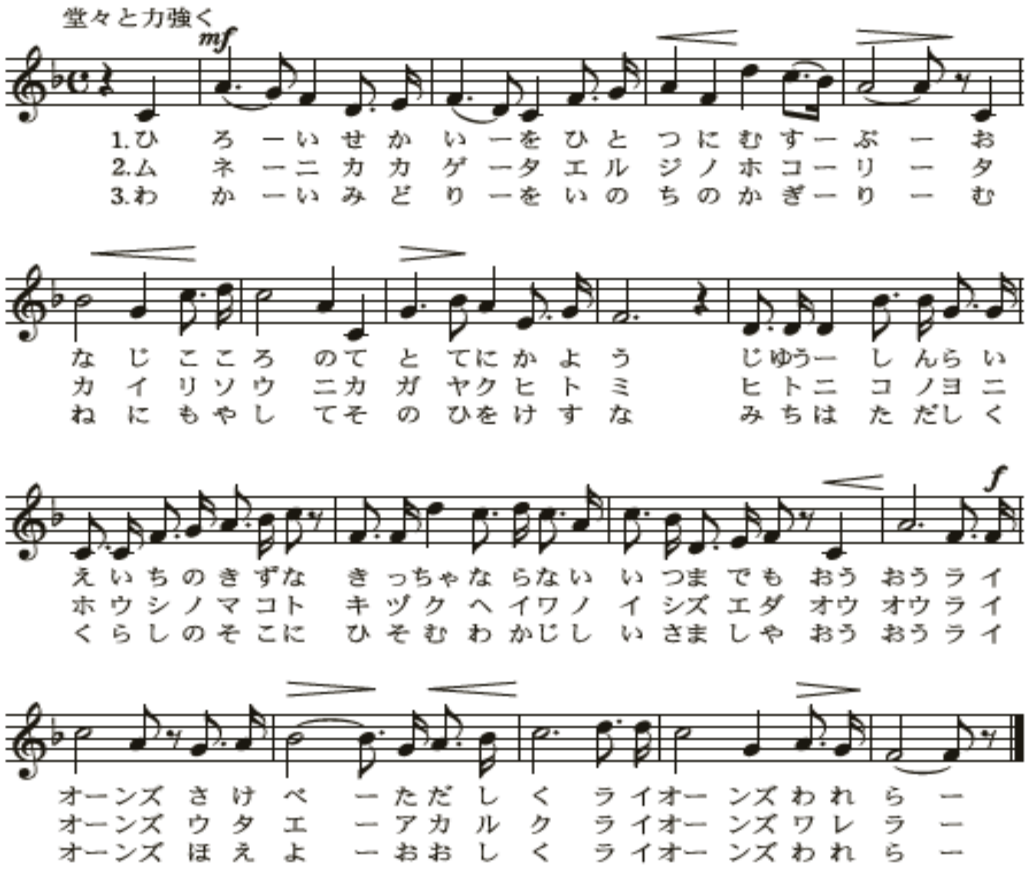
ライオンズクラブの歌

一、ひろい世界を　ひとつに結ぶ
同じ志(こころざし)の　手と手に通う
自由　信頼　叡智のきずな
切っちゃ　ならない　いつまでも
おう　おう　ライオンズ
叫べ　正しく　ライオンズ　われら

二、胸に掲げた　L(エル)字の誇り
高い理想に　輝く　ひとみ
人に　この世に　奉仕の　まこと
築く平和の　礎(いしずえ)だ
おう　おう　ライオンズ
讃え　明るく　ライオンズ　われら

三、若いみどりを　生命の限り
胸にもやして　その火を消すな
道は正しく　生活(くらし)の底に
ひそむ若獅子　いさましや
おう　おう　ライオンズ
吼えよ　おおしく　ライオンズ　われら

The Lions' Hymn

ライオンズ・ヒム

Words by Joseph M. Tewinkel
訳詩・葛野作太郎

Music by Francis H. Baxter
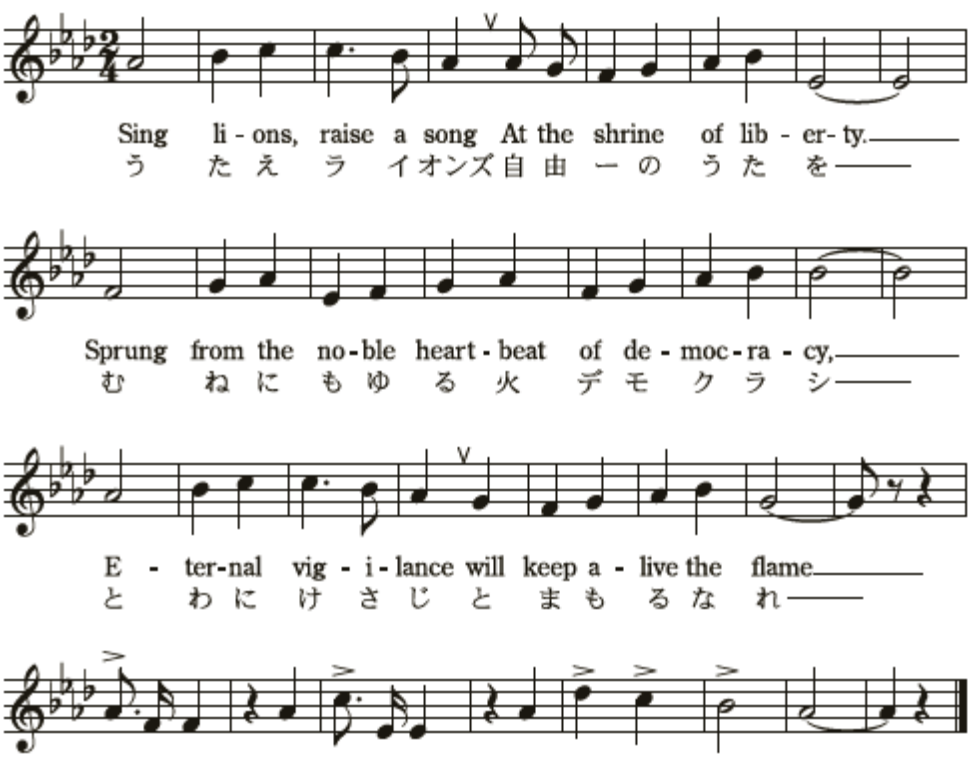
ライオンズ　ヒム

一、歌えライオンズ　自由の歌を
胸に燃ゆる火　デモクラシー
永久に　消さじと　守るなれ
リバティ　インテリジェンス
アワ　ネイションズ　セイフティ

二、知性に生きる　ライオンズ
社会奉仕と　友愛に
手をさしのべよ　常に強く
リバティ　インテリジェンス
アワ　ネイションズ　セイフティ

三、戦の魔手より　国を守る
強き同志の　城築け
命と名誉と　富かけて
リバティ　インテリジェンス
アワ　ネイションズ　セイフティ

Don't You Hear Those Lions Roar

聞け聞けライオンズ・ローア

Words by Joseph W. Thurston　　Music by Robert Kellogg
訳詩・葛野作太郎　補修・堀内敬三
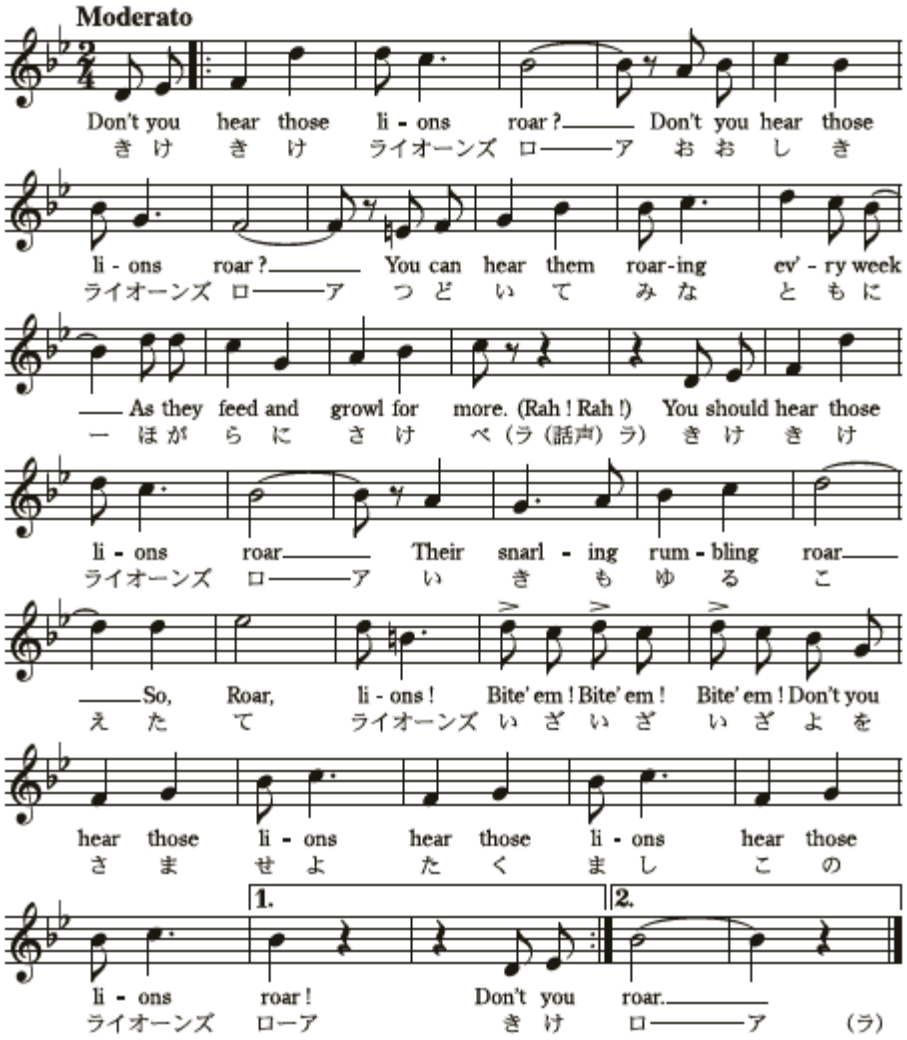
聞け聞けライオンズローア
聞け 聞け ライオンズ ローア
雄々しき ライオンズ ローア
集いて 皆ともに 朗らに 叫べ
ラ ラ
聞け 聞け ライオンズ ローア
意気燃ゆる声
起て ライオンズ いざ いざ いざ
世を覚ませよ たくまし この
ライオンズ ローア
ラ
ラ

Till We Meet Again

また会う日まで

by Jerry S. Jackson
訳詩・葛野作太郎

原詩･原曲(1918年発表)
words by Ramond B. Egan
music by Richard A. Whiting
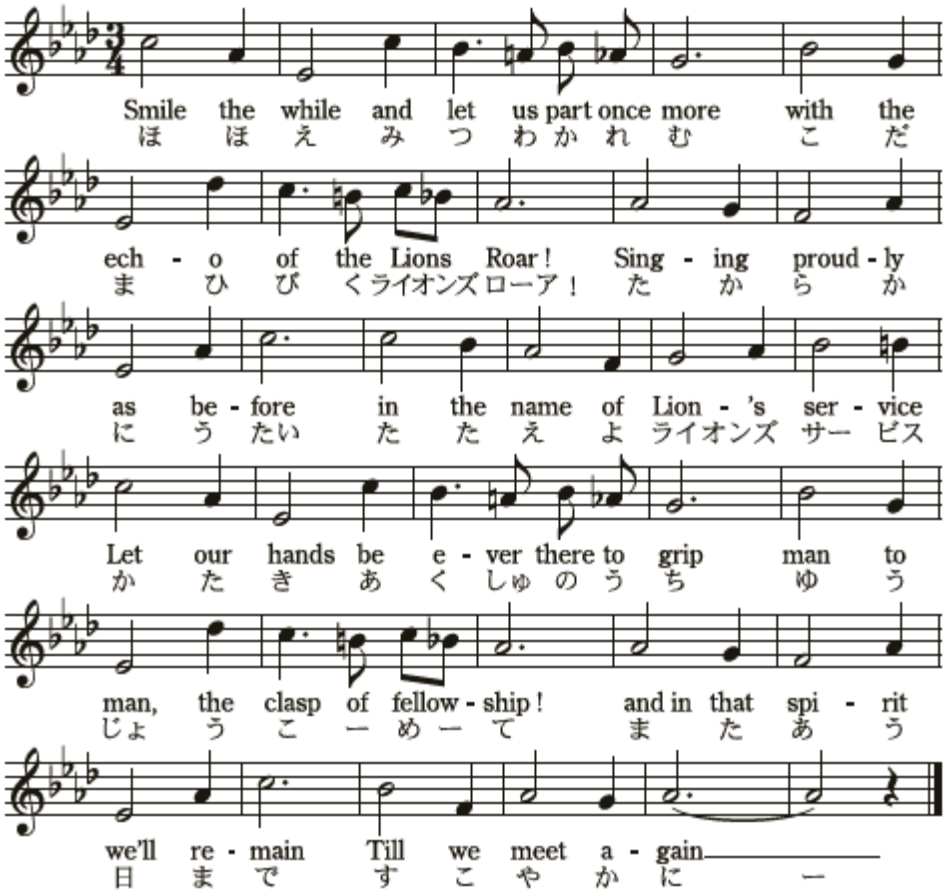
また会う日まで
ほほ笑みつ
わかれむ
こだまひびく
ライオンズローア
たからかに
うたい
たたえよ ライオンズ
サービス
かたき握手のうち
友情こめて
また会う日まで
健やかに

Hail, Hail, The Lions Are Here

ヘール ライオンズ
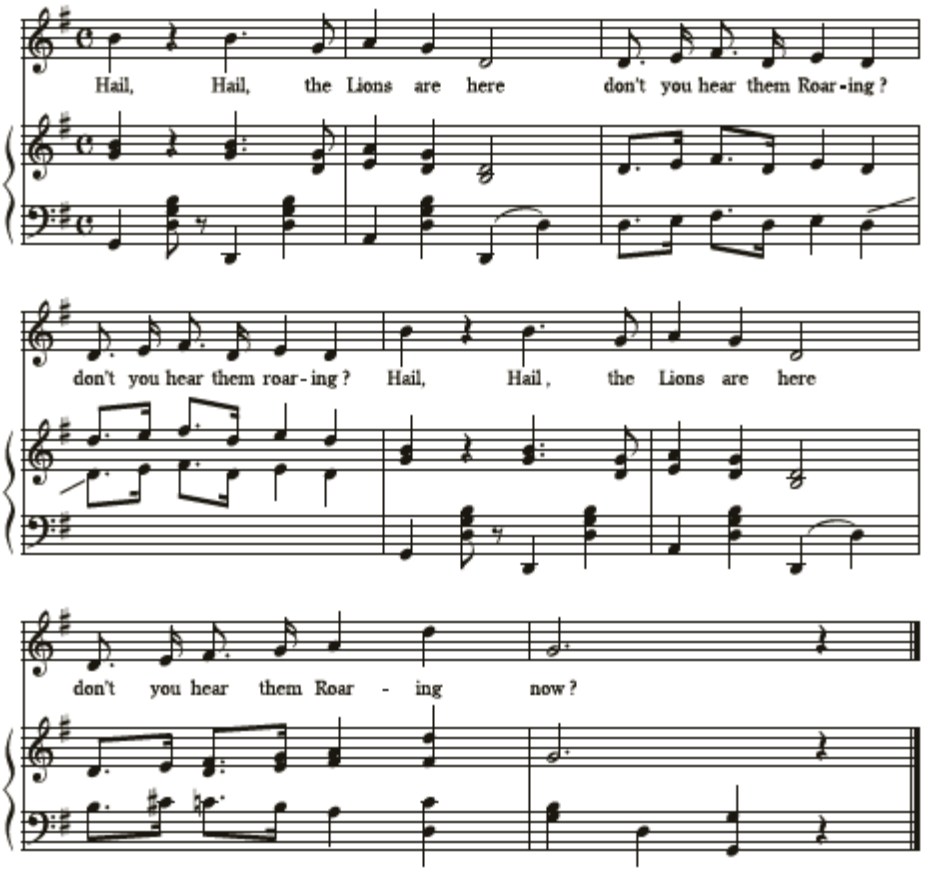
I've Got That Lion Spirit

ライオン・スピリット
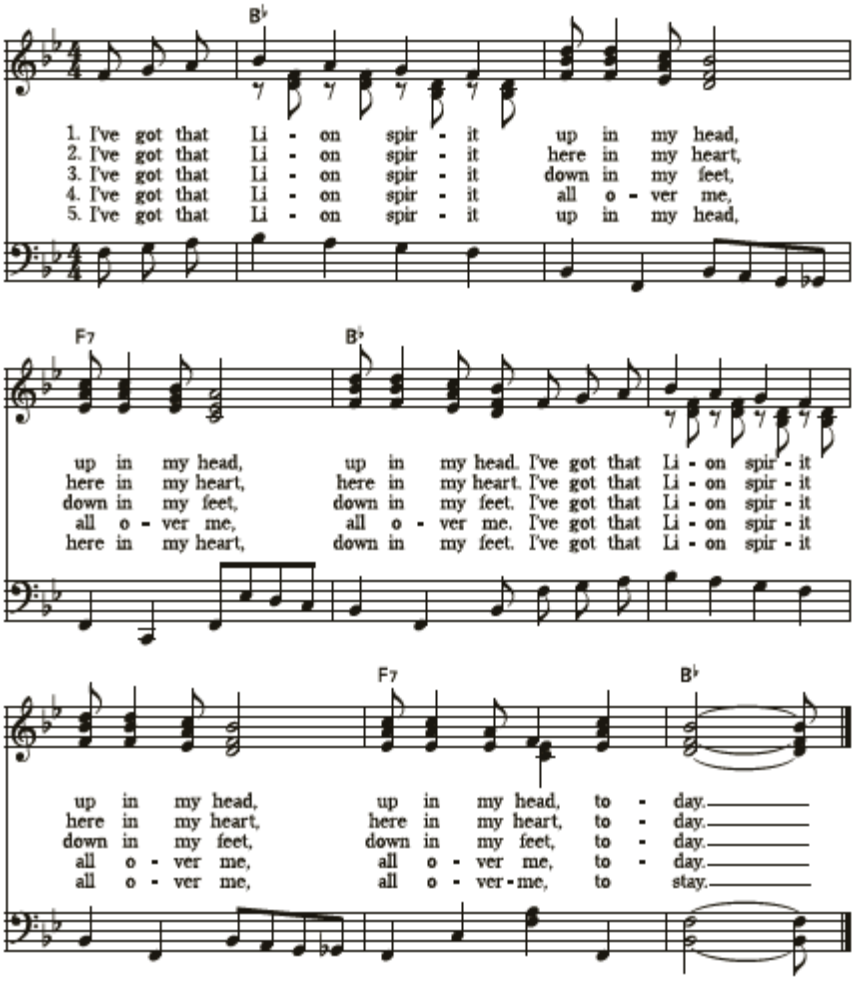
ライオン・スピリット

一、いつも ライオンスピリット 頭に
頭に 頭に いつも ライオンスピリット
頭に 頭に ツディ

二、いつも ライオンスピリット 心に
心に 心に いつも ライオンスピリット
心に 心に ツディ

三、いつも ライオンスピリット 足もとに
足もとに 足もとに いつも ライオンスピリット
足もとに 足もとに ツディ

四、いつも ライオンスピリット 体に
体に 体に いつも ライオンスピリット
体に 体に ツディ

五、いつも ライオンスピリット 頭に
心に 足もとに いつも ライオンスピリット
体に 体に ツースティ

ライオンズクラブ国際協会

プライバシーに関する方針

ライオンズクラブ国際協会は、会員の個人情報を保護することの重要性を認識しています。
ライオンズクラブ国際協会では、ライオンズクラブ会員およびレオクラブ会員の個人情報を収集することにより会員とのコミュニケーション、および会員同士のコミュニケーションを促進しています。こうした情報は、「友情、親善、相互理解のきずなによってクラブ間の融和をはかる」などの国際協会の目的を推進し、以下をはじめとする必要な運営業務を遂行することのみを目的として使用されます。

(a) 会費その他の請求
(b) ライオン誌、会員／役員情報、最新情報の配布
(c) 会員増強・エクステンション・会員維持プログラムの支援を目的とした、会員のプロフィールや動向の編集
(d) 大会および会合の企画
(e) 過去および現在の国際役員、理事、理事会アポインティ、複合地区協議会議長、地区ガバナー協議会、地区および副地区ガバナー、クラブ役員など、ライオン／レオ・リーダーのための連絡先情報
(f) 広報活動および協力関係の促進
(g) ライオンズクラブ国際財団およびその他の公認奉仕プログラムの支援
(h) 国際理事会の決定した目的および目標に基づく特別な宣伝、会費外収入プログラム、その他の用途
(i) 法律によって義務付けられた情報の開示，または司法もしくは政府の調査に供すべき情報の開示

ライオンズクラブ国際協会では、パスワードで保護された領域を使用し、アクセスを制限することで個人情報を保護しています。皆さんがそれぞれのパスワードを保護することが大切です。

お支払いの際の情報はすべて、通信中はソフトウエアによって保護されます。このソフトは、インターネットを流れるすべての個人情報を暗号化することで、こうした情報を保護するものです。国際協会では注文確認を行う際に、皆さんのクレジットカード番号の限られた一部分しか表示しません。
公式名簿は、パスワードなしにインターネット上でアクセスすることはできません。公式名簿または会員の個人情報を含むいかなる文書についえも、アクセルを許可された個人は、その情報を国際協会の目的の推進のためだけ使用するものとし、使用後はこうした記録をすべて削除することに同意しなければなりません。クラブ役員の連絡先を掲載したクラブ検索システムも利用することができます。
クラブ検索システムは、商業的な顧客名簿としては使用できないようにデザインされています。また、ライオンズクラブ／レオクラブの会員は、クラブ検索システムがこのような目的で利用されることのないよう保証しなければなりません。

ウェブサイト

国際協会のウェブサイトの一部機能を使うために、個人情報を入力するよう求められることがあります。登録は任意です。しかし、ウェブサイトの当該部分に参加するためには登録をしなければなりません。登録には個人情報の開示が必要となりますが、電子コミュニケーション設定プロフィールを更新することにより、個人情報の使われ方を制御することができます。

クッキー

クッキーは容量の小さいデータで、匿名で一意の識別子を含む場合もあります。クッキーはウェブサイトのコンピューターからお使いのブラウザに送信され、ハードドライブに保存されます。ブラウザの設定で許可されている場合、各ウェブサイトは自身のウェブサイトのクッキーをブラウザに送信します。（プライバシー保護のため）ほとんどのブラウザでは、他のサイトが送信したクッキーではなく、クッキーを送信したウェブサイトのみがクッキーにアクセスできるよう設定されています。国際協会は、お使いのパソコンに国際協会のクッキーを保存し、そのクッキーにアクセスする場合があります。国際協会は、リピーターやウェブサイトの顧客（該当する場合）を特定するため、ログインしたユーザーのセッション情報を維持するため、および利用傾向やパターンを追跡してウェブサイトのさまざまな領域をより良く理解しウェブサイトを向上させるため、クッキーを利用する場合があります。

また、国際協会は、コンテンツを協会のサイトに表示する他の企業に、その企業のクッキーをお使いのパソコンに保存しアクセスすることを許可する場合はあります。

他の企業によるクッキーの利用については、各企業のプライバシーポリシーに従います。国際協会は、第三者の広告事業者により保存された個人情報にアクセスすることはできません。

Eメールアドレスを提供することにより、ライオンズクラブ国際協会及びその関連プログラムから情報を受け取ることに同意（オプトイン）したことになります。配信停止（オプトアウト）、Eメール通知設定の変更，配信プロフィールの設定変更も行うことができます。

ウェブサイトにアクセスしている際に、当方の制御の及ばない範囲で他のウェブサイトに移動することがありますのでご了承ください。国際協会のウェブサイトにリンクされているウェブサイトをご利用の際は、個人情報を送信する前にそのウェブサイトのプライバシーポリシーをご確認ください。

当協会の方針及び貫行に同意しない場合は、当協会ウェブサイトを利用しないでください。

ライオンズクラブ、地区、複合地区、財団のプライバシーに関する注意事項

ライオンズクラブ、レオクラブ、地区、複合地区、財団が、活動の過程で得られた会員、寄付者、人道援助の受益者、その他の人々の個人情報を使用する場合には、その行為がプライバシーの侵害に当たらないかを考慮するとともに、共通の指針に従う必要があります。氏名、住所、Eメールアドレス、電話番号、医療情報、財務情報など、何らかの個人情報を開示する場合には、書面による事前承諾の確保を考えるべきです。また、インターネットに個人情報を掲載し、または第三者にEメールアドレスを開示する場合にも、注意が必要です。こうしたことに関わる問題は地域の法律によって規定されている可能性があり、これらの法律は国によって大きく異なっているため、何らかの個人情報を使用する前に、詳細について地域の専門家に助言を仰ぐとよいでしょう。

本書は、日本のライオンズクラブ会員向けに編集•発行されています。国際本部の発行物ではありませんので、本書発刊の時点で、すでに国際協会発信の最新情報とは異なる部分があります。
予めご了解くださいますようお願いいたします。
最新の情報は、国際協会ウェブサイトで入手することが可能です。検索サイトで「ライオンズクラブ国際協会」を選択してください。

https://www.lionsclubs.org/ja

会員のリソース → 法務関連の情報源 →
会則及び付則、理事会方針書、決議事項要約などがアップロードされています。

第1部　ライオンズクラブ組織について

Ⅰ.複合地区について

1. 目的

複合地区内のライオンズクラブの融和協調を図るとともに、ライオニズムを高揚するためにライオンズクラブ国際協会の基本的活動方針に従い、複合地区内各準地区（以下地区と称する）の運営を円滑ならしめることを目的とする。

2. 日本における構成の経緯

（1）沿 革

1952.3. 東京クラブ結成 ／ 1955.5. 第1回302地区大会（神戸市）

1959.7. 302地区がE，Wの2地区に分割され，単一地区から複合地区となる。

1964.6. 初めて複合地区大会開催（東京都）

1970.7. 302日本複合地区が302E複合地区と302W複合地区の二つに分割される。

1976.7. 302EおよびW複合地区が8複合地区に分割される。

（2）複合地区分割1976年7月、主として次のような理由により、302E複合地区と302W複合地区がそれぞれ五つと三つ、計八つの複合地区に分割された。

イ．会員増大のため複合地区大会開催が困難になったこと。

ロ．地域社会と密着するためには広域すぎること。

ハ．世界の平均とあまりにもかけ離れた現状で，その運営に無理が生じ始めたこと。

（3）一般社団法人日本ライオンズ（ガバナー協談会議長連絡会議）

上記のように、日本は8複合地区に分割されたが、各複合地区の権限を侵すことなく、日本ライオンズのよき伝統を継承し発展を図るため、ガバナー協議会議長連絡会議が設置された。更に、複合地区ガバナー協議会をサポートするため、2016年7月一般社団法人日本ライオンズを設立、日本ライオンズに共通な事項について各種会議を持ち、融和、強調のうちにその進歩を図りつつある。

イ．目的 各複合地区および各地区の運営を円滑化し、全日本ライオンズの協調を図ることを目的とする。

ロ．任務 この目的を達成するため、次の各項について連絡、協調、推進を行う。

(a)各複合地区に共通する事項

(b)全日本レベルでの委員会の活動

(c)対外的に共同歩調をとるための事項

(d)その他

ハ．構成 各複合地区ガバナー協議会議長

運営 全複合地区ガバナー協議会の同意を得た規定による。本会議の決定はそれぞれの複合地区ガバナー協議会の同意を得て初めて有効となる。

（4）日本ライオンズ組織の改革

一般社団法人日本ライオンズが2016年7月に設立され，2019-2020年度から新体制が始まった。前項（3）のガバナー協議会議長連絡会議は、一般社団法人日本ライオンズ理事会に含まれる形となり、現職議長8名全員が執行理事を務める。各種委員長連絡会議は日本ライオンズの委員会へ移行し、各種委員長連絡会議は日本ライオンズの委員会へ移行し、担当する現職議長が各委員会の委員長を務める。ライオン誌日本語版の編集･発行は「PRマーケッティング委員会」が担当することとなった。

一般社団法人日本ライオンズの目的は、ライオンズクラブ国際協会の目的を推進し、330~337複合地区間並びに複合地区内における適正・迅速なる情報の交換を図りつつ複合地区ガバナー協議会をサポートし、もってライオンズクラブ及びクラブメンバー間の相互理解と雄和と友情親善を図り、ライオニズム高揚に寄与し、ライオンズクラブの発展を目的としている。
（一般社団法人日本ライオンズ定款から抜粋）

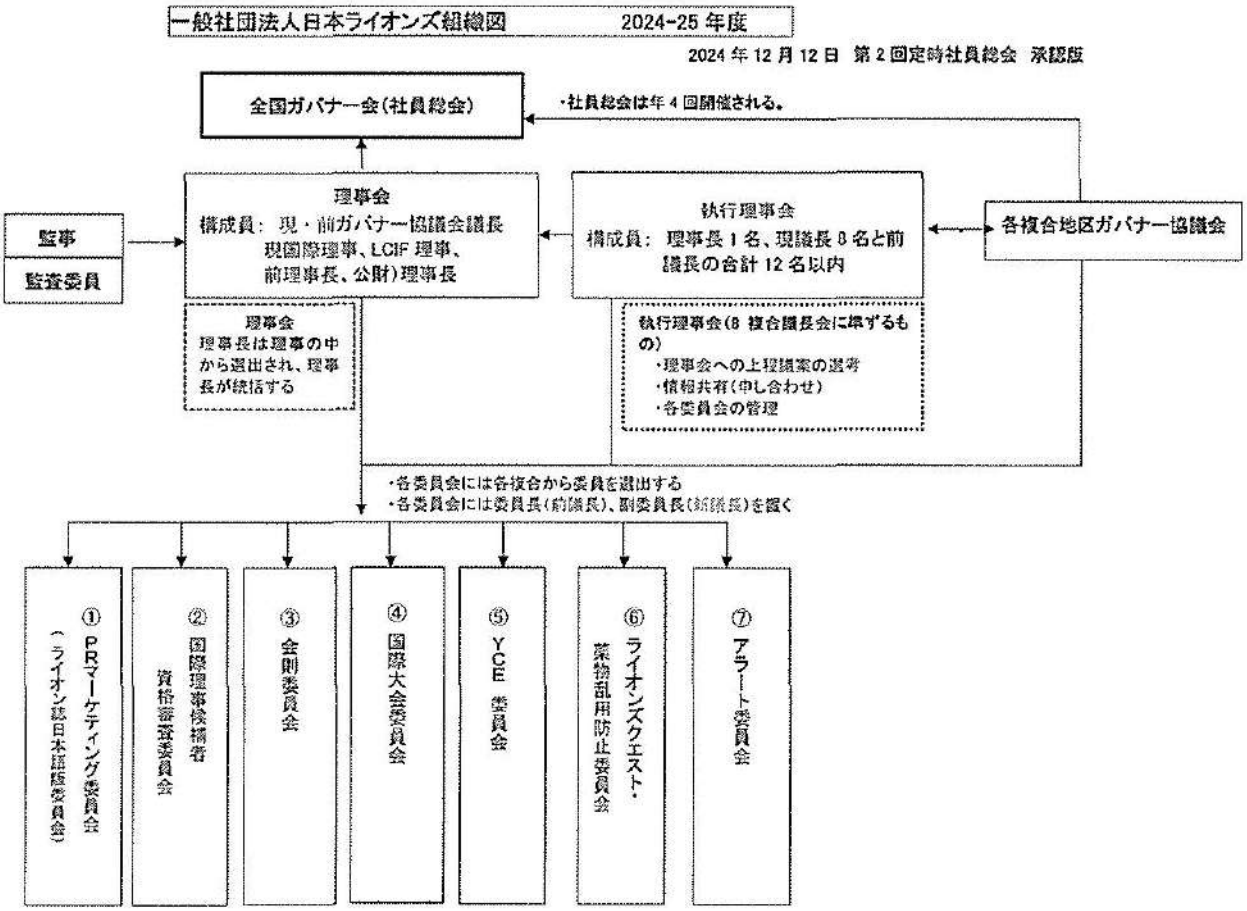

3. 複合地区ガバナー協議会

（1）複合地区内のすべての地区ガバナーおよび議長から成るガバナー協議会を設ける。

（2）協議会は，複合地区において国際協会の目的を推進するための運営機構であり、協議会は以下によって構成される。

・複合地区内のすべての現地区ガバナー

・協議会議長を務める1人の現地区ガバナーまたは前・元地区ガバナー

協議会には1人以上の前地区ガバナーを含めることができるが、その合計数は地区ガバナー総数の半数を超えてはならない。（国際付則第8条4項）。協議会議長を含む各構成員は、協議会の議決を要する各事柄について1票の投票権を有する。なお、国際協会の現および元国際会長、国際副会長、現および元国際理事を投票権のない顧問として加えることができる。

（3）地区ガバナーエレクトは会合を開いて、次期協議会議長を選任または選出する。協議会議長

はその役職に就任する時点で、現または前・元地区ガバナーになっていなければならない。さらに副議長、幹事、会計、並びに協議会が必要と認めたその他の者を選ぶ。任命される協議会議長の任期中に共に任期をつとめる複合地区内の地区ガバナーの、協議会議長選任を目的とした会議が、複合地区年次大会の後、ただし国際大会閉会後30日以内に招集されなければならない。

(4) ガバナー協議会は、国際会則および付則の規定、国際理事会の方針、複合地区会則並びに複合地区年次大会の決定に従って、複合地区の運営を管理、役員を選任し、会議を開き、資金を管理運用し、その他複合地区に関する事項を遂行する。

(5) ガバナー協議会の定例会議は年3回とし、その他必要に応じて開くことができる。初回の定例会議は、地区ガバナーが正式に就任してから60日以内に開く。協議会議長、またはその指示を受けた幹事は、開催日時と場所を明記した文書により、各協議会会議を招集する。初回会議の開催日時と場所は協議会議長が決めるが、それ以降の会議については協議会が決定する。協議会の定例会議および／または臨時会議は、電話会議やウェブ会議などの代替的な形式でも開催できる。協議会の会議はいずれも、過半数の出席をもって定足数を満たしたものとする。

(6) ガバナー協議会は、必要に応じ、元ガバナー協議会議長その他を会議に招集して諮問することができる。

(7) 複合地区は、他の全複合地区と協調してその運営を行うため、必要に応じて会議を開き、他の複合地区と共通する事項について協議することができる。ただし、その決定はそれぞれの複合地区のガバナー協議会の同意を得て初めて有効となる。

なお、いくつかの複合地区に共通する事項について、ガバナー協議会議長が当該複合地区ガバナー協議会議長と上記連絡会議とは別個に協議することはさしつかえない。

(8) 複合地区は，各複合地区共通の問題を日本ライオンズで協議し迅速に対応する。

(9) ガバナー協議会の過半数の要請により、協議会議長解任を目的とした協議会特別会議を招集することができる。

協議会議長の選出方法にかかわらず、正当な理由があれば、ガバナー協議会の全構成員の3分の2の賛成票により、協議会議長を解任することができる。

4. 複合地区ガバナー協議会議長

複合地区協議会議長は、複合地区の管理運営促進者である。いかなる行為も、複合地区ガバナー協議会の権限、指示、監督に基づくものとする。ガバナー協議会との協力の下に協議会議長は下記を行う。

(1) 本協会の目的を推進する。

(2) 複合地区グローバル・アクション・チーム・ファシリテーターとして下記を行うことにより、複合地区全域の会員拡大、 指導力育成、人道奉仕を管理し、推進する。

①GATエリアリーダーの承認のもと適格なライオン・リーダーが複合地区GSTコーディネーター、複合地区GMTコーディネーター、複合地区GLTーディネーター、複合地区GETコーディネーターに選ばれるようにする。

②複合地区グローバル・アクション・チームにより立ち上げられた取り組みについて討議し、前進させるために定期的に会議が行われるようにする。

③エリアリーダーおよび地区グローバル・アクション・チームと連携する。

(3) 国際及び複合地区の方針、プログラム、イベントに関する情報伝達を支援する。
(4) ガバナー協議会が設定した複合地区の目標及び長期計画を文書として記録し、それを入手できるようにする。
(5) 会議を開催し，協議会会議でのディスカッションを円滑に進める。
(6) 複合地区大会を円滑に運営する。
(7) 地区ガバナー間の和と結束を作り出し深めることを目的として、国際理事会又はガバナー協議会によって始められた取り組みを支援する。
(8) 報告書を提出し複合地区会則及び付則で定められる任務を遂行する。
(9) 複合地区ガバナー協議会から割当てられる他の管理運営の任務を果たす。
(10) 任務終了時には、複合地区の口座、資金、記録の一切が後継者に速やかに引き渡されるように計らう。

5. 複合地区年次大会

(1) ガバナー協議会の決定した場所で開催される。
(2) ガバナー協議会は、翌々会計年度を越えて開催地およびホスト・ライオンズクラブを決定することはできない。
(3) 複合地区大会開催の期日は、ガバナー協議会およびホスト・ライオンズクラブによって決定される。
(4) 大会ホスト・ライオンズクラブは速やかに大会委員長を選任する。大会委員長はガバナー協議会の指示を受け、大会の設営その他に当たる。
(5) 複合地区大会は、大会に参加した複合地区内の地区ガバナーその他の地区内現・元国際協会役員およびクラブから正式に派遣された代議員をもって構成される。なお、前・元地区ガバナーは、所属クラブの代議員定数に関係なく代議員権を持つ。
(6) ガバナー協議会構成員は、複合地区大会の役員となる。議長にはガバナー協議会議長，大会幹事にはガバナー協議会副議長または幹事、大会副議長にはこのほかのガバナー協議会構成員が当たる。
(7) 大会の議事の運営は、ガバナー協議会によってあらかじめ決定される大会議事規則によって行われる。
(8) 複合地区大会の諸決議は、出席し、投票した複合地区内の地区ガバナーその他の地区内現・元国際協会役員およびクラブ代議員の過半数をもって決する。代議員が参加できないときは、補欠が所定の手続きによってこれに代わる。
(9) 国際理事立候補者推薦手続規則に基づいて、国際理事候補者の推薦を行い、国際第3副会長立候補者推薦手続規則に基づいて、国際第3副会長候補者の推薦を行う。
(10) 国際会則および付則に沿っている限り、あらゆる事項について適切な決断を下すことができ、複合地区大会で国際協会への提案事項を含めてあらゆる事項を決定することができる。（国際付則第9条第2項）

6. 複合地区委員会

(1) ガバナー協議会は必要に応じて各種の委員を委嘱する。
(2) 委員の任期は地区ガバナーの任期と同じとする。ただし、次のガバナー協議会が同一人を再び委嘱することを妨げない。
(3) YCEおよびIT委員（長）は、必要があれば、翌年度の8月31日あるいは任務が完了するまで、翌年度のガバナー協議会によって委嘱され，実務に当たる。
(4) 協議会の他の委員会 ガバナー協議会は、複合地区を効率よく運営するために必要かつ適切とみなされる他の委員会及び役職を設置し任命することができる。

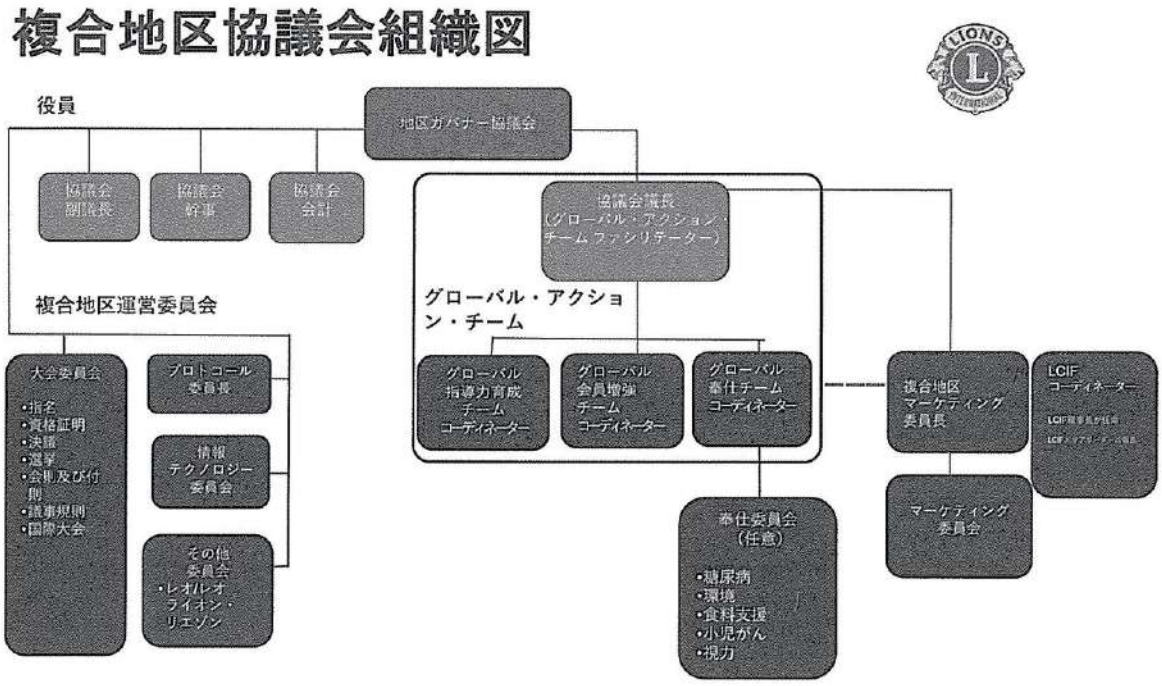

II. 地区について

1. 目的

地区内のライオンズクラブの融和協調を図るとともに、ライオニズムを高揚するために、ライオンズクラブ国際協会の基本的活動方針に従い、地区内の各クラブの運営を円滑ならしめることを目的とする。

2. 構成および組織

地区は、その管轄地域内において結成され国際協会の認証を受けたすべてのライオンズクラブから成る。

地区は、地区キャビネットの承認があり、かつクラブ、地区、国際協会にとって最善である場合に、地区ガバナーはリジョン及びゾーンを変更することができる。地区は、2つ以上のゾーンにより構成されるリジョンに分けることが出来、そのゾーンは通常４から８のクラブ

から成るが、ゾーンは新たに結成されたクラブを含める際にはいつでもクラブ数を拡大することができる。地区および複合地区が再編成提案を提出する際に、その提案を所属クラブに対し３０日前までに通知しなければならない。

3. 地区再編成

(1) 地区再編成案はすべて、国際理事会の承認を得なければならない。下記の場合に地区が再編成される。

・単一地区から複合地区をつくる。
・現在の複合地区に準地区を新しく加える。
・一つまたはそれ以上の準地区を分割または併合させる。
・現在の準地区境界線を変更する。
・隣接する二つの準地区が合併する。

(2) 地区再編成の最低条件：再編成案を国際理事会に提出する前に、下記条件を満たしていなければならない。

・地区再編成案は、複合地区または単一地区が提出しなければならない。
・再編成後、各新地区に、少なくとも35のグッドスタンディングのクラブがある。
・グッドスタンディングの会員が，少なくとも1,250人いる。ただし，再編成案により地区数が少なくなる場合にはこの限りではない。
・単一地区が地区再編成案を提出するためには、再編成案がその単一地区の年次大会で承認されなければならない。
・複合地区が地区再編成案を提出するためには、その再編成案が複合地区の大会及び再編成を希望する準地区の大会で承認されなければならない。ただし、再編成を希望する準地区は地区として成立するための最低クラブ数及び会員数を満たしていなければならない。
・ＵＳ$500の地区再編成手数料。地区が合併を通して再編成される場合、その結果地区数が減る場合には、この手数料は免除される。準地区が再編成される場合、新たに編成される準地区のうち一つの準地区名は、再編成前の準地区名と同じものとすることが望ましい。

4. 地区ガバナー

地区ガバナーは、本協会の国際役員として、又国際理事会の全般的監督のもとに、所属地区において国際協会を代表する。さらに、地区における最高運営責任者として、地区キャビネットを直接指導監督する。具体的な任務は次のとおりである。

(1) 地区における会員増加につながるよう、本協会の目的を推進する。
(2) 地区レベルのグローバル・アクション・チームを監督すると共に、他の地区役員に対し、会員増強及び新クラブ結成を積極的に支援するよう働きかける。
(3) 以下の分野における各地区目標の達成に焦点を当て、それに向けて取り組むための現行の地区行動計画を監督する。

a. 新クラブを結成する。
b. 会員純増を達成する。
C. 効果的なクラブ運営を徹底する。
d. クラブレベルと地区レベルでリーダー育成と技能開発を提供する。

e. 有意義な人道支援奉仕を実施し、報告するよう各クラブに奨励する。
f. ライオンズクラブ国際財団を支援・推進し、ライオンズクラブ国際財団へのクラブと会員による寄付を奨励する。

(4) 標準版地区付則に定められる通りに地区の運営管理を監督する。
(5) 各クラブが、国際会則及び付則に従って運営し、会員維持率を向上するアクティビティを支援し、協会におけるグッドスタンディングを保つよう指導する。
(6) 地区大会，キャビネット会議及び地区のその他会議に出席した場合には，その議長を務める。
(7) 国際理事会が要請するその他任務を遂行する。

5. 地区ガバナー候補者の資格

(1) 所属単一または準地区内のグッドスタンディングのチャータークラブのグッドスタンディングの正会員であり、
(2) 所属クラブの推薦、あるいは所属単一または準地区内の過半数のクラブの推薦を得、
(3) 現在、所属地区の第1副地区ガバナーを務めている者であること。
(4) 現在の第1副地区ガバナーが地区ガバナー選挙に立候補しない場合、または、地区大会の時点で第1副地区ガバナー職が空席になっている場合のみ、いかなる会員も、国際付則第9条4項(d)による条件を満たし、地区キャビネット構成員として現在務めているかまたは1年以上を務めた経験がある会員はすべて第9条6項(C) の条件をみたしているものとする。

〔注〕協議会議長，地区ガバナー，第1副地区ガバナーおよび第2副地区ガバナーなど選出に関する手続きは単一または複合地区会則で 決定することができるが，国際協会会則で規定されている以外の資格は加えてはならない。したがって、結果的に地域の公平性に配慮することは大切であるが、地域でのローテーション等は望ましくないと解釈される。
（一般社団法人日本ライオンズ会則委員会見解）

6. 地区ガバナーエレクト

地区ガバナーは，地区の年次大会で選出され、その年度の国際大会の閉会時から正式に就任するが，選出されてから就任するまでの間は地区ガバナーエレクトと呼ばれる。
監査規定に従って、国際理事会は第1副地区ガバナー／地区ガバナーエレクト・セミナーに出席する目的で国際大会に参加する地区ガバナーエレクトの費用の支払いを承認する権限を持つ。
国際協会は、きたる1年間の任務遂行に備えて、できるだけ早い機会に、上記セミナーとは別に、複合地区において地区ガバナーエレクト研修会を開催するよう要請している。

7. 第1および第2副地区ガバナー

1991年国際会則改正により「副地区ガバナーとして、1994年7月1日までに選出しなければならない」ことになり、以後、毎年地区大会で選出されている。なお2003年国際付則改正により、副地区ガバナーの選挙は地区ガバナーと同様に、無記名投票で過半数を獲得しなければならない。
2008年国際付則改正により、2009-2010年度及び以降の第1副地区ガバナー、第2副地区ガバナーを地区大会で選出することになった。
第1副地区ガバナー候補者の資格は、国際付則第9条6項(b)に、第2副地区ガバナー候補者の資格は同9条6項(C)に、また死亡その他の理由で空席となった場合の補充は、同9条6項(d)、複合地区会則第15

条2(J)、(K)に規定されている。第1および第2副地区ガバナーは、地区ガバナーの監督と指示のもとに、地区ガバナーの首席補佐役を務める。
また、地区ガバナーに空席が生じた場合、その任務および責任を果たすことができるよう、地区ガバナーの任務に精通しておくことになっている。

8. 地区ガバナー・キャビネット

(1) 地区ガバナー・キャビネットは次のイ、ロ、ハ、に示されるキャビネット構成員をもって構成される。キャビネット構成員は地区役員となる（複合地区会則)。

イ. 地区ガバナー、前地区ガバナー、第1副地区ガバナー、第2副地区ガバナー、地区名誉顧問会議長、キャビネット幹事、キャビネット会計および地区WYPT/ＧＭＴ/GLT/GST/GET//LCIFコーディネーター、リジョン・チェアパーソン、ゾーン・チェアパーソン。ただしリジョン・チェアパーソンを任命するか否かはその年度の地区ガバナーが決定する。

※地区グローバルアクションチームのメンバーおよびLCIF地区コーディネーターは、地区キャビネットの投票権を有する一員とすることを改正した。（2023年6月第105回ボストン国際大会決議）

ロ. 下記のうち，地区ガバナーが必要と認めて任命した各地区会則委員長，地区マーケティング委員長，地区会員委員長、地区国際大会委員長、区YCE委員長，地区情報テクノロジー委員長、地区エクステンション委員長、地区糖尿病委員長、地区視力(献眼)委員長、地区食料支援（子ども食堂）委員長、地区小児がん委員長、地区環境保全委員長、地区アラート（災害支援）委員長、地区レオ委員長、地区LCIF委員長、地区年次大会委員長、地区指導力育成委員長、地区ライオンズクエスト委員長、地区薬物乱用防止委員長、地区献血委員長、地区会員維持委員長、WYPT委員長、地区青少年委員長

ハ. その他地区ガバナーの任命する地区委員長（330・331・332・333・334・335・337複合地区)その他地区ガバナーの任命する地区委員長並びにキャビネット副幹事・副会計
((336複合地区)前地区ガバナー、第1および第2副地区ガバナー以外のキャビネット構成員は地区ガバナー、第1および第2副地区ガバナーによって任命される。
前記キャビネット構成員のうち、委員長は地区の状況を勘案し、兼務することはさしつかえない。

地区委員長兼務の一例
1. 地区PR・情報・テクノロジー
2. 地区会員・エクステンション
3. 地区国際関係・YCE
4. 地区ライオンズクエスト ・ 薬物乱用防止

へ. 地区委員および前記イ，ロ，ハ以外の者は、必要に応じ地区ガバナーによって任命される。

ト. 任期は，地区ガバナーの任期と同じとする。 ただし，地区YCEは，必要に応じて翌年度の８月３１日あるいは任務が完了するまで、翌年度の地区ガバナーによって任命され、実務に当たる。

(2) キャビネットは、地区運営方策を協議決定し実行する。

(3) キャビネットの会議は複合地区会則の規定によって開かれる。これらの会議で、地区ガバナー、前地区ガバナー、第1および第2副地区ガバナー、地区名誉顧問会議長、キャビネット幹事、キャビネット会計、リジョン・チェアパーソン、ゾーン・チェアパーソンおよび地区委員長に投票権が与えられる。表決は1名1票とする。2023年7月標準版地区会則及び付則を改正により、地区キャビネットの投票権のなかった地区グローバルアクションチームのメンバーおよびLCIF地区コーディネーターは、投票権を有する一員となった。

(4) 地区ガバナーは、キャビネットの会議を主宰する。定例会議は年4回とし、その他必要に応じて開くことができる。第１回は国際大会閉会後３０日以内、第２回は１１月中、第３回は２月中、第４回は地区大会の少なくとも３０日前に開く。

(5) キャビネット会議の出席者は、地区ガバナーが決定する。

(6) 地区ガバナーは、キャビネット構成員以外の者を必要に応じて会議に招集し、諮問することができる。

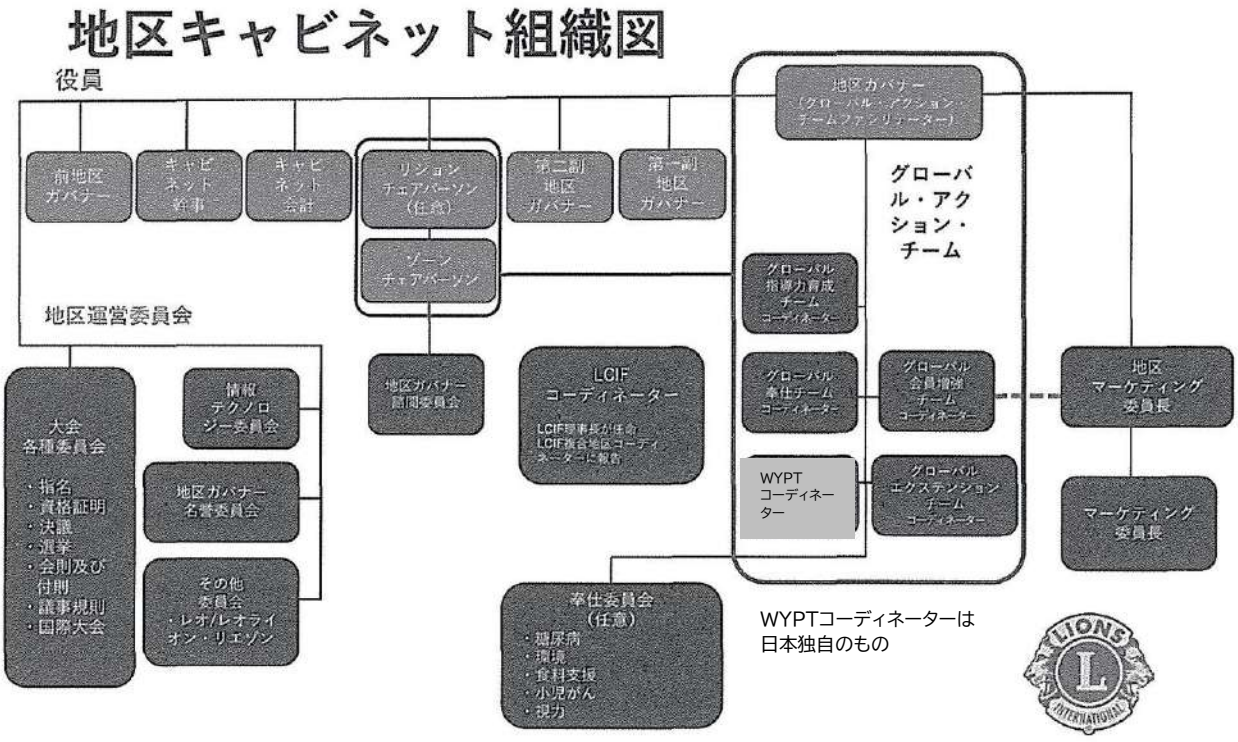

9. 地区グローバル・アクション・チーム（GAT）

地区グローバル・アクション・チームのチームには、下記チームで構成される。

(1) 地区ウーマン＆ヤングピープルチーム(WYPT)コーディネーター

(2) 地区グローバル指導力育成チーム（GLT）コーディネーター

(3) 地区グローバル会員増強チーム（GMT）コーディネーター

(4) 地区グローバル奉仕チーム　（GST）コーディネーター

(5) 地区グローバル・エクステンション・チーム （GET）コーディネーター

※地区SCPについて，2023年1月地区GETが新たに設置されたことにより、地区におけるスペシャルティクラブ・コーディネーター（SCP）の役職を終了した。

（2023年6月第105回ボストン国際大会決議）

GATは、クラブ、地区、複合地区のレベルからエリアレベル、会則地域レベルに至るまで、ライオンズ クラブ国際協会のあらゆるレベルの会員で構成されている。これらの献身的なライオンズは、地区とクラブのリーダーがその目標を達成できるよう支援するために，目標設定において地区を指導し、チームのモチベーションを高め、問題が生じたときにはサポートを提供する。

10. 地区LCIFコーディネーター

LCIFの取り組みについて熟知し、LCIFが支援する種々の交付金および事業について地区内ライオンズを啓発する。

11. リジョン・チェアパーソン

任命された場合、リジョン・チェアパーソンは地区ガバナーの指導監督のもとに、責任者としてリジョンの運営に当たり、グローバル・アクション・チームのメンバーとなる。

12. ゾーン・チェアパーソン

ゾーン・チェアパーソンは地区ガバナーおよびリジョン・チェアパーソンの指導監督のもとに、責任者としてゾーンの運営に当たり、グローバル・アクション・チームのメンバーとなる。

13. 地区ガバナー諮問委員会

地区ガバナー諮問委員会は、ゾーン・チェアパーソンを議長とし、ゾーン内のクラブ会長、第1副会長ならびに幹事で構成されている地区ガバナーの諮問機関である。

(1) 地区ガバナー諮問委員会の任務

イ．1年に4回，定例会議を開く。

ロ．クラブ会則および付則に従ってゾーン内の各クラブが望ましい発展を遂げるようゾーン・チェアパーソンを補佐する。

ハ．再建を要するクラブを援助する方法を審議する。

ニ．地区、複合地区、国際協会の各大会へゾーン内の会員ができるだけ多く参加するよう奨励する。

ホ．新クラブのチャーターナイトにゾーン内の会員が出席するようゾーン・チェアパーソンと協力して呼びかける。

ヘ．ゾーンの事業を企画し、審議する。

ト．ゾーン内クラブ間の交流を盛んにし、地区ガバナーの月、元地区ガバナーの月、キー賞授賞式、新役員就任式、新会員入会式、ライオネスクラブ会合などの開催、実施に当たって、ゾーン・チェアパーソンに協力する。

(2) 地区ガバナー諮問委員会審議事項の一例

地区ガバナー諮問委員会は，報告会で終わるのではなく、テーマを議題としクラブ間にとって有意義な情報や意見を交わす会議とする。

第1回会議（国際大会閉会後90日以内／ 8月か9月）

テーマ「奉仕を焦点に！」

1. 会長および幹事の任務に関する質問

2. ゾーン・チェアパーソンおよび地区ガバナーの目標を含むクラブの年間目標
3. 国際プログラム
4. 指導力育成
5. クラブ合同例会
6. 地区ガバナー公式訪問の際のプロトコール
7. ライオンズ奉仕デー
8. 地域社会が必要としている援助の分析
9. 広報活動
10. エクステンション
11. LCIF週間
12. クラブ・オリエンテーション・プログラム(指導力育成委員長の援助を得て、このプログラムを促進する
13. クラブ優秀賞

第2回会議（11月）

テーマ「会員増強を焦点に！」

1. クラブ会長ゴール達成の進展状況考察
2. 新会員の入会式およびオリエンテーション
3. 新会員に対するスポンサーの責任
4. クラブの成績評価
5. クラブの財政
6. クラブ会報，クラブ間の交流，PR
7. クラブの会員数および例会出席率
8. エクステンション(結成準備中の新クラブ)

第3回会議（2月か3月）

テーマ「指導力育成を焦点に！」

1. クラブ指名委員会任命
2. クラブ役員名報告書(PU-101書式）提出
3. クラブ新・旧役員懇談会
4. クラブ資金の会計監査
5. 地区，複合地区，国際協会の各大会へ派遣する代議員および補欠代議員の選任
6. クラブ次期役員スクール
7. クラブ・オリエンテーション・プログラム
8. アワード（贈呈式などに間に合うように、クラブ幹事がアワードを国際本部に注文したことを確認する）
9. 新クラブ結成に関する報告、チャーターナイト出席奨励

第4回会議（複合地区大会の約30日前）

テーマ「将来を焦点に！」

1. クラブ役員の引き継ぎ
2. 新任クラブ役員の任期に備えるために役立つツールの紹介
3. アワード（会議への参加、会員増強、優れた奉仕、その他の成果に対し、クラブ役員を表彰する。）

(3) 会議の開催についての注意

・会議の主宰者はゾーン・チェアパーソン。出席の確認、発言者の指名その他会議の秩序正しい進行は、ゾーン・チェアパーソンの責任である。

・目で見て分かりやすくパンフレット、図表、グラフ、碁図などを上手に利用すれば、議題を分かりやすく提示することができるだけでなく、会議が単調に流れることを防ぐのにも役立つ。

・出席者用名札

出席者全員のために名札を用意しておいて、互いに氏名、所属クラブ名が分かるようにする。

・活発な発言を奨励する出席者全員が漏れなく活発に発言するようにする。ある一人が独占してしゃべり続けることは、会議の進行の妨げになるから極力避けること。

・時間厳守 第1回目から時間がルーズであると、それが貫例になってしまう恐れがあるので、第1回会議は特に大切である。予定の議題が全部完了しなくても、時間がきたら閉会して、残った分は次回にまわす。

・会議成功への鍵

1. タイミング
2. 出席者の熱意
3. 討議への参加
4. 秩序だった議事進行

・会議終了後 直ちにゾーン内各クラブへ議事録を送付する。それとともに国際本部からあらかじめ送られている報告書に必要事項を記入して、地区ガバナーおよびリジョン・チェアパーソンに提出する。

14. 地区名誉顧問会

地区ガバナーは地区名誉顧問会を設ける。

(1) 構成……主として前・元地区ガバナーの中から地区ガバナーが任命した名誉顧問をもって構成する。「主として」とあるのは、ふさわしい人材であれば地区ガバナー経験者でないものを名誉顧問会の構成員とすることのできる余地を与えたものであり、「中から」とあるのは、必ずしも全部の元地区ガバナーを任命しなくてもよいということを示している。

(2) 任務……地区の調和を図る。

15. 地区年次大会

(1) 地区年次大会（地区大会)開催地は，前年の年次大会の代議員によって選定される。

(2) 地区キャビネットは、正当な理由があれば大会開催地をいつでも変更する権限を留保する。

(3) 地区大会開催の期日はキャビネットおよびホスト・ライオンズクラブによって決定され、年次大会開会日の少なくとも30日前までに、文書による開催地変更の通知が地区内の各クラブに送付されなければならない。

(4) 大会ホスト・ライオンズクラブは，速やかに大会委員長を選出し，これを地区ガバナーが任命する。大会委員長はキャビネットの指示を受け、大会の設営その他に当たる。

(5) 地区大会は大会に参加した地区ガバナーその他の地区内現・元国際協会役員およびクラブから正式に派遣された代議員をもって構成される。

(6) 地区ガバナーは議長として地区大会を主宰、キャビネット幹事は地区大会の幹事となる。

(7) 地区大会の議事の運営は、キャビネットによってあらかじめ決定される地区大会議事規則によって行われる。

(8) 地区大会の諸決議は、出席し、投票した地区ガバナーその他の地区内現・元国際協会役員およびクラブ代議員の有効票の過半数をもって決する。クラブ代議員が参加できないときは所定の手続きによって補欠が代わる。

(9) 地区大会は次期の地区ガバナー、第1副地区ガバナーおよび第2副地区ガバナーを選出する。

(10) 地区大会は国際理事立候補者推薦手続規則に基づいて、国際理事候補者の推薦を行い、国際第３副会長立候補者推薦手続規則に基づいて、国際第３副会長候補者の推薦を行う。

(11) 地区大会は国際会則および付則に反しないかぎり、あらゆる事項について決議を行うことがでる。ただし、国際協会への提案は、さらに複合地区大会を経なければならない。

(12) 国際付則第９条１項により、各地区は国際大会開会日の少なくとも３０日前に地区大会を開き地区ガバナーを選出しなければならない。また各複合地区は、国際大会開会日の１５日以前に完了するよう年次大会を開かなければならない。

16. 地区ガバナー、第1副地区ガバナー、第2副地区ガバナー投票の手順(一例)

① 代議員登録受付と投票用紙の交付

代議員の所属クラブと氏名が記入された「代議員証」にクラブ会長が署名したものを、代議員本人が登録受付に提示する。資格審査委員は代議員証を確認し、地区ガバナーと第1および第2副地区ガバナー選挙の投票用紙を交付する。登録受付の日時、場所は事前に各クラブに知らせられなければならない。定められた登録時間外に受付けた代議員には、投票用紙を交付することはできない。

② 投票

投票用紙は、地区ガバナー選挙用、第1副地区ガバナー選挙用、第2副地区ガバナー選挙用の３種類が予め指名・選挙委員会によって作成され、登録受付を担当する資格審査委員に渡される。投票用紙には、各候補者の氏名が印刷されていて、賛成は○、反対は×を記入するようにし、その他のことを書かれた場合、無効とする。投票場所は、登録受付に近い場所に設けることとし、指名・選挙委員会が管理するが、投票時間は定められた通り厳守しなければならない。

③ 開票

投票時間終了後、直ちに指名・選挙委員会によって開票され、その結果は代議員会に指名・選挙委員長より報告される。

17. キャビネット事務局

地区ガバナーはキャビネットの業務を処理するため、キャビネット事務局を置くことができる。事務局の運営はキャビネットが決定する規則による。

（1）地区内クラブとの連絡
（2）国際本部，ガバナー協議会および国外のライオンズクラブとの連絡
（3）キャビネット会議に関する事務
（4）地区年次大会に関する事務
（5）地区ガバナー諮問委員会に関する事務
（6）名誉顧問会に関する事務
（7）地区PR資料など印刷物の発行の事務
（8）地区委員会に関する事務

Ⅲ．ライオンズクラブについて

クラブを成功させるために

次の各項目は、長い経験に基づいて、クラブが成功するための基本的指針として、都会でも地方でも適用されうるものである。

1. 地域社会が必要とし、求めている、そして全地域社会の理想と関心を引きつける、そのような主要アクティビティ。これこそが、うまくいっているクラブに共通の基盤であり、このようなアクティビティのないクラブは結局衰退し、会員も興味を失ってしまう。
2. 地域社会がそれに参加、進んで拠金する。そのような主要アクティビティの資金獲得活動。このような主要アクティビティのない、そして獲得した資金の最終的な使用法について地域社会に正しく知らせていない資金獲得活動は、決して成功しない。
3. クラブの内外に対する巧みなPR。クラブ内部に対するPRには、情報を盛り込んでうまく書かれた会報が、強力で活動的な委員会組織とともに必要である。これらの委員会は、クラブ会報を通じてクラブ全員に詳細なレポートをしばしば送ることが要請される。クラブの外部に対するPRのためには、地域のマスコミをうまく使うことが、クラブの諸計画に対する世間の支持と評価を増加させることになる。一般に、マスコミは、つまらないアクティビティ地域社会にとって実際に意味がないアクティビティは取り上げようとしない反面、地域社会に役立つアクティビティやそのための資金獲得活動は積極的にこれを報道し、支持するものである。
4. 素晴らしい会合のために必要なことは、定刻に例会が開会されることから始まって、適切な会場、安くて良い食事、人を得たリーダー、型にはまらないしかも納得のできるテール・ツイスターの活動、的を得たプログラムから定刻に閉会することまでのすべてに及んでいる。例会だけでなく、委員会や理事会もまた十分に計画されたうえで、うまく運営されるべきである。
5. 参加の精神。ゾーン、リジョン、地区、複合地区および国際協会に関する事柄に、会員が積極的に関心を持ち参加するよう、絶えず情報を与えて教育することは非常に大切なことである。参加することによって、会員は誇りと友愛とよい意味での競争心をはぐくまれ、このようにして、地区や協会におけるリーダーシップが育っていくのである。
6. 印象深い入会式を伴った会員増強運動。熱心で親切な教育指導が行われなければならない。

以上の条件が満たされていれば、どんなクラブにも会員問題は生じない。地域社会の有能な人材は競って入会を希望し、クラブの行事はその地域の行事の一つと見られるようになるであろう。

1. 会員（会員種別と各会員プログラム）

善良な徳性の持ち主で，地域社会において声望のある成人は，正式に承認されたライオンズクラブの会員になる資格がある。ただし、招請によってのみ入会することができる。

国際理事会方針

国際理事会は、クラブ会員個人が国際会則および付則、理事会方針またはライオニズムの目的に反する行為をしたと見なした場合、次の措置をとる。

① その会員と所属クラブに対し、違反行為を直ちに停止するよう通告する。
② その会員が国際理事会の指示に従わなかった場合、その会員を除名するようクラブに通告する。
③ 上記通告を受けてから30日以内にクラブがその会員を除名しなかった場合には、そのクラブはステータスクオ・クラブとなる。

(1) 会員種別：ライオンズクラブの会員は次のとおり分類される。

a. **正会員:**クラブ、地区、または国際協会の役職に立候補する資格（ただし資格要件を満たしている場合）と、会員の投票を要するあらゆる事項に対する投票権を持つ会員。義務には、速やかな会費納入、クラブ活動参加、並びに地域社会に対してクラブの良い印象を与えるような言動が含まれる。この種類の会員は、クラブ代議員数算出の対象となる。

b. **不在会員:**クラブ所在地から転出したクラブ会員又は健康上の理由やその他の正当な理由により規則正しくクラブの会合に出席することが不可能な会員で、クラブにとどまることを希望し、これをクラブ理事会が適当と認めた者。不在会員の資格は6カ月ごとにクラブ理事会で再検討されるものとする。不在会員は役職に就くことも、地区又は国際の大会又は会合において投票することもできない。不在会員はクラブが課す会費を納入しなければならない。その会費には地区及び国際の会費が含まれる。この種類の会員は、クラブ代議員数算出の対象となる。

c. **名誉会員:** そのクラブの会員以外の者で、ライオンズクラブが奉仕をする地域社会のために著しい貢献をし、クラブが名誉会員の称号を与えることを希望した者。クラブは、名誉会員の入会金、地区会費、及び国際会費を支払う。名誉会員は会合に出席できるが、正会員が持つ特権を持たない。この種類の会員は、クラブ代議員数算出の対象とならない。

d. **優待会員:** 15年以上クラブ会員であって、病気、老齢その他クラブ理事会の認める正当な理由により正会員であることを放棄した者。優待会員はクラブが課す会費を納入しなければならない。その会費には地区会費及び国際会費が含まれる。優待会員は投票権を持つほか、会員としての他のいかなる特権も持つが、クラブ、地区、又は国際の役員職に就くことはできない。この種類の会員は、クラブ代議員数算出の対象となる。

e. **終身会員:** 20年以上ライオンズ正会員であり、かつ所属クラブ、その地域社会、あるいは国際協会に対する会員としての功績が著しい者、又は、重病人、あるいは15年以上正会員であり、かつ少なくとも70歳に達している者は、次の手続によってクラブの終身会員となることができる。

(1) 所属クラブが協会に推薦、

(2) 今後の国際会費全額の代わりにUS$650もしくは現地通貨によるUS$650相当額を所属クラブが納入。終身会員には、正会員としての義務を遂行する限りにおいて、正会員に与えられるすべての特権が与えられる。終身会員が移転を希望し、かつ他のクラブから招請を受けて転籍した場合、自動的に転籍先クラブの終身会員となる。クラブは、終身会員に対してクラブが適当と見なす額の会費を課すことができる。この種類の会員は、クラブ代議員数算出の対象となる。

f. **準会員:**他のライオンズクラブに主な会員籍を持つが、このクラブが奉仕する地域社会に住居を持つか、就職している会員。準会員の地位は、クラブ理事会の招請によって与えられるもので、毎年考察を受ける。クラブは、月例会員報告書で準会員を報告することはできない。準会員は、出席している会議におクラブ事項に対する投票権を持つが、準会員となっているクラブを代表して、地区（単一、準、暫定、及び/又は複合）大会又は国際大会の代議員になることはできない。この会員は、準会員となっているクラブを通して、クラブ、地区、又は国際の役員職に就くことができないし、地区、複合、又は国際の委員会への任命を受けることもできない。準会員から国際会費及び地区（単一、準、暫定、及び／又は複合）会費を徴収することはできない。ただし、クラブは妥当と思う会費を準会員から徴収することができる。この種類の会員は、クラブ代議員数算出の対象とならない。

g. **賛助会員:** 現在のところ、クラブの正会員として全面的に活動できないが、クラブとその奉仕

活動を支持しており、クラブへの賛助を希望する地域社会の優れた人物である。この地位は、クラブ理事会の招請によって与えられる。賛助会員は、出席している会議においてクラブ事項に対する投票権を持つが、クラブを代表して、地区（単一、準、暫定、及び/又は複合）大会又は国際大会の代議員になることはできない。この会員はクラブ、地区、又は国際の役員職に就くことも、地区、複合、又は国際の委員会への任命を受けることもできない。賛助会員は、地区会費、国際会費、その他クラブが課す会費を払わなければならない。この種類の会員は、クラブ代議員数算出の対象となる。

h. **特典会員：**家族会員、学生、または国際協会が提供するその他の会費割引プログラムに参加した結果として割引された会費を支払う会員で、クラブの会員籍を保持することを希望し、会費割引の条件を満たす会員。会員プログラムの参加状況は、クラブの理事会が確認するものとする。特典会員は、正会員のすべての権利を有するが、クラブ代議員数算出の対象とならない。

(2)日本にライオンズクラブが結成されてから70年以上を過ぎた現在、「終身会員」の資格をもつ会

員もふえ、多くのクラブがこの問題に直面することになる。そこで、各クラブ内規作成の参考に一案を掲載する。

〇〇ライオンズクラブ終身会員内規(参考例)

(この内規例は、一つの例として示したものです。従って、各クラブの実情に応じて修正のうえ採用されるよう勧めます。)

1. 資 格

(1) 20年以上正会員であり、所属クラブ、その地域社会もしくは国際協会に対し会員としてその功績の著しい者。

(2) 重病人。

(3) 15年以上正会員であり、少なくとも70歳に達している者。

「功績の著しい者」とは、下記のいずれかに該当する者をいう。

① 国際協会から表彰された者

② 本クラブの会長，幹事または会計を務めた者

③ 本クラブのチャーターメンバー

④ 地区の役職を務めた者

⑤ その他功績が著しいとクラブ理事会が認めた者

2. 手 続〔第1項一(2)を除く〕

(1) 前項該当者は、クラブ会長に、終身会員となることを申し出ることができる。

(2) 終身会員となることを申し出た会員については、クラブ会長は、次の理事会に提出して推薦を求める。

(3) クラブ会長は，国際付則第11条7項に定められる金額を国際協会に納入し、送金控えの写しを添付のうえ、所定の書式によって国際本部に申請する。

3. 権利・義務

終身会員は、クラブにおいて尊敬される立場にあり、クラブの会合やアクティビティに参加されるよう奨励する。正会員の義務を果たしている終身会員は、正会員と同一の権利および義務を有する。

4. 正会員の義務を遂行することの困難な終身会員の取り扱い

(1) 健康その他の理由から、正会員と同様の義務を遂行することの困難な終身会員は、その旨を理事会に申し出て承認を得る。

(2) 理事会は例会に出席できない終身会員に対し、クラブの最新情報を伝えるようにする。特別例会や記念行事の際は出席を要請する。

5. 改 正

本内規の改正には、クラブ例会に出席したグッドスタンディングの会員の過半数の賛成を必要とする。

6. 施 行

本内規は〇年〇月〇日から施行する。

〔注〕名誉会員および準会員を除いて、いかなる会員も同時に二つ以上のライオンズクラブの会員になることはできない。なお、2003年デンバーにおける国際大会で付則が改正され、「ライオンズクラブと同じような性格を持つ他の奉仕団体の会員になることはできない。」との規定は削除された。

会員種別表

種別	会費即時支払（クラブ、地区、国際）	クラブ活動参加	良い印象を与える言動	クラブ、地区又は国際の役職への立候補資格	投票権・自身が代議員になる資格	地区又は国際の大会の代議員数算出の対象
正会員	必要	必要	必要	有	有	対象になる
賛助会員	必要	可能な時	必要	無	クラブ事項のみ	対象になる
準会員	クラブ会費のみ支払う	可能な時	必要	無	地区大会（第1クラブ）クラブ事項（第1及び第2クラブ）	対象にならない
特典会員	必要	必要	必要	有	有	対象にならない
名誉会員	必要なしクラブが国際及び地区の会費を支払う	可能な時	必要	無	無	対象にならない
終身会員	クラブ及び地区の会費を払い、国際会費は払わない	可能な時	必要	正会員の義務を果たしていれば有	正会員の義務を果たしていれば有	対象になる
不在会員	必要	可能な時	必要	無	クラブ事項のみ	対象になる
優待会員	必要	可能な時	必要	無	有	対象になる

※2023年7月ボストン国際大会で、新たに会員種別「特典会員」を加えることを決議された。
※特典会員は、二人目以降の家族会員と学生会員及びレオライオンが対象、国際会費は半額となっている。
※（注：1）代議員数算出の対象となる。
※（注：2）代議員数算出の対象とならない。
※（注：3）「特典会員」は、クラブ代議員を算出する際の母数には含まれないが、特典会員自身がクラブ代議員となって一票を投じることについては制約はなく、代議員となることが出来る。

注）会費の取扱いに関する原則
① 総ての会費はクラブが徴収する。
② 国際・複合地区・地区の会費は総てクラブから納入する。
③ 会費の種類・額の決定はすべて、それぞれのレベルの最高機関決定とする。
（国際会費は国際大会、複合地区会費は複合地区大会、地区会費は地区大会、クラブ会費はクラブ例会）。

(3)転籍会員：クラブは以下を条件に、他のクラブを退会した、退会予定の会員の転籍を認めることができる。

イ． その会員が転籍を求めた時点でグッドスタンディングである、または
ロ． 前所属クラブを退会してから12ヵ月以内である、および
ハ． 転籍がクラブ理事会に承認される。

会員の転出入に関係している両方のクラブがその会員を、オンライン月例会員報告システムを通じて報告しなければならない。国際本部に転籍会員用書式を送付する必要はない。

(4) 再入会員：グッドスタンディングで退会した会員は誰でも、クラブ理事会が再入会を認めることができる。12ヵ月以内の再入会の場合入会金は不要だが，12ヵ月を超えた再入会の場合はUS$35を支払う必要がある。会員歴が途絶えたことのある会員は再入会員の奉仕歴継続用紙により、「グッドスタンディング」の 会員として以前に在籍していた期間を再入会後の奉仕歴に適用することが認められる。この特典は、「会費滞納」のために退会処分となった元会員には適用されない。

(5) 家族会員プログラム

2006年ボストン国際大会で国際会則第8条（現行国際付則第12条)が改正され，2007年1月1日より家族会員プログラムが施行された。同居する家族の一人目は国際会費全額を支払い，二人以降五人目までは国際会費が半額となる。ただし、オンライン月例会員報告書で、会員の入会報告と同時に家族会員証明がなされなければならない。ライオン誌は1家族に1冊送られるが、会員キットは無償で送られる。家族会員二人目以降の国際協会への入会金またはチャーター費の免除はなくなり、2013年7月1日からは二人目以降の家族会員も入会金またはチャーター費を支払う（2012年11月インディアナポリス国際理事会決議）。有資格の家族会員は正会員として、すべての権利と特権を持つ(クラブ付則標準版第1条1項)。

(6) 学生会員プログラム

民法の改正により、2022年4月1日から、成人年齢が20歳から18歳に引き下げられたことにより、成人としている正会員は18歳からとなりました。これにより「学生会員プログラム」を下記により追加する。

① 学生会員プログラムに関する規定(理事会方針書第17章一部抜粋)

「学生会員プログラム」は、法律上の成人年齢に達し、かつ30歳以下の学生であれば誰でも利用できる。学生とは、教育機関に在籍する個人を指すものとする。新規の学生会員は招請され、クラブの理事会によって承認されなければならない。

② 学生割引特典

•30歳以下の学生は、どの種類のクラブに入会する場合でも、国際会費が半額となり、チャーター費及び入会金は免除される。

•31歳以上の学生がキャンパスクラブに入会する場合には、通常額の国際会費を納めますが、チャーター費または入会金が10ドルに減額される。

(7) クラブ支部

事情があって正クラブ結成をサポートできない場合、その地域にライオニズムを広められるよう、クラブは支部を編成することができる。支部は付設組織として会合し、現地で選出された役員とて支部会長、幹事、会計を置く。この3人の役員と支部連絡員で、支部の執行委員会が構成される。

①クラブ支部は、理事会方針書が定める新ライオンズクラブ用のクラブ名の指針に従わなければならない。

② クラブ支部の編成には、最低5人の支部会員が必要である。

③ 支部会員は、毎月1回以上集まるよう奨励される。

④ 支部会員は、支部の活動につき投票することができると共に、親クラブの例会に出席している場合には親クラブの投票権のある会員である。

⑤ 支部会員は会長を選出する。会長は親クラブの理事会のメンバーを務めるものとし、親クラブの会合及び（又は）理事会会議に出席して支部が予定している活動の報告と月々の財務報告を行うと共に、支部と親クラブ間の自由な討議及び効果的なコミュニケーションを促進するための調整を行うよう奨励される。

⑥ 親クラブが国際会費、複合地区会費、地区会費を集め納入する。会員の入会や退会は、親クラブの月例会員報告で記録される。

⑦ 特別な事情があり、国際理事会会員増強委員会から許可を得た場合を除き、支部は親クラブと同じ地区（単一又は準）内になければならない。

⑧ 特別な事情がある場合には国際理事会会員増強委員会から許可を得た上で、ライオンズクラブが存在しないコミュニティ／地域に支部を結成することができる。

⑩ 親クラブは、支部を編成することを地区ガバナーに通知しなければならない。

⑪ 支部は、親クラブ全会員の過半数による賛成投票で解散できる。支部の会員は、親クラブの会員として残る。支部が解散したことは、ライオンズクラブ国際協会にも親クラブの役員が書面で通知しなければならない。

⑫ クラブ支部が新たな正クラブに変換する場合，正クラブに変換するクラブ支部の会員報告書が作成され、親クラブ幹事及び地区ガバナーの署名がなされることにより、その支部会員は親クラブからの退会者として処理される。

(8) レオライオン・プログラム

約60年以上にわたって地域社会に奉仕し、その過程においてリーダーとして成長できるという有益な経験を重ねてきた。レオライオン会員プログラムは、ライオン会員としてレオが奉仕を続ける機会を提供する。

① レオライオンになれるのはどのような人ですか？

レオクラブに少なくとも1年と1日在籍した成人年齢から35歳までのすべての現レオ及び元レオは、レオライオン会員として地域社会への奉仕を続けることができる。

② 会員のメリット

・国際会費の半額割引 ・入会費またはチャーター費の免除 ・特別なレオライオン会員ピン ・レオ在籍年数のライオンズ会員記録への加算 ・レオライオン会員専用：LinkediIn レオライオン社会人ネットワークグループ//参加申込み	・レオライオン理事会リエゾンを務める資格、情報シート、レオライオン・キャビネット、または協議会リエゾンを務める資格、役職に関する説明 ・レオライオンズクラブ、かたは、その他の種類のライオンズクラブで奉仕することを選択可能 「レオライオン」という名前によるレオとしてのアイデンディの維持

2. 役 員

(1) 役職および任期

イ．**役員**　会長、前会長、副会長、幹事、会計、奉仕委員長、マーケティング委員長ならびに会員委員長を、本クラブの役員とする。

ロ．すべての役員の任期は1年であり、前会長を除いて毎年選出され、7月1日に就任する。

ハ．クラブによっては独自の会則によって前項の役員以外に「副」を置くことがあるが、これは、あくまでも当該クラブの私的なものであって，他クラブに対してまで公的に適用されるものではない。

ニ．**解任**　本クラブのいかなる役員も、正当な理由があれば、全会員の3分の2の賛成投票によって解任することができる。

ホ．国際理事会方針の道徳基準と行動（クラブ役員）を遵守する。

(2) 会 長

イ．会長の立場

（イ）ライオンズクラブの会長は、クラブの最高執行者である。クラブおよび理事会のすべての会合を主宰する。その年度のライオンズクラブの成功と発展は、会長の職責遂行の熱意いかんにかかっている。

（ロ）クラブ・グローバル・アクション・チームのファシリテーターを務める。①適格なライオン・リーダーが選出され、クラブ奉仕委員長、クラブ会員委員長、クラブ副会長（指導力育成委員長を兼任）の役職に就くようにする。②定期的に会議を行い，グローバル・アクション・チームにより企画された取り組みを検討し進める。③地区グローバル・アクション・チームおよび他のクラブ会長と連携し、人道奉仕の拡大，指導力育成会員増強に重点を置いた取り組みを推し進める。クラブの役員及び委員会委員長と連携し、クラブ理事会により提示及び承認された会員増強、地域関与、運営向上、人道的奉仕遂行に向けた計画を実行する。

（ニ）本クラブの理事会会議及び定例会議並びに臨時会議を招集する。

（ホ）常設委員会及び特別委員会を任命し、委員長と協力して各委員会がその役割をきちんと果たし、報告するようにする。

（ヘ）選挙日が決まられ、その通知が出され、選挙が行われることを確認する。

（ト）クラブが現地の法律に従って運営しているようにする。

（チ）クラブ運営の適切な管理を確実にするべく、すべてのクラブ役員及び会員がクラブ会則及び付則と国際会則及び付則を順守するよう計らう。

（リ）外交的な対応を奨励し、必要であれば、紛争処理手順を用いて公明正大な方法で対立を解消する。

（ヌ）本クラブが所属するゾーンの地区ガバナー諮問委員会の正規構成員となる。

（ル）副会長のメンター役を務め、効果的なリーダーシップの継続を確実なものにする。

ロ．会長として心得るべき事項

クラブの運営が、国際会則および付則、複合地区会則、クラブ会則に基づいて行われるように留意する。クラブは、国際会則に違反しないかぎり、クラブ独自の会則および付則を採択することができる。ただし、このような独自の会則を持たないクラブは、「ライオンズクラブ会則および付則標準版」（以下「クラブ会則」という）に基づいて運営される。会長の職責は「クラブ会則」、「クラブ会長／副会長Eブック」に記されているが、その職責を全うするためには、過去の経験に照らして次のような事項を実行することが望ましい。

（イ）正式に就任する前に準備クラブ理事会および各種委員長会議を開くこと。これは、向こう1年間の目標を立て、就任する前にできるだけしっかりと機構を固めておくためである。

（ロ）毎月定例クラブ理事会を開くこと。クラブ理事会は、クラブ運営の方策を立て、またこれを執行する機関であるので定例会合を開くことによって初めてその職責を全うすることができる。

（ハ）クラブ理事会に先だって議題を準備すること。

（ニ）クラブ理事会の前に幹事と打ち合わせを行うこと。

会議に必要な報告書、資料、情報の準備ができているかどうかを確認しておく。

（ホ）会合に先立ってプログラムコーディネーターと打ち合わせを行うこと。これは会合の計画が正確にできあがっているかを確かめるためである。

（ヘ）会合に先立って進行次第のスケジュールを組んでおくこと。この際、細部にわたる時間表を決めておく。

（ト）財務委員会に協力して、クラブの運営予算案を作成する。予算案は半期分ずつ作成してもよいし、1年分でもさしつかえないが、年間予算が適当であると考えられる。

（チ）クラブが決定したアクティビティの予算については、財務委員会にその案を作成させ、クラブ理事会に提出のうえ例会の承認を得る。これに要する資金は、事業の実施に先立って調達されるか、または確実な保障を持つものでなければならない。 特定のアクティビティについての提案が一会員からなされたときは、会長はこれを直ちにクラブ理事会の議にかけるか否かを決めなければならない。

（リ）運営・事業両面の各委員会は、クラブ理事会に対しては毎月報告しなければならない。

（ヌ）クラブの設定した年間努力目標達成のために努力すること。 会報および例会の席上での報告によって，常に会員に年間努力目標を周知徹底させ，その達成のために努力する。

（ル）任期終了時に，幹事および会計の諸記録および計算書に基づいて決算の監査を受ける。

監査は、クラブ理事会の決定により年2回以上のこともあり得る。

（ヲ）会合はすべて時間を厳守すること。

会議が、協議中の主な議題から脱線しないように常に注意しなければならない。

（ワ）すべての会合の進行はロバート議事規則による。ライオンズクラブにおける議事運営の基本的なマニュアルである「ロバート議事規則」の全文完全邦訳版が、1986年に完成し、京都イーストクラブ結成25周年記念事業の一環として頒布された。〔注〕絶版。

クラブの設定する年間努力目標（一例）

（イ） 会員の増強 社会に対する奉仕が増大するにつれて、会員は増加しなければならないのであるから会員の増加は非常に重要なことである。しかし、単に新会員を得るというのではなく、会合に出席し、事業に参加し、よく働く立派な会員を得なければならない。

（ロ） 出席率の最低線85％の維持

100％出席を目標としてできるだけ努力すべきであるが、平均出席率は85％を下回ってはならない。

（ハ） 地区、複合地区および国際協会大会への所定数の代議員を派遣することができるよう、年度当初に計画を立て，代議員の派遣費用を支出できるよう考えておかなければならない。

（ニ） 健全財政の確立 運営予算が決定したならばそれは厳守されなければならない。納入金は滞りなく徴収し、クラブの支出すべき費用は速やかに支払うよう留意する。

（ホ） ライオニズムの徹底 会員にライオニズムを熟知させることは最も緊要な問題である。そこで、まず新入会員に感銘深い入会式を行って正しい第一歩を踏み出させ、さらに組織化された指導を行うことが必要である。新会員は古い会員と交わり、ライオニズムの歴史、原則、組織、計画などについて説明を与えられるべきである。

会合のたびごとにライオニズムに関する談話をすることは、新しい会員に指針を与えるとともに、古い会員には組織の偉大な精神と目的とを再考させるのに役立つのである。 新しい会員が成長し委員会目ざましい働き手となったとき、初めて会員強化の仕事は完了する。活動的な会員が脱落となることはほとんどあり得ない。会員を強化することは、またクラブ全会員の責任でもある。

（ヘ） 地域奉仕に関する幅広い計画 立派な奉仕団体はないが、ライオンズの特色とするところは、全世界にわたって、各クラブがそれぞれの地域社会でアクティビティを行っていることである。

健全財政や高い出席率も素晴らしいものであるが、我々の住む社会の不幸な人々や社会に対してなんらアクティビティを行わないとしたら、ライオニズムが長い年月をかけて築きあげた、世界最大の奉仕団体としての地位を保持することは難しい。我われはまず全会員の関心と支持を得るようなアクティビティ計画を樹立しなければならない。そうすれば全会員が興味を持ってそれぞれ重要な仕事を受け持つことになり、ひいては地域社会の感謝と支持を獲得できることになる。また、このような計画はその地域社会の立派な人たちの関心を引いて、ライオンズクラブに入会させるようになり、古い会員を強化して関心の薄れていくのを防ぐことになるのである。

（ト） 例会における、魅力のある、かつ変化に富んだ諸企画の実践 クラブ例会において、新鮮で面白い企画を実施するよう努力すべきである。会員の関心を維持し、新会員を獲得し、古い会員の脱落を防ぎ、高い出席率を得、クラブの向上を図るためには、これは欠くことのできない要件である。ここで考慮すべき大切なことは、明朗で有能なテール・ツイスター、よいソング・リーダーやピアニストをクラブが持つことである。

（チ） 効果的なPR計画 クラブの行うアクティビティの成否は、クラブが一般市民にどのように伝えられ、受け取られているかにかかることが多い。ゆえに新聞、ラジオ、テレビなどの媒体を通じて常に正しくかつ有効なPRを随時企画し、それを効果的に実施していくことは極めて重要である。

（リ） クラブの権威向上に努め、会員の信頼にこたえる。会員はクラブに対してある義務を負うものであるが、クラブもまた会員に対して義務を負うものであることを見逃してはならない。全会員がそれぞれライオンであることを誇りとし、ライオンであることの幸せを覚えるように努力しなければならない。

（ヌ） 親睦会を通じて会員相互の友愛を高揚すること。親睦会はたびたび開催されるよう計画すべきである。そうすれば会員とその家族は一層親密になり、会員になったことの喜びをさらに多く受けることになる。

ハ．指導力育成*教育*

クラブ会長の重要任務の一つに、十分な知識を持って進んでクラブのために働く何人かのリーダーを用意するということがある。このために必要な手*段*として下記2項がある。

1. 各委員会の委員長と委員に*熱心*なライオンを選択する。
2. 委員長に対して指導力育成*教育*を行う。

この教育会合には、各委員会の委員長のほか、クラブ理事会の構成員全員の出席を求める。会合の目的は、クラブとしての任務と責任を討議し、特*殊*任務を割り当て、総合的なクラブ目的の理解のうえに、これらの任務と職能の達成に向かってのチームワークを高めることにある。国際プログラム、クラブの年次目標の資料は、*教育*会合における会長の大切な資料となる。また、クラブが改善すべき部分を見つけるための手掛かりとなり，CQI（CtubQuatityInitiative）「クラブ活化計画」を実施して、会員の満足度を向上させてクラブの質を高める。

(3) 前会長

前会長は他の元会長とともに、クラブ会長及び副会長のメンター役を務める。また、他のライオンがこの役職に任命される場合を除き、前会長はクラブLCIFコーディネーターを務める。

(4) 第1副会長

クラブ活性化のための年次調査を実施するとともにクラブ役員（特にクラブのグローバル・アクション・チームのメンバー）及び他の委員会委員長と連携して、会長としての任期中にクラブ理事会により提示及び承認される会員増強地域関与、人道的奉仕遂行に向けた計画を策定する。クラブのグローバル・アクション・チームの重要なメンバーとしてクラブ指導力育成委員長を務め、地区ガバナー諮問委員会の正規構成員となる。

(5) 副会長

会長が何らかの理由により任務を遂行できない場合には、副会長が順位に従ってその役に就き、会長と同じ権限をもってその任務を果たす。各副会長は、会長の指揮の下に、会長が割り当てた委員会の活動を監督する。

(6) 幹事

幹事は、月例報告やアクティビティの報告を行う他、地区ガバナー諮問委員会の正規構成員となる。幹事の責任は重く、クラブ運営の要となる役職であり、幹事の職務については、第2編を参照する。

(7) 会計

イ．会計の立場

会計は、会長および理事会の監督を受け、クラブの会計事務を担当する役員である。会計が会計事務を処理するに当たっては、特に幹事および財務委員と連絡を密にし、互いに協力援助し合う。

ロ．会計の職務

（イ）幹事その他からすべての金*銭*を受け取り、財務委員会が推薦し理事会が承認した銀行に預金する。

（ロ）幹事と協力して、四半期又は半期ごとに各会員に会費その他の納入金を請求する手配をし、集められた支払金を理事会に報告する。

（ハ）理事会の承認によってのみ、支払いを行う。

（ニ）クラブの収入と支出の全般的な記録を保管する。

（ホ）毎月及び半期ごとに会計報告書を作成し本クラブ理事会に提出する。

（ヘ）理事会の要求があれば、その職務遂行に対し保証金又はこれに代わる担保を出す。

（ト）任期を終えるにあたっては、クラブの財務記録一式および資金を速やかに後任者に引き渡す。
（チ）財務委員会の委員長を務める。

(8) 会員委員長

クラブのグローバル・アクション・チームの重要なメンバーを務め、新会員勧誘と現クラブ会員満足度向上に向けた年間の会員増強目標と行動計画をクラブ理事会に提出して、承認と支援を求める。また、各新会員に効果的な会員オリエンテーションが提供され、新会員にとって有意義なクラブ活動に参加する機会が与えられるようにする。必要に応じて、地区ガバナー諮問委員会に出席する。

(9) 奉仕委員長

グローバル・アクション・チームの重要なメンバーを務め，地域社会の現在のニーズに対処する。ライオンズクラブ国際協会の奉仕フレームワークおよび／または適切な場合には地区の奉仕目標に沿った、年間の奉仕目標と行動計画を策定し、その伝達を行う。奉仕事業への参加・関与を呼びかけ会員の満足度を高める。必要に応じて、地区ガバナー諮問委員会に出席する。

(10) マーケティング委員長

年間のコミュニケーション計画を策定し，ソーシャルメディアを通じて，人道支援活動，地域社会の参加、会員増強の取り組みを進める。クラブの会員にコミュニケーションツールを提供し、ソーシャルメディア、口コミ、その他効果的な情報伝達手段を用いてクラブの活動推進に参加するよう、クラブの会員全員に奨励する。必要に応じて、地区ガバナー諮問委員会に出席する。

(11) クラブ標準組織図（国際協会ホームページ抜粋）

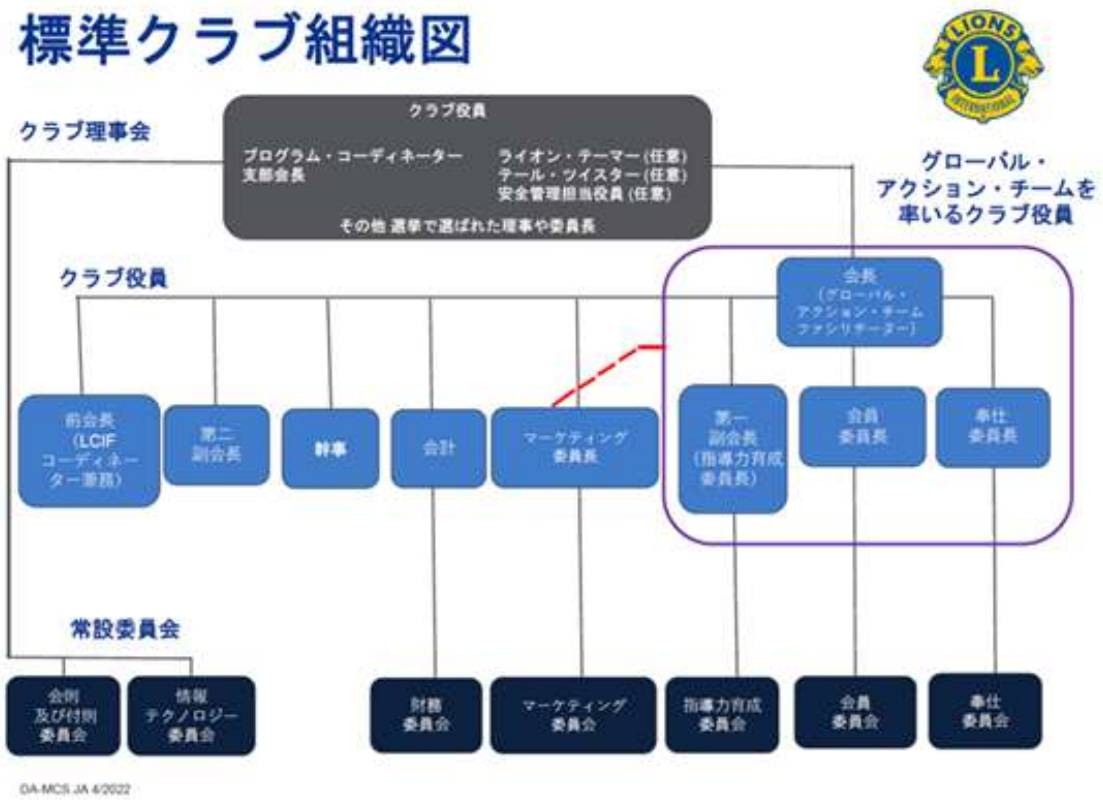

3. 理事会

(1) 理事会の構成員は、クラブ役員、ライオン・テーマー（任意、テール・ツイスター（任意、クラブLCIFコーディネーター、プログラムコーディネーター、安全管理担当役員（任意）、指名された場合には支部会長，並びに選出されたその他の全理事及び／又は委員長である。
※クラブ理事は1年目の理事を1年理事、2年目の理事を2年理事と呼称している。

(2) クラブ役員のほかに、クラブが必要とみなし選挙で選ばれるその他の役職に加え、選出された場合には下記が理事会のメンバーを務めることができる。

イ．プログラムコーディネーター

クラブ会員の関心事に基づいて例会のために講演やエンターテインメントを手配することにより、例会の充実化を図るとともに会員にとって重要な話題について常時伝達する。プログラムコーディネーターは、会長からスピーカーについて許可を得た上で、例会次第に記載されるようクラブ幹事に情報を伝え、効果的な告知を確実にするためにマーケティング委員長に連絡する。例会に到着したスピーカーを歓迎し、例会では適切な座席が用意され、スピーカーが歓待されるようにする。

ロ．クラブLCIFコーディネーター

LCIFの使命及び実績とライオンズクラブ国際協会におけるその重要性を伝え、クラブ内でLCIF開発戦略を実施するとともに、地区LCIFコーディネーターと連携して地域でLCIFを推進することにより、地区の目標と一貫するようにする。また、クラブ奉仕委員長およびグローバル・アクション・チームとも連携し、クラブの取り組みを支援する。

ハ．安全管理担当役員（任意）

安全対策が整っているようにするため、各アクティビティを検討して潜在する危険を見極めるとともにライオンズクラブ国際協会から入手可能な自己点検チェックリストの掲載事項をすべて確認し、十分な監督が確実に行われ適切な保険がかけられているようにする。何らかの事態が生じた場合には、関係のある重要な情報をすべて収集して保険会社に遅滞なく報告する。

ニ．ライオン・テーマー（設置は任意）

（イ）クラブの所有物および備品の管理に責任を負う。安全な保管のために適当な保管場所が必要である。所有物を失いまたは破損すると、その補充のためクラブの経費がそれだけかさむことになる。

（ロ）旗、バナー、ゴング、槌歌集および会員名札掛けなどを会合の前に適当な場所に置くこと。会合は定刻に開会することが大切である。
ライオン・テーマーはこれらの備品を適当な場所に置くのに十分間に合うよう、早く会場に着いていなければならない。また、会合後適切な保管場所にこれらの諸備品を返還することも大切な任務である。

（ハ）会合に必要な会報、記念品および印刷物を配布すること。

（ニ）会合の際には儀式係として会場の秩序を維持すること。

（ホ）出席者がそれぞれ適当な場所に座っているかどうかを調べること。このためには、だれがメイン・テーブルに座るべきかについて会長や計画委員長と相談しなければならない。会員は会合のたびに違った人たちと同席することによって楽しみが増すであろう。

ホ．テール・ツイスター（設置は任意）

テール・ツイスターは、いわゆる「会合の引き立て役」である。その任務は、会合の活気を盛り上げ、友愛の情を一段と深め、全体の雰囲気を和やかに保つことである。

テール・ツイスターには、会員にファインを課し、それを徴収する権限が与えられており、会員のだれもこれを制約することはできない。ファインは、同一会合において同一会員に2回を超えて課してはならない。また、出席会員全員の賛成がないかぎり、テール・ツイスターにファインを課すことはできない。その額はクラブ理事会によって決められる。

テール・ツイスターは、集まったすべての金額を各会合の終わりにクラブ会計に引き渡し、領収書を受け取る。

テール・ツイスターは、クラブ理事会から依頼されて、クラブの運営資金や事業資金の収入源にするためにファインを課すようなことがあってはならない。なぜなら、テール・ツイスターの本分は、「いかに会合を楽しくさせるか」ということにあり、その手段の一つとしてファインを課す権限が与えられているのであって、収入源としていたずらにファインを課すべきではないのである。

（イ）テール・ツイスターは旺盛な独創力と、ユーモラスなオ知の持ち主であることが必要である。

① 奇抜なアイデアをもって会合を楽しく進行させる。

② クラブ内規に違反する言動があった場合、ユーモアのうちにファインを課し、気まずい思いをさせないで笑いのうちに会員に反省させる。

③ その活踊は一定の時間に限定されることなく、いかなるときでも常に笑いの中に活動できる体制にあること。

④ 幹事その他と連携し、また会合の進行を妨げないこと。

（ロ）その任務を立派に果たすため、若干の小道具を準備すること。赤い帽子、赤いタスキ、小太鼓、ラッパ、ファイン・ボックスなど

（ハ）テール・ツイスターにはある程度の話術が必要である。

（イ） にこやかにファインの取れる話し方。

（ロ） 適当な間（ま）をとること。

（ハ）ユーモアとウィット

（ニ） 会員の気持を尊重すること。

① ファインに対して絶対権限があるので、少々の悪ふざけも軽妙なユーモアにあふれていれば許されるが、会員やゲストの気持を傷つけてはならない。

② ファインの課し方によっては、相手の感情を害し、ひいては脱落者を作る原因となる。

③ 会員の理解と協力が得られるよう努力すること。

（ホ）ファインとドネーションは、はっきり区別されなければならない。

ファイン……テール・ツイスターが徴収する課金……運営費処理

ドネーション……善意に基づく自発的な寄付金……主として事業費処理

（自分の慶祝ごとを発表することは、 日本人の常としてためらいがちであるので、テール・ツイスターはその引き出し役となる）

（ヘ）1998-99年度からテール・ツイスターをクラブに置くか否かはクラブが任意に決めてよいことになったが、日本では一般に必要と考えられている。

へ．理　事

理事会に提出された事項について、追加的な監視と承認の役割を果たす。この役職の任期は2年である。

(3) 定例会合は、理事会の決定する日時および場所で開かれる（理事会は少なくとも月1回は会議を開くよう推奨されている）。

(4) 理事会の臨時会合は，会長または3名以上の理事会構成員の要求があったときに、会長が決定する日時および場所で開かれる。

(5) 理事会のいかなる会合においても、構成員の過半数の出席をもって定足数とする。他に特に規定する場合を除き、理事会の会合に出席した構成員の過半数による決定をもって理事会全体の決議とする。

(6) 理事会の任務および権限

イ．理事会はクラブの執行機関であって、クラブによって承認された施策を各役員を通じて実施する責任を持つ。すべてのクラブの新企画および新施策はまず理事会で検討のうえ、クラブの定例または特別会合に提案され、承認を得なければならない。

ロ．すべての支出は理事会の承認を必要とする。理事会はクラブの現在の収入を超過する伯務を負ってはならない。また、クラブの承認した企画および施策に反する目的のためにクラブの資金を支出することを承認してはならない。

ハ．理事会はクラブのいかなる役員の職務遂行上の行為を修正または取り消す権限を持つ。

ニ．年1回または理事会の判断により必要と認めたときは随時、本クラブの会計およびその執行について監査を受けなければならない。また、本クラブ役員、委員会または会員の扱っているクラブ資金について会計報告を求め、または監査を受けさせることができる。クラブのグッドスタンディングの会員は妥当な日時および場所において、上記監査または会計報告について調査することができる。

ホ．財務委員会の推薦を受けて、クラブ資金を預金する銀行を指定する。

ヘ．クラブ役員の任務遂行を保証するための担保設定に関する決定を行う。

ト．事業を行って公衆から集めた純益を、クラブ運営のために支出することを許可または承認してはならない。

チ．理事会はすべての新企画および施策を、それぞれ該当する常設または特別委員会に付託し、委員会の検討および理事会に対する答申を求める。

リ．理事会は一般的に認められた会計原則に基づいて、少なくとも2つの資金を別々に管理しなければならない。その1つは会費テール・ツイスターの集めたファインおよびクラブ内部で集めた資金などの運営資金とする。もう1つは公衆に求めて集めたアクティビティまたは社会福祉のための資金とする。

ヌ．理事会または理事会より委任を受けた委員会は、クラブの承認を得て、地区大会、複合地区大会および国際大会に派遣するクラブの代議員および補欠を任命する。

(7) 準備理事会

クラブの次期役員が選出されると、次期会長は速やかに準備理事会を開く。機構を固め、内規や会牲を再検討し、向こう1年間の計画をあらかじめ立てるのがその目的である。この会合においては、理事会構成員が正式に就任するまではクラブを拘束するような決議その他の活動をすることはできないが、次年度の計画を討論し、仮決議をすることは許される。その仮決議事

項は第1回理事会において正式に採決する。

(8) 定例理事会

月によってクラブ理事会の議事の順序には多少の変更がある。以下参考のために月別の議事項目を述べる。

7月　特別委員会の設定、クラブ取引銀行の承認、運営・事業予算の採択、クラブ会計および活動の監査結果報告、諸会牲納入時期の決定、諸支払いの承認、年間努力目標の採択、今後の定例理事会日程の決定

８月　委員会報告、会員委員会の年間計画、例会のプログラム、年次大会の出席および財政

９月　クラブの親睦会、今年度の社会奉仕活動、事業資金獲得計画、「ライオン誌月間」、地区ガバナー諮問委員会会議

10月ライオンズ奉仕デー(8日、ライオンズ世界視カデー（第2木曜日、国際連合の日(24日)

11月　情報委員会の報告検討、クリスマス活動計画、地区ガバナー諮問委員会会議

12月　委員会報告

財務委員会　1月1日から6月30日までの下半期運営予算(1年分の予算制をとる場合は不要)
クリスマス・アクティビティ推進のための資金獲得計画

各事業委員会　クリスマス・アクティビティに関する諸計画

会員委員会　1月開催の創立者報恩の月に関する諸計画

情報委員会　新会員の融和計画

1月　クラブ運営の中間報告およびその検討

会員委員会の「創立者報恩の月」計画実施に関する報告、「元地区ガバナーの月」の諸計画、「ライオンズ情報月間、「LCIF週間」、次期役員指名会および次期役員選挙会の日取り決定

2月　「元地区ガバナーの月」計画実施に関する報告

3月　「地区ガバナーの月」、春のアクティビティの検討、国際、複合地区および地区年次大会に関する報告と出席する代議員および補欠の任命ならびに出席に必要な諸経費の検討，地区ガバナー諮問委員会会議

4月　進行中のアクティビティが6月30日までに完了するかどうかの確認
「クラブ標識整備月間」

5月　監査委員がまだ決まっていない場合はその選任、クラブ年次会合の日時および場所の決定

6月　クラブ年次会合、年間努力目標達成状況の検討

なお、理事会はクラブの特別会合を必要とする場合は、会長にその招集を要求する。

(9) 理事会後に処理すべき事項

イ．幹事は理事会の議事録をまとめ、決議によって必要となった通信文を直ちに準備する。

ロ．会計は理事会が支払いを認めた請求書について直ちに支払いを行う。

ハ．幹事は理事会が承認した新会員に招待状を送り、その写しをスポンサーに送る。

ニ．幹事はすべての通信文および請求書や領収書をファイルし、保管する。

4. クラブ例会

2014年7月トロントで行われた国際理事会において、多くの地域で、伝統的なプロトコールや形式に従った例会を行っているが、そうすることが義務だとクラブが信じている場合が少なくないことが指摘された。クラブには例会の実施方法を自ら決定する権利があり、クラブが選択できる様々なクラブ例会の形式やスタイルを提示し、そこからクラブが自らの必要性に応じて変えていくことを支援するツールとして、後掲の「YourClub,YourWay（あなたのクラブ，あなたのやり方で！）」が発行された。この新しいパンフレットは、クラブが変化に即した例会やクラブ行事を決定していくためのプロセスを説明したものとなっている。また、クラブは例会の出席に重きを置くのではなく、意味のある（クラブ活動への）参加により重きを置くべきである。家族会員やその他、クラブ活動全般への貢献は出来るが、例会への参加が困難であったり、それを必ずしも望んでいないような種類の会員に関して周知することが重要である。クラブが、伝統的な例会出席率のみを評価するような方法に代えて、もしくはこれに加えて、（総合的なクラブへの貢献という見地から）会員を称える視点と方法を提供することが可能となるような新しいアワードの検討が行われた。（国際協会発行資料より抜粋）

第2編　クラブ運営

1. クラブ幹事

幹事はクラブ理事会の一員であり、会長および理事会の指揮監督のもとにクラブ理事会をはじめあらゆるクラブの会合の運営に協力し、クラブ活動全般にわたって執行機関の中枢となる役員である。

(1) 幹事は会長および理事会の指揮監督のもとに地区、複合地区および国際協会間の連絡に当たる。

(2) 幹事は所属ゾーンにおける地区ガバナー諮問委員会の正規委員であり、同委員会に会長とともに出席し協力する。

(3) 幹事の職責遂行のいかんはクラブの盛衰を左右する。だから、会則をはじめ諸規定および上部機関からの通達に通暁し、これを忠実にかつ遅滞なく処理すること。

(4) 幹事に選ばれた光栄と責任のため、時として自己企業に優先して時間と労力をささげざるを得ない。従って、就任前に、限定された1年間、悔いのない奉仕ができるよう準備すべきである。

(5) ライオンズクラブの会員といえども人間である。感情の波もあれば、癖もある。幹事は常に謙虚な気持で笑顔を忘れず、会員相互の融和を図り、明るく楽しいクラブ運営と地域社会に対するライオニズムの高揚に精進すべきである。

(6) こうして幹事が自らライオニズムの師表となるとき、クラブは真の生きた活動をするということを認識すべきである。

2. クラブ幹事の職務

(1) 国際協会に対して

イ．会員報告：毎月、当月分を月末までにオンラインで国際本部に報告する。

ロ．国際協会の要求する諸報告、諸資料を決められた期日までに提出する。クラブ役員を国際本部に報告するには、会員報告と同様に、オンラインで報告する。

ハ．国際協会から請求された諸納入金の期限内払い込みをクラブ会計と協力して行う。

ニ．常に正確に会員を国際本部に登録しておく。国際本部の記録と合わない場合は直ちに登録データを修正する。

※ 在籍会員が名簿に載っていない場合は会員名、住所、入会年月日、スポンサー名を入力する。

※ 既に退会した会員が名簿に載っている場合は、会員名、退会年月日、退会理由を入力する。

ホ．Lion Portalを活用する。

クラブ会長および幹事はLion Portalへアクセスして、会員データの閲覧や会員名簿を印刷することができる。また、会計計算書の確認のほか、会員カードの印刷を行うこともできる。クラブ幹事は、Lion Portalを通じて次年度のクラブ役員を報告することもできる。こうしだ情報は、一旦Lion Portalに入力されると地区の役員にも直ちに入手可能となる。また、クラブ会計もLion Portal へアクセスし，会計計算書や半期分会特請求書を確認することができる。会計はLion Portal ウェブサイトを通じてクラブロ座の未納残高を支払う（ただし支払画面は英語）こ

とも可能である。Lion Portalを利用するには，ユーザー名とパスワードを作成してLion Portalに登録する（認証には会員番号と個人のメールアドレス、生年月日などが必要）。登録後にログオン・ページでユーザー名とパスワードを入力してログイン、Lion Portalにアクセスする。

国際本部からのお願い
　国際本部の各種プログラムや通知事項は、国際本部のウェブサイトwww.lionsclubs.orgで確認するのが最も確実に一番新しい情報を得る方法です。また、年4回の国際理事会等で重要な変更や新しい情報をお伝えする場合には、国際理事からのご報告のほか、地区キャビネットを介して国際本部からお知らせします。

(2) 地区に対して

イ．地区キャビネット事務局と連絡を密にする。
ロ．マンスリーレポート（オンライン報告）をはじめ、地区キャビネットが要求する諸報告を期日を厳守して提出する。
ハ．地区ガバナー諮問委員会の正規委員となり、同委員会に協力する。
ニ．複合地区および地区から請求された諸納入金の期限内払い込みをクラブ会計と協力して行う。

(3) クラブに対して

イ．クラブの履歴および会員名簿の整備保管。
ロ．クラブの会合、理事会の招集の手続き。同議事録の保管。
ハ．選挙記録の保管。理事会、委員会名簿の整備。
ニ．会員出席記録の保管。
ホ．会員に対し、会牲その他の納入金を請求し、その記録を保管。徴収した全金額を会計に引き渡し、領収証を得る。
ヘ．会費滞納会員の氏名およびその滞納金額を含む財務報告書を作成し、定例クラブ理事会に提出して承認を得る。
ト．正当な理由の報告なしに連続4回会合に欠席した会員の氏名を理事会に報告する。
チ．クラブ事業記録の保管。
リ．上部機構の会議要録の整備保存。
ヌ．会員表彰記録の整備とアワード申請。
ル．会員カードの発行。
ヲ．クラブ用品の発注。
ワ．その他クラブの全般的な記録を保管する。
カ．理事会の要求があれば、その職務遂行に対して保証金ないしこれに代わる担保を提出する。

3. クラブ優秀賞

国際協会のウェブサイトに、申請書が掲載されているので、クラブはダウンロードして用紙を使う。申請書は、クラブ幹事がこれに記入し、地区ガバナーの承認と署名を得た上で、国際本部の太平洋アジア課へ送付する。提出期限までに申請書が国際本部に届くよう注意する。賞は一括して所

属地区ガバナー宛に国際本部から送付される。

※ 100%クラブ幹事アワード
任期中に目立った業績を残したクラブ幹事を表彰するために設定されたアワード。このアワードは国際協会クラブ用品部から購入のうえ地区ガバナーによってのみ授与される（その基準は地区において制定される）。

4. 地区ガバナー公式訪問

地区ガバナーは任期中に、地区内の全クラブを公式に訪問し、地区運営の基本方針を説明するとともにクラブ運営のあり方を直接指導する職責を担っている。クラブとしては、地区ガバナーに親しく接する絶好の機会となるので、全員が出席して迎える配慮が必要である。

そのためにも、ゾーン・チェアパーソン等とよく事前打ち合わせをして、諸準備をすすめるようにする。

（1）地区ガバナー公式訪問は、クラブごとに行われるのが原則であるが、都合でゾーン単位の合同訪問となることもある。その場合は、合同例会の形式で地区ガバナーを迎えることになる。

（2）公式訪問の日時、場所、その他必要事項は、地区キャビネットが各ゾーン・チェアパーソンと協議して取りまとめ、第1回キャビネット会議で決定するのが通例である。
クラブに対しては文書をもってその内容が示される。

（3）公式訪問に先立ち「公式訪問地区ガバナー質問書」が地区キャビネットより送られてくるので、クラブは理事会において回答書を作成し、事前に提出しておく。
また、クラブからの質疑事項のある場合は、文書で提出し、公式訪問の際、回答を求めるようにする。

（4）公式訪問に際しクラブは、会長、幹事、会計などが、地区ガバナー、地区役員との懇談会を開き、上記の質問書質疑事項を中心に率直な意見交換を行うことが望ましい。

～留意事項～

（イ）公式訪問は「地区ガバナーの方針説明」を聴くことを主眼とすべきである。同席の地区役員等のあいさつに時間を取られ、肝腎な地区ガバナーの説明に時間が足りないようなことにならないよう注意すること。

（ロ）公式訪問随行者は、あらかじめ地区キャビネットで決定されるが、副地区ガバナー、キャビネット幹事、キャビネット会計の他は、直接関係する元地区ガバナー、地区役員・委員の範囲に止めるのが一般的である。

（ハ）役員の席順は，当合本版200項に「役員および来賓の席順」として記載されている。

地区ガバナー公式訪問（例会）の式次第（一例）

1. 開会宣言・・・

5. 月例会員報告書（マンスリーレポート）

クラブ幹事は毎月、オンライン報告システムから国際本部に会員の登録、変更、退会等の報告を行う。

（1）報告に当たっての注意

イ．毎月末までに当月分の会員動静の報告を行う。「会員動静なし」の場合も必ず毎月報告する。3カ月以上連続して会員報告書を提出していない場合はグッドスタンディングから除外され、クラブおよび地区ガバナーの成績に関係する。

※（国際理事会方針書第5章より）グッドスタンディングのクラブとは,

a. ステータスクオ又は滞納金を理由とする活動停止になっていない。

b. 国際会則及び付則、並びに理事会方針の規定に沿って運営されている。

c. 下記を達成している。

（1）地区（単一，準及び複合）会費が完納されており,

（2）30日を超過した国際会費／納入金の未納分がus$10.00を超えておらず，かつ,

（3）ライオンズクラブ国際協会のクラブロ座に、US$ 50.00を上回り、90日を超過した未納残高がない。

ロ．氏名，住所，会員数を正確に入力する。

（a） 元会員の入会処理は退会後1年未満であるか否かにかかわらず、すべて再入・転入で処理する。入会金の免除や転籍の扱いについては規約の通りだが、元会員の従来の会員番号を使用し過去の記録を取り込むために必要な操作である。会員番号は永久不変のものであり会員の記録として最も重要。

（b） 企業、団体などを代表してクラブに所属している会員（金融機関の支店長）が転勤などで退会し、後任者が同クラブに入会する場合、クラブ内部で便宜上「交替会員」という形で処理される例があるが、これは正式な会員の種類ではない。報告に当たっては前任者を退会（または転出）、後任者を新入会員（または転入会員）として登録しなければならない。

（c） 会員住所・氏名は半角英数のヘボン式ローマ字で入力する。国際本部へ送る他の書類（LCIF寄付報告用紙など）にも、ローマ字を書くときには常に同じつづりを使う。

（2）Lion Portalへのログイン画面

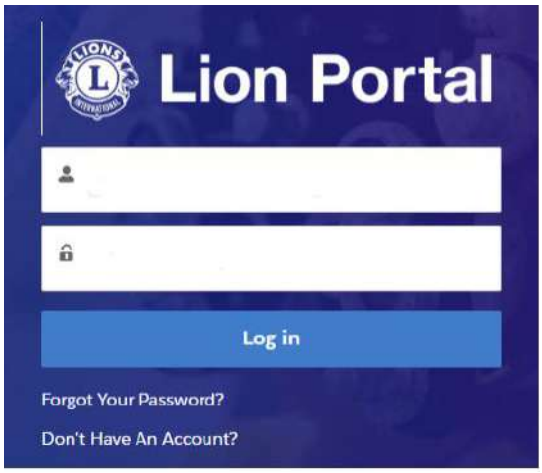

再入会または転入した場合について

退会後1年以杓に再入会または転入継続した会員とみなされるため、入会金は請求されませんが、退会中の　　国際会費が請求されていなかった場合には、その分の国際会費が請求されます。退会した月によって、また、いつ再入会または転入するかにより請求額が異なります。この場合、入会年月は以前の人会年月となり、「再入会員」または「転入会員」として記録されます,

退会後1年を超えてから再入会または転人以前の会艮番号で「再人会」または「転人」でご報告いただきますが，退会後1年を超える場合は、入会年月は再入合した年月として記録されます。従いまして、通常の新会員と同じように、入会金と月割計算の国際会費が請求されます。Lion　Portal 会員ベージの「経歴を表示」をクリックずると表示される会員履歴で、以前に入会した年月をご覧いただくことができます。割引会員（ニ人目以降家族会員や学生会員等会員割引きを受けている会員）も一般会員と同様です。（違いは、国際会費が半額ということです）。

ライオンズロゴの使用に関する質問

質問：地区の奉仕プロジェクトとして会員企業によそ『ライオンズクラブ活動支援飲料販売機』の設置を計　　画中です。飲料販完機の売上金の一部を、ライオンズの奉仕活動資金として提供をします。飲料販売機には、ライオンズロゴと奉仕内容を表示します。このような場合、ライオンズロゴの使用は許可されますか？

回答：国際理事会方針書第15章のＡ.の4.および5.b.の「クラブ又は地区による事業のスポンサー」をご覧ください。

上記の事業は、 自動的にロゴ使用が許諾される地区プロジェクトに該当します。理事会方針書の5.b.(2)iに記載されている通り、ライオンズロゴとともに、事業のスポンサーシップに責任を持つ地区の名前が明示されなければなりません。また、ロゴの使用に関しては、地区のプロジェクトとして管理をしていただき、地区プロジェクトである期間が終了した際には、ロゴを撤去する必要があります。

［日本語情報サイトより抜粋］

ローマ字/かな対応表（基準）

あ	い	う	え	お
A	I	U	E	O
か	き	く	け	こ
KA	KI	KU	KE	KO
さ	し	す	せ	そ
SA	SHI	SU	SE	SO
た	ち	つ	て	と
TA	CHI	TSU	TE	TO
な	に	ぬ	ね	の
NA	NI	NU	NE	NO
は	ひ	ふ	へ	ほ
HA	HI	FU	HE	HO
ま	み	む	め	も
MA	MI	MU	ME	MO
や		ゆ		よ
YA		YU		YO
ら	り	る	れ	ろ
RA	RI	RU	RE	RO
わ	ん			
WA	N			

が	ぎ	ぐ	げ	ご
GA	GI	GU	GE	GO
ざ	じ	ず	ぜ	ぞ
ZA	JI	ZU	ZE	ZO
だ	じ	づ	で	ど
DA	JI	ZU	DE	DO
ば	び	ぶ	べ	ぼ
BA	BI	BU	BE	BO
きゃ	きゅ/きゅう		きょ/きょう	
KYA	KYU		KYO	
しゃ	しゅ/しゅう		しょ/しょう	
SHA	SHU		SHO	
ちゃ	ちゅ/ちゅう		ちょ/ちょう	
CHA	CHU		CHO	
にゃ	にゅ/にゅう		にょ/にょう	
NYA	NYU		NYO	
ひゃ	ひゅ/ひゅう		ひょ/ひょう	
HYA	HYU		HYO	
みゃ	みゅ/みゅう		みょ/みょう	
MYA	MYU		MYO	

りゃ	りゅ/りゅう	りょ/りょう
RYA	RYU	RYO
ぎゃ	ぎゅ/ぎゅう	ぎょ/ぎょう
GYA	GYU	GYO
じゃ	じゅ/じゅう	じょ/じょう
JA	JU	JO

(例)

服部一郎

(正) Ichiro Hattori

(誤) Ichirou Hatsutori

島田雄二

(正) Yuji Shimada

(誤) Yuuji Simada

飯塚善次

(正) Zenji Iizuka

(誤) Zenzi Iduka

土屋文子

(正) Fumiko Tsuchiya

(誤) Humiko Tutiya

6. 会員の維持，拡大および移動

(1) 会員の維持

イ．会員の維持について

（イ） 会員の維持は、最も重要な問題の一つである。

（ロ） 会員の維持は、クラブ運営の成否にかかわる本質的問題である。

（ハ）「どれだけ多数の会員を入会させたか」ではなく「どれだけ多数の会員を維持したか」が重要である。

（ニ） 会員の維持とは、絶えず新会員を立派な会員に育てることである。

ロ．会員の脱落の根絶のために

（イ） 入会に先立って会員の義務について十分な理解を得たうえ、厳粛かつ感銘深い入会式を挙行する。

（ロ） スポンサーは、年間を通じて新会員に関心を持ち続けるようにする。

（ハ） 情報委員会は、ライオンズクラブ国際協会の歴史、目的、業績、組織、計画などを新会員の記憶にとどめさせることが最大の義務である。

（ニ） あらゆる機会をとらえて、古い会員に新たな熱意を燃やさせる。

（ホ） 委員や重要な具体的仕事に、新会員を遅滞なく任命し、立派な業績には惜しみなく賞賛を与える。

（ヘ） 接待委員を任命すること。役員はもとより会員は努めて新会員に安心感を与えること。より友情を深める会や社交的な会を企画、立案し、新会員が積極的に参加できるようにする。

（ト） 新会員に、ライオンズクラブ国際協会が世界最大の奉仕団体であることを十分に認識させる。

（チ） クラブがいつも活発に活動する。新会員が社会奉仕事業、クラブ活動の立案、計画などに絶えず参加すれば、友愛と奉仕の意味を知り、クラブの重要性と誇りとを感ずるようになる。

ハ．クラブ評価書（あなたの評価は？ 便利なクラブ評価アンケート）（ME-15）

この書式は、クラブの問題点を早期に発見するために会員の声を無記名で聞くアンケート用紙である。

ニ．会員カード（オフィシャル・メンバーシップ・カード）について

会員カードは公式に会員であることを証明する唯一のもので、極めて重要なものである。ライオンズクラブのメンバーとして公式な行動をとるときは必ず携行する。

メンバーが常に身に着けて出かけるようにする三つの重要なものがあり、それは襟に付けるライオンピンとライオンズ必携、そしてもう一つは会員カード。

会員カードはライオンズクラブ会員の身分証明書であり、国際協会の幹事とその年度に該当クラブの幹事または会計を務める者が、そのクラブ会員の身分を1年間保証する意味で発行する（会費支払いの領収証代わりに発行するものではない）。会員カードはLion Portalで作成し、印刷する。

（イ） クラブ幹事は年度初めに1年間の身分を保証する意味で、翌年6月30日までのものを署名して手渡す。

（ロ） カードに本人署名欄があるので、必ず本人が署名するよう指導すること。

（ハ）会員カードの見本

(2) 新会員の獲得

イ．会員拡大はクラブ、地区および国際協会の発展の基礎である。

ロ．アクティビティの向上発展のためにクラブ会員の増加は欠くことのできない要素である。

ハ．新会員をスポンサーして得たアワードは努力の結晶である。しかしアワード獲得が会員拡大の目的ではない。

ニ．奉仕精神に富む人々を会員として迎えることにより、クラブおよび地区は新しいアイデアと奉仕の力を得ることになる。新会員は国際的社会奉仕団体の一員として奉仕することに限りない喜びを見いだすであろう。

ホ．自己の経験を顧みて会員となったときの喜びをより多くの人々と分かち合おう。

クラブ幹事への注意

会長、幹事は就任当初において、当該年度の会員拡大に対する見通しを持っていなければならない。どのような組織でも循環器に新しい血液を注入しなければ、その地域社会における指導的地位をさらに向上させ、維持していくことはできない。新会員は常に新しいアイデア、感化力、新しい意見、そして新しい友情をもたらすものである。役員が絶えず消極的に新会員の獲得を心掛けていないクラブは沈滞してしまう。なぜなら、会員数の停滞と減少はその地域社会におけるクラブの奉仕と感化力の衰退を示す初期の症状といえるからである。

クラブ会員の獲得は招請のみによる。その手続きは次のとおりである。

イ．「新会員申請書」は推薦者によって会員委員会またはクラブ幹事に提出される。

ロ．会員委員会は調査を行ったうえ、クラブ理事会に推薦する。

ハ．クラブ理事会はその新会員推薦を多数決で承認する。

ニ．クラブ理事会が新会員推薦を承認すれば、推薦者である会員は会員候補者に面接の後、招請状を送り、「新会員招請及び申請書」に署名させて納入金（入会金、会費など）を幹事

あて納入させる。

(3) 移　動

イ．再入会

グッドスタンディングでクラブを退会した者は誰で、クラブ理事会の承認があれば、元のクラブに再入会することができ、退会前のクラブにおける経歴を加算することができる。再入会員の奉仕歴維持書式は国際本部に送付し、元役職の証明用紙は記録としてクラブが保管する。また12カ月以内の再入会の場合は国際協会の入会金は免除される（ただし，国際会費未納分は請求される）。クラブは退会会員の再入会を想定して、すべての退会会員の記録を保存しておかなければならない。なお転籍等により元のクラブが複数である場合、何れのクラブへも再入会できる。

ロ．転籍（転入の場合を記述するが転出の場合も同条件である）

他クラブを退会または退会見込みの者につい、次の条件が満たされれば転入を認めることができる。

（イ）会員が前クラブを退会してから12カ月以内に、クラブ幹事に転籍会員用書式、同書式がない場合にはその会計年度の会員カードを提出する。2009年3月ニューヨーク国際理事会で、転籍およびグッドスタンディングで退会した再入会員の入会金免除の期間が6カ月から12カ月に延長された。

（ロ）退会時にグッドスタンディングの会員であったこと。

（ハ）上記会員用書式または会員カードが理事会で承認されたとき。

◎12カ月を経過した場合は、新入会員と同じ手続きによるが、この場合も前クラブの会員歴を加算することができる。再入会員の奉仕歴維持書式は国際本部に送付し、元役職の証明用紙は記録として新しいクラブが保管する。ただし、チャーターメンバーであった者が、元のクラブ以外のクラブに入会した場合は、そのクラブのチャーターメンバーとはならない。

ハ．退　会

いかなる会員もクラブから退会することができる。それは理事会が認めたときから発効する。

理事会の承認条件

（イ）すべての未納金が支払われている。

（ロ）クラブ資金および財産が返却されている。

（ハ）「ライオンズ」という名称，紋章およびその他の標識を使用するすべての権利を放棄している。

ニ．会員資格の喪失

（イ）幹事からの文書による請求書受領後60日以内にクラブ納入金を支払わない会員の氏名を、幹事は理事会に提出しなければならない。

（ロ）理事会全構成員の3分の2の賛成投票によって承認された理由があれば、会員を除名することができるが、その取り扱いには慎重を期さねばならない。

（ハ）例会に無断で4回連続して欠席した会員に対して、例会欠席のみを理由にクラブ理事会が会員を除名することは、1999-2000年度からクラブ会則改正によってなくなった。

7. クラブの選挙

クラブ役員は単なる名誉職ではない。年功序列、論功行賞的な意味で役員を選出すべきでない。また、同一人が同一役職に重任することはクラブの発展と会員のレベル・アップのために避けることが望ましい。役員ならびに会員委員会委員はクラブのために積極的に活動してもらえる会員の中から選出すべきである。グッドスタンディングの正会員のほかは役員に選出されない。

選出の手順

イ．指名委員の任命

（イ）3月または理事会の決定により開催される指名会に上程する役員候補者名を提出させるため、2月または理事会の決定する時期に会長が任命する。

指名委員長は，クラブ会長による任命または指名委員の互選によるものとする。

（ロ）指名委員会の構成は会員数の多罪に応じて決めるが、職業、年齢、クラブ歴等あらゆる面を考慮し、偏向的人事にならないよう充分注意する必要がある。なお、第1および第2副会長をなんらかの形で指名委員会に出席させることが望ましい。

　このことについては、全員で十分討議してクラブ内規を作成し、毎年一定のルールに基づいて任命されることが、安定したクラブ運営に大きく貢献するものと考えられるが、会長の任命権の侵害にならないよう留意すべきである。

ロ．指名会

3月または理事会の決定により開催する。その日時、場所は理事会で決定し、その期日の少なくとも14日前に書面で会員に通知する。

指名会では：

（イ） 指名委員の指名した役員候補者の発表

（ロ） 会員は自ら、あるいは指名委員の指名した以外の人で推薦したい人があれば、指名会においてのみ、自由に候補者を指名することができる。但し、指名会で，候補者を指名確定された後は、新しい候補者を指名することはできない。

ハ．選　挙

4月または理事会の決定により開催しなければならない。日時、場所を理事会が決定し、幹事はその期日の少なくとも14日前までに書面で会員に通知する。この通知には指名会で承認された全候補者の氏名を記載し、これらの候補者のみに対して投票が行われることを明記しなければならない。

選挙においては、会員はその席から新しい候補者を指名することはできない。

ニ．投 票

選挙は出席している有資格者による記入式の無記名投票により行わなければならない。（標準版クラブ会則及び付則クラブ付則第2条第4項、第5項、第6項、第7項）

指名会、選挙は例会日に開催される例が多いようであるが、選挙のタイム・リミットを4月15日とすると、逆算すれば2月に指名委員の任命、3月中旬までには指名会の開催通知をしなければならないことになる。

〔注〕① 選出された会、第1副会長、第2副会長、幹事、会計、会員委員長、クラブLCIFコーディネーター、クラブ奉仕委員長、クラブ・マーケティング・コミュニケーション委員長の氏名を国際本部へLion Portal によりオンラインで報告する（クラブ役員名報告書PU-101)。役員の住所欄は，国際本部が送付してくる郵便物のあて先であるから、クラブ事務局

を持つクラブで、郵便物をクラブ事務局に送ってほしい場合は、自宅住所ではなく事務局住所を記入する。

② 役員の欠員

会長副会長が欠員となった場合は、副会長が順位に従って昇格する。その他の役職に欠員が生じた場合はクラブ付則第2条10項による。

8. 例会および出席メーク・アップ

（1） 会　合

イ．クラブ例会は、理事会によって推薦され、クラブで承認された日時および場所で、毎月少なくとも1回開くよう推奨される。国際協会はクラブ例会のあり方を見直し、「YourClub,Your Way!（あなたのクラブ、あなたのやり方で）」新パンフレットを発行した。厳格な式次第に従いプロトコールや儀礼を重視する伝統的タイプ、サイバークラブとも呼ばれるテクノロジーを駆使しカジュアルな交流目的のつながり重視タイプ、伝統重視の例会を開きコミュニケーションはEメールやスマートフォンを使う混合タイプの3種類を掲げており、クラブは会員のニーズに合わせて，有意義な例会を作るよう提案している。（前掲IV.ライオンズクラブ4.クラブ例会の項参照。）

ロ．特別会合は、会長が必要と認めた場合は会長によって招集される。また、理事会の要求があった場合は，会長はこれを招集しなければならない。通知は少なくとも10日前に各会員に送付されなければならない。

ハ．すべての例会は決定された時間に定刻どおり開会し、また定刻どおり閉会する。クラブ会則および付則で他に特に規定する場合を除き、例会の通知は理事会が適当と認めた方法で各会員に対して行われる。

ニ．チャーターナイト記念会を毎年開催し、ライオンズの目的、道徳綱領およびクラブの歴史を特に強調する。

ホ．年次会合を毎年6月に理事会の決定する日時および場所で開催する。この会合で役員は最終報告を行い、新しく選出された役員が披露される。

ヘ．クラブのいかなる会合においても、定足数はグッドスタンディングの会員の過半数の出席を必要とする。

ト．他に特に規定する場合を除き、いかなる会合においても、出席した会員の過半数の決議はクラブ全体の決議となる（会則改正の決議には3分の2の賛成を要する）。

チ．議事の進め方

（イ）クラブ会則および付則で他に特に規定する場合を除き、クラブ、理事会または委員会のすべての議事の進め方は、最新版のロバート議事規則による。

（ロ）会則および付則の改正について

票決を行う会合の少なくとも14日前に改正提案説明書がクラブの各会員に送り届けられないかぎり（郵送・電子的手段または携行）、改正案に対する票決は行われない。

（2）例会前に準備すべき事項

イ．必要事項の一覧表を準備する。

（イ）贈呈されるべきアワード

（ロ）出席表（ロール・コール）の備えつけ

（ハ）委員会や会員への連絡事項
（ニ）会員に発表すべき事項
（ホ）特に会長が留意すべき事項
（ヘ）会報編集者に興味ある事項（ガバナー・レターなど）
（ト）ゴング、槌、国旗、クラブ旗、演台等例会に必要な備品の一覧事項

ロ．新会員用キットを準備する（「メンバーシップ・サーティフィケート」，襟章，冊子など）。新会員用キットは、地区キャビネット事務局に在庫が保管されているので、クラブ幹事が申し込む。

ハ．ゲスト・スピーカー紹介用の資料および謝礼もしくは記念品の準備を確認する。

ニ．上記のすべてがそろっているかを確認する。

例会においてなすべき事項

イ．出席表をチェックし、ゲストに注意を払う。
ロ．アワードを贈呈するタイミングに留意する。
ハ．出された食事の総数を点検し、伝票に署名する。
ニ．会喪などを受け取り、領収証を発行する。
ホ．会長その他に支払い用小切手の署名を求める。
ヘ．例会議事録を作成する。

例会後になすべき事項

イ．入金をチェックし、会員元帳に会費の入金を記入する。
ロ．会員の出席およびメーク・アップを記録する。
ハ．贈呈されたアワードを記録する。
ニ．集めた金銭を全部会計に引き渡す。

（5）豪雪・地震などによる例会開催不能の場合(1981年1月複合地区会則委員会見解）災害救助法の発動があったり、豪雪対策本部が設けられるような特殊な場合には、地区ガバナーに届け出て開催を休止することもやむを得ない。

出席メーク・アップ規則

1．例会の前後それぞれ13日間以内に次のいずれかに該当する場合は例会に出席したものと見なされる。
　a．他クラブの例会または特別会合への出席
　b．所属クラブの理事会の会合への出席
　c．所属クラブの常設委員会の正式会合への出席
　d．所属クラブ主催の会合（クラブ・アクティビティ資金獲得活動を含む）への出席
　e．リジョンまたはゾーンの会合への出席
　f．国際大会，東洋東南アジア・フォーラム，複合地区，地区大会またはその他の正式なライオンズの会合への出席
　g．上記期間中における国際本部，外国の地区または複合地区（state）事務局訪問（訪問の証明書が用意されている）
2．病気のため欠席した会員は医師の診断書を提出することによって自動的に出席したものと見なされる。
3．軍務，証人として裁判所出席，公務出張，公職選挙法による公職，条例の要請のため欠席した会員は出席したものと見なされる。この場合証明書の提出を求めるかどうかはクラブの理事会が決定する。
4．職務の関係で相当日数にわたる出張（海外出張を含む）のため，例会に出席不可能であり，クラブが正当と判断した場合は出席と見なされる。
5．近親者（配偶者，２親等内の血族および１親等内の姻族）の喪に服する場合，10日間以内は出席と見なされる。
6．妊娠または出産のために会員がやむをえず例会を欠席しなければならない場合，クラブ理事会とその会員が適切であると合意した期間は，出席したものとみなされる。
7．会員が出席メーク・アップの必要要件を満たしていることを証明する責任はクラブ幹事にある。

〔注〕上記メーク• アップ規則の採択はライオンズクラブ会員の決議による。201 4年国際協会は例会のあり方を見直し、厳格な式次第に従いプロトコールや儀礼を重視する伝統的タイプ、サイバークラブとも呼ばれるテクノロジーを駆使しカジュアルな交流目的のつながり重視タイプ、伝統重視の例会を開きコミュニケーションはEメールやスマートフォンを使う混合タイプの3種類を掲げており、クラブは会員のニーズに合わせて、有意義な例会を作るよう提案している。

9. クラブの記念式典

5年、10年、15年など、5年刻みの記念式典は、チャーターナイトとは全く趣を異にするものである。クラブの記念式典を行うのはどこまでもそのクラブ自体が今日まで発展し続けてきたことを会員どうしで喜び合い、さらに将来への発展とライオニズムの高揚を再確認し合うものと理解し、取り扱いは、

イ．クラブ会員どうしの祝い事を本旨とする。
ロ．記念にふさわしいアクティビティを考える。
ハ．家族の協力に感謝し、より認識を高める計画を考える。
ニ．招待者の範囲はクラブの自主性によるが、その一例は次のとおりである。

〔例〕（イ）地区ガバナー、第1および第2副地区ガバナー、キャビネット幹事、キャビネット会計
（ロ）所属リジョン・チェアパーソン、ゾーン・チェアパーソン
（ハ）リジョン内地区役員および委員（長）
（ニ）リジョン内複合地区委員（長）
（ホ） 開催クラブに特別関係のある他クラブ会長、幹事

（へ）外部来賓

※ 招待外の地区役員が自発的に参加した場合は相応に取り扱う。

10. 国際平和ポスター・コンテスト

1988年3月スティーブンソン国際会長からコンテストの企画案が発表され、1988-1989年度から毎年、国際平和ポスターコンテストが行われている。

2023-2024年度のコンテストのテーマは「夢見る勇気を」。参加資格は、2023年11月15日現在で11歳から13歳までの子供たち。このコンテストに参加を希望するライオンズクラブは、10月1日までにスポンサー用のコンテスト・キットを購入する必要がある。11月15日までに地区ガバナーへポスターを送り、12月1日までに地区ガバナーから1点を複合地区議長へ送る。議長は12月 15日までに複合地区の優秀作品1点を国際本部PR課へ送る。国際本部で公正な審査を行い、大賞1点と優秀賞23点が選ばれる。大賞受賞者は表彰式に招待される。

大賞の副賞は5,000ドル、優秀賞には500ドルが贈られる。なお、日本から過去2人の大賞受賞者を出している。

〔注〕国際平和ポスター・コンテスト・キットの申し込みおよび問い合わせ先：

ライオンズクラブ国際協会オセアル調整事務局

〒100-0011 東京都千代田区内幸町1-3-1

幸ビルディング2階

電話・FAX(03) 4589-4988

E-mail:oseal-clubsupply@lionsclubs.org

12. 各種会議

名　　称	回　数	出　席　者	提　　要
国　際　大　会	年1回	大会開催前月1日付の国際本部の記録に示された会員25名ごと及び端数13名以上ごとに代議員1名および補欠1名。 現・元国際会長及び国際理事，任期中の国際理事会アポインティ及び協議会議長は所属クラブ割当数に含まれない。	6月下旬又は7月上旬
国　際　理　事　会	年4回	国際会長，前会長，副会長およびすべての理事	国際大会直後，10月又は11月，3月又は4月，国際大会直前を定例とする。
全国共通の委員会	随　時	各所属委員	所管事項の協議，推進
複合地区年次大会	年1回	大会開催前月1日付の国際本部の記録に示された1年と1日以上在籍している会員10名ごと及び端数5名以上ごとに代議員1名および補欠1名 地区内の現・元国際協会役員は所属クラブ割当数に含まれない。	複合地区会則の制定・改廃 複合地区諸問題の協議決定 国際第3副会長および国際理事候補者の推薦 5月又は6月開催
複合地区ガバナー協議会	年3回その他必要に応じて	議長および複合地区内のすべての地区ガバナー。 議長，副議長，幹事及び会計並びに協議会が必要と認めたその他の者。	複合地区運営についての協議
複合地区各種委員会	随　時	ガバナー協議会が委嘱した委員	ガバナー協議会の諮問に答え，複合地区の問題について協議答申する
地区年次大会	年1回	大会開催前月1日付の国際本部の記録に示された1年と1日以上在籍している会員10名ごと及び端数5名以上ごとに代議員1名および補欠1名 地区内の現・元国際協会役員は所属クラブ割当数に含まれない。	地区ガバナー，副地区ガバナーの選出 国際第3副会長および国際理事候補者の推薦地区内諸問題の協議決定4月又は5月開催
キャビネット会議	年4回	地区ガバナー，前地区ガバナー，第1および第2副地区ガバナー，名誉顧問会議長，キャビネット幹事，キャビネット会計および地区 ~~FWT~~ WYPT/GLT/GMT/GST/LCIF コーディネーター，RC，ZC，地区ガバナーが任命した委員長。	地区内諸問題の協議 7月，11月，2月，4月又は5月頃開催
地区各種委員会	随　時	地区ガバナーが任命した委員	PR，YCE，レオゾーン・レベルの会員委など
リジョン役員会	年概ね6回	リジョン・チェアパーソン リジョン内ゾーン・チエアパーソン	リジョン内諸問題の協議
地区ガバナー諮問委員会	年4回	ゾーン・チェアパーソン ゾーン内会長，第1副会長，幹事	国際大会閉会後90日以内 11月，2月又は3月，複合地区大会の約30日前
三　役　研　修　会	年1回	地区内クラブ会長，幹事，会計	クラブ運営の諸問題について研修
一般社団法人日本ライオンズ	随　時	定款による	全日本共通の事項についての協議

13. 代議員について

（1）国際大会

国際協会は，大会参加クラブによって方向づけられる。

クラブは国際協会の諸問題に対して発言するため、国際大会に代議員を派遣するのに必要な経喪を支払う権限および能力を持たなければならない。

（2）地区大会および複合地区大会

すべての地区および複合地区の問題は、地区大会および複合地区大会にそれぞれ提出され、審議される。

クラブは定数全員を地区大会および複合地区大会に派遣しなければならない。また、クラプは代議員を大会に派遣するために必要な経性を支払う権限および能力を持たなければならない。

（3）派遣人数

グッドスタンディングの新チャータークラプは、大会開催前月1日付の国際本部の記録に示された会員数によって国際大会、複合地区大会および地区大会に代議員および補欠を出席させることができる。

イ．国際大会

会員25名ごと、および端数13名以上について、代議員および補欠各1名を出席させることができる。**会員数13名に満たないクラブも、国際大会に代議員1名を出席させることができる。**

代議員および補欠は，クラブ会長または幹事またはその他の正当な資格のある役員署名の証明書によって資格が証明されなければならない。ただし，クラブ会長，幹事が大会不参加の場合（会長または幹事の署名がない場合）は、地区ガバナーまたはガバナーエレクトの署名が必要である。国際協会役員元国際会長、元国際理事，国際理事会アポインティおよび現職の協議会議長は正規代議員となるが、クラブ代議員の定数には算入しない。

ロ．地区大会および複合地区大会

1年と1日以上在籍している会員10名、および端数5名以上について、代謡員および補欠各1名を出席させることができる。ただし、グッドスタンディングの各チャータークラブは少なくとも代議員、補欠各1名を出席させる権利を持つ。

国際協会役員元国際会長元国際理事および前・元地区ガバナーは正規代議員となるが、クラブ代議員の定数には罪入しない。

割引会員に属する会員は、 クラプ代議員の定数に算入しないが、クラプから代議員指名があれば投票することができる。

（4）資格審査を受けた各出席代議員は大会で選ばれる各役員について1票を、また，大会に提出された各議題について1票を、いずれも本人の意思に基づいて投ずる権利を持つ。

※ 1988年4月21日 、 8複合地区会則委員長と当時の国際協会ロイ・シェッツェル事務総長との質疑応答の中で、この問題が取り上げられたので参考にされたい。

質問： 国際会則およびクラブ会則に「いずれも本人の意思に基づいて投ずる権利を持つ」とあるが，次のとおりに解釈してよいか。

〇地区年次大会クラプの意思を伝えるもの

〇複合地区年次大会地区の意思を伝えるもの

〇国際大会複合地区の意思を伝えるもの

文字どおりの解釈では、個人の意思を主にして、年次大会への提案をする母体が特用を持

つ意味がない。

回答：a. ライオンズのいちばん大事なことである。個人である代議員の選択であり、いちばん大事なことは経済的な問題で左右されない。

b. 親はどうして子供を縛るのか？ 無法であり、できるとしてもよくないことである。

c. 大会ではフリーにディスカッションする人がよい代議員である。あらかじめクラブ・地区の代表として拘束され、狭い考えにとらわれていては自由に論議できない。

d. 大会で色々な論議を経て、クラブのため、国際協会のため、いちばんよい選択をすることが必要である。

e. このような意味において、クラブは本気で使命を果たす個人を代議員として選ぶべきである。

（5）グッドスタンディングのクラブでなければ各種大会に代議員を派遣することはできないし、グッドスタンディングの会員でなければ代議員になることはできない。

グッドスタンディングとは、

a. ステータスクオ又は滞納金を理由とする活動停止になっていない。

b. 国際会則及び付則，並びに理事会方針の規定に沿って運営されている。

c. 下記を達成している。

（1）地区（単一、準及び複合）会費が完納されており，

（2）国際会費の未納分がUS$10.00を超えておらず、かつ，

（3）ライオンズクラブ国際協会のクラブロ座に、US$50.00を上回り、90日を超過した未納残高がない。

14. ロバート議事規則とは

はじめに

ロバート議事規則は，今から約120余年前に、アメリカ合衆国将軍故ヘンリーM. ロバートが著し、1876年に初版本が発行されました。それ以来、米国において最も標準的かつ権威ある議事法典として各種の団体で採用されてきました。

ライオンズクラブもまた、特別な定めのあるほかはすべての会合はロバート議事規則の最新版によることが決められております（国際付則第13条およびクラブ付則標準版参照）。

そこで、ライオンズクラブは、国際協会またはその管轄下のすべての会合は勿論、地区からクラブにいたるまでこの規則によって運営されなければなりません。

ところが、この規則がライオンズクラブの運営や会合の進行上十分活用されているかというと甚だ疑問です。それには無理もない理由があります。ロバート議事規則は、英文版初版が発行されてから百年余経過した1986年ようやくその日本語版が完成し出版されました（有限会社ロバート談事規則研究所発行）。しかもそれは日本法式に成文法化されたものではありません。日本語版で605頁にも及ぶ膨大な書物で、いわば議事運営の解説書といった形のものです。これを完全に読破し、会合の都度傍らにおいて参考にしようとしても無理な話です。

そこで、複合地区会則委員長連絡会議は、ロバート議事規則を取り上げました。ロバート議事規則をクラブやメンバーに周知徹底させるためにはどうしたらよいか真剣に討議しました。ロバート議事規則は議事手続だけではなく組織運営の基本マニュアルでもあります。

社会の多様化、複雑化とともに人々の価値観も様々です。意見が活発に交わされても、ロバート誂事規則をそれぞれが正しく理解していれば、混乱は避けられ、円滑で、民主的な組織運営ができるはずです。

そこで、ロバート議事規則をコンパクトに、解りやすくプリントにまとめることにしました。とはいえ、605頁もの大書を簡潔にまとめるなどという作業は至難のことです。幸いに、今までロバート議事規則としてまとめられたいくつかのものがあります。それを参考にしながら、ライオンズクラブのより良い発展のために具体的に活用できるように心掛けました。

ロバート議事規則の目指すものが、各位に一陪深く理解され、ライオンズクラブの発展のために少しでも役立てれば幸甚です。

1. ロバート議事規則とは

今から150余年前、アメリカ合衆国将庫、ヘンリーM. ロバートが少佐の時著し、1876年にその初版が刊行された。

それ以来、ロバート議事規則は世界で最も標準的かつ権威ある議事法典として各種の団体でこれを使用するようになった。ライオンズクラブは、国際付則第13条およびクラブ付則標準版で、特別の規定がない限り、「最新版のロバート議事規則による」ことが定められている。

2. ロバート議事規則日本語版

1986年6月漸く全文完全邦訳書が発行された（ロバート謡事規則，発行所有限会社ロバート議事規則研究所、京都）。現在絶版。それ以前は、この規則の内容が断片的に紹介されているに過ぎなかった。しかし,日本語版が出版されたとはいえ、それは605頁に及ぶ大部のものである。しかも、それは議事運営についての解説書ともいうべきもので、一般に考えられるように形式的に成文法化したものではない。

3. ロバート議事規則議事運用規則試案

この間、L増田善裕（松戸中央LC)は、1978年7月号から79年6号まで12回にわたり「TheLion」に「ロバート議事法を考える」という貴重な解説文を掲載した。ことに「TheLion」1979年3月号に、同ライオンはロバート議事規則を基本とした「ライオンズクラブ議事運用規則」を試案として提案されている。この試案はその後、公式に採用されることなく、事実上「ロバート議事規則」そのものとして考えられているかの如くである。

その他いくつかの地区によって、ロバート議事規則を簡潔に説明しようとする試みがされてきた。

4．ロバート議事規則の目的

ロバート議事規則は組織や会合を民主的にかつ効率的に運営するためのものである。

あらゆる会合は規律正しく連営されなければならない。多様な意見が活発に交換されることは好ましいことである。しかし、それによって会議が混乱し感惜的な対立や組織の分裂に至るようなことは避けなければならない。少数意見を含めて、すべての意見を整理し、組織として一つの意思を形成してゆく過程が極めて大切である。

ロバート議事規則は，これらの点について細部にわたって配應されている。

5．ロバート識事規則の基本原則

(1) 定足数遵守の原則

会議を開き議決を行う時に最低必要とする出席者数のこと。

定足数を満たさなければ会合を開き採決することは出来ない。
特別な定めがない限り構成員の過半数である。
ライオンズクラブでは代理投票は厳格に禁止されているので本人の出席が必要。（国際会則第6条第5項）

(2) 多数決の原則
特に規定する場合を除き出席者の過半数の賛成が必要。 過半数とは白票や棄権を除く賛成者が半数を超えること。
重要な議案では出席者の3分の2以上の賛成を要する特別規定を設ける場合がある。

(3) 少数意見尊重の原則
少数者の意見を排除しない。
緊急動機の提案者の他に1人でもセカンド（賛同者）があれば議題として取り上げられる。

(4) 一事一件の原則
議題を明確にし，1つの議題を決議してから次の議題を議論する。
2つ以上の議題を同時に謡論しない。

(5) 一事不再議の原則
一度決議したことは特別なことがない限り再度議案としない。
前に採決されたものを修正する場合は3分の2以上の賛同者があれば再審議可能となる。

6. ロバート議事規則による会識の進め方

(1) 会議前の準備
会識用資料を十分に整え、会場の設営・日時の決定・議案等を前もって送付する。

(2) 開会のあいさつ
議長はあいさつの後差席し、これより書記は議事の記録をする。

(3) 定足数の確認
会議構成員の定員数と出席者の人数を発表し、過半数に達すれば会議は成立する。ライオンズクラブの場合は、代理投票は国際会則により禁止されている（国際会則第6条5項）。

(4) 議事録署名人の指名
出席者の中より指名する。

(5) 前回議事録の承認
前回の議事録を読みあげるか、前もって送付しておく。

(6) 各種報告事項

(7) 議題審議
A 会議を主宰する者は議長であり、議長の許可のもとに発言する。
B 一つの議題で同じ意見を何度も繰り返し発言することは慎まなければならない。
C 協議事項について提案者は簡潔に提案理由を説明する。
D 一回の発言は3分から5分で、一人二度まで通算10分以内とする。ライオンズクラブの場合は、複合地区および地区年次大会議事規則各標準版によると、原則として提案理由および討議は一人3分を越えてはならないとしている。多数の代議員に発言の機会を与えるた

めである。

E 発言は意見か、質問か、動議であるかをまずはっきり言う。

F 賛否を採決する場合は、出席者の過半数とする。

但し、重要な問題、あるいは前に採用されたものの修正は3分の2の賛成を必要とする。

G 賛否同数の場合は、議長がこれを決する。

H 議長は意見を発表してはならない。若し意見を発表する場合は他の出席者に議長を交代してもらい発言する。

(8) その他

議題以外の提案があれば、その他で受理し議場にはかり「セカンド」があれば賛否をとり、議題とする。

7. 議長の権限

議長の権限は次のとおりである。

(1) 会議の招集
(2) 開会・休会・閉会宣言
(3) 議事録署名人の指名
(4) 議題の宣言
(5) 採決（可否同数の場合の決裁権
(6) 会議事務の監督
(7) 発言の許可，制止（一巡しないうちは同じ人が発言できない）
(8) 不穏な発言の取り消し命令
(9) 暴力行為者に対する退場命令
(10) 個人への名指し攻撃あるいは特定人物のプライバシーに触れることは禁止。

8. 議長としての能力と技術

議長として会議を成功させるためには、次のような能力と技術が必要である。

(1) 規則、会議運営の諸会則に精通すること）
(2) 会議への集中力を高めること
(3) 事態に対応できる処理能力のあること
(4) 時間を厳守、有効な使い分け
(5)ユーモアに富み，自己中心でないこと

9. 議事録の重要性

会議議事録の必要性は将来議事の効力について問題が発生したときにその有効性を証明する有力な記録にもなり得る。

また、その会艤に出席できなかった会員にも知らせることができるし、将来の審議の参考にもなる。会議では前回の議事録の承認をとることにより、明確な資料になる。

なお，記載される事項は次のとおりである。

(1) 会合の種類（定例か臨時か特別等を明記する）
(2) 会議の名称
(3) 会議の時間・場所・出席者

(4) 議長・書記
(5) 前回識事録の承認
(6) 議事
　議事の順序および動議その他重要な発言の要旨
(7) 決議事項
(8) 採決の方法およびその結果
(9) その他議長において必要と認める事項等を議事録作成者は記入しておく必要がある。

10. 討議の方法

あらゆる会談では，全体の合議体の滋思をどのようにまとめてゆくかの過程が極めて重要でる。会議は議長が主宰、少数意見も尊重しつつ、全体としての意見を集約してゆかなければならない。

議長は中立公正であることが求められる。それに議題と発言者の発言内容についての正確な理解がないと議長の責任を果たすことができない。

また、発言者も議長が会議の主宰者であることを自覚し、会議のルールを守らなければならない。質問や意見を述べるには議長の許可を得てはじめて発言すべきである。議長の制止をも聞かないで発言するなどということは厳に慎むべきである。意見又は動議を述べたときには、セカンドする者がなければそれは正式に意見又は動議として採り上げることはできない。出席者がひととおり発言するまで、同じ事項について二度目の発言を行なうことはできない。同じ議題については、二度まで通算10分以内で発言できることになる。

11. まとめ

以上膨大なロバート議事規則の記述の内、その骨子となるものを要約してみた。複合地区などは大会議事規則などを規則化している。しかし、各クラブのロバート議事規則を基本とした規則の標準版はない。そこで、ロバート議事規則の内、クラブ運営に必要なものを「ライオンズクラブ議事規則」の一例として条文化してみた。できうれば各クラプはこれを正式に採択しクラブの議事規則として採用して欲しい。それによってライオンの絆は深められ、クラブの運営が円滑になると信ずるからである。

15. ライオンズクラブ議事規則（一例）

第1章　総　則

第1条 ライオンズクラブの例会、理事会および委員会の議事については、会則、クラブの内規および委員会規則に定めるもののほかこの規則による。
第2条 この規則は、ロバート議事規則を基本として適用する。
第3条 この規則で定めのない事項について必要なことは、ロバート議事規則に基づき、その会合で定める。

第2章　招　集

第4条 会議の招集は、会長が行なう。その会合で定める。
第5条 会議の招集は、文書により、日時、場所、目的、議題等必要な事項を記載して会議開催の5日前までに発送しなければならない。但し、会員の合意によりこれを短縮すること

ができる。

第3章 議長・副議長及び幹事

第6条　1. 例会，理事会は会長が議長となる。
2. 委員会は委員長が議長となる。

第7条　議長は中立公平な立場で次のようなことを行なう。
1. 会議の成立の確認と宣言
2. 開会の宣言
3. 議事録作成者並びに署名人の指名
4. 議事日程の作成と宣言
5. 提案理由の説明者の指名
6. 質問および意見陳述の許可と禁止
7. 会議の秩序維持
8. 議決
9. 可否同数の決裁
10. 閉会の宣言
11. その他関連する必要事項

第8条　幹事は例会、理事会において次のことを行なう。
1. 書記
2. 議事についての資料の準備
3. 議長より命ぜられた事項の処理
4. 出席，定足数、採決の確認
5. 議長、副議長不在のとき、仮議長としてその選出
6. 議事の正確な記録

第4章 定 足 数

第9条　1. 議事については、過半数が出席していなければ、開会または議決することはできない。
2. 代理人は議決することはできない。

第5章 議題の提出

第10条 会議の議案は、会長が提出する。
会員が議題を提出するときは、会議開催の5日前までに会長に文書で提出しなければならない。但し、緊急の謡案で会長が同意したときにはこの限りではない。

第11条 会員は、前条の規定による議案に関連する議案に限り、会議において提出することができる。この場合議長はセカンドある場合にのみ議案として審議することができる。

第12条 否決された議案またはこれと同趣旨の議案は、否決のときから6カ月間を経過しなければこれを再提出することができない。但し、会員の過半数の賛成があるときはこの限りではない。

第6章 議案審議の順序

第13条 議案の審議は、会長提出議案、会員提出の議案、臨時に提出される議案の順序によって審議する。ただし、議場にはかってこれを変更することができる。

第14条

1. 先決問題にかかる動議または議事の進行に関する動議にかぎり一議案の終了前いつでもこれを提出討議することができる。
2. 修正の動識は、討論の際でなければ提出できない。
3. 前2項の動議については、セカンドがなければ審議できない。

第7章 発　言

第15条 発言にあたっては次のことを守らなければならない。

1. 発言はすべて議長の許可を得て発言する。
2. 議長の許可なく会議構成員相互間で直接討議してはならない。
3. 発言は質問意見に限らず議題を離れてはならない。
4. 発言は礼節を欠いてはならない。
5. 議題提出者およびそれまで発言しなかった者は議長の許可のもと優先して発言できる。
6. 発言者の発言の終了をまって発言を求める。
7. 発言は議長の許可ある場合を除きー議題につき一人2回通算10分以内とする。
8. 議長の議事進行上の判断に従い、もしこれに異議あるときは正式議事進行の動議として提出する。

第8章 表決およびその方法

第16条 表決は特別の規定ある場合を除き、出席者の過半数とし、可否同数のときには議長が決する。第17条 議長が表決を採るときは、拍手、挙手、起立いずれかの方法によることができる。但し、次の場合には、記名または無記名の投票によらなければならない。

1. 投票の秘密の保持が必要なとき。
2. 会員により投票によることの動議があり、セカンドされたとき。
3. 会員の入会審査の可決。

第9章 議事日程

第18条 会議の議事日程は次のとおりである。

1. 開会宣言
2. 議長あいさつ
3. 出席者および定足数の確認
4. 議事録署名者の指名
5. 前回議事録の承認
6. 議事
   当日議題および未決議題の討議並びに採決
7. 諸報告
8. 閉会

第10章 議事録

第19条 議事録には次のことを記載しなければならない。

1. 会議の種類と名称
2. 会議の日時、場所
3. 出席者氏名、人数
4. 議長、記録者
5. 前回議事録の確認
6. 議事の順序および動誠、その他重要な発言の要旨
7. 議決事項
8. 採決の方法及びその結果
9. その他議長において必要と認めた事項

第20条 議事録は、書記が確認し署名の後、議事録署名人および議長の署名を必要とする。

第21条 議事録は、会議終了後2カ月経過して異議申立のない場合、当然に承認されたものとする。

第11章 会議の公開

第22条 会議は公開される。傍聴しようとするときにはその氏名を告げ、議長の許可を得なければなら

16. クラブ運営月別予定表

	行　事　・　事　務	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	摘　　要
国際本部に対して	国際会費の送金	○						○						7～12月分 1～6月分 各半期分一括送金
	物品購入代金の送金	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	物品購入があれば送金する
	マンスリーレポートの発送	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	インターネット　Lion Portal
	クラブ・アクティビティ報告	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	インターネット　Lion Portal
	新役員報告(PU－101)										○			インターネット　Lion Portal
	受賞者該当者の申請	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	該当者はその都度申請し、会員に対する伝達は有意義に行うこと
	国際大会への参加関係				○	—	—	—	—	—	—	—	○	登録・参加
	国際本部調査依頼事項回答	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	要請に応じてその都度
複合地区または地区に対して	複合地区，地区費等の送金	○	—					○	—					特別費を含み半期分一括送金
	マンスリーレポート発送	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	インターネット
	新役員の報告								—	—	○			キャビネット指定の様式
	各種調査依頼事項の回答	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	要請に応じてその都度
	ガバナー公式訪問質疑事項の準備，回答		○	—	—	—	—							キャビネット指定の様式
	複合地区年次大会関係					○	—			○	—	—	◎	予備登録・本登録・参加
	地区年次大会関係					○	—			○	—	—	◎	〃
	地区年次大会代議員会への議案提出							○						
日本ライオンズに対して	ライオンズ必携の購入	○												地区キャビネット注文とりまとめ
	各種調査依頼事項の回答	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	要請に応じてその都度
	送料の送金	○						○						
	ライオン誌アンケートの回答	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	インターネットまたは紙
	頒布品購入申込等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	ライオンズ文庫等随時
クラブとして	三役研修会	—	○	—										5～8月に開催される会長，幹事，会計
	委員会の設置，委員の任命	○												7月第1例会の任命
	委員会の開催	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	年間計画の樹立とその実行
	理事会の開催	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回以上が推奨される
	例会の開催	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月2回以上が推奨される
	前年度中間 会計監査報告	○						○						
	新年度収支予算書承認	○												

	行　事・事　務	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	摘　　要
クラブとして	財政状況の報告						○						○	
	クラブ納入金の徴収	○						○						7～12月分　各半期分一括徴収 1～6月分　(四半期に分割も可)
	マンスリーレポートの作成	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	毎月末現在（第2例会終了後直ちに作業にはいり、期日厳守のこと）
	クラブ納涼行事		○											
	地区ガバナー諮問委員会		○	○		○			○		○			
	ライオン誌月間			○										
	会員増強の月	○	○	○	○	○	◎	○	○	○	○	○	◎	
	国際協調の月 国際連合の日(10／24)				○									
	ライオンズ奉仕デー(10／8)				○									毎年10月第2木曜日は、ライオンズ世界視力デー
	地区ガバナーの月									○				
	新会員教育					○					○			
	クリスマスの行事						○							
	年間計画の点検					○						○		
	LCIF献金会員の月					○								11月14日世界糖尿病デー
	LCIF週間(1月13日を含む)							○						1月13日は創立者メルビン・ジョーンズの誕生日 Melvin Jones (1879.1.13生-1961.6.1没)
	ライオンズ創立者報恩の月							○						
	ライオンズ情報月間							○						
	元地区ガバナーの月								○					2月15日国際小児がんデー
	各年次大会への代議員および補欠の指名								○					
	日本ライオンズ創立記念日（3／15）									○				
	指名委員の任命								○					
	次期役員指名会									○				3月7日第42回国連ライオンズ・デー
	クラブ標識整備月間										○			
	次期役員選挙会										○			4月22日アース・デー
	クラブ年次会合												○	会長年次報告および新役員就任式
	年度内各支払いの完了												○	6月1日ヘレン・ケラー・デー
	次年度予算案の作成												○	6月7日ライオンズクラブ国際協会の誕生日
	次年度準備理事会												○	
	チャーターナイト記念会，クラブ交歓会													クラブの実情に合わせ，ブラザー・クラブと連携して意義あるものとすること

17. チャータークラブの責務

(1) 定期的に会議又は催しを開く。
(2) ここに他の規定がある場合を除き、国際会費及び地区（単一、準、及び複合）会費のほかクラブ運営に必要な経費を賄うため、最小限の年間会費を各会員から徴収する。
(3) 定期的なクラブ活動参加を奨励し動機づける。
(4) 地域社会の生活、文化、福祉、公徳心の向上、並びに国際的な相互理解を促進するための事業を実施する。
(5) 国際協会理事会から要求される情報を、国際本部に毎月報告する。
(6) 要請に応じて、クラブの財政状況を国際本部に報告する。
(7) 遅くとも毎年4月15日までにクラブ役員を選出する。新役員の任期は、選挙後の7月1日に始まるものとする。
(8) 入会候補者全員の背景を、十分調査する。本人が居住しているか、又は事業を持つか雇用されている地域社会での照会も行う。
(9) ライオンズクラブ国際協会のイメージの保護と高揚に努める。
(10) 国際理事会が定める方針及び要求に従う。
(11) ライオンズクラブ国際協会の目的及びライオンズ道徳綱領を推進する。
(12) 国際理事会の定めるクラブ紛争処理手順に従って、クラブで起こるあらゆる紛争の解消を図る。

グッドスタンディングのクラブとは,

a. ステータスクオ又は滞納金を理由とする活動停止になっていない。
b. 国際会則及び付則、並びに理事会方針の規定に沿って運営されている。
c. 下記を達成している。
① 地区（単一、準、及び複合）会費が完納されており、
② 国際会費の未納分がUS$10.00を超えておらず、かつ、
③ ライオンズクラブ国際協会のクラプロ座に、US$50.00を上回り、90日を超過した未納残高がない。〔国際理事会方針書第5章2019年4月6日改訂版より抜粋〕

〔注〕チャーター

正式に結成され、選出された役員を持ついかなる団体、クラブまたは集まりも、ライオンズクラブのチャーターを国際協会に申請することができる。申請には、国際理事会の定めるチャーター費を添えなければならない。

国際理事会の承認が得られれば、国際会長および幹事の署名したチャーターが発行される。このチャーターが公式に発行されたとき、クラブはチャーターされたものと見なされる（チャーターは国際協会から地区ガバナーに送付され、チャーターナイトにおいてクラブに伝達される）。

18. 新ライオンズクラブ結成手順

エクステンションは、スポンサークラブに「同志の城」が一つ増えるという喜びを与える活動である。

地区内のクラプエクステンションに関しては、地区ガバナーに一切の権限および責任があるので、その承認を得なければならない。

1. 地区ガバナー

地区ガバナーは地区エクステンション委員長、その他を指揮し、新クラブのスムーズな結成を推進する。

2. エクステンション調査

地区ガバナーは年度始めに地区エクステンション委員長に対して、前地区ガバナーから提出されたエクステンションの進捗状況と新クラブ結成の可能性を調査するよう指示し、報告書の作成を要請する。

3. スポンサークラブの選定と結成準備

(1) 地区エクステンション委員長は、「チャーター申請書」など関係書類を新クラブ結成に関心を持つクラブに送る。チャーター申請書など関係書類やパンフレットは、国際本部のウェブサイトからダウンロードして入手する。

(2) スポンサークラブは、結成の中心となるキー・ライオン数名を選び、エクステンション委員とともに準備委員会を組織する。キー・ライオンは、通常、新クラブの役員になる。

4. 新クラブの奉仕地域の特定と名称の決定

(1) 新クラブが所属する市町村またはその一部の行政区分を新クラブの奉仕地域として特定する。

(2) 新クラブの名称は特定された奉仕地域の市町村名と同一のものとする。すでにクラブが存在する場合は、「区別するための名称」を市町村名の後に付け加える。区別するための名称には男女の性別を表したり、国際会長以外の個人名や国際（International)を使うことはできない。

(3) 新クラブの所属リジョン・ゾーンは、地区ガバナーが決定する。

(4) 地区ガバナーは上記(1)~(3)に関し、特に地区エクステンション委員長、リジョン・チェアパーソン、ゾーン・チェアパーソン、スポンサークラブ、周辺クラブなどの関係者が緊密に連絡を取り合うよう指導する。

(5) スポンサークラブが見つからない場合は、地区ガバナー、地区エクステンション委員会、リジョンあるいはゾーンがスポンサーすることにより新クラブの結成は可能であるが、新クラブは地区ガバナー、周辺クラブから祝福されるべきものであり、これはあくまで例外的な規則である。

5. 会員見込者の確保

キー・ライオンは、チャーターメンバー（創立会員）見込者を集める。新クラブ結成のためには最低20人員が必要であるが、チャーターナイトまでには25名以上の人員を確保することが望ましい。同好会や趣味など共通の関心事を持つスペシャルティクラブの結成を試みることもよい。

現在、国際本部に登録されているスペシャルティクラブは141クラブある（2026年６月９日現在）。330-A地区22クラブ（東京レスキュー、東京サンガ、東京メディカルなど）、332-A13クラブ、332-D地区2クラブ（東日本国際大学など）、333-C地区13クラブ（千葉レスキュー、東葛飾サポートなど）、334-A地区7クラブ（愛知Y.C.E、名古屋堀川、岡崎クエストなど）。

6. チャーターメンバー予定者の会合

チャーターメンバー予定者がおおむね確定したなら、できるだけ早い機会に「説明会」または「準備会」を持つ。また、スポンサークラブの例会を見学したり、事に参加する。これらのことを通じて、イオンズクラブについての理解を深めてもらうとともに、会員となる意思を確認する。

7. チャーター費と創立費

チャーターメンバーのクラブ創立費は、チャーター費を含み、創立に必要な経費を支弁し、かつ、クラブの財政的基礎の確立を考慮した額とする。創立費は準備会において決定され、結成会までに準備委員会（新クラブの銀行口座が設定されていれば同口座）に納入する。

新クラブの会長は、チャーター費(2017年7月1日より1名当たり35ドル／転籍チャーターメンバーは20ドル）を国際本部の口座（みずほ銀行第5集中支店）のスポンサーライオンズクラブに割り当てられている専用口座番号ー3、もしくは各地区キャビネットに割り当てられている専用口座番号ー3宛に、国際本部が決定するドルと円の換算レートによる日本円を振り込む。

8. ガイディング・ライオンおよびエクステンション・アワード受賞対象者の人選

地区ガバナーは、スポンサークラブ会長と地区エクステンション委員長の助言を得て、ガイディング・ライオンを決定する。2002年より公認ガイディング・ライオン・プログラムが設けられ、研修を受けて資格を得た会員が2年間新クラブを指導し助力を与える。公認ガイディング・ライオンは、クラブの結成日から2年間の各1月、4月、7月、10月に、公認ガイディング・ライオン四半期報告書を提出する。地区ガバナーはエクステンション・アワード受買対象者を推脳するとともに、ガイディング・ライオン、望ましくは公認ガイディング・ライオンを選ぶよう奨励されている。

ガイディング・ライオンは新クラブを支援するための研修を受け、公認ガイディング・ライオン研修コースを修了することが奨励されている。このコースは各自で、または講師による指導を受けて受講することができる。

ガイディング・ライオンが一度に担当できるクラブの数を2つまでに限るとともに、公認ガイディング・ライオンが「公認」の認定を維持するためには、3年ごとに新たに公認ガイディング・ライオン研修コースを履修しなければならない。

9. 結成会

スポンサークラブは、チャーターメンバー予定者を集めて結成会を開く。地区ガバナーおよび地区エクステンション委員長は、この会合に出席する。結成会は最初のクラブ例会となり、結成会を主宰する者が結成者(Organizer)となる。結成会では次の諸事項を行い、公式議事録を作成する。

(1) クラブ会則の採択
　国際理事会が制定している「ライオンズクラブ会則および付則標準版」を採択するよう勧められる。
(2) クラブ奉仕地域および所属リジョン・ゾーンの確認
(3) チャーター申請など結成に関する諸事項の確認
(4) クラブ役員の選出
(5) クラブ入会金，　クラブ会牝の額の決定
(6) 例会の日時・場所、例会特の決定
(7) 新クラブ会長によるチャーターナイト委員長の任命（委員は、委員長の助言を得て会長が選任する）

10. 新クラブの日本での順位

日本のライオンズクラブ結成については、最初に結成された東京クラブから何番目に当たるのかを結成順位と呼んでいる。国際本部は結成承認後に、チャーター承認日と6ケタのクラブ番

号を新クラブ宛に通知してくるが、クラブ番号は世界の結成順位を表しているわけではない。

11. チャーター（認証状）の申請

【重要】2018年1月1日より新クラブチャーター申請書はすべてライオンポータルを通じて提出されなければならない。

地区ガバナー権限で、ライオンポータルのウェブサイトから新クラブの申請を行う。

- 新クラブ申請書を作成
- 新クラブ申請書を承認し，国際本部へ提出
- ガイディングライオン、エクステンション・アワード受賞者および共同スポンサークラブを報告
- 申請を拒否

新クラブを申請するには、「地区」のメニューから「クラブ」を選択し、「地区内クラブ」ページで「クラブを登録」をクリックします。

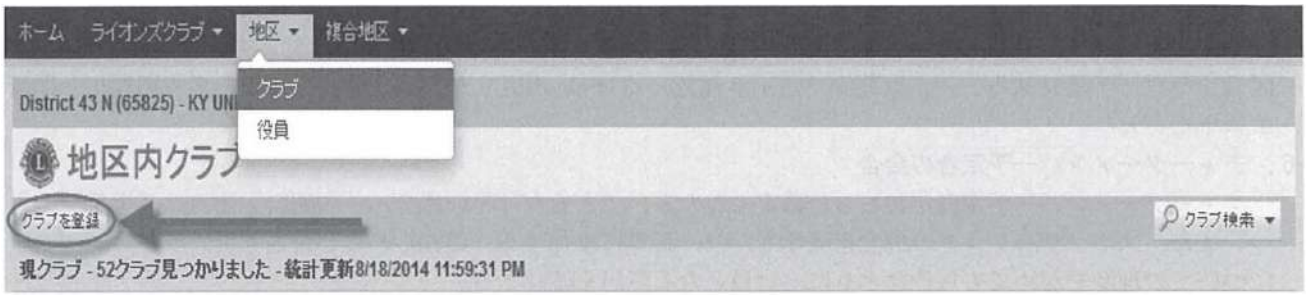

「クラブを登録」をクリックしたら、以下の画面が開きます。

（太平洋アジアウェブサイトより抜粋）

12. チャーター申請書の受理と新クラブ用資料の送付

国際本部は、チャーター申請の各事項に不備がないことを確認したうえでチャーターの申請を承認し、チャーターメンバー・ラペルピンその他を含む新クラブ用資料を新クラブに送付する。

13. 追加のチャーターメンバー報告

チャーター申請書を提出した後でも、結成後90日以内に新結成クラブに加わった会員は、チャーター費を支払ってチャーターメンバーになることができる。90日以内というのは国際本部の受付期限であるので、現実には、75日を目安にする。新クラブは、追加チャーターメンバーを所定手続きにより行う。新クラブが追加チャーターメンバーを申請する際には、追加のチャーター費をみずほ銀行第5集中支店の専用口座番号(3)に振り込む。

14. エクステンション・アワードの送付

エクステンション・アワードはチャーターナイトでの贈呈に間に合うように国際本部から地区ガバナーあてに送付され、スポンサークラブには、国際本部からスポンサー・パッチが贈られる。公認ガイディング・ライオンは、2年の任期が終了した後に、公認ガイディング・ライオン報告書（最終報告書）を提出し、受賞条件が満たされていれば、公認ガイディング・ライオン会長賞が贈られる。

15. チャーター（認証状）の送付

国際協会から交付されるチャーターは、地区ガバナーあてに送付され、チャーターナイトで新ク

ラプへ正式に伝達される。チャーター下段のチャーターメンバー記載欄は、空白のまま国際本部から送られてくるので、チャーターナイトに間に合うよう、地区またはスポンサークラブにおいて適切に記載する。

16. チャーターナイト（認証状伝達式）

チャーターナイトは、新クラブを国際協会の一員として地区内の他のクラブに知らせる式典であり、クラブ結成後90日以内に開催することが望ましい。

19. ライオンズクラブの合併手順

Ⅰ.2クラブまたはそれ以上のライオンズクラブを合併する際は次の手順による。

1. 合併を考慮しているクラブは合同会議を開き、次の事項を決定する。
   (1) 合併によりどのクラブを解散するか。
   (2) 存続するクラブの名称を変更するかどうか。変更する場合はふさわしい名称を決定する。変更された名称は地区キャビネットと国際本部の地区およびクラブ行政部の承認を得なければならない。
   (3) 存続するクラブの役員と委員を任期灌了まで務めさせるか、合併承認後に新しい役員、委員を選出するか。選出する場合は、その場所、日時を決め、結果を地区ガバナーと国際本部の太平洋アジア課に報告する。
   (4) 合併後に存続するクラブの理事会と例会の場所、日時を選ぶ決議を採択する。合併したクラブのうち、ひとつのクラブの結成日を合併クラブの結成日とする決議を採択する。
2. 合併を考應している各クラブの会員は、合併を決議しなければならない。
3. 解散に同意したクラブは合併前に更に次の事項を完了しなければならない。
   (1) すべての未払金を支払う。
   (2) 運営口座および事業口座に残っているいかなる資金も存続するクラブの適切な口座に振り替える。
   (3) すべてのクラブ所有物を然るべき方法で処分する。
   (4) 存続するクラブへ移行する転籍会員の名簿を添えて、最後の月報を国際本部の太平洋アジア課に提出する。
   (5) チャーターを地区ガバナーに返却する。地区ガバナーがそれを国際本部の太平洋アジア課に返送する。
4. 合併後存続するクラブは、次の書類と資料を国際本部の太平洋アジア課に提出しなければならない。
   (1) クラブ合併申請書
   (2) 各クラブが採択した合併の決議書。
   (3) 合併を承認した地区キャビネットの決議書。
   (4) 解散したクラブからの転籍会員の名簿を添付した月報。
5. 合併したクラブには、要請に応じて合併証明書が発行される。

II. 解散するクラブは下記の事項を履行しなければならない。

(1) クラブが解散し、XXライオンズクラブに合併することを決議した旨、月例報告書で報告する。
(2) 上記3(1)、３(3)が達成されたことを確認する。

(3) クラブ会員が合併先のクラブに転出する旨、月例報告書で報告する（これは転入先クラブが報告するのと同じ月にすること）。
(4) クラブの認証状を地区ガバナーに返還する。
(5) 道路標識などにクラブ名などを表示している場合には必要に応じて変更する。

20. ライオンズクラブの解散手順

(1) クラブを解散する場合は先ずクラプが解散を決議し、クラブロ座を清算した後、解散の理由書と共にクラプ認証状（チャーター）を添えて速やかに地区ガバナーへ報告する。その際、協会に対するクラブの負佃が全額支払われたことを証明するもの（銀行振込金受取書や領収書の写しなど）を添える。
(2) 地区ガバナーは、クラプ解散を承認する旨の文書に署名し、国際本部太平洋アジア課へ報告する。写しを日本ライオンズへ送る。
(3) クラブ合併や自主解散に地区ガバナーが同意した場合は、国際本部への届出によりクラブのチャーターは自動的に取り消される(2009年ニューヨーク理事会決議）。この解散手続きは、国際本部で月に一回行われる。
解散の文書が月の中旬までに国際本部に届いた場合には、その月の解散クラブとして手続きされる。（地区からEメールに添付またはFAXで提出するとよい。）解散手続き完了後に、正式な解散年月日が記載された文書が国際本部から送付される。

21. クラブ名称に関する国際本部の見解

(1) 1993年11月コロンバス国際理事会
クラブの管轄領域はクラブ名についている市町村全域とする。複数のクラブがある場合には、お互いに管轄領域を共有することになる。
(2)理由の如何にかかわらず、クラブ名が所在市町村と同じでない場合は、クラブ名を変更することが望ましく、それはまた協会の規定でもある。クラブ名の変更には手続きが必要であり、次の書類を添えてライオンズクラブ名変更申請書を国際本部の太平洋アジア課へ提出する。
a. 名称変更がクラブ理事会によって決議されたことを証明する文書
b. クラブ名変更を承認する旨を記した現職地区ガバナーによる署名付き文書
c. 名称変更を希望するクラブに隣接する各クラブの同意を示す文書
変更後のクラブ名は，国際会則ならびに国際理事会方針に沿ったものでなければならない。
変更後の新名称のチャーターを希望する場合は、作成牲用25ドルが振り込まれたこと示す銀行送金明細書の写しを添付した申請書を太平洋アジア課に提出する。

22. 国旗およびクラブ旗

(1) 国旗およびクラブ旗
国旗の取り扱い注意（国際慣行）
イ．国旗は一国を代表し、国家国民のシンボルであるから厳正に取り扱うこと。
ロ．汚れたり、破損したり、色があせたりした場合は直ちに取り替えること。
ハ．国旗は半旗の場合を除き竿頭に接して掲げること。
ニ．各国の国旗を掲げる場合は同じ大きさで同じ高さにすること。

ホ．自国の国旗を掲げることなく外国の国旗のみを掲げてはいけない（注……その国の支配下に入ったことを意味する）。

ヘ．1本のポールに二つの国旗を掲げてはならない（注……上位の支配下）。

ト．2カ国、および4カ国以上の国旗を掲げる場合、国旗の上位は対面して最左翼である（アフガニスタンのみ反対）。（後掲ルおよびヲ参照）

チ．国際恨例上、団体旗と併揚することは、極力避けることになっている。従って国旗は正面の壁面に掲げ、クラプ旗は三脚に立てる等の取り扱いを考胞すること。やむを得ず併揚せざるを得ない場会は、国旗は団体旗より大きく、より高く掲げるようにする。

リ．日本の国旗1本を掲揚する場合は向かって左にする。

ヌ．2本の場合、併立、交差は自由であるが、強いていえば併立が望ましい。
特に、外国に敬意を表すために外国国旗を日の丸と併揚する場合は併立、交差自由であるが、強いていえば交差が望ましい。
併立の場合は日の丸は対面して右にする。交差の場合は次の図のようにする。

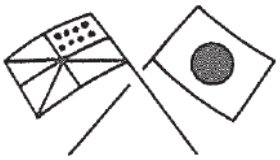

ル．3カ国の場合は普通、日の丸を中央にし、他の2カ国の分は英語の国名アルファベットに向かって左、次を向かって右にする。

ヲ．4カ国以上の場合は日本が主催国であっても関係なくアルファベット順に，向かって左から順に羅列する。たまたまその数が奇数のときは、 日の丸を中央にして向かって左を①、右を②というようにアルファベット順に左右に配列するのが一般的である。

ワ．アメリカ合衆国やオーストラリアのように左上部に小区画（カントン）のある国旗を縦長に掲げるときは、必ずカントンが向かって左上方にくること。

カ．国旗の形はそれぞれ定められていて、概ね縦横の比率が2対3、ないし1対2の長方形となっている。従って縦長に掲揚することは避けるようにする。

〔注〕上記の掲揚方法は、内閣府主管の社団法人国旗協会発行「国旗の知識」および財団法人世界の動き社発行「国際儀礼に関する12章（改訂版）プロトコール早わかり」によった。

（2）国 歌

国歌を演奏する場合はアルファベット順とするが、主催国の国歌はいちばん最後とする。

(3) 配席の順位

◎雛壇使用の場合

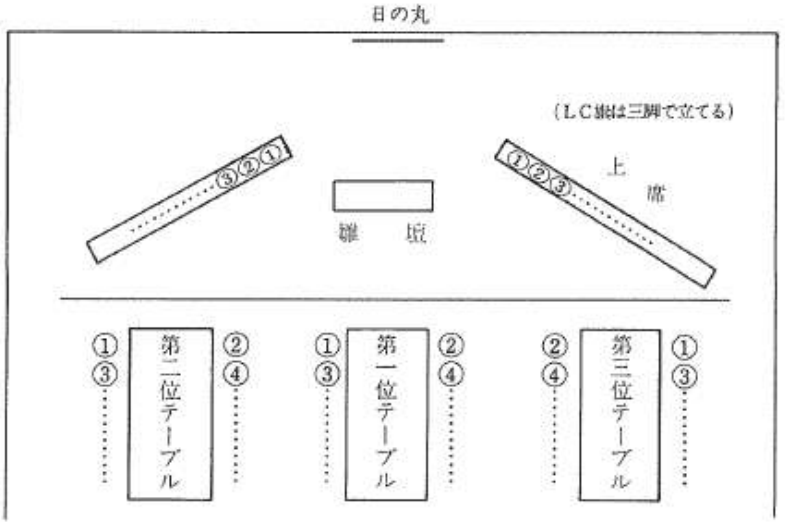

◎雛壇のない場合（平場）

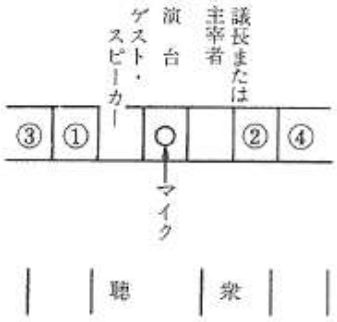

〔注〕1. いずれの場合もメイン・テーブルの席次はライオンズ儀礼およびその土地の習慣に従って決定する。

2. 配席については第2編「4.地区ガバナー公式訪問」の項も参照。

23. 公認プロトコール　（2026年3月国際理事会で改訂版）

下記は、ライオンズクラブ国際協会公認プロトコール方針である。プロトコールの目的は、ライオンズリーダーの役職順位を認識することである。主要スピーカーだけが、講演の初頭に挨拶として、臨席の賓客全員の名を挙げて紹介する必要がある。

A．役職の順位

*役職によっては、特定の会則地域には該当しない場合がある。現地の慣行により、妥当とされるプロトコールを使用する。

ライオンズの順位は、次の通りとする。

1. 国際会長
2. 前国際会長/LCIF理事長
3. 国際副会長（地位の順）
4. 元国際会長（b）
5. 国際理事（理事会アポインティ）*(レオライオン理事会リエゾン）** (a)
6. LCIF理事会
7. 元国際理事（c）
8. 元理事会アポインティ、元LCIF理事、元レオライオン理事会リエゾン
9. GAT/LCIF会則地域リーダー（a）
10. LCIF会則地域副リーダー
11. GAT/LCIFエリアリーダー(a)
12. 複合地区協議会議長（a）
13. 地区ガバナー
14. コーディネーター・ライオン
15. 国際協会運営役員
16. 複合地区GMT/GET/GLT/GST/LCIF/ＷＹＰＴコーディネーター
（注：WYPTコーディネーターはLCIFコーディネーター後に加える）
17. 前地区ガバナー（a）
18. 副地区ガバナー（地位の順）
19. 複合地区の各委員会委員長（a）
20. 元協議会議長（a）
21. 元地区ガバナー（a）
22. 複合地区協議会幹事（ボランティア）(a)
23. 複合地区協議会会計（ボランティア）(a)
24. レオ顧問パネリスト
25. レオ複合地区会長
26. レオ地区会長
27. 地区幹事（a）
28. 地区会計（a）
29. レオ諮問パネリスト
30. 地区GMT/GET/GLT/GST /LCIF/WYPTコーディネーター（a）
（注：WYPTコーディネーターはLCIFコーディネーター後に加える）
31. リジョン・チェアパーソン（a）
32. ゾーン・チェアパーソン（a）
33. 地区の各委員会委員長（a）
34. クラブ会長（a）
35. 前クラブ会長（a）
36. 元クラブ会長（a）
37. クラブ幹事（a）
38. クラブ会計（a）
39. 複合地区幹事（職員）(a)
40. 複合地区会計（職員）(a)
41. 地区運営幹事（職員）(a)

*国際理事会委員会メンバー及びLCIF執行委員会のメンバーとして国際会長から任命されたアポインティを、同じ役職に就いた他のライオンの前に紹介する。紹介時に、その人がアポインティであることを言い添える。

上記アルファベット記号の説明：

(a) 二人以上いる場合には、姓のアルファベット順で決める。最初の字が同じなら、2番目、3番目、と順にずらす。姓が全く同じ場合には、同じ要領で名を使う。姓も名も同じ場合には、ライオン暦の長い人が先になる。

(b) 二人以上いる場合には、最も近年にその役職を務めた人が先になる。

(c) 二人以上いる場合には、元国際会長の場合と同様（前記（b）参照）であるが、同じ年度に理事を務めた人が二人以上いる場合には、(a) の規定が適用される。

(d) 8複合地区共通のプロトコール

MD330、MD331、MD332、MD333、MD334、MD335、MD336、MD337複合地区共通のプロトコールとして、一般社団法人及び公益財団法人日本ライオンズ両理事長を、複合地区協議会議長の上位配置とする。

一般事項：ライオンズの役職を二つ以上持つ人の場合は、そのうちの最高役職で順位が決まる。上記のほかに、それぞれの地域の習慣により特に紹介するべき役職があればその地元の習慣に従って付け加える。ただし、選出された役員は常に、任命された役員の先になる。メルビン•ジョーンズ•フェローも、まとめて紹介することが奨励される。スピーカーがメルビン•ジョーンズ•フェローであれば、紹介の際にその旨を述べる。

B. 非ライオン賓客

非ライオンの順位は、それぞれの地域のプロトコールや習慣に従って決めるが、その非ライオンが主なスピーカーである場合には、会議議長に右側に席をおく。

C. メインテーブル座席表

真ん中に演台がおかれていない場合、主宰役員又は会議議長は常に、1として示される（第1図）真ん中に席に座らなければならない。主要スピーカーは、2の席につき、他のライオンズの席は、前記の順位リストに従って決められる

できる限り、議長または主宰役員（通常、クラブ会長、地区ガバナー、協議会議長、あるいは国際会長が務める）両側の同数をおくようにする。

（第1図）

7	5	3	1	2	4	6

第2図が示す通り、演台が置かれる場合のイメージテーブルの座席も大体同じである。

ただし、会議議長または主宰役員は、常に（聴衆に向かって）演台の左側に座り、主要スピーカーは右側に座る。

（第2図）

7	5	3	1	演台	2	4	6	8

（聴衆）

第2図：配偶者が出席している場合には、テーブル左側に着席する会員の配偶者はその会員の左隣に、テーブル右側に着席する会員の配偶者はその会員の右側にそれぞれ座る。

D．司会者及び会議書記

時には議長又は主宰役員以外の人が、司会者を務める場合がある。その場合には、司会者は地元の習慣に従った席に座るか、メインテーブルの端の席に着く。しかし順位のリストによって特定の席が決まっている（例えば、地区行事における元国際会長）場合には、その席に着く。稀ではあるが、会議書記がいる場合もあり、その時には地元の習慣に従う。

E．二つ以上のメインテーブル

メインテーブルが二つ以上ある場合には、最前列にあるテーブルが上位のテーブルとみなされる。同位のライオンが別々のテーブルに着席することがないよう、留意する。

F．メインテーブル紹介

メインテーブルに触っている人の紹介は、会議議長又は主宰役員に続き、最低順位の人から最高十位の人へと逆に紹介する。配偶者がメインテーブルに座っている場合には、会員の紹介を先にする。
（例えば、山田一郎元国際理事と花子夫人）

G. 国歌

国際理事会の公式代表者として外国のライオン（現職又は元の理事会メンバーに関わらず）が出席しており、その会議で通常国歌が演奏される場合には、そのライオンの国に国歌も演奏して敬意を表す必要がある。

24. アワード

(1) アワードの活用

ライオンズクラブ国際協会は、全世界135万人の会員の献身によって大きな成功を収めており、毎年、功績のあった会員にアワード（賞）を贈呈している。賞は，多くの場合、クラブを通して申請され、しかるべき会合で個人に手渡されているが、時期を逸して、賞の意義や効果が減じている場合も時折見受けられる。そこで一考しなければならないことは、他の会員が受賞者の功績を理解し、われも続こうと勇み立つような雰囲気を作ることである。

例えば、地区ガバナーのクラブ訪問に時を合わせて受賞式を行うのもよいし、リジョン・チェアパーソン、ゾーン・チェアパーソンなどに賞を授与してもらうことも一案であろう。そうすれば、その賞の意義が強調される。

また、夫人の集いの席上、賞の授与を行うのもよい考えである。夫人は会員全員から祝福される夫の姿を目の当たりにする機会を得ることになるのであるから……。

このように、色々な面を考慮のうえ、賞を有効に各クラブの活動に役立てていけば、それは、クラブひいては国際協会の活動を高めるテコの役割を果たしてくれるのである。

(2) 各種アワード

国際協会から贈呈される最高位のアワードは，国際会長の判断で授与される。最も重要で格式高いアワードは国際親善大使賞であり、その次に国際会長賞、リーダーシップ・アワード、国際会長感謝状と続く。国際会長は顕著な働きをして功績を収めたライオンに、これらのアワードを贈呈す

る。アワードは、公的な場で相応な表彰式を開いて贈呈されるべきである。「賞の贈呈」という項目は、定例会議などの次第に含めるのがよい。もし贈呈する具体的なアワードがない場合には、懸命な働きをした会員を表彰する方法を考え出し、高いレベルでやる気を保ち貢献を続けるようにすべきである。入会したばかりの会員を称えることも大切である。アワードは、受賞者に郵送するべきではない（アワード奉仕の報いPR18から要約）。

チャーター・モナーク
シェブロン

モナーク
シェブロン

シェブロンとマイルストーン・シェブロン

シェブロン・アワードプログラムの概略：これまでのマイルストーン・シェブロン・プログラムでは，25年，50年，それ以後は5年ごとの年数（55年，60年…）に達した長期在籍者にのみ，自動的に無料でモナーク・シェブロンあるいはチャーター・モナークシェブロンが（ひと月単位で）交付された。25年に達しない在籍年数および25年から50年の間の在籍年数のシェブロンは有償でクラブ用品として販売された。

2011-2012年度より，10年の在籍年数を初めとして以後5年ごとに（10年，15年，20年，25年…），該当のシェブロンを無償交付。シェブロンは，毎年度第1四半期に地区ガバナーに自動的に発送されることになった。つまり，10，15，20，25，30，35，40，45，50，55，60，65，70，75の各在籍年数及びそれ以上の年数を記念して，会員に授与される。

シェブロンを紛失してしまった場合は，国際協会クラブ用品部よりクラブ幹事が購入することができる。また，皆出席賞およびタブについてもクラブ用品として販売されている。詳細についてはオセアル調整事務局（電話050-1791-5820）へ問い合わせる。

会員キー賞デザイン

Membership Key

2
LCI#2802

Membership Advancement Key

5
LCI#2805

Builder Key

10
LCI#2810

Senior Builder Key

15
LCI#2815

Master Key

20
LCI#2820

Senior Master Key

25
LCI#2825

Grand Master Key

50
LCI#2850

Key of State

75
LCI#2875

Key of Nations

100
LCI#2910

Ambassador Key

150
LCI#2915

International Key

200
LCI#2920

Global Key

250
LCI#2925

Universal Key

300
LCI#2930

Emissary Key

350
LCI#2935

Monarch Key

400
LCI#2940

Imperial Key

450
LCI#2945

Supreme Key

500
LCI#2950

会員キー賞

会員キー賞は、 ライオンがスポンサーした新会員の数を評価することで、会員増強における効果的な勧誘活動の重要性を確認するものである。

17種類のキー質のそれぞれが、スポンサーされた新会員の人数を反映するようにデザインされている。これらキー賞は、新会員が1年と1日クラブに在籍した後で、そのスポンサーとなったライオンを対象に、クラブ幹事からの月例会員報告のデータに基づいて国際本部より自動的に授与されている。各キー質は、裏側に留め金の付いたラペル・ピンになっている。「SeniorMaster」（新会員25人のスポンサーをたたえるキー賞）以上の場合には、ラペル・ピンに加えて贈呈用のリボン付きの特別なメダルも授与される。

◎受賞資格

1. 新会員が1年と1日在籍していなければ、キー買受賞の資格を得るための記録に新会員の名前を使うことはできない。
2. 新会員とスポンサーの氏名が、スポンサーの会員番号と所属クラブ番号と共に、Lion Portalで報告されていなければならない。
3. いかなるスポンサーも同一のキー賞を複数受質することはできない。
4. 転籍会員、再入会員はキー買の対象とはならない。
5. 新会員につき受質の対象となるのは、 1人のスポンサーのみ。
6. スポンサー変更の要請は、新会員の入会日から90日以内に、ライオンズクラブ国際本部に提出されなければならない。
7. キー賞は、新会員の所属クラブがグッドスタンディングである場合に交付される。

25. Y CE（ユースキャンプ及び交換）について

1. 起　源

ライオンズクラブ国際協会のYE(Youth Exchange/青少年交換）プログラムは、1974年の国際理事会で採択された「青少年交換規定」によって実施されてきたが、現在は国際理事会承認のライオンズ青少年交換プログラム及び理事会方針」によって行われている。日本のYCE事業は、このプログラムと方針に基づいて運用し実施している。YCE事業は派遣と受入、並びに国際ユースキャンプに大別されるが、いずれも単一クラブのアクティビティであることを先ず認識せねばならない。

1962年、国際協会がYE事業の実施を決定して以来この計画は次第に発展して、今日のような世界的な隆盛を見るに至ったが、この理事会の決定は1961年、当時の302-Wl地区（現335複合地区）とMD4（カリフォルニア州・ネバダ州）との間で実施された夏期学生交換の成果に端を

発している。国際ユースキャンプは、1963年にスウェーデンのライオンズクラブがこのプログラムを始め、1974年に国際理事会によって正式に承認（採用）された。

2. 目　　的

YCE事業は**「世界の人々の間に相互理解の精神をつちかい発展させる」**というライオニズムの第一目的を推進するための一つの手段である。このプログラムは次のことを目的にしている。

(1) 他国の人と接する機会を青少年に与える。

(2) 異なる文化的背景を持つ家庭や地域社会の生活を経験させる。

(3) ライオニズムを通して、国際理解と親善を促進する。

3. 交換方法とユースキャンプ

(1) 交換方法：単一クラブまたはゾーン リジョ、地区で推薦され、承認を受けた派遣生は、地区YCE委員長より複合地区YCE委員長に希望国を申請し、派遣割り当て人数に応じて派遣先の国が決定される。また、派遣生を受け入れるホストファミリーがあらかじめ決められている「スペシャルリクエスト」という交換方法もある。

(2) ライオンズ国際ユースキャンプ：日本においては、8つの複合地区の内、5つの複合地区で一週間以上のキャンプを実施している。

4. 派遣応募者の資格

派遣生に必要とする資格は，次の通りである。

(1) 年齢：「青少年交換プログラム」によると、出発日現在満15~21オになっているが、日本では16才以上を基準にしている。また、ホストの側でこの年令以外を指定する国（地区）がある。

(2) 語学力：ホスト国の言語について基礎的知識を備えていることが望ましい。少なくとも訪問国での日常生活に困らない程度の「英会話」能力を持っていることが必要である。国際ユースキャンプの参加者は、英会話の堪能な者に限られている。

(3) 健康：長期間の外国旅行に耐え得る体力を有していること。特別の事情（例えば食べ物・薬に対するアレルギー、常用の薬宗教上の理由による食べ物の制限など）がある場合は、ホスト側にはっきりと状況を事前に連絡して承諾を求める必要がある。

(4) 応募者の範囲：ホストの国または地区が制限しない限り、クラブ会員の子弟やノンライオンにかかわらず派遣できる。

(5) 親善大使としての使命：派遣生は、日本を代表した親善大使である。YCE事業の目的をよく理解し、使命の達成に強い意欲を持って、YCEのルールを遵守できること。加えて、自主性・協調性・順応性・社交性の他、明朗さ・礼儀正しさ・強い忍耐カ・目的意識を持ったチャレンジ精神が必要である。

5. 派遣生の選考

すべての派遣応募者は、スポンサークラブの予備選考を受ける。クラブは適格者を、理事会の承認を得て地区に推薦する。地区においても同様の選考が望ましい。

(1) 選考事項　　面接・英会話テスト・提出を受けた作文等の審査。

(2) 派遣資格の条件　イ．新しい友達を作る熱意と他の国について学ぶ意欲を持っていること。

ロ．異なる習恨や生活水準に順応する意志を持っていること。

ハ．訪問する国の言葉歴史，文化等に積極的な関心を持っていること。

(3) 選考結果の通知　選考後、2週間以内にスポンサークラブ会長に通知する。この選考による合格者を「派遣候補生」という。

(4) 派遣生の決定　地区YCE委員会（以下「地区委員会」という）は、オリエンテーション等によって最終選考を行い、地区ガバナーは適格者（派遣生）を決定して、スポンサークラブ会長に通知する。この通知によって正式な「派遣生」になる。

(5) その他の方法　地区またはリジョン、ゾーン，クラブがスピーチコンテスト等により派遣生を選抜することもある。

6. 派遣生の実務

(1) 派遣期間等：派遣期間は国（地区）及び夏期・冬期等の時期によっても異なるが、概ね3週間から4週間程度である。その期間、1家庭ないし3家庭に分けて引受けられる。派遣期間・フライトスケジュール・ホスト家庭等の詳細はホスト国（地区）と協談して決められる。ホスト家庭決定後は直ちにその家庭と文通し、交流を図るように努めねばならない。

(2) 悔外旅行傷害保険への加入：派遣生は、旅行中及び滞在中の事故・病気等に備えて悔外旅行傷害保険に加入する義務がある。スポンサークラブは、その加入を確認しなければならない。保険の内容は「傷害・疾病・賠佑責任・携行品損害・救護者援護牲用」等を担保するものとし、日本ではが海外傷害任意保険で、最低3,000万円の保険金額とするのが望ましい。

(3) 渡航スケジュール：派遣国（地区）と交渉を担当している地区（窓口担当地区）と、所属複合地区または地区、指定している旅行代理店との緊密な連携のもとに行われ、関係資料等の送付と説明を受ける。スポンサークラブは派遣生の出発・帰国にあたり、居住地～空港間の行程を作成することもある。

(4) 派述生壮行会：複合地区・地区及びスポンサークラブは最終オリエンテーション終了後、壮行会を行うことが望ましい。

7. 派遣生の義務

(1) 地区委員会の行う「派遣候補生オリエンテーション」に必ず出席すること。もし健康上または学校等の理由で欠席の場合は、あらかじめ地区委員会に届け出ること。

(2) 選考時に英会話テストを実施し、成績が不十分な者は、英語教育機関等で勉強することが望まれる。

(3) 派遣生は、帰国後直ちに「レポート」を作成、スポンサークラブと地区委員会に提出すること。

(4) スポンサークラブ及び地区委員会が開催する「帰困報告・会」で、派遣生は「体験発表」を行う。

(5) 次の場合は，派遣資格が取消になることもある。

イ．オリエンテーションに正当な理由なく欠席したり、また出席していても真面目に勉強する姿勢に欠ける者。

ロ．派遣のための各書類・設問等に対し、基本的な不備のある場合。

ハ．地区が最終的に定めた派遣先に不満を持つ場合。

ニ．YCE派遣のルールを誠実に理解せず、または理解しようとしない場合。

(6) 派遣生の帰国後は、自動的に「YCE-OB会員」になる。少なくとも3年間はOB会員とし

て、派遣候補生（派遣生）を指導する他、来日生との交歓にあたるなど、地区委員会・スポンサークラブのYCE活動に協力するものとする。

8. 日本との交換諸国（地区）

YCE 海外交渉窓口一覧表

（2025年４月11日現在）

複合地区	MD 別交換実績 派遣　来日	派遣のみ	来日のみ	交換実績の無い窓口
330	MD4（カリフォルニア州） タイ・グアム			
331	フィンランド スペイン・スイス			
332	ノルウェー	コロラド	テキサス	
333	メキシコ		ブラジル ポーランド ハンガリー	
334	ベルギー・エストニア ドイツ・イタリア			
335	ニュージーランド MD308（マレーシア・ブルネイ）	アルバータ州 （カルガリー）	※キャンプ生として各国より受け入れ	
336	台湾・モルドバ			マサチューセッツ イスラエル・セルビア
337	シンガポール			

フリー窓口　　2024/6/12より

旧MD330	フランス・オランダ・イギリス	ハワイ	モンゴル	香港
旧MD332	デンマーク・スウェーデン・ニュージャージー			オクラホマ・カンボジア
旧MD333	MD5（ノーズ・サウスダコダ州）サウスカロライナ・ チェコ＆スロバキア・アイスランド・スロベニア			アーカンソー・ミズーリ・ネブラスカ ユタ・アルゼンチン・フィリピン・ネパール
旧MD334	ギリシャ＆キプロス	ポルトガル	アイルランド・マケドニア	
旧MD335	オーストラリア・ロシア	ミシガン・アルバータ ペルー	オレゴン・MD19（ブリティッシュコロンビア州・ワシントン州・アイダホ州）・オンタリオ・インドネシア ルーマニア・ウクライナ・インド	アイオア・イリノイ・アリゾナ・コネチカット・フロリダ・アイダホ・インディアナ・ケンタッキー・モンタナ・メリーランド・ノースカロライナ・ニューヨーク・ペンシルベニア・テネシー・バーモンド・バージニア・ アラバマ・マニトバ・ノバスコシア・ケベック・ユーコン・カルガリー・ノースウエストテリトリー・韓国
旧MD337	ミネソタ・ウエストバージニア・ウイスコンシン・オーストリア・クロアチア	カンザス	トルコ	

※2016-2017年度以降の実績を元に国別リストアップ

9. 交換生の受け入れ

(1) 青少年交換生を受け入れるのは、ホスト・ライオンズクラブのアクティビティであり、責任でもある。こうした責任には、交換生の送迎、滞在中の世話、もてなしなどが含まれる。

(2) ホストファミリーと交換生との間に問題が生じたり、両者が上手く折り合わなかった場合に備え、ホスト・クラブの適切な役員が上手に交換生を別の家庭に移せるように準備を整えておかなければならない（このためにも、予備のホストファミリーを選んでおくことが賢明である）。

(3) ホスト側があらゆる手を尽くしても解決できない困難な問題が起こった場合には、交換生の親、あるいはスポンサー・クラブや地区に連絡する必要が生じることもある。理由のいかんにかかわらず、青少年を帰国させることに決まったら、ホスト・クラブの役員が帰国の手続きをする。

(4) ホストファミリーの家庭では、交換生を家族の一員として扱う。交換生自身の家庭の雰囲気とは全く違っているであろうが、ホストファミリーは普段と変わらない生活を保つべきである。外国の習慣や生活様式を学ぶことが、交換の目的なのである。

10. ホスト家庭の選考：来日生のホスト家庭の選考は、次を考慮する。

(1) 適性：ライオンズ会員の家庭のほか、日本では通常、ライオンズ会員以外の家庭でも多くホストされている。
ホスト家庭には、来日生への理解・関心・青少年と打ち解け話し合う態度・偏見のない考え方・寛容さなどが望まれる。

(2) 語学力：家族の少なくとも一人は、英会話または来日生の母国語を理解することが望ましい。

(3) YCEプログラムへの認識：ホスト家庭の会員は、YCEプログラムの目的や趣旨への十分な知識を要し、ライオンズ会員以外の家庭でも、ライオニズムの目的や奉仕活動への理解を必要とする。

(4) ホスト家庭からの希望：受け入れる来日生の国籍・言語・性別・趣味等について、ホスト家庭の希望を参考にする。

11. ホスト家庭の実務

(1) 受入オリエンテーション：来日生の到着前に、通常、複合地区・地区・ホストクラブにより実施され参加が望ましい。

(2) 受入家庭数：1人に対して全期間1家庭、もしくは2~3週間ずつ2~3家庭にすることもできる。

(3) 受入の仕方：日常生活を共にして相互理解を図るのが目的なので、過度のもてなし（土産品を含む）は必要ない。ホストクラブは、ホスト家庭の自主性を尊重しながらクラブ例会、歓迎会、レオとYCE-OB会員・地域青少年との交流、地域との触れ合い、社会見学等を組入れ企画することが望ましい。

(4) 地区の対処方法：MD、地区でエクスカーション・ユースキャンプ等を企画し、来日生全員を参加させることができる。

(5) 危険の予防：海、山などを旅行する場合は、必ず責任者が付き添う必要がある。

(6) 傷害保険加入の確認：YCE交換生には海外旅行傷害保険への加入が義務付けられている。
ホストクラブは来日生の到着時、所持している「保険証券」を確認する。MD、地区が来日生の旅行保険を独自に契約している例もある。

(7) 引継ぎ記録簿の作成：ホスト家庭が複数になる場合、記録簿を作成、次のホスト家庭に引

継ぐ。

(8) ホストクラブの費用：滞在中の宿泊・食事等の経費は、全てホストクラブの責任である。ホスト家庭が部屋と食事等を提供する反面、滞在中の各種行事の費用はホストクラブ負担となる。

12. 遵守事項

①滞在国の法律による禁止事項、②旅行中の海外旅行傷害保険の加入内容の確認、③車両（オートバイを含む）の運転禁止、④単独の外泊、単独の無断外出の禁止、⑤金銭の貸借の禁止、⑥国際電話（通信）の無断使用、⑦帰国前のレポートの提出、⑧出入国時の送迎は決められた場所までとする、⑨土産物は高額のものでなく最小限に抑える配慮をする、⑩帰国時の荷物は飛行機の重量制限を超過しないようにする。

13. トラブル対応：交換生の旅行中の責任はスポンサークラブにあり、滞在中の責任はホストクラブにある。

(1) 事故または病気：緊急の医療手当や手術を要する場合、ホストクラブは地区委員長に、地区委員長はMD委員長に速やかに報告する。MD委員長は窓口担当地区委員長と緊急に対応方を決め、ホストクラブ及び家庭へ連絡する。MD委員長又は地区委員長は、相手国関係者に経緯、現状、対応等を連絡、協議する。

(2) 困難な問題処理：ホスト側が解決できない場合は地区委員長に連絡、地区委員長はMD委員長を介し窓口担当地区委員長と対応を決定する。派遣生の送還もありうる。

(3) 経費の立替え：ホストクラブが、緊急措慨その他で必要経費を立て替えた場合は地区委員長に速やかに報告し、MD委員長を介し窓口担当地区委員長に、請求額等の詳細を通知する。

14. その他旅行手配や費用負担などの詳細については、地区YCE委員会に問い合わせる。

YCEプログラムの基本と実施の要点

1. YEは国際的に統一して1974年に採択された交換規定により実施されてきたが、変化する現状に対応し、より広く自由な発展を図るために規定は方針に変更された。
2. 目的の一つに「外国の若人と接する機会を」とあったものが改められて、YCEの範囲を拡大し、交換以外に親善等の目的で来訪する若人も含めるようになり、また家庭生活に社会生活が付加された。
3. YC E関係者が、その目的を正しく理解認識しておくことは、基本的に重要なことである。トラプル発生はこの認識不足が原因であることが多い。
4. 現在日本では、一部例外的に行なわれている直接交換は別として、各複合地区が一体になって全日本をまとめ、複合地区毎に諸外国との交渉担当を指定して交換交渉の実務を行なっている。それぞれの交渉先はほぼ固定しており、毎年度引き継がれる。従って交渉を担当している地区は、地区の年度方針に拘わらず交渉を円満に継続する責任がある。
5. この交渉担当システムは、YCEを行なうに当たって最も煩雑な対外折衝を合理的に処理し、複雑な手順を遺漏なくチェックして円滑な交換を行なう上で、大きな貢献をしていると言えよう。
6. 地区委員会は、派遣受入準備の一切を含めて、書類・諸手続きを始め、選考・オリエンテーション・送迎その他の関係行事の実行を担当している。従って単一クラブは、地区委員会にYCE参加を

申し出ることにより、容易にプログラムに参加することが出来る。

7. またその反面、クラブのなすべきYCEの活動部分の殆どが地区委員会によって行なわれるために、YCEが本来クラプの奉仕活動であるにも拘らず、地区委員会活動であるかのように誤解され易く、YCEのクラプからの遊離を来し、場合によっては著しくその活動が阻害されることがある。この有意義なクラブ奉仕事業を守り育成するためには、地区委員会活動が正しく認識され適切な援助が与えられなければならない。
8. YC Eは一般的にライオンズ会員の子弟が歓迎される傾向にあるが、地域奉仕本来からすると一般公募が最も望ましい。
9. 派遣国によっては、ホスト家庭の両親・年配者が英会話を理解出来ない場合が多くある。どの国に拘らず「母国の知識が交流に役立つことは当然である。諸外国での日本の派遣生について共通的な批判（要望）は、「英会話の問題」である。「英会話の出来ないユースは受入できない」という国（地区）が増加している。
10. 国または家庭によっては、宗教を特に問題にすることがある。また無宗教は好まれない場合がある。
11. ホスト家庭にとって、予め本人を判別する資料として、添付する写真は重要なものになる。日本と違って「固い表情」のものは好まれず、明るく、にこやかなものが印象深く受けとめられる。
12. 派遣に当たっては各地区に於いてYCEの主旨についてオリエンテーションが実施される。その必要性は大きく、受けなかった派遣生にトラブルの発生が多い。
13. 世界的に忌避されている喫煙は、仮にその国の法律が認めていても、遠慮すべきである。
14. 派遣生の往復の旅行にあたっては、グループ毎に「リーダー、サブリーダー」を指名する。このリーダー等に対しては、別途オリエンテーションが実施される。
15. YCEは総て予定のスケジュールによって行なわれるので、その変更は相互の関係者全員の承諾を要する。万一の事故等の責任所在を明らかにするためである。なお、緊急連絡のため、関係者の携帯番号等をホスト家庭に示しておくことも必要である。

26. 薬物乱用防止について

ライオンズクラプ国際協会は1980年代から“DrugAwareness" （当時は「薬害教育」と翻訳され，その後「薬物乱用防止教育」）を取り上げ、長年にわたり青少年健全育成に力を尽くしている。薬物乱用防止教育はレオクラプ・プログラムに取り入れられ、またライオンズクエスト・プログラムの中に含めるなど、青少年プログラムの中での比重は増している。

日本においては、公益財団法人麻薬・覚せい剤乱用防止センターと協力して、「ダメ・ゼッタイ。」普及運動や国連支援募金活動が行われている。1997年330-A地区が中心となって始めた「薬物乱用防止教育講師認定制度」は瞬く間に各地区に広がりを見せた。各地区が認定講師養成講座を開き、ライオンズ会員が認定講師のライセンス（有効期間は3年）を取得する。認定講師は小中学校と協力して薬物乱用防止教室を開き、地元の子供たちに薬物乱用の怖さ、誘惑から逃れる方法など身近な目線で語りかける。この「薬物乱用防止教育認定講師養成講座」に対しては、四府省庁（内閣府、文部科学省、厚生労働省、警察庁）の後援名義の使用許可を得ている。

その後、大学生を対象として「大学生薬物乱用防止教育認定講師」講座が実施され、薬物乱用防止教室の講師を担当すれば大学の単位が与えられるなど、ライオンズクラプや地区、薬物乱用防止センタ

ー、地元の大学が提携した仕組みも出来上がっている。大学生講師の寸劇や語り口に、子供たちも目を輝かせて見入っているとの話を聞く。

参考として、330複合地区資料から「薬物乱用防止教室開講の運用要項」を掲載する。

ライオンズクラブにおける薬物乱用防止教室開講
運　用　要　項

【目的】

「青少年健全育成」

・青少年が自らの意思で薬物乱用をしないようにさせる。
・青少年が薬物乱用の被害に遭わないようにするために自分を守る知恵を与える。
・青少年が薬物乱用の加害者にならないように，健全な人生を築く意思を持たせる。
・青少年が他人にだまされて，薬物乱用の犯罪者にならないように自分を守る知恵を与える。

【意義】

青少年に薬物を乱用すると「自分の人生，将来を駄目にしてしまう」と強く自覚してもらう。

【趣旨】

今まで薬物に手を染めていない青少年に10代のできるだけ早い時期に薬物乱用を絶対させないよう啓発する。

【薬物乱用防止教育認定講師制度】

ライオンズクラブ国際協会の実施準地区と，日本で最初に薬物乱用防止活動未然運動に取り組んだ公益財団法人麻薬・覚せい剤乱用防止センターとの共同認定によるボランティアの資格であり，三年毎に更新が義務付けられている。この制度は平成18年度から毎年，内閣府・厚生労働省・警察庁・文部科学省から後援名義使用許可をいただいている。

【講演開講までの準備】

1．薬物乱用防止教育認定講師の資格をとる。
2．すでに開催しているクラブ等の薬物乱用防止教室を見学体験する。
3．学校関係者との人脈を活かして学校を訪問し，ライオンズクラブに於ける薬物乱用防止教室開講のお願い，企画書，申込書を持参し，さらに目的，趣旨，又認定講師の資格などの説明をして協力をお願いする
4．警察本部や都道府県（薬物対策担当業務課等），地元学校教育委員会学校教育課等へ訪問し，学校訪問の時同様，協力をお願いして連携を取っておく。校長会での説明の機会を依頼しておくとよい。
5．申し込みを頂いた学校には速やかに担当の先生に連絡をして開催日時を確認する。
6．講演日１ヶ月前に事前打ち合わせを必ず行う。（会場，配布資料，必要機材，生徒数等の打ち合わせ，更に予め用意した講演内容を説明の上，学校側の要望を確認し，それに沿った内容を準備する）

【講演日の手順】

1．当日は開始１時間前に校長先生に挨拶をした後会場に入り準備する。（横断幕，プロジェクター，パソコン，スクリーン，マイク調整等）
2．当日の講師は内容のタイムスケジュールをしっかり組み立てて講演し，約束した終了時間を厳守する。
3．講演終了後は速やかに片付けて学校関係者に挨拶をして退席する。
4．受講者にもう一度思い起こして貰うため感想文を書いてもらい，今後の講演準備の参考にするために何枚か送ってもらう。

薬物乱用防止憲章

「我々は，青少年健全育成を目的とする薬物乱用防止啓発活動を推進し，国連や関係省庁・団体と協力し努力する事を宣言します。」

◎問い合わせ先：（公財）麻薬・覚せい剤乱用防止センター
〒107-0052　東京都港区赤坂2-4-1　白亜ビル９階
電話(03)5544-8436　ファクス(03)5544-8473
担当：加藤　康樹　E-mail:kato@dapc.or.jp　講座専用　nintei@dapc.or.jp

27. ライオンズクエスト・プログラムについて

このプログラムは、就学前（幼稚園／保育所）の子どもたちから、中・高校生の若者までの包括的な教育プログラムである。保護者、先生、地域のメンバーの合意と協力のもと、子どもや若者が、健康で、持てる力を生かし、実りある人生を自ら築くためのスキルを、安全で安心できる環境のもと、系統的に学ぶ機会を提供する。プログラムの主な目標は以下のとおり。

- 子どもたち、家族、学校、地域のメンバーが力をあわせ、思いやりのある人間関係、高い期待、安全で安心できる学習環境を作りだす。
- 子どもたちが、健康的で実りの多い人生を築くための、ライフスキルを学習する機会を提供する。
- ひとり1人のちがいを尊重し、他者への敬意を育てる。
- 安全で健康的なライフスタイルを確立し、たばこ、アルコール、他の薬物に関わらない人生の基礎を築く。
- 他者への協力と奉仕活動を通して、学校や地域に貢献するための機会を提供する。
- 子どもたち、家族、良い仲間、学校、地域のつながりを強化する。

このプログラムには、子ども・青少年の発達段階に応じてライフスキルを系統的に学べる3 種類のカリキュラム、① “Skills for Growing"（就学前から小学校高学年向け）、② “Skillsfor Adolescence"（小学校高学年から中学生向け）、③ “Skillsfor Action"（高校生向け、が用意されている。

ライオンズクラブ国際協会は1984年、“Skillsfor Adolescence" をクエスト・インターナショナルと共同で開発した。2002年にライオンズクラブ国際財団(LCI F）がライオンズクエスト・プログラムの権利を買い取り、現在LCIFにライオンズクエスト課が設罷され担当している。今では100カ国に近い国々で、約1,600万人の青少年がこのプログラムの恩恵を受けている。

日本が最初にライオンズクエストを取り入れたのは1999年のことで、330複合地区に対してLCIFから交付金が出され、“Skillsfor Adolescence"の日本語版の導入が開始された。330複合地区は国際青少年育成財団（現NPO法人青少年育成支援フォーラム）と協力して，専門家を交えてプログラムを日本用に再開発し、「思春期のライフスキル教育」（思春期版）と命名した。

現在、ライオンズクエストは全国に拡大している。日本国内の多くの地区でLCIFの交付金による普及活動を実施しており、LCIFより認定を受けたライオンズクエスト認定講師による学校教員・青少年指導者向けのワークショップ（研修会）が全国各地で開催されている。ワークショップ開催数・参加者数のデータは後掲のとおり。カリキュラムは、最初に導入された「思春期版」に続き、2013年7月には「小学生版」（小学校低学年から高学年向け）、2017年7月には「幼稚園／保育所（園）版」（就学前児童向け）が導入されている。また2019年7月からは、カリキュラムの教材資料は電子版として提供されている。

地区別ワークショップ開催数・参加者数　（2006年7月～2022年12月）

地区	都道府県	開催数	参加者数
330-A	東京	31	847
330-B	神奈川・山梨	3	89
330-C	埼玉	34	820
330	計	68	1,756
331-A	北海道（中央）	35	888
331-B	北海道（北・東）	12	234
331-C	北海道（南）	10	203
331	計	57	1,325
332-A	青森	7	151
332-B	岩手	32	772
332-C	宮城	37	1,181
332-D	福島	12	266
332-E	山形	11	270
332-F	秋田	0	1
332	計	99	2,641
333-A	新潟	53	1,199
333-B	栃木	38	827
333-C	千葉	38	794
333-D	群馬	15	386
333-E	茨城	64	1,927
333	計	208	5,122
334-A	愛知	35	848
334-B	岐阜・三重	117	3,096
334-C	静岡	41	1,085
334-D	富山・石川・福井	60	1,240
334-E	長野	20	408
334	計	273	6,677
335-A	兵庫（東）	58	1,109
335-B	大阪・和歌山	72	1,916
335-C	滋賀・京都・奈良	160	4,140
335-D	兵庫（西）	77	1,888
335	計	367	9,053
336-A	徳島・高知・香川・愛媛	51	1,158
336-B	鳥取・岡山	16	385
336-C	広島	48	1,344
336-D	山口・島根	21	460
336	計	136	3,347
337-A	福岡	42	1,026
337-B	大分・宮崎	18	440
337-C	佐賀・長崎	36	704
337-D	鹿児島・沖縄	75	2,081
337-E	熊本	9	194
337	計	180	4,445
	総計	1,388	34,366

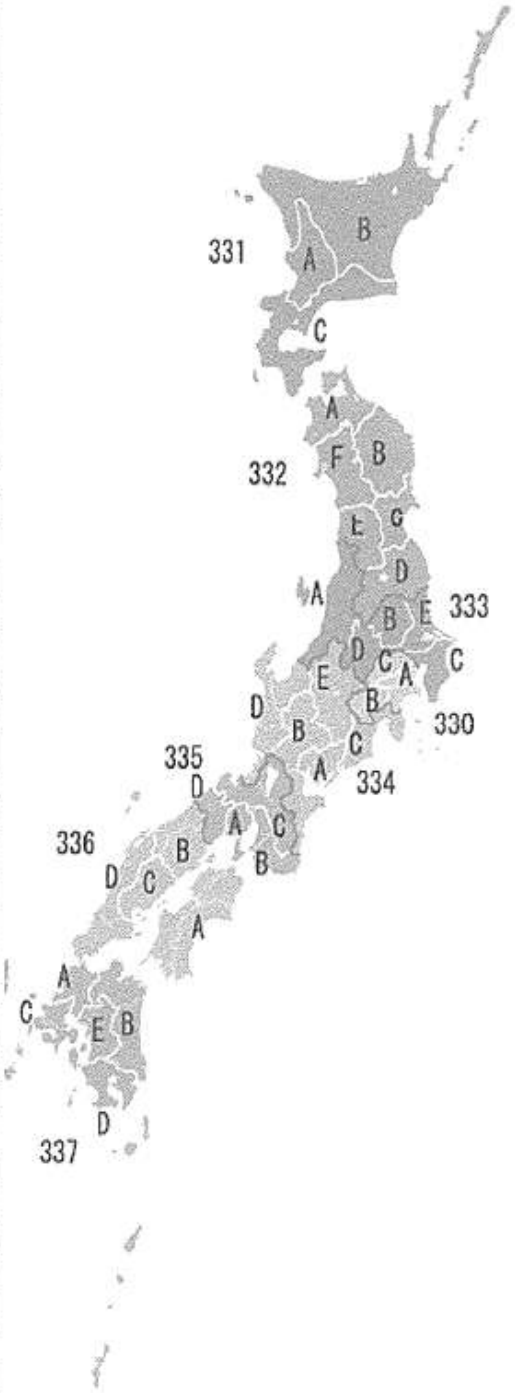

※複数準地区が共催している場合、主催する準地区全てにカウントしています

※2019年7月よりワークショップ開催形式が変更となったことや開催日を分割した特殊開催などにより、集計に誤差が生じる場合があります

28. レオクラブについて

現代社会における青少年の指導育成はライオンズクラブに与えられた重要なアクティビティの一つである。国際協会は青少年の指導育成のために全世界一貫した目的と意義を持つ活動を展開しようと、1967年にレオクラブの結成を決定した。

(1) レオクラブに関する基本的な考え方

青少年を育成するということに基準を置くこと。そのためには、忍耐、愛情、熱情をもって臨むことが必要である。はっきりした信念もなくレオクラブを設立することは若人の心を傷つけることにもなりかねない。また、次代のライオンズをつくるというよりも、それ以前に、よい青少年を育てるということに基準を置くべきである。

(2) レオクラブ育成方針

ライオニズムを体得させ、自律と奉仕の精神を培わせる。

レオクラブを単なる会合の場に終わらせず、野外活動をも併用し、実践活動の中から、一人ひとりの人格を形成させ、個性豊かな人間に成長させること。金銭のみをもって奉仕活動に臨むことを避け、実践活動によってこれを行わせること。訓練によって体力、忍耐力などを養わせれば、おのずから自律と奉仕の精神が生まれてくるであろう。

なお、若い人に献血を呼びかけるとき、それは若い人から呼びかけるのが一番よい方法であるように、若い人でなければできない奉仕のあることや、呼びかけた人も奉仕なら、献血した人も奉仕であるように、多数の若い人を奉仕に参加させることができることなど、レオクラブ員にその存在意義を教え、レオクラブ員であることに誇りと責任を持たせることが必要である。

レオクラブを通じて、今や世界的問題となっている青少年問題をじかに体験して本質に迫り、ライオンズクラブのアクティビティの意味を確かめることができる。

(3) レオクラブ結成の努力

イ. レオクラブ・プログラム委員会を設慨して勉強会を持ち、一般青少年団体との交歓会、「青少年の集い」、「青少年向けセミナー」などによって青少年の動向を知り、レオクラブ結成のきっかけをつかむ。

ロ. ライオンズクラブの子弟の名簿を作り、レオクラブの中核となる人材を発掘する。

ハ. ただし、結成を急ぐあまりの安易な発会は禍根を残すことがあるので慎重を期すべきである。

(4) レオクラブの方針

☆ 地域社会の青少年に指導力(Leadership)、経験(Experience) および機会(Opportunity)を与え、個性豊かな人間に成長させるための奉仕活動を推進する。

☆ 会員の間に友情、親善および相互理解の精神を育成する。

(5) レオクラブの目的

☆ 世界の青少年が、自己の地域社会をはじめ、一国においてもまた国際社会においても、責任ある一員として、個人的にも集合的にも啓発し貢献する機会を与える。

☆ 会員に、高い道徳水準を受け入れることを促進させる。
☆ 指導力を養う。
☆ 地域社会に奉仕することにより、経験を習得させる。
☆ 国際的な相互理解促進のための機会を与える。

(6) レオクラブの由来と世界の現状

かつて、アメリカにおいてボーイ・スカウト，ガール・スカウトはもちろんライオンズクラブが独自にビーバークラブ、ジュニア・ライオンズクラブ、ザ・キングクラブ、ハイ・ライオンズクラブなどを青少年の団体としてスポンサーしていた。

1957年12月5日にはペンシルベニア州においてグレンサイド・ライオンズクラブをスポンサーとしてアビントン高校レオクラブが誕生し、またニューヨーク州においてもレオクラブの名称のもとに青少年育成の目的を持ったクラブがライオンズのアクティビティとして作られていた。その後1967年10月に至って国際理事会は、これら個々のクラブを一括して、世界的に正式にレオ組織を発足させ、その年度内に18カ国に200のレオクラブを結成させている。現在は後に掲げるように多数のレオクラブが世界的に結成されている。

レオ(LEO）とは、Leadership、Experience、Opportunityの頭文字によって合成された言葉であり、ラテン語でライオンを意味する。

(7) 日本における現況

日本においては1968年6月に高知レオクラブが第1番目のクラブとして結成され、続いて1969年2月には北九州八幡レオクラブが第2番目のクラブとして結成された。東日本地域においては1969年4月に小楢レオクラブが初めて結成され、現在では全国でレオクラブが活動している。勤労青少年を主体としたクラブもあれば、学校単位のクラブもある。

(8) レオクラブの結成

イ．レオクラブ・プログラム委員会の設置レオクラブを結成しようとする場合は、まず第一にライオンズクラブの中にレオクラブ・プログラム委員会を設置する。同委員会は国際本部ウェブサイトからレオクラブ結成関係書類一式をダウンロードする。委員会はこれらの書類を検討し、納得してからクラブ理事会に諮り、承認を得て結成の手続きに入る。

レオクラブを一つの学校の内部に結成する場合は、学校当局と十分打ち合わせる。学校の方針または規則に従わなければならない。

ロ．結成の手続き

学校当局、青少年の団体、ライオンズクラブ会員の子女やその友人を通じて、レオクラブの会員になりそうな青少年の氏名を確保する。

これらの青少年の出席を得て、まず準備会を開く。準備会ではレオクラブの目的と性格、会員になるための資格、会員の任務、スポンサーライオンズクラブとレオクラブの関係、レオクラブが行うべきアクティビティなどについて十分説明し、青少年の理解を得るようにする。

結成会においては、レオクラブ会員の氏名を確認し、会則および付則を採択し、役員を選出し、入会金および会費の額を決定・徴収し、例会の日時および場所を決定する。

ハ．レオクラブの年齢区分

レオクラブ会則に従って、アルファ・レオクラブ(12歳ー18歳）あるいはオメガ・レオクラブ（18歳ー30歳）のいずれかを選択し、結成報告書に記入して国際本部に届け出る。

ニ．結成後の手続き

結成会直後、レオクラブ結成費として100ドル(1999年1月1日から）相当額を納入し、レオクラブ結成報告書（Leo-51）に必要事項を記入して、送金控えの写しとともに国際本部に報告する。報告書の写しは地区キャビネット事務局に送付する。

国際本部は報告書を受け取ると、全チャーターメンバー用のレオ・ラペル・ピン、スポンサー・パッチ、アクティビティ報告書その他の書類一式（スポンサー・キット）をスポンサーライオンズクラブに送付する（送料はスポンサーライオンズクラブ口座に請求される）。結成確認書は、国際本部から直接レオクラブ顧問に送付される。

レオクラブ結成費は、レオクラブ結成確認書、スポンサークラブ用資料、レオクラブ役員キットなどの費用、および20名分の入会費に充てられる。スポンサーライオンズクラブがレオ新会員キットを購入する場合は、クラブ用品部に問い合わせる。キットにはウエルカムレター、会員カード、ガイド、証明書、紋章ステッカーが含まれていて1部＄5.95である。ラペルピンは別途購入が必要。キットのみの注文については、送料は無料。なおキットは日本語版である。スポンサーライオンズクラブは国際協会に対して1レオクラブ当たり100ドル(2013年7月1日から）相当額の年会費を納入しなければならない。会計年度の途中で結成されたレオクラブに対する年会費は、結成された会計年度の残りの期間（四半期単位）に応じた額が請求される。結成された当該四半期については請求されない。

ホ．レオクラブ会員の報告

Lion Portal（オンライン会員およびアクティビティ報告システム）により、インターネット上でレオクラブ役員が会員登録したり、既存会員に関する情報を更新する。レオ役員がそのサイトにログインするための情報を受け取るには、「レオクラブ役員および会員報告書（Leo72）」、地区および（または）複合地区から「レオ地区および複合地区の年次報告書（Leo91)」が国際本部に提出されなければならない。

(9) レオ顧問

スポンサーライオンズクラブは、レオクラブ顧問をクラブの理事会メンバーとして任命することが奨励される.

レオ顧問は、レオクラブ運営のあらゆる方面にわたって、レオクラブ会員に対する指導・奨励・援助などを担当する。それとともにレオ、ライオンズ両クラブの連絡の役目をも受け持つ。レオ顧問は、スポンサー・ライオンズクラブの会員、レオクラブOB、奉仕精神のあるノンライオン等で顧問団を形成してもよい。レオクラブの成功の鍵は、このレオ顧問が握っていると言っても過言ではない。学校を基盤としてレオクラブが結成される場合には、先生の中からもレオ顧問が選ばれ、スポンサークラブのレオ顧問と共同でその任に当たることがある。

(10) レオ・デー

1979年、80年の各複合地区大会において、3月の第3日日曜日を「日本レオ・デー」とすることが決議された。

その後、国際理事会によって、世界で最初のレオクラブが結成された日(12月5日）を「国際レオ・デー」とすることが決談されたが、「日本レオ・デー」は時期的にも適切であるとの理由で存続されている。この日を記念して、奉仕活動やPR活動が広範囲にわたって実施される。

(11) レオの活動

レオクラブの活動は国際レオ・プロジェクトである「レオの光で子どもたちを照らそう」奉仕事業

と地域社会奉仕があり、世界のレオたちの活動をホームページで閲覧することができる。毎年世界レオ会議が開かれており、ライオンズクラブ国際大会では、レオ／ライオン・サミットが開かれる。

(12) レオライオン・プログラム(Leo-LionProgram)

レオは60年以上にわたって地域社会に奉仕し、その過程においてリーダーとして成長できるという有益な経験を重ねてきた。レオライオン会員プログラムは、ライオン会員としてレオが奉仕を続ける機会を提供するもの。レオクラブに少なくとも1年と1日在籍した成人年齢から35歳までのすべての現レオ及び元レオは、レオライオン会員として地域社会への奉仕を続けることができる。以前に年齢制限によりレオライオン・プログラムを終了したレオは、36歳未満ならクラブ幹事に連絡することにより、プログラムに再加入できるので、クラブ役員は、Lion Portal の会員情報編集ページでレオライオン会員種別を選択することにより、会員の記録を更新する。国際会費の割引特典は、レオライオン正会員の期間に限定されており、2020年1月以降の会費の請求期間より有効となるが、遡って適用することはできない。詳細は国際協会ウェブサイトを参照すること。

(13) レオクラブの解散

レオクラブを正式に解散する場合、スポンサーライオンズクラブは以下の手続きに従わなければならない。

イ. スポンサーライオンズクラブがレオクラブの解散を検討している場合には、その事実を当該ライオンズクラブの例会で会員に示さなければならない。グッドスタンディングの会員のうち単純多数がスポンサーを取りやめることに賛成した場合、当該ライオンズクラブはレオクラブ解散報告用紙を国際本部に提出する。解散報告用紙（Leo-86)を受理したのち、国際本部はレオクラブの解散手続きを行う。

ロ. スポンサーライオンズクラブの役員は、地区ガバナーに対し、レオクラブのスポンサー取り止めの意図を知らせる文書を、スポンサーライオンズクラブが投票を行う最低30日前までに提出しなければならない。

ハ. レオクラブは次のいずれかにより解散される

a. その会員による決定、または

b. スポンサーライオンズクラブによるスポンサーの取り消し、または

c. スポンサーライオンズクラブの同意・承認・提議の有無にかかわらず、会則に従った運営が行われていないことその他を理由とした、ライオンズクラブ国際協会による認証の取り消し。

(14) 世界のレオクラブ（国際協会ウェブサイトより）

レオは成し遂げる

7,600
以上のクラブ（全世界）

180,000人
以上のレオ

150
以上の国と地域

40,000件以上
の奉仕事業を実施
(2021~2022年)

29. ステータスクオ・クラブ（活動停止クラブ）への働きかけおよびクラブ解散

ステータスクオ・クラブおよびクラブ解散の規定を下記のとおり掲載する。ところで、国際本部に対して滞納しているクラブは次のとおり、サスペンション（停止処分）が課せられる。サスペンションになる可能性があるクラブの地区には、前もって太平洋アジア課から連絡が入ることになっている。

■ サスペンション（停止処分）

いかなるクラプロ座の未納残高についても、既定の期限内に支払いが行われることが前提となっている。会員1人当たりUS$20または1クラブ当たりUS$1,000のいずれか低い額を上回り、かつその滞納期間が120日を超過している滞納残高があるクラブは、クラブのチャーターおよびライオンズクラブの権利、特権ならびに義務の停止を含む、停止処分を受ける。万一、停止処分扱いとなったクラブがその翌月28日またはその前までに、理事会方針で定義されるグッドスタンディングを回復しない場合には、同クラブのチャーターは自動的に取り消される。滞納金が理由の停止処分によるクラブの解散は、解散日から12ヵ月以内にそのクラブが滞納金全額を完納するとともに、必要事項がすべて記入された復帰報告書を国際協会が受領した場合に撤回可能である。

イ．停止処分を受けたクラブは、下記をすることができない。

(a) 奉仕活動を行う。
(b) 資金獲得事業を行う。
(c) 地区または複合地区の行事、研修会などに参加する。
(d) クラブ外で投票をする。
(e) 地区、複合地区、国際役員候補者を提出する。
(f) 月例会員報告書や他の報告書を提出する。
(g) ライオンズクラブをスポンサーする。あるいはレオクラブを結成する。

ロ．停止処分を受けたクラブは、下記をすることができる。

(a) 会合を開き、クラブの将来について、またクラブが活動停止から解除されるにはどうすべきか話し合う。
(b) 未納金を完納する。または、支払いプランを要請する。

（国際理事会方針書第5章抜粋　2025年10月12日改訂 JA 第 5 章）

C. ステータスクオ

ステータスクオとは、ライオンズクラブのチャーター、権利、特権、義務の一時的な停止処分である。事務総長及び事務総長の指定する部は、国際理事会に代わって、ライオンズクラブをステータスクオ処分にする権限、又はステータスクオから解除する権限を有するものとする。ステータスクオの目的は、正クラブとしての義務を果たしていないクラブの活動を、ステータスクオ処分を受けた原因が解消されるか、あるいはクラブが解散するまでの間、停止することである。

ライオンズクラブは以下の場合にステータスクオ処分を受けることがある。

- 協会の目的に背いた場合や、クラブ内の紛争を解決しない、訴訟の当事者となる等（ただしこれらの例に限られない）、ライオンズクラブとして相応しくない行動を取った場合。
- クラブの会議又は催しを定期的に行わない、月例会員報告または奉仕アクティビ ティ報告を公認の手段を用いて行っていない等（ただしこれらの例に限られな い）、正クラブとしての義務

の一つでも履行を怠った場合。

- クラブが実在しない、あるいは架空のものである場合。
- 会員数が少ないためクラブが機能していない場合。
- クラブが自主解散、あるいはクラブ合併への参加を求めた場合。
- クラブは、ステータスクオに関する複数のカテゴリーによってステータスクオ処分を受ける場合があり、他の理由により以前解散処分を受けたクラブも含まれることがある。

1. **協会の目的に背いた場合**：クラブやその会員が訴訟を起こしたり、クラブの紛争を解決できなかった等（ただしこれらの例に限られない）深刻な行動を取ったとの報告があった場合、クラブは即座にステータスクオとなる可能性がある。

a. ステータスクオ処分を受けている間は、クラブは以下を行うことができな い。

(1) 奉仕活動を行う。
(2) 資金獲得事業を行う。
(3) 地区、複合地区又は国際レベルの行事や研修会等に参加する。
(4) クラブ外で投票をする。
(5)地区、複合地区、国際役員候補者を推薦又は指名する。
(6) 公認の手段を用いて会員報告または奉仕アクティビティ報告を行う。
(7) ライオンズクラブをスポンサー、又はレオクラブを結成する。

b. ステータスクオ処分を受けたクラブがグッドスタンディングを回復するため には、クラブは下記を行わなければならない。

(1) クラブがステータスクオ処分となった原因を解決する。
(2) 地区、複合地区、及び国際協会におけるクラブ口座の未納金をすべて支払う。
(3) 必要事項をもれなく記入したクラブ復帰報告書を提出し、必要に応じて会 員及び役員の変更を報告する。
(4) ステータスクオ処分からの解除勧告は、年度中随時行うことができるもの とする。

c. 解散：違反行為が著しく、クラブの解散が協会にとって最善である場合には、事務総長の要求により、あるいは事務総長によって指名された者が法務 部との相談の上で、チャーターを取り消すことができる。

2. **正ライオンズクラブとしての義務の一つでも履行を怠った場合。**

これにはクラブの会議もしくは催しを定期的に行わない、又は月例会員報告または奉仕アクティビティ報告を公認の手段を用いて行っていない、地区又は複合地区会費を支払わない、その他本章A.1、又は国際会則及び付則に記述されている義務の不履行が含まれる
(ただしこれらの例に限られない）。

ライオンズクラブとしての義務の履行を怠ったことに よるステータスクオ処分の 要求は、地区ガバナーが第一副地区ガバナーと当該ゾーン・チェアパーソンの承 認を得た上で行う。要求に添えて、クラブが国際会則及び付則又は理事会方針を順守していないことと、順守を促すために地区ガバナー・チームが取った行動を 示す十分な書類の提出が必要となる。要求は、地区及び（又は）複合地区大会の 90日以上前に受け付けられなければならない。クラブが国際会則及び付則を順守 2025 年10月12日改訂 JA 第5章 P.3 していないことの有効な証拠書類が存在すれ

ば、クラブはステータスクオ処分を 受けることになる。

a. ステータスクオ処分を受けている間は、クラブは以下を行うことができな い。

(1) 奉仕活動を行う。

(2) 資金獲得活動を行う。

(3) 地区、複合地区又は国際レベルの行事や研修会等に参加する。

(4) クラブ外で投票をする。

(5) 地区、複合地区、国際役員候補者を推薦又は指名する。

(6) 公認の手段を用いて会員報告または奉仕アクティビティ報告を行う。

(7) ライオンズクラブをスポンサー、又はレオクラブを結成する。

b. ステータスクオ処分を受けたクラブがチャーター取り消しの事態に至る前に、全力が尽くされなければならない。ステータスクオ・クラブには、下記の手順に従って援助と支援が提供されなければならない。

(1) クラブがライオンズクラブとしての義務の履行を怠ったことによるステータスクオ処分を受けた場合、地区ガバナー・チーム又はコーディネーター・ライオンは、ステータスクオからの解除に向け、直ちにそのクラブと の協力を開始するものとする。地区ガバナー・チームは、ゾーン内のステータスクオ・クラブの進捗状況について地区ガバナーに逐次連絡しなければならない。

(2) クラブをグッドスタンディングに戻すために有益であれば、地区ガバナーが公認ガイディング・ライオンを置くこともできる。公認ガイディング・ライオンは、クラブと地区ガバナー・チームの両方から承認を受ける必要がある。

(3) 地区ガバナー又はコーディネーター・ライオンが進捗状況を確認し、国際 本部に文書で進捗を知らせるか、解散の勧告書を提出する。

c. ステータスクオ処分を受けたクラブがグッドスタンディングに戻るためには、クラブは下記を行わなければならない。

(1) クラブがステータスクオ処分となった原因を解決する。

(2) 地区、複合地区、及び国際協会におけるクラブ口座の未納金をすべて支払う。

(3) もれなく記入したクラブ復帰報告書を提出し、必要に応じて会員又は役員 の変更を報告

(4) ステータスクオ処分からの解除勧告は、年度中随時行うことができるもの とする。

(5) クラブが復帰したら、クラブは会員名簿と役員記録を書き換えることがで きる。

d. 解散：指定された期間以内に改善が見られない、あるいは国際会則及び付則や理事会方針に従うための妥当な努力をしていない場合、クラブは、解散となるべきか、ステータスクオに留まるべきか、あるいはグッドスタンディン グ又は正クラブのステータスを取り戻すべきかの決定がなされるべく、国際理事会にかけられる。

3. クラブが実在しない、あるいは架空のものである場合

a. ライオンズクラブが活動していない、実在しない、あるいは架空のものであることが疑われる場合、クラブを徹底的に調査する必要がある。これには以 下が含まれる場合がある。

(1) 会員データを確認し、会員数の増減またはクラブのチャーター情報における矛盾やパターンを調べる。

(2) クラブの会合又は活動の証拠を収集する。

(3) 会費（地区、複合地区、及び国際）の支払いを検証する。

(5) 地区ガバナー、第一及び第二副地区ガバナー、ゾーン・チェアパーソン、 リジョン・チェアパーソン、関係するグローバル・アクション・チームの 各コーディネーター、その他地区又は複合地区のリーダーから（必要に応じて）報告を集める。
(6) 現地の国際理事に連絡を取って、クラブの存在を検証し見解を求める。
(7) その他関連のある情報を収集する。

b. クラブが活動していない、または実在しないことを裏付ける十分な書類が受 理されたら、クラブはステータスクオとなる。
c. 活動していないことが判明したクラブは、地域社会奉仕を
再開することが奨励されたり、再建プログラムに置かれたりする場合がある。再建や活動再開ができないクラブは解散となる。
d. 架空または実在しないことが判明したクラブは、ステータスクオに置かれ、解散となる。
e. クラブが、投票権やその他の目的で、協会に害を与えるために創設または利 用されたことが判明した場合には、クラブは解散となり、地区及びクラブ・ サービス委員会が収集された情報を検討した上で、以下を含む、理事会によるさらなる措置を勧告する。
(1) クラブを承認した地区ガバナー全員に対して国際協会から発行されたすべてのアワードの受賞資格の喪失、元地区ガバナーとしての立場の喪失、及 び国際協会からの脱退の要求
(2) スポンサークラブへのステータスクオ処分
(3) その他、適切と認められる措置
f. 調査には一定の期間が必要となるため、クラブが実在しないまたは架空のものであると思われる旨の通知は、地区又は複合地区大会の少なくとも90日前までに地区及びクラブ行政部に届いていなければならない。
g. 解散から12カ月以内に、クラブが活発かつ存続可能となったことが認められた場合には、復帰できる場合がある。

4. 会員数が少ないためクラブが機能していない場合。
a. 会員が10人未満であるためにライオンズクラブが機能していないと疑われる 場合、地区または国際協会がクラブを徹底的に調査することができる。これには以下が含まれるが、これらに限定されない。
(1) 会員データ、アクティビティ報告、地区大会投票データを確認し、クラブが機能していかどうかを判断する。
(2) クラブの会合又は活動の証拠を収集する。
(3) 会費（地区、複合地区、及び国際）の支払いを検証する。
(4) ゾーン、リジョン、地区の行事への出席を確認する。
(5) 地区ガバナー、第一及び第二副地区ガバナー、ゾーン・チェアパーソン、 リジョン・チェアパーソン、関係するグローバル・アクション・チームの 各コーディネーター、その他地区又は複合地区のリーダー（必要に応じ て）から報告を集める。
(6) 現地の国際理事に連絡を取って、クラブの存在を検証し見解を求める。

(7) その他関連する可能性のある情報をクラブから直接収集する。

b. 会員数が少ないためにクラブが機能していないことを示す十分な書類が、地区ガバナーから、第一副地区ガバナーおよびゾーン・チェアパーソンの書面 による支持とともに受理されたら、クラブは国際協会によってステータスクオに置かれ、解散となる。

c. 活動していないことが判明したクラブや直接支援を要請したクラブは、再建 プログラムに置かれる場合がある。再建ができない、または再建の意思がないクラブは解散となる。

d. クラブが協会に害を与えるために創設または利用されたものと見られる場合 (政治的理由により地区ガバナーによって標的とされたクラブを含む)、クラブは解散となり、地区及びクラブ・サービス委員会が収集された情報を検討した上で、以下を含む、理事会によるさらなる措置を勧告する。

(1) クラブを承認した地区ガバナーに対して国際協会から発行されたすべてのアワードの受賞資格の喪失、元地区ガバナーとしての立場の喪失、及び国 際協会からの脱退の要求

(2) スポンサークラブへのステータスクオ処分

(3) その他、適切と認められる措置

e. 調査には一定の期間が必要となるため、クラブが機能していないものと思われる旨の通知は、地区又は複合地区大会の少なくとも90日前までに地区及びクラブ行政部に届いていなければならない。

f. 解散から12カ月以内に、クラブが活発かつ存続可能となったことが認められた場合には、復帰できる場合がある。

5. 自主解散またはクラブ合併の場合。ライオンズクラブが自主解散または他のクラブとの合併の意向を国際本部に知らせて、地区ガバナーがそれを支持しており、それ以外の選択肢がないと思われる場合、クラブのチャーターは自動的に取り消しとなる。

D. 解散の撤回

クラブの解散は、その原因が解決した場合、解散日より12カ月以内であれば撤回可能である。以前の会費はすべて支払われなければならない。チャーター取り消しの撤回には、地区ガバナー又はコーディネーター・ライオンがクラブ復帰報告書を提 出しなければならない。地区又は複合地区大会の90日前以降に届いた復帰要請は、大会終了まで保留とされる場合がある。

E. 再建支援

会員数ゼロから再建しようとしているクラブであれ、新たな勢いをつけようとしているクラブであれ、クラブを強化しようとしているクラブは、地区ガバナーまたはゾーン・チェアパーソンに支援を求めることが奨励される。クラブから再建や強化に取り組むことへの意思表示を受けた地区ガバナーは、地区及びクラブ行政部に通知するものとする。このステップを踏むことにより、クラブは正クラブの状態を維持し、支援を受け、会員拡大と長期的な成功に向けた準備を整えることができる。会員を加える目的で会員数ゼロのクラブを解散させずに記録上維持したいという要請があった場合、ライオンズクラブ国際協会はこの取り組みに対する支持を示す地区ガバナーと第一副地区ガバナーの両方の署名を求める。両方の署名が得られなかった場合、年度末をもって会員数ゼロのクラブは解散する。

再建支援を求めるクラブは、ライオンズ学習センター(LLC)を通じて提供されている「クラブ再

建」学習ルートに登録するとよい。このリソースは、活性化と成長を支援するための実践的な指針と戦略を提供するものである。クラブをさらに支援するために、地区ガバナーはこの過程の全体を通じて、グローバル・アクション・チーム（GAT）を関与させたり、ガイディング・ライオンを任命したり、ゾーン・チェアパーソンに追加の支援やメンターシップを提供するように奨励したりすべきである。

F. 非常時ステータス

1. ライオンズクラブは、地区ガバナーの要請があり、かつライオンズクラブが存在する国または地域において下記が発生した場合、非常時ステータスクオに指定されることがある。
   a. 戦争又は暴動
   b. 政情不安
   c. 天災
   d. ライオンズクラブが正常に機能することを妨げるその他一切の状況
2. 非常時ステータスとなったクラブは、初期の90日間に加え、必要であればさらなる期間、非常時ステータスが適用されるものとする。地区ガバナーには、非常時ステータスのクラブの状況について四半期ごとにライオンズ・インターナショナルへ報告することが求められる。
3. 非常時ステータスとなったクラブは、理事会方針書で規定されたライオンズクラブの機能に基づき、通常の活動を行うことができる。ただし、下記については免除される。
   a. 地区、複合地区及び国際会費の支払い
   b. 公認の手段による会員報告

クラブはその機能を完全に取り戻し、地区、複合地区、及び国際協会におけるクラブ口座の未納金を支払い、クラブ復帰報告書を提出した場合に、非常時ステータスの指定を解除される。解除勧告は年度中随時行うことができるものとする。極度の苦境にある場合には、財務及び本部運営委員会は地区及びクラブ・サービス委員会の要請により会費を全額または部分的に免除できる。

G. 特別非常時ステータス

1. ライオンズクラブは、ライオンズクラブが存在する国または地域で下記が生じている場合、国際協会の財務チーフ兼会計との連携で財務及び本部運営委員会により特別非常時ステータスに指定されることがある。
   a. 極度のインフレーション
   b. 戦争または暴動
   c. 政情不安
   d. 天災
   e. ライオンズクラブが正常に機能することを妨げるその他一切の状況
2. クラブは、1年間にわたる特別非常時ステータスの適用を要請することができるものとする。理事会方針書第5章「クラブ」G項2.「特別非常時ステータス」のもとに延長が必要な場合は、その翌年度中に特別非常時ステータスを脱するための計画書を添えて、財務及び本部運営委員会に新たな要請を提示しなければならない。
3. 特別非常時ステータスの指定を受けたクラブは、理事会方針書で定義されたライオンズクラブの機能に基づき、グッドスタンディングとして通常の活動を行うことができる。

ただし、国際会則及び付則第12条第2項「会費」に定められている金額での国際会費の支払いについては免除される。会費の請求は、財務及び本部運営委員会の承認を受けてライオンズクラブ国際協会財務チーフ兼会計が決定した額で行われるものとし、その額はゼロまたはそれ以上とするが、国際会則及び付則で規定される金額を超えるものであってはならない。

4. 地区内の一つまたはそれ以上のクラブの特別非常時ステータス指定の決定は、地区ガバナーによるその地区予算の利用に影響を及ぼすものとはならない。予算は米ドル（利用可能な場合には現地通貨、あるいは現地通貨が利用可能となり配布できるようになる時まで）で配布される。
5. 特別非常時ステータスに指定されたクラブは、会員に関する情報を、公認の手段により毎月報告しなければならない。クラブ役員に関する情報は、各任期が終了する前に更新されるべきである。経費払戻しの対象となる公式クラブ訪問中、地区ガバナーは、クラブに名簿の更新を促すとともに、Lion Porralの使用についてクラブの研修を行う必要がある。会員情報が更新されない場合、将来の地区ガバナー予算は削減される可能性があり、半期ごとに検討される。
   クラブがその機能を完全に取り戻し、国際協会におけるクラブ口座の未納金（特別非常時ステータスに指定された後の会費請求を含まない）を支払えるようになったときに、特別非常時ステータスの指定を解除される。
   〔注〕2009年3月国際理事会で、自主的に解散するクラブ、他のクラブと合併するクラブ、ライオンズにかかわる問題で訴訟を起こすクラブを（ステータスクオとはせずに）自動的に解散させることができるように解散手順が改訂された。

◎ 国際会則、国際理事会方針、ライオニズムの目的に対する会員による違反行為
個々の会員が国際会則および付則、理事会方針またはライオニズムの目的に反する行為をしたと国際理事会によって見なされた場合、次の処置がとられる。

a. その会員と所属クラブに対して違反を通告し、その行為の即時停止を言い渡す。
b. その会員が国際理事会の指示に従わなかった場合には、その会員を除名するようクラブに通告する。
c. クラブが上記通告を受けてから30日以内にその会員を除名しなかった場合には、そのクラブはステータスクオになる。

30. 紛争処理手順 （2025年10月12日改訂 JA 理事会方針書 第25章 抜粋）

A. クラブ紛争処理手順

1. 処理手順の対象となる紛争

会員であることに関して、クラブ行事および会議中の言動に関して、クラブ会則及び付則の解釈、違反、適用に関して、クラブからの会員除名に関して、あるいは他の方法で満足のいく解決ができないその他すべてのライオンズクラブ内の問題に関して、会員又は元会員とクラブ又はクラブ理事会の役員との間で起こる紛争についてはすべて、紛争処理手順に従って解決されるものとする。本条項で別に規定されている場合を除き、本手順で特定されるいかなる期限も、正当な理由があることが明らかになった場合には、地区ガバナー、調停者、あるいは国際理事会（もしくは同理事会の任命する者）が短縮、もしくは延長することができる。本手順の制約を受けるあらゆる紛争の当事者はすべて、本手順により紛争処理が行われている間、行政上又は法律上の処分を求めてはならない。

2. 紛争処理の要請及び手数料

紛争のいかなる当事者も、書面により地区ガバナーに対して紛争処理を要請すること（「抗議申し立て」）ができる。紛争処理を求める要請はすべて、かかる要請の根拠となる事態の発生を当事者が知ったか、もしくは知っているべきであった時点から30日以内に地区ガバナーに対して提出されなければならない。抗議申し立て文書の写しは被申立人にも送られなければならない。本手順に基づいて抗議申し立てを行うに当たっては、各抗議申立人により地区（単一又は準）に支払われるUS$50.00の手数料、もしくは該当通貨による相当額が、かかる抗議申し立てが行われる時点で地区ガバナー宛に納められなければならない。本手順に基づく抗議申し立てに対し、上記の額を超える手数料を請求するかどうかについては、各地区（単一又は準）において決定することができる。上記の額を超える手数料のいかなるものも、本手順に基づく抗議申し立てに係わる一切の手数料の請求に先立ち、地区キャビネットの過半数の票決により承認されなければならない。かかる手数料は、US$250.00もしくは該当通貨による相当額を超えてはならず、かつ地区（単一又は準）宛てに支払われなければならない。返金手順が地区キャビネットに承認された場合を除いては、手数料の全額が事務手数料として地区（単一又は準）に留保され、その他の当事者には返還されないものとする。本紛争処理手順に関連して発生する費用は、地区（単一又は準の既存の方針において本紛争処理手順に関連して発生する費用がすべて紛争当事者間で均等に支払わなければならないと定められている場合を除き、すべて地区（単一又は準）の負担となる。

3. 申し立てへの返答

申し立ての通知を受けてから10日以内に、被申立人は申し立てられた抗議に対し地区ガバナーに書面にて返答を行うことができる。返答文書の写しは抗議申立 人にも送られなければならない。

4. 守秘義務

ひとたび正式に抗議申し立てが行われたら、抗議申立人、被申立人、地区ガバナー、調停者の間のやり取りの内容は最大限可能な限り極秘扱いとされなければならない。

5. 調停者の選任

紛争処理要請受領日から15日以内に、地区ガバナーは、紛争を審理する中立な立場の調停者を1人任命する。調停者を務めるのは、紛争に関係しているクラブ以外の、紛争が生じている地区（単一又は準）内のグッドスタンディング･クラブに現在所属するグッドスタンディングの会員であると共に、紛争中の問題に関して公平であり、かつ紛争のいかなる当事者に対しても中立である元地区ガバナーとする。地区ガバナーは、任命された調停者の氏名を当事者に文書で通知しなければならない。万一、任命された調停者に対していずれかの当事者が不服である場合には、不服を唱える当事者は、かかる調停者を不服とするすべての理由を明記した文書を、地区ガバナーによる調停者任命の通知を受けてから10日以内に地区ガバナー・チーム（地区ガバナー、第一副地区ガバナー、及び第二副地区ガバナー）に提出しなければならない。不服を唱える文書が提出されなければ、調停者は全当事者にとって納得のいく者であると見なされる。任命された調停者が公平性や中立性に欠けることが、当事者からの不服を唱える文書によって十分に立証されていると地区ガバナー・チームが多数決によりその自己の裁量で判断した場合には、地区ガバナー・チームは、紛争に関係

しているクラブ以外の、紛争が生じている地区（単一又は準）内、あるいは隣接地区のグッドスタンディング・クラブに所属するグッドスタンディングの現会員であると共に、紛争中の問題に関して公平であり、かつ紛争のいかなる当事者に対しても中立である別の調停者を多数決によって任命しなければならない。そうでない場合、地区ガバナー・チームは多数決により、不服の主張を退け当初の調停者の任命を確定する旨を記した文書を、全当事者に対し出さなければならない。地区ガバナー・チームの決定と任命は、当事者から不服を唱える文書を受けてから15日以内に確定しなければならない。任命された時点で調停者は本手順に従って紛争を処理または裁決するために適切かつ必要なすべての権限を有するものとする。本5項において規定されている期限は、地区ガバナー又は地区ガバナー・チームが短縮もしくは延長することはできない。争処理要請受領日から15日以内に地区ガバナーが紛争を審理する調停者を任命しなかった場合には、法務部が、紛争を審理する調停者を1人任命する。調停者を務めるのは、紛争に関係しているクラブ以外の、紛争が生じている地区（単一又は準）内のグッドスタンディング･クラブに現在所属するグッドスタンディングの会員であると共に、紛争中の問題に関して公平であり、かつ紛争のいかなる当事者に対しても中立である元地区ガバナーとする。法務部は、任命された調停者の氏名を当事者に文書で通知しなければならない。万一、任命された調停者に対していずれかの当事者が不服である場合には、不服を唱える当事者は、かかる調停者を不服とするすべての理由を明記した文書を、法務部による調停者任命の通知を受けてから10日以内に法務部に提出しなければならない。不服を唱える文書が提出されなければ、調停者は全当事者にとって納得のいく者であると見なされる。任命された調停者が公平性や中立性に欠けることが、不服を唱える当事者の文書によって十分に立証されていると法務部がその裁量で判断した場合には、法務部は上記の選任手続きに従って別の調停者を任命しなければならない。

そうでない場合、法務部は、不服の主張を退け、法務部が当初選任した調停者の任命を確定する旨を記した文書を、全当事者に対し出さなければならない。法務部の決定と任命は、当事者から不服を唱える文書を受けてから15日以内に確定しなければならない。任命された時点で調停者は本手順に従って紛争を処理または裁決するために適切かつ必要なすべての権限を有するものとする。

6. 調停会議及び調停者による裁定

調停者は任命された後、紛争調停を目的とする当事者間の会議開催を手配する。当該会議は調停者が任命されてから30日以内に開かれなければならない。調停者の目的は、速やかかつ円満に紛争を解決することにある。そのような調停努力が成功しなかった場合には、調停者がその紛争に対して裁定を行う権限を持つ。調停者は当事者間の最初の会議が開催された日から30日以内に書面によって裁定を行わなければならず、かかる裁定を最終的なものとして、当事者全員がこれに拘束される。裁定内容を記載した文書の写しは、当事者全員および地区ガバナーのほか、要請に応じてライオンズクラブ国際協会の法務部に提供されなければならない。調停者による裁定は、国際、複合地区、地区の会則及び付則で定められたすべての適用条項ならびに国際理事会の方針に合致していなければならず、国際理事会の権限に従うものとし、国際理事会またはその被任命者の独自の裁量により国際理事会による更なる審理の対象となる場合がある。

調停者による最終的かつ拘束力を有する裁定に従わないことはライオンとしてふさわしくない行為であり、会員籍の喪失および/またはクラブのチャーター取消しとなることがある。

B. 地区紛争処理手順

1. 処理手順の対象となる紛争

会員であることに関して、地区行事および会議中の言動に関して、地区（単一又は準）会則及び付則又は地区キャビネット（単一又は準）によりその時々に採択されるすべての方針や手順の解釈、違反、適用に関して、あるいは他の方法で満足のいく解決ができないその他すべてのライオンズ地区（単一又は準）内の問題に関して、地区（単一又は準）内のクラブと地区行政との間で生じる紛争についてはすべて、以下の紛争処理手順に従って解決されるものとする。本条項で別に規定されている場合を除き、本手順で特定されるいかなる期限も、正当な理由があることが明らかになった場合には、地区ガバナー、又は、抗議の対象が地区ガバナーの場合には前地区ガバナー、調停者、あるいは国際理事会（もしくは同理事会の任命する者）が短縮、もしくは延長することができる。本手順の制約を受けるあらゆる紛争の当事者はすべて、本手順により紛争処理が行われている間、 行政上又は法律上の処分を求めてはならない。

2. 紛争処理の要請及び手数料

国際協会内でグッドスタンディングにあるライオンズクラブ、あるいは抗議が地区行事または会議中の不適切行為を訴えるものである場合は当該地区内でグッドスタンディングにあるライオンズクラブの会員（“抗議申立人”）は、文書により地区ガバナーに対して、または抗議の対象が地区ガバナーの場合には前地区ガバナーに対して、本手順に基づく紛争処理を要請（“抗議申し立て”）することができる。その際、写しを法務部に提出する。抗議申し立ては、かかる要請の根拠となる事態の発生を抗議申立人が知ったか、もしくは知っているべきであった時点から30日以内に提出されなければならない。抗議申立人は、かかる抗議申し立てがクラブの全会員の過半数により採択されたものである旨を証明する、クラブ幹事の署名入り議事録を提出しなければならない[1]。抗議申し立て文書の写しは被申立人にも送られなければならない。

本手順に基づいて抗議申し立てを行うに当たっては、各抗議申立人により地区（単一又は準）に支払われる US$750.00 の手数料、もしくは該当通貨による相当額が、かかる抗議申し立てが行われる時点で地区ガバナー宛に、又は、抗議の対象が地区ガバナーの場合には前地区ガバナー宛に納められなければならない。抗議申し立てが調停者による最終裁定を前に和解に至るか、もしくは撤回された場合には、US$100.00 が事務手数料として地区（単一又は準）に留保され、 US$325.00 が抗議申立人に返還されると共に、US$325.00 が被申立人に支払われる（被申立人が複数に及ぶ場合には、人数分で均等割りにする）。選出された調停者が抗議申し立てを認め、その内容が支持された場合には、US$100.00 が事務手数料として地区（単一又は準）に留保され、US$650.00 が抗議者に返還される。選出された調停者が何らかの理由により抗議申し立てを認めなかった場合には、US$100.00 が事務手数料として地区（単一又は準）に留保され、US$650.00が被申立人に支払われる（被申立人が複数に及ぶ場合には、人数分で均等割りにする）。抗議申し立てが本手順で定められた期限内に和解、撤回、支持あるいは却下されなかった場合（正当な理由の下に期限が延長された場合を除く）には、自動的に手数料の全額が事務手数料として地区（単一又は準）に留保され、

1

不適切な言動が疑われる場合には、手続きを開始するためにクラブから追加の承認を得る必要はない。

その他の当事者には返還されないものとする。本紛争処理手順に関連して発生する費用は、地区（単一又は準）の既存の方針において本紛争処理手順に関連して発生する費用がすべて紛争当事者間で均等に支払わなければならないと定められている場合を除き、すべて地区（単一又は準）の負担となる。

3. 申し立てへの返答

申し立ての通知を受けてから10日以内に、被申立人は申し立てられた抗議に対 し地区ガバナー、又は、抗議の対象が地区ガバナーの場合には前地区ガバナーに 書面にて返答を行うことができる。その際に写しを法務部に送る。返答文書の写 しは抗議申立人にも送られなければならない。

4. 守秘義務

ひとたび正式に抗議申し立てが行われたら、抗議申立人、被申立人、地区ガバナー、又は、抗議の対象が地区ガバナーの場合には前地区ガバナー、調停人の間の やり取りの内容は最大限可能な限り極秘扱いとされなければならない。

5. 調停者の選出

抗議申し立て後10日以内に、抗議申立人と被申立人は各々中立の調停者を1人ずつ選出する。中立調停者の選出後5日以内に、両中立調停者で、議長を務める中立調停者を1人選出する。選出された調停者全員による調停者兼議長の選出に係わる決定は最終であり、拘束力を伴うものとする。選出された各調停者は、紛争に関係しているクラブ以外の、紛争が生じている地区（単一又は準）内のグッドスタンディング・クラブに所属するグッドスタンディングの現会員であるライオンズ指導者（できれば元地区ガバナー）であると共に、紛争中の問題に関して公平であり、かつ紛争のいかなる当事者に対しても中立である者とする。当該選出手続きが完了した時点で、調停者は任命されたとみなされ、本手順に従って紛争を処理又は裁定するために適切かつ必要なすべての権限を有するものとする。

選出された調停者のあいだで調停者兼議長の選出について前述の期間内に同意に達しない場合には、選出された調停者は全員、行政上の理由により辞任したものと自動的に見なされるものとし、各当事者は新たに調停者（“選出された調停者から成る第二のチーム”）を選出し、新たに選出された調停者が全員で、前述の出手続きと要件に従い、中立の調停者兼議長を1人選出しなければならない。選出された調停者から成る第二のチームが、紛争が生じている地区（単一又は準）からの調停者兼議長の選出について同意に達しない場合には、選出された調停者は、紛争が生じている地区（単一又は準）外のグッドスタンディング・クラブの会員1人を中立の調停者兼議長として選出することができる。万一、選出された調停者から成る第二のチームが、紛争が生じている地区（単一又は準）の内外から調停者兼議長を選出することについて同意に達しない場合には、紛争が生じている地区（単一又は準）、又は周辺の地区（単一又は準）のうち最も近い地区のいずれかにおいて、最も近年に国際理事会での職務を果たした元国際理事が調停者兼議長に任命されるものとする。本E項において規定されている期限は、地区ガバナー、又は、抗議の対象が地区ガバナーの場合には前地区ガバナー、あるいは調停者が短縮もしくは延長することはできない。

6. 調停会議及び調停者による裁定

調停者は選任された後、紛争調停を目的とする当事者間の会議の開催を手配する。当該会議は調停者の選任後30日以内に開かれなければならない。調停者の目的は、速やかかつ円満に紛争を解決することにある。かかる調停努力が成功しなかった場合には、調停者がその紛争に対して裁定を行う権限を持つ。調停者は当事者間の最初の会議が開催された日から30日以内に文書によって裁定を行わなければならず、かかる裁定を最終的なものとして、当事者全員がこれに拘束される。裁定を記載する文書には、異議を唱える調停者がいる場合にはそれを正しく明記した上で、調停者全員が署名し、その写しが当事者全員及び地区ガバナー、又は、抗議の対象が地区ガバナーの場合には前地区ガバナーのほか、ライオンズクラブ国際協会の法務部に提供されなければならない。調停者による裁定は、国際、複合地区、地区の会則及び付則で定められたすべての適用条項ならびに国際理事会の方針に合致していなければならず、国際理事会の権限に従うものとし、国際理事会またはその被任命者の独自の裁量により国際理事会による更なる審理の対象となる場合がある。調停者による最終的かつ拘束力を有する裁定に従わないことはライオンとしてふさわしくない行為であり、会員籍の喪失及び/又はクラブのチャーター取消しとなることがある。

C. 複合地区紛争処理手順

1. 処理手順の対象となる紛争

会員であることに関して、複合地区行事および会議中の言動に関して、複合地区会則及び付則又は複合地区ガバナー協議会によりその時々に採択されるすべての方針や手順の解釈、違反、適用に関して、あるいは他の方法で満足のいく解決が25 年 10 月 12 日改訂 JAできないその他すべてのライオンズ複合地区内の問題に関して、複合地区内のクラブ間又は準地区間、あるいはクラブ又は準地区と複合地区行政との間で生じる紛争についてはすべて、以下の紛争処理手順に従って解決されるものとする。本条項で別に規定されている場合を除き、本手順で特定されるいかなる期限も、正当な理由があることが明らかになった場合には、複合地区協議会議長、又は、抗議の対象が協議会議長の場合には協議会幹事か協議会会計、調停者、あるいは国際理事会（もしくは同理事会の任命する者）が短縮、もしくは延長することができる。本手順の制約を受けるあらゆる紛争の当事者はすべて、本手順により紛争処理が行われている間、行政上又は法律上の処分を求めてはならない。

2. 紛争処理の要請及び手数料

国際協会内でグッドスタンディングにあるライオンズクラブまたは準地区、あるいは抗議が複合地区行事または会議中の不適切行為を訴えるものである場合は当該地区内でグッドスタンディングにあるライオンズクラブの会員（“抗議申立 人”）は、文書により協議会議長に対して、または抗議の対象が協議会議長の場合には協議会幹事か協議会会計に対して、本手順に基づく紛争処理を要請（“抗議申し立て”）することができる。その際、写しを法務部に提出する。抗議申し立ては、かかる要請の根拠となる事態の発生を抗議申立人が知ったか、もしくは知っているべきであった時点から 30 日以内に提出されなければならない。抗議申立人は、かかる抗議申し立ての実施がクラブの全会員の過半数又は地区キャビネットの全構成員の過半数により採択されたものである旨を証明する、クラブ幹事もしくはキャビネット幹事の署名入り議事録を提出しなければならない [1]。抗議申し立て文書の写しは

1 不適切な言動が疑われる場合には、手続きを開始するためにクラブから追加の承認を得る必要はない。

被申立人にも送られなければならない。

本手順に基づいて抗議申し立てを行うに当たっては、各抗議申立人により複合地区に支払われる US$750.00 の手数料、もしくは該当通貨による相当額が、かかる抗議申し立てが行われる時点で協議会議長宛に、又は、抗議の対象が協議会議長の場合には協議会幹事か協議会会計宛に納められなければならない。抗議申し立てが調停者による最終裁定を前に和解に至るか、もしくは撤回された場合には、US$100.00 が事務手数料として複合地区に留保され、US$325.00 が抗議申立人に返還されると共に、US$325.00 が被申立人に支払われる（被申立人が複数に及ぶ場合には、人数分で均等割りにする）。選出された調停者が抗議申し立てを認め、その内容が支持された場合には、US$100.00 が事務手数料として複合地区に留保され、US$650.00 が抗議申立人に返還される。選出された調停者が何らかの理由により抗議申し立てを認めなかった場合には、US$100.00 が事務手数料として複合地区に留保され、US$650.00 が被申立人に支払われる（被申立人が複数に及ぶ場合には、人数分で均等割りにする）。抗議申し立てが本手順で定められた期限内に和解、撤回、支持あるいは却下されなかった場合（正当な理由の下に期限が延長された場合を除く）には、自動的に手数料の全額が事務手数料として複合地区に留保され、その他の当事者には返還されないものとする。本紛争処理手順に関連して発生する費用は、複合地区の既存の方針において本紛争処理手順に関連して発生する費用はすべて紛争当事者間で均等に支払わなければならないと定められている場合を除き、すべて複合地区の負担となる。

3. 申し立てへの返答

申し立ての通知を受けてから 10 日以内に、被申立人は申し立てられた抗議に対し協議会議長、又は、抗議の対象が協議会議長の場合には協議会幹事か協議会会計に書面にて返答を行うことができる。その際に写しを法務部に送る。返答文書の写しは抗議申立人にも送られなければならない。

4. 守秘義務

ひとたび正式に抗議申し立てが行われたら、抗議申立人、被申立人、協議会議 長、又は、抗議の対象が協議会議長の場合には協議会幹事か協議会会計、調停人の間のやり取りの内容は最大限可能な限り極秘扱いとされなければならない。

5. 調停者の選出

抗議申し立て後 10 日以内に、抗議申立人と被申立人は各々中立の調停者を 1 人ずつ選出するが、これは元地区ガバナー（できれば過去に協議会議長を務めた元地区ガバナー）であり、かつ紛争が生じている複合地区内の、紛争に関係しているクラブ以外のグッドスタンディング・クラブに所属するグッドスディングの現会員であると共に、紛争中の問題に関して公平であり、かつ紛争のいかなる当事者に対しても中立である者とする。中立調停者の選出後 5 日以内に、両中立調停者で、議長を務める中立調停者を 1 人選出する。選出された調停者は全員で議長を務める中立の調停者を 1 人選出するが、これは元国際理事であり、かつ紛争に関係しているクラブ以外の、紛争が生じている複合地区内のグッドスタンディング・クラブに所属するグッドスタンディングの現会員であると共に、紛争中の問題に関して公平であり、かつ紛争のいかなる当事者に対しても中立である者とする。

万一、紛争が生じている複合地区から中立的な元国際理事を選出することができない場合には、選出さ

れた調停者は全員で、中立の調停者兼議長を 1 人選出するが、これは元国際理事であり、紛争が生じている複合地区外にあるグッドスタンディング・クラブの会員である者とする。選出された調停者全員による調停者兼議長の選出に係わる決定は最終であり、拘束力を伴うものとする。

当該選出手続きが完了した時点で、調停者は任命されたとみなされ、本手順に従って紛争を処理又は裁定するために適切かつ必要なすべての権限を有するものとする。

選出された調停者のあいだで調停者兼議長の選出について前述の期間以内に同意に達しない場合には、選出された調停者は全員、行政上の理由により辞任したものと自動的に見なされるものとし、各当事者は新たに調停者（“選出された調停者から成る第二のチーム”）を選出し、新たに選出された調停者が全員で、前述の選出手続きと要件に従い、中立の調停者兼議長を 1 人選出しなければならない。選出された調停者から成る第二のチームが、紛争が生じている複合地区からの調停者兼議長について同意に達しない場合には、選出された調停者は、紛争が生じている複合地区外のグッドスタンディング・クラブの会員である元国際理事 1 人を中立の調停者兼議長として選出することができる。万一、選出された調停者から成る第二のチームが、紛争が生じている複合地区の内外から調停者兼議長を選出することについて同意に達しない場合には、紛争が生じている複合地区、又は周辺の複合地区のうち最も近い複合地区のいずれかにおいて、最も近年に国際理事会での職務を果たした元国際理事が調停者兼議長に任命されるものとする。本 E 項において規定されている期限は、複合地区協議会議長、又は、抗議の対象が協議会議長の場合には協議会幹事か協議会会計、もしくは調停者が短縮もしくは延長することはできない。

6. 調停会議及び調停者による裁定

調停者は選任された後、紛争調停を目的とする当事者間の会議の開催を手配する。当該会議は調停者の選任後 30 日以内に開かれなければならない。調停者の目的は、速やかかつ円満に紛争を解決することにある。かかる調停努力が成功しなかった場合には、調停者がその紛争に対して裁定を行う権限を持つ。調停者は当事者間の最初の会議が開催された日から 30 日以内に文書によって裁定を行わなければならず、かかる裁定を最終的なものとして、当事者全員がこれに拘束される。

裁定を記載する文書には、調停者全員が署名し、異議を唱える調停者がいる場合にはそれを正しく明記した上で、その文書の写しが当事者全員、複合地区協議会議長、又は、抗議の対象が協議会議長の場合には協議会幹事か協議会会計、複合地区ガバナー協議会のほか、ライオンズクラブ国際協会の法務部に提供されなければならない。調停者による裁定は、国際、複合地区、地区の会則及び付則で定められたすべての適用条項ならびに国際理事会の方針に合致していなければならず、国際理事会の権限に従うものとし、国際理事会またはその被任命者の独自の裁量により国際理事会による更なる審理の対象となる場合がある。調停者による最終的かつ拘束力を有する裁定に従わないことはライオンとしてふさわしくない行為であり、会員籍の喪失及び/又はクラブのチャーター取消しとなることがある

D. 会則抗議申し立て手順

1. 地区ガバナー/第一及び第二副地区ガバナー選挙抗議以外の会則関係苦情

ライオンズクラブ国際協会会則及び付則、あるいは国際理事会によりその時々に採択される方針や手順のいずれかの解釈、違反、適用に関連して生じる抗議、要求、苦情など、ここにまとめて「抗議」と呼ばれることは一切、国際会則又は国際付則、国際理事会方針、あるいは国際理事会によりその時々に採択されるすべての方針や手順のあらゆる規定の解釈、履行、もしくはそれらに基づく権利や義務の宣言を行うあらゆる訴訟手続きへの先行条件として、まず下記の手順に従って提出され、決断を受けなけれ

ばならない。別の規定の下に考察を受ける地区ガバナーまたは副地区ガバナーの選挙に関する抗議以外の抗議を本手続きにより提出するいかなるクラブも、本手続きに従って、その各段階で定められた期限内に提出しなければならない。さらに本手続きの各段階において、抗議申立人は、かかる抗議申立ての実施がクラブの全会員又は地区キャビネットの全構成員の過半数により採択された旨を証明する、クラブ幹事もしくはキャビネット幹事の署名入り議事録を提出しなければならない。これをしなかった場合には、それ以上の抗議処理の扱いを受けないと共に、この抗議に関して、会則及び付則、国際理事会方針、国際理事会が随時採用するその他の方針又は手順に従って判決を受ける理由をすべて放棄したとみなされる。期限内に次の段階に抗議を提出しなかった場合には、その抗議及びそれに関連する事項はすべて終了し、それ以前の段階での裁定が拘束力を有する。

2. 抗議第1段階

協会内でグッドスタンディングのライオンズクラブ又は地区（単一、準及び複 合）だけが、抗議を提出できる。その抗議は、抗議の根拠となる事態の発生を抗議申立人が知ったか、もしくは知っているべきであった時点から30日以内に、クラブが所属する地区（単一又は準）に対して文書にて提出しなければならない。その際、その写しを法務部にも提出する。文書によるこの抗議には、問題の内容と、それに対する措置を記述しなければならない。地区ガバナー又はその代理人はその後、抗議に対する措置が要求される相手（以下、“被申立人”）、ならびに国際協会に抗議書の写しを提供すると共に、被申立人に和解を提案し、抗議書を受け取ってから30日以内に、その抗議を考察して調停を試みる。抗議申立人が和解の試みを拒否した場合には、その抗議及び抗議に関連したすべての事項は放棄されたとみなされる。地区は、全力を尽くして調停に努める。そのような調停が成功しなかった場合には、地区は成功しなかった調停の現状を文書にて、抗議申立人、被申立人、並びに法務部に通知し、調停不成立通知書を抗議申立人及び国際協会に提供する。

抗議第1段階で提出される抗議申し立てには、各抗議申立人により手数料として地区に対して支払われるUS$250.00もしくは該当通貨による相当額が、かかる抗議申し立てが提出される時点で地区ガバナー宛に納められなければならない。抗議が調停中に和解に至るか、もしくは撤回された場合にはUS$100.00が事務手数料として地区に留保され、US$75.00が抗議申立人に返還されると共に、US$75.00が被申立人に支払われる（被申立人が複数に及ぶ場合には、人数分で 均等割りにする）。この手順で定められた期限内（正当な理由の下に期限が延長された場合を除く）に、抗議が抗議第1段階で和解に至らなかったか、又は撤回されなかった場合には、自動的に手数料の全額が事務手数料として地区に留保され、その他の当事者には返還されないものとする。抗議第1段階に関連して発生する費用は、地区の既存の方針において本紛争処理手順に関連して発生する費用はすべて紛争当事者間で均等に支払わなければならないと定められている場合を除き、すべて地区の負担となる。

3. 抗議第2段階

抗議申立人は、かかる抗議の続行を希望する場合、地区から調停不成立通知書を受け取ってから10日以内に、クラブが所属する複合地区に抗議申し立てを提出しなければならない。その際、その写しを法務部に提出する。この申し立てでは、抗議の理由となる事実、それに関わる事情、これに対して希望する措置を説明しなければならない。抗議申立人は抗議申し立てと共に、抗議に関連するか、又はこれを支持する宣誓供述書を含む書類、その他の提出文書をすべて提出する。抗議申し立てを受領してから15日以内に複合地区協議会議長又はその代理人は、抗議に対する措置が要求される相手である被申立人に抗議申し立て及び添付書類の写しを提供しなければならない。写しは国際協会にも提供する。被申

立人にはその後、45日の期間が与えられ、その期間内に抗議申し立てに対し文書にて返答する機会が与えられる。被申立人の返答は、抗議書に説明されている申し立ての事実に対して返答するものでなければならず、宣誓供述書を含む関係書類の写しが添付され、妥当な場合には適当な措置を提案するものでなければならない。抗議申し立てに対する被申立人の返答文を受領してから45日以内に、複合地区ガバナー協議会は、抗議申し立て及び返答を調査するため、中立な立場にある少なくとも3人のメンバーから成る委員会を任命する。この委員会のメンバーはすべて元地区ガバナーとし、かつ紛争が生じている複合地区内の、紛争に関係しているクラブ以外のグッドスタンディングのクラブに所属するグッドスタンディングの現会員であると共に、紛争中の問題に関して公平であり、かつ紛争のいかなる当事者に対しても中立である者とする。当該任命手続きが完了した時点で、この委員会のメンバーは任命されたとみなされ、本手続きに従って紛争を処理又は裁定するために適切かつ必要なすべての権限を有するものとする。この委員会は調査に当たって、抗議申立人、被申立人、あるいは抗議手続きに関係のない第三者から書類を要請したり、証人と面談したり、その他の調査手段をとることができる。委員会は、調査が完了してから45日以内に、抗議申立人及び被申立人からの提出文書及び調査で集めた情報を考察する。その上で、抗議申し立てにより提起されている問題の解消に向けた複合地区の裁定を文書にて、抗議申立人及び被申立人に対して通知すると共に、写しを法務部に提出する。裁定を記載する文書には、異議を唱える委員会メンバーがいる場合にはそれを正しく明記し添付した上で、この委員会の全メンバーが署名しなければならない。この委員会のメンバーによる裁定は、国際、複合地区、地区の会則及び付則で定められたすべての適用条項ならびに国際理事会の方針に合致していなければならず、国際理事会の権限に従うものとし、国際理事会またはその被任命者の独自の裁量により国際理事会によるさらなる審理の対象となる場合がある。

抗議第2段階で提出される抗議申し立てには、各抗議申立人により手数料として複合地区に支払われるUS$250.00、もしくは該当通貨による相当額が、かかる抗議申し立てが行われる時点で協議会議長宛に納められなければならない。任命された委員会による最終裁定を前に抗議が和解に至るか、もしくは撤回された場合には、US$100.00が事務手数料として複合地区に留保され、US$75.00が抗議申立人に返還され、US$75.00が被申立人に支払われる（被申立人が複数に及ぶ場合 には、人数分で均等割りにする）。任命された委員会により抗議が認められ、その内容が支持された場合には、US$100.00 が事務手数料として複合地区に留保され、US$150.00が抗議申立人に返還される。任命された委員会が何らかの理由により抗議を認めなかった場合には、US$100.00が事務手数料として複合地区に留保され、US$150.00が被申立人に支払われる（被申立人が複数に及ぶ場合には、人数分で均等割りにする）。抗議申し立てが本手順で定められた期限内に和解、撤回、支持あるいは却下されなかった場合（正当な理由の下に期限が延長された場合を除く）には、自動的に手数料の全額が事務手数料として複合地区に留保され、その他の当事者には返還されないものとする。抗議第2段階に関連して発生する費用は、複合地区の既存の方針において本紛争処理手順に関連して発生する費用はすべて紛争当事者間で均等に支払わなければならないと定められている場合を除き、すべて複合地区の負担となる。

4. 抗議第3段階

抗議申立人又は被申立人のいずれかが複合地区の裁定に満足しなかった場合には、複合地区の裁定を受け取ってから30日以内に、問題の内容と希望する措置を説明して、法務部に上訴する。措置要請の対象となる者と国際協会に、上訴通知書の写しを提供する。

抗議第3段階で提出される抗議申し立て又は上訴には、各抗議申立人により手数料として国際協会に支払われるUS$1,000.00、もしくは該当通貨による相当額が、かかる上訴が行われる時点で法務部宛に納められなければならない。抗議又は上訴が、抗議第3又は第4段階におけるいかなる通知、会議もしくは裁定を前に和解に至るか、もしくは撤回された場合には、US$500.00が事務手数料として国際協会に留保され、US$250.00が抗議申立人に返還され、US$250.00が被申立人に支払われる（被申立人が複数に及ぶ場合には、人数分で均等割りにする）。抗議又は上訴が、抗議第3又は第4段階におけるいかなる通知、会議もしくは裁定を前に和解に至らないか、又は撤回されなかった場合には、自動的に手数料の全額が事務手数料として国際協会に留保され、その他の当事者には返還されないものかかる上訴は、下記の規定に従って処理される。

a. 国際協会は上訴通知書を受け取ってから30日以内に、抗議申立人と被申立人との間での実情調査会議を開く手配をする。この会議を行うのは、国際協会の事務総長又は事務総長が指定するその他の国際協会職員である。被申立人が事務総長の場合には、上訴通知書を国際協会の執行役員の一人に提出し、その役員が、実情調査会議を行う。会議では、事務総長又はその代理人が、できる限り、上訴通知書で取り上げられている問題解消に努める。その後15日以内に、事務総長又はその代理人が、上訴通知書で取り上げられている問題を、抗議申立人又は被申立人が満足するように解消させられなかった場合には、抗議申立人、被申立人、並びに国際協会には、上訴解消不成立の通知が行われる。

b. 抗議申立人あるいは被申立人は、上訴解消不成立の通知を受け取ってから30日以内に、国際理事会が考察及び調停委員会を通してこの問題を考察し、裁定を下すよう、文書にて要請する。

c. 複合地区会則抗議申し立て - 協会内でグッドスタンディングの複合地区は、抗議を申し立てることができる。その抗議申し立ては、かかる申し立ての根拠となっている事態が発生したことについて抗議申立人が知ったか、知っているべきであった時から30日以内に、国際理事会に対して文書にて提出されなければならない。文書によるこの抗議には、問題の内容と、それに対して求める措置が記述されていなければならない。複合地区は、考察及び調停委員会を通して問題を考察し裁定を下すよう、国際理事会に対して文書にて要請する必要がある。

考察及び調停委員会の設置

考察及び調停委員会は、国際理事会の会則及び付則委員会であるとする。同委員会の意見で、調停のためには特別な専門知識を備える会員が必要であるという場合、上訴解消不成立通知を受け取ってから45日以内に、ライオンズクラブのグッドスタンディングの会員を最高二人まで、この委員会に加えることができる考察及び調停委員会メンバーが、委員会の役目を統制する委員長を選ぶ。この役目とは、審議事項を定め、会議の日程を組み、秩序を保ち、勧告事項を考案し、委員会メンバーに任務を割り当て、手続きに関する問題を処理し、示談の案を説明し、証人の適性及び人数を決め、抗議申立人又は被申立人が懸念するその他の事項に対処することである。

考察及び調停委員会の日程

考察及び調停委員会が設けられてから30日以内に、考察及び調停委員会は抗議申立人、被申立人、ならびに国際協会に対し、以下を通知する。

(a) 考察及び調停委員会が会議を開く日時及び場所、

(b) 5人の委員会メンバーの氏名及び役職、
(c) 抗議申立人及び被申立人が会議でそれぞれの立場を申し立てる機会、即ち
(1) 経費の自己負担により弁護士を立てる機会、
(2) 会議の前に文書及び情報を閲覧する機会、
(3) 証拠として文書を提出する機会、
(4) 証人が口頭で証言する機会、
(5) 会議において口頭で自分の立場を弁論する機会、
(6) 考察及び調停委員会々議の前及び終了時に文書による弁論を提出する機会、
(7) 相手側からの文書による弁論に対する返答の弁論を文書で提出する機会。

考察及び調停委員会の役目及び権限

考察及び調停委員会は、上訴通知に関する事実と事情を考察し、その判断に従って、独自の証人を呼び出し、文書や情報を要請することができる。

考察及び調停委員会の裁定

考察及び調停委員会々議が終了し、抗議申立人及び被申立人からの文書による弁論をすべて受領してから60日以内に、考察及び調停委員会は、考察及び調停委員会の文書による裁定を下す。考察及び調停委員会は、複合地区の裁定を是認、破棄、あるいは改変したり、どのような措置が妥当であるか説明したり、損害に対する補償又はその他の償いが妥当であるか定めることができるほか、抗議申立人、複合地区の裁定、あるいは上訴を訴追又は弁護するために相手方にかかった妥当な額の弁護士料及び経費を、抗議申立人又は被申立人が支払うべきか決めることができる。考察及び調停委員会の裁定は、上訴通知書で取り上げられている問題を越えてはならない。考察及び調停委員会の裁定の写しは、抗議申立人、被申立人、ならびに国際協会に提供される。

5. 抗議第4段階

抗議申立人又は被申立人のいずれかが、考察及び調停委員会の裁定に満足しなかった場合、その者は、この裁定を受け取ってから30日以内に、考察及び調停委員会の裁定を考察するよう国際協会の国際理事会に要請する考察要請書を国際協会に提出する。その後45日以内に抗議申立人及び被申立人は、文書による追加の弁論その他の書類があれば、その写しを、法務部を通じて協会の国際理事会に同時に提出する。考察の要請が、次回の国際協会理事会定例会議開催日の30日前までに受領されることを条件に、同理事会はその後、考察及び調停委員会の裁定、ならびに抗議申立人又は被申立人から提出された文書による追加の弁論その他の書類を考察し、会議後60日以内に国際理事会の裁定を下す。上記要請が次回定例会議の30日前までに受領されなかった場合には、国際理事会は、その次の会議でこの件を審議する権利を保有する。国際理事会の裁定は最終的なものとし、抗議申立人及び被申立人に対して拘束力を持つものとする。

6. その他の規定

(a) 国際理事会は、正当な理由があれば抗議の1段階又は数段階を省くなど、手続きを速める権利を保有する。本手続きの定める上記の抗議段階のいずれかで認められた抗議又は上訴の期限内であれば、抗議申立人又は被申立人は、国際協会の法務部に対し抗議の1段階又は数段階の省略に対する承認の要請を、そのような要請の根拠となるすべての理由とともに文書にて提出することができる。その検討及び決定は、国際理事会の会則及び付則委員会委員長の独自の裁量において行われる。

(b) 特定の抗議段階で裁定を下す任務を課された者は、正当な理由があれば、この手続きで定められている期限を短縮、又は延期することができる。

(c) 考察及び調停委員会メンバーには、国際協会の監査規定に従って、考察及び調停委員会の任務遂行により発生する妥当な経費が支払われる。

(d) 抗議申立人及び被申立人は、抗議の過程にある間、行政上又は法律上の処分を追求してはならない。

(e) 各当事者には、相手が提出した書類を考察し、追加の書類を提出するための妥当な機会が、考察及び調停委員会々議に先立ち与えられる。証拠として提出される書類はすべて、考察及び調停委員会々議の少なくとも10日前までに、同委員会に提出されなければならない。

(f) 抗議申立人又は被申立人は、抗議のどの段階でも、弁護士を立てることができる。

E. 国際役員および副地区ガバナーの選挙抗議申し立て手順

国際役員（国際第三副会長、国際理事、地区ガバナー）および第一ならびに第二副地区ガバナーの選挙違反に関する会則上の抗議申し立てには、下記の手順が適用される。

文書配布手順：抗議当事者は、すべての書類と関係資料を、会則及び付則委員会メンバーと国際理事会メンバーに配布されるよう、国際本部の法務部に提出する。抗議手続きのいかなる当事者も、個々の理事又は執行役員に直接文書を配布してはな

1. 抗議

a. 抗議を申し立てることができるのは、地区（単一、準、または複合）大会において、国際第三副会長または国際理事職推薦選挙で落選した候補者、ならびに、地区ガバナーまたは第一あるいは第二副地区ガバナー職選挙で落選した候補者である。落選者による抗議申し立てには、落選者の所属ライオンズクラブによる、この抗議の申し立てを支持する決議が添えられていなければならない。あるいは、地区（単一、準、又は複合）内のグッドスタンディングのライオンズクラブの過半数が抗議を申し立てることもできる。抗議申し立てには、抗議申し立てを行う地区（単一、準、又は複合）内各クラブによる、この抗議の申し立てを支持する決議が添えられていなければならない。

b. ファックス、電子メール、又はその他の書面で理由を説明する最初の抗議通告が、選挙日から 5 日以内に国際本部に届いていなければならない。但し、正式な抗議文は、E 項に示された形式に従っているものとし、最初の抗議通告が受理された 5 日以内に、提出されなければならない。

c. 第 5 項で定められる形式に従っていなければならない。

d. この手順に基づき申し立てられる選挙に関する抗議には、手続料として US$1,000.00 又はそれぞれの国の通貨による相当額を添えなければならない。国際理事会の会則及び付則委員会による考察が行われる会議を前に、抗議が撤回された場合には、US$200.00 が事務手数料として国際本部に留保され、 US$400.00 が抗議申立人に返還されると共に、US$400.00 が被申立人に支払われる（被申立人が複数に及ぶ場合には、人数分で均等割りにする）。国際理事会が抗議を認め、その内容が支持された場合には、US$350.00 が事務手数料として国際本部に留保され、US$650.00 が抗議申立人に返還される。国際理事会が抗議を却下した場合、抗議手数料は返還されない。

e. 抗議文の写し及びすべての関係書類は、抗議申立人により、抗議の対象となる各当事者に対するのと

同時に、かつ同様の方法をもって送られなければならない。このような抗議文を受け取った際、法務部は可能であれば、抗議文の写しをしかるべき各当事者に送ることもあるが、いかなる場合にも、それゆえに抗議申立人がその責任から解放されるわけではない。抗議を申し立てた場合には、抗議の対象となる各当事者に抗議文を送った証拠を提出しなければならない。証拠が提出されなかった場合、抗議文は、規定に沿っていないもの、又は却下されたものとして返却される場合がある。

2. 返答

a. 抗議に対する返答文は、抗議の対象となる当事者からのみ提出されなければならず、E 項で定められている形式に従っており、要請から 10 日以内の、法務部が定めた期日までに国際本部に届いていなければならない。但し、会則及び付則委員会委員長との相談で法務部長は、妥当な理由があれば、その返答文をファックスで送ること、及び(又は)返答提出日を更に 5 日間延ばすことを許可することができる。

b. 返答文には、選挙が行われた大会の公式議事録の写しと共に、該当する地区（単一、準、又は複合）会則及び付則ならびに地区大会選挙規定及び（又　は ）投票規定の写しをすべて添付しなければならない。この議事録には地区大会（単一、準、又は複合）の選挙手順と選挙結果を添付し、地区ガバナーと地区キャビネット幹事がその正確さを証明しなければならない。法務部 は、抗議に対する返答として追加の書類を要請することができる。これらの書類は、要請された日から 10 日以内の法務部によって定められた期日までに提出する。

c. 返答文の写し及びすべての関係書類は、被申立人により、申立人に対するのと同時に、かつ同様の方法をもって送られなければならない。このような返答文を受け取り次第、法務部は可能であれば、返答文の写しをしかるべき各当事者に送ることもあるが、それゆえに抗議申立人がその責任から解放されるということは、いかなる場合にもない。抗議申立人に返答文を送った証拠を提出しなければならない。証拠が提出されなかった場合、返答は、規定に沿っていないもの、又は却下されたものとして返却される場合がある。

3. 返答への回答文

a. 返答に対する回答文は、抗議申立人により、返答文を受取ってから 5 日以内に国際本部に提出されなければならない。この手順のために設けられている形式に従って、回答文は 5 ページまでにまとめる。追加の書類は一切受け付けない。回答文には、提議されている問題があれば、それについて対応するべきであり、抗議文にすでに示されている申し立てを繰り返してはならな い。

b. 回答文の写しは、抗議申立人により、抗議の対象となる各当事者に対するのと同時に、かつ同様の方法をもって送られなければならない。このような回答文を受け取り次第、法務部は可能であれば、回答文の写しをしかるべき各当事者に送ることもあるが、いかなる場合にも、それ故に抗議申立人が責任から解放される訳ではない。回答文を提出した場合には、抗議の対象となる各当事者に回答文を送った証拠を提出しなければならない。証拠が提出されなかった場合、回答文は、規定に沿っていないもの、又は却下されたものとして返却される場合がある。

4. 当事者以外からの返答

法務部は、抗議当事者以外からの返答や意見があればそれを周辺的なものおよび/または規定に沿っ

ていないものとみなし、返却および/またはその旨通知することがある。こうした返答は、正式な返答の期日までに提出されなければならない。

5. 抗議文、返答文及び回答文の形式

a. 抗議文原本には、次の事項を次の順で含めなければならない。
（a）抗議の内容を理解するのに必要な事実を正確かつ公平に述べた記述書、（b）当事者が主張する論議とその理由、（c）希望する解決策を説明する簡単な結論。

b. 文章はすべて、付録も含めて、12 ポイント又はそれ以上の大きさの活字でなければならない。脚注は、9 ポイント又はそれ以上の大きさでなければならない。文書の内容を増やすために、文書を縮小させたり活字を圧縮させたりしてはならない。写真で縮小されたものは考慮されず、発送者に返送される。どの書類についても、縦 11 インチに横 8.5 インチ又は A/4 のサイズの紙を使い、回りの余白はそれぞれ 4 分の 3 インチずつとし、1 行おきの行間を設けなければならない。また、左上をホッチキスで止めるか綴じなければならない。紙は片面だけ使うことができる。

c. 抗議文及び返答文は、10 ページを超えてはならず、証拠資料としての添付物は 5 ページまで加えることができる。返答に対する回答文は、5 ページを超えてはならず、追加書類は一切受け付けられない。合計ページ数制限の一部として、各ページには順を追って番号（例えば、10 の 1 ページ、10 の2 ページなど）が付いていなければならない。このページ制限の超過、又は追加の証拠資料の提出は許可されない。ページ制限とは別に、1 枚の表紙には、(a)地区（単一、準、又は複合）番号、(b)抗議申立人の住所氏名、電子メール･アドレス、ファックス番号、(c)抗議の対象となる各当事者の住所氏名、電子メール･アドレス、ファックス番号、(d)選挙日、(e)投票数を含む選挙の結果が、ページの上から順に記入されていなければならない。

d. 最終ページの最後の文章の後に「国際理事会の決定が最終的なものであり拘束力を有することに同意する」という文章を付記し､すぐ下に、抗議文提出者の肉筆の署名が付いていなければならない。更に書類の各ページには、提出者のイニシャルが付いていなければならない。これに加え、抗議申し立てが電子的手段で行われる場合、抗議申立人は、電子的手段によって提出された書類が原本と相違ない写しであることを述べた奥書証明を記載しなければならない。

e. 法務部は、上記の規定に沿っていない抗議文はいかなるものも受け付けてはならず、規定に反することを書き添えて提出者に返送しなければならない。しかし、直ちに適切な書類が代わりに提出されれば、その書類は期限までに提出されたものとみなされる。国際理事会は、会則及び付則委員会を通して、これらの規定に従わずに再提出された抗議文のいかなるものについても考慮を拒むことができる。また国際理事会は、上記手順又は条件に沿っていない抗議文、返答文、返答に対する回答文はいかなるものも、考慮することを必要としない。抗議申し立て、返答、及び回答を提出することにより、抗議にかかわる当事者は、国際理事会による考察を仰ぐこと、並びに国際理事会の決定が最終的なものであり拘束力を持つことに同意する。国際理事会の決定は、最終的なものであり拘束力を有する。

6. 地区ガバナーエレクト・セミナー

地区ガバナー選挙に対する抗議の当事者には、国際理事会により抗議の生じている地区での選挙結果が採択され、その結果が有効であると宣言されるまで、もしくは次期会長が承認するまでは、地区ガ

バナーエレクト・セミナーに出席する資格はない。各地区（単一、準、又は複合）は、抗議結果が出るまでに抗議の当事者が次期会計年度の準備ができるよう、地区レベルのどの訓練に出席できるかを決定することができる。

F. 地区ガバナー停職処分に関する方針

地区ガバナー停職処分の要請は、地区ガバナーがその任務の全う、または遂行を怠っている場合、及び/または不適切行為、国際会則及び付則、複合地区会則及び付則及び/または地区の会則及び付則、あるいは国際理事会方針に対し重大な違反をしたとの疑惑がある場合で、それが地区を効果的にリードする上で地区ガバナーの能力を大幅に弱める性質のものである場合に行うことができる。地区ガバナー停職処分は、地区ガバナーの権利、特権、義務を一時的に停止するものである。

1. 協会のメンバーまたは一般社会に害が及ぶのを防ぐため、協会のイメージを守るため、あるいは国際会則及び付則または国際理事会方針に対する重大な違反があり、それが地区を効果的にリードする上で地区ガバナーの能力を大幅に弱めるといった性質のものであるため速やかな措置を講じることを要する異例の事態においては、会則及び付則委員会が協会顧問弁護士と協議の上、地区ガバナーを一時的に停職処分とすることができる。地区ガバナーの一時的停職処分は、この処分が科された後の国際理事会会議において、または本方針において定められる通りにそれよりも早い時期に、国際理事会が再検討する。

2. 国際協会内のグッドスタンディングのライオンズクラブが、本方針のもと、書面により停職処分検討の要請を法務部に提出することができる。要請には、その地区の過半数のグッドスタンディングのクラブがこの要請の提出を支持する決議が添えられていなければならない。要請は、国際会則及び付則委員会と国際理事会が以下の条件のもとに検討する。

a. 要請の対象となる同一の地区ガバナーに関する苦情の内容と実質的に同じ問題をめぐる、審理中の苦情申し立てまたは訴訟が存在しない。

b. 停職処分の要請を行う理由を記述した苦情申し立ての写しと、理由を裏付けるすべての関係書類が、当初の要請書とともに提出されなければならない。

c. 苦情申し立てに対する地区ガバナーからの返答及びすべての関係書類は、当初の苦情申し立て受領日から15日以内に法務部に届くよう、書面によって提出されなければならない。

d. 停職処分を要請するクラブ及びその対象となっている地区ガバナーは苦情申し立て/返答と関係書類の写しを、法務部に対するのと同じ時に同じ連絡手段によって相手方当事者に提供する責任を負う。

e. すべての書類が、会則及び付則委員会メンバー及び国際理事会メンバーに配布できるよう、国際本部の法務部に提出される必要がある。

f. 本方針において別の定めがある場合を除き、正当な理由があることが明らかになった場合には、本手順で指定されるいかなる期限も、会則及び付則委員会委員長または国際理事会が短縮、もしくは延長することができる。

g. 停職処分の要請、及び各当事者から提供された書面によるすべての主張または書類は、会則及び

付則委員会と国際理事会が検討し、その会議から30日以内に、停職処分に関する裁定を書面によって交付する。国際理事会の裁定は最終的なものとし、すべての当事者に対して拘束力を持つものとする。

h. 本方針に基づく検討の要請は、国際理事会メンバー（またはその代理）が会則及び付則委員会の承認を得て行うことも可能である。

i. 国際理事会会則及び付則委員会委員長は、本方針において説明されている手順に従っていない、もしくは不正行為を証明する実質的な証拠を欠く苦情申し立てのいかなるものをも拒否することができる。

3. 本方針のもとに地区ガバナーが停職処分を受けた場合には、かかる停職処分は、以下の場合を除き、その地区ガバナーの停職中に開かれる各理事会会議において、会則及び付則委員会と国際理事会が再検討する。

a. 停職処分に続いて、国際理事会が国際会則及び付則に従って地区ガバナーを解任した。
b. 停職処分に続いて、地区ガバナーが所属クラブから除名された。
c. 地区ガバナーが辞職した。
d. 地区ガバナーの任期が終了した。

本方針に定められるいかなるものも、国際会則第5条第9項に定められる解任の規定に対して優越性をもつものではない。

第3部　クラブ会計

はじめに

ライオンズクラブの運営費会計、会食費会計は、営利を目的とした企業会計基準に準拠した財務諸表とは異なる団体会計の基準による事が望ましく、会員が貴重な浄財を拠出して賄う経常の年会費は、「国際附則第11条4項（a）では国際会費地区（単一、準複合）会費及びクラブの運営に必要な経費など、最小限度の年会費を徴収する。」と規程しています。理論的にはそのクラブの年間の運営費・会食費の支出の金額と相半ば，すなわち（収入一支出＝収支差額0円）が理想的であります。

しかし、クラブの運営には実務上、年度初に運転資金が必要であり、会費の徴収が1, 2ヵ月以上の期間を要することを勘案すると、年間収入金額の2ヵ月乃至3ヵ月分の繰越額が許容限度と思料されます。したがって予算を編成し決算を組んで収支の差額（黒字）が多額に発生したり、不足額が生じたら、当初予算の編成時の計画が過大や過少であったか、予算の編成と執行が適正であったかの検証を絶えず行ない、漫然と将来の不時の出特に備えるとして多額の繰越額を計上する事や運営費積立金勘定を設ける事は、厳に戒めるべきであり、その年度の適正な会費を決定するように心掛けるべきであります。この事が、クラブ活性化の一大要因になるものと思います。したがって、その検証に資する資料が表示される、改正前の公益法人会計基準に準拠し、ライオンズクラブの特性を勘案しながら調整しました。尚、ライオンズクラブ国際協会が定めた会計に関する規定が以下のとおり詳細に記述されております。貴クラブの正確な当年度の収支の状況並びに年度末現在の財政状態を示すための会計処理の指針となれば幸甚であります。

（2009-2010年度複合地区会則委員長連絡会議）

第1章　　クラブ会計事務の原則と大綱

1. クラブ会計を運営牲会計、事業牲会計，会食特会計の経常会計（一般会計）と特別会計とに分ける。
2. 経常各会計間では、相互に流用を認めないのを原則とする。
3. 特に事業資金は、その地域社会から調達されるのを建て前とするので、これをクラブ運営のために支出することは禁止されている（「クラブ会則」第8条3項（g））。この事実はライオンズクラブの誇りとするところであって、他の多くの奉仕団体と根本的に述っている点である。
4. 運営牲はクラブ存立の基盤であり、運営資金は当然クラブ運営にのみ用いられるべきである。しかしながら、運営特に余裕がある場合は例外としてこれを事業特に流用することが認められる。年度末においてクラブ運営牲会計に赤字を生ずることは国際本部の重大関心事であり、地区ガバナー諮問委員会においても、その議長は、各クラブが経済的にグッドスタンディングであるよう、注意を喚起することを求められている。
5. クラブ会計の執行者として理事会が専決し得るのは、運営予算と会食牲会計の執行の範囲に限られていると解すべきで、アクティビティを含むすべての新企画および新施策に対する支出は、まず理事会で検討立案のうえ、クラブの定例または特別会合に提案され、承認を得なければならない（「クラブ会則」第8条3項（a））。
6. すべての支出は理事会の承認を必要とする。理事会は、本クラブの現在の収入を超過する債務を負ってはならない。また、クラプの承認した企画および施策に反する目的のためにクラプの

資金を支出することを承認してはならない（「クラブ会則」第8条3項(b)）。

7. 理事会は一般的に認められた会計原則にもとずいて、少なくとも2つの資金を別々に管理しなければならない。その1つは会翡テール・ツイスターの集めたファインおよびクラブ内部で集めた資金などの運営資金とする。もう1つは公衆に求めて集めたアクティビティまたは社会福祉のための資金とする。これらの資金からの支出は、第8条3(g)項の規定に厳しく従わなければならない（「クラブ会則」第11条）。
8. 財務委員会は理事会の諮問機関であり、クラブ会合中に経常以外の臨時支出の要請または提案がなされた場合、すべて財務委員会に付託される。
9. クラブ会計事務は、収支の実絨が常に予尊との関連のもとに有効適切に統制されるよう、複式簿記に基づいて、整然かつ明確に記録、計罪されなければならない。
10. クラブ備品およびこれに類する財産は、理事会の管轄下にあることはもちろんであるが、クラプ会計とは別個に、ライオン・テーマー（設置は任意）がその管理責任者となる（「クラブ付則」第4条4項）。従って これらの財産は購入の際に資産勘定として計上しないで、経特として処理する。ただし、年度末決尊において財産目録の物品資産に記録すること。

第 2 章 運営費会計

I. 運営予算

A. 運営予算の作成

1. 運営予算案は財務委員会が作成し、新年度第1回クラプ理事会において採択された後、例会に提出されてその承認を受ける。
2. 予算案は半期分ずつ作成してもよいし、1年分でもさしつかえないが、年間予算が適当であると考えられる。クラブ会計年度は7月1日から翌年6月30日までとする。
3. 予算案の作成に当たっては、前年度理事会の意見を微し、前年度末の財政状態および前年度のクラブ収支予算と実績とを勘案し、その年度のクラブ活動計画に基づいて立案する。
4. 代議員派遣特
   (1) クラブは国際協会、複合地区および地区年次大会に代議員を派逍するために必要な経費を支払う権限および能力を持たなければならない（「クラプ会則」第9条1、2項）。
   (2) 地区、複合地区および国際協会年次大会には、所定数の代識員を出席させることができるよう年度当初に計画を立て、代議員の派遣牲を正当に支出できるように考えておかなければならない。
   (3) クラブの各大会への代議員派遣牲は、その運営予算の中に確保すべきである。

B. 運営予算の執行

1. 運営予算は一度決定した以上、これを厳正に執行するのが理事会に課せられた義務である。
2. 財務委員会は運営予算の厳格な執行を監督する。
3. 運営予算の執行に当たって、科目間の流用についてはそれほど厳密に規制せず、理事会の決謡によって適宜行われている模様である。

Ⅱ．収 入

A. クラプ会費

1. クラプ会費（経常年間会費）の額

(a) 国際付則第11条4項（a）は、「ここに他の規定がある場合を除き、国際会費、地区（単一／準／複合）会費、並びにクラブ運営費に必要な経費など、最小限の年間会喪を会員から徴収する」と規定している。クラブは本章III.Bに掲げた負担各会費1年分に、クラブ運営に要する経費を加えた額を年間クラブ会牲として「クラブ付則」第7条2項に明示しなければならない。

(b) 不在会員のクラブ会費は、負担金などを下回らないかぎり（クラブ付則第1条1項（b)）特に規定はないが、会特の額は正会員と同じとし、会食費の前納免除にとどめている例が多いようである。

(c) 名脊会員からはクラブ会費を徴収しないのが常識であるが、「クラプ会則」に規定して、いくらかを徴収することはなんらさしつかえない。会食費についても同様である。

(d) 優待会員のクラプ会費も、不在会員と同様、特に規定はないが、優待の意味において、正会員の納入金からなに分かの割引（例えば½など）と、会食費の前納免除を行っている例が多い。また、個々のケースに従って、理事会でこれを決定するという方法をとるのも一案であろう。

(e) 終身会員のクラブ会費については、終身会員の申請をする前にクラプが本人と協議し、会特について協定するか、またはあらかじめクラブ内規で決めておくことが適切であろう。

(f) クラブ、理事会、役員または会員は、ここで規定された納入金以外の会費、入会金または割当金をいかなる会員に対しても課しまたは要求してはならない。

(g) クラブの運営自体が財政的に困難になった場合には、クラブ理事会は、クラブ内でそのための募金計画（臨時会費の徴収，運営寄付金の募集を含む）を立てて例会の承認を受け、これを実行する。しかしながら、こうした困難な状態が続く場合には、運営を支えるに足る額までクラブ会費を値上げしなければならない。

(h) クラブ会費の額の変更は付則の変更となるので、「クラプ付則」第11条の手続きによらなければならない。

2. クラブ会費の徴収

(a) 幹事は、四半期または半期ごとに各会員に対して会費その他の納入金を請求し、それを受け取り、クラブ会計に引き渡し、会計から領収書を得る。
最近クラブ会費の納入に銀行口座振り込みが利用されることが多いようであるが、この場合でも、入金の確認までは幹事の職務であり、上記の趣旨に特別な変わりはない。

(b) 速やかな会費納入は会員の義務であり（国際付則第11条7項、「クラブ付則」第1条1項）、幹事からの文書による請求受領後30日以内にクラブ納入金を支払わない会員は直ちに、全額を納入するまでグッドスタンディングでなくなる（「クラブ付則」第1条2項）。

(c) 財務委員会は、会費の速やかな徴収を図り、必要な場合は徴収を手伝う。

(d) 新会員の通常会費は、入会日の属する月を含み、四半期または半期分のうち未経過月分を入会金に添えて入会の日に納入する。

(e) いかなる会員もクラブから退会することができ、退会は理事会がそれを認めたときから有効となる。ただし、すべての未納金を支払い、クラブ資金および財産をクラブに返却し、本クラブおよび国際協会の「ライオンズ」という名称、紋章およびその他の標識を使用するすべての権利を放棄するまでは、理事会は退会の承認を保留する（「クラブ付則」第1条4項）。
一方、退会者の既納未経過分会費および会食費の返戻は、独自のクラブ会則の規定による。

ただし、国際会費は返戻されない。

B. クラブ入会金

1. 各新，再入および転籍会員は00円の入会金を納入し，それは本人が本クラブに会員として記録され，クラブ幹事から国際協会に報告される前に受領されなければならない。
   ただし，理事会は前クラブ退会後12カ月以内に転籍または再入会を認められた会員の入会金のうちクラブ入会金の全額または一部を免除することができる。（「クラブ付則」第7条1項）
2. 前項のとおり，再入および転籍会員のクラブ入会金の全部または一部を免除する権限がクラブ理事会に与えられているが，公平を期すため，なるべく独自のクラブ会則で規定しておくことが望ましい。
3. 法人を代表して会員となった者が交替するケースがあるが，この場合の入会金を独自のクラブ会則で規定することはさしつかえない，と解してよい。ただし，これはあくまでもクラブ内部の問題であって，国際協会，複合地区および地区の段階では，通常の退会と入会とがあわせて行われたものと見なされる。

C. ファイン

1. ファインは1997年からクラブ理事会がその額を決めるように会則が改正された。同一会合において同一会員に2回を超えてこれを課してはならない。テール・ツイスターは，集まったファインの総額を直ちに会計に引き渡し，領収書を受け取る（「クラブ付則」第4条5項）。
2. ファインは，特別な事情のないかぎり原則として運営特会計に組み入れられるが，いずれにしても，ファインは極めてわずかな金額で，アクティビティ資金の当てにするほどのものでないことを認識する必要がある。

D. その他の収入

1. 受取利息会報広告代，クラブ内の基金獲得事業の収益，物品販売益などの雑収入がこれに含まれる。
2. 書籍，襟章祝いの品などを会員に配布する目的で一括購入した場合は貯蔵品で処理し，これを無料で贈呈したときはその価額だけを慶弔特などしかるべき勘定科目に振り替え，また，これを販売したときはその分の原価だけを貯蔵品から差し引き，利益は雑収入で処理するのが最も明りょうな処理といえよう。
3. レオクラブはクラブ運営についてライオンズクラブ国際協会から受ける事務および用品の支払いに充てるためにスポンサークラブが国際協会へ支払う会特をスポンサーライオンズクラブに納入する。

III. 支　出

A. 国際協会入会金

1. 各チャータークラブは，毎月末日までに当月入会したすべての新会員の氏名を国際本部に報告し，理事会の定める国際協会入会金を本部に納入しなければならない。
2. 国際協会入会金は，入会月の翌月末までに，国際本部の会計記録上に，　クラブの要納入額として新会員1名当たり＄　35.00(2017年7月1日より）が計上される。〔2016年3月サバンナ国際理事会決厳〕。
3. 国際本部の記録はコンピュータによって行われる。その月末残に基づき会計計罪書がクラブ会計

に送付される。ライオンポータル（国際協会オンラインシステム）で確認することができる。

B. 負担金および拠出金

1. 負担金などの額（会費など）

(a) クラブが負担すべき会員1名当たりの会費は下記のとおりである（国際付則第12条2項）。

国際会費	（国際大会で定めた金額）
複合地区費	（複合地区年次大会で定めた金額）
複合地区大会費	（複合地区年次大会で定めた金額）
地区費	（地区年次大会で定めた金額）
地区大会費	（地区年次大会で定めた金額）
地区特別運営費	（地区年次大会で定めた金額）
地区特別大会費	（地区年次大会で定めた金額）

(b) クラブは正会員、賛助会員、準会員、割引会員、名誉会員、終身会員、不在会員、優待会員について、(a)の国際会牧，複合地区会喪，地区会牲などを納入しなければならない（国際付則第11条7項、「クラブ付則」第6条2項）。有資格の家族会員は正会員として扱うが、国際会牲は1人目全額、2人目以降5人目までは半額を支払う。（国際付則第12条、「クラプ付則」第1条1項）
なお、2024年1月1日から2人目以降家族会員や学生会員など、割引会牲を支払う会員は、「割引会員」に分類されることになった。

(c) クラプは終身会員について、今後の国際会費全額の代わりに＄650.00相当額を国際協会に納入する（国際付則第11条7項、「クラブ付則」第1条1項（e））。

(d) 複合地区会則には、正会員以外の会員についての特別の規定がなく、全部同等に取り扱われる。

(e) 再入または転籍会員の、再入または転籍時が属する半期の国際会費が、そのクラプまたは前所属クラブで完納されているときは、国際会費は請求されないが、完納されていないときは，国際理事会の定めるところに従い、既納額のいかんにかかわらずUS$23.00相当額を国際会費として納入しなければならない。

(f) レオクラプをスポンサーしたライオンズクラブは、国際理事会の定める年会特を国際理事会の定める時期に支払わなければならない（国際付則第12条2項(d)）。
国際理事会はレオクラブの年会費を＄100.00相当額と定めている。

2. 負担金などの納入

(a)(l) 会員1名につき国際大会で定めた半期分国際会費が，6月および12月の会員報告書に示されたクラプの会員数に基づいて請求される（国際付則第12条2項（a））。

(2) 1992年10月1日から、国際理事会が定める滞納クラブロ座残高に対して、法律で許される最高額を超えない率で、理事会が随時定める延滞金利を課す権限が、国際理事会に与えられている（国際付則第12条3項）。

(3) 国際本部に対して滞納しているクラプは次のとおり、サスペンション（停止処分）が課せられる。

サスペンション（停止処分）：

いかなるクラブロ座の未納残高についても、既定の期限内に支払いが行われることが前提となっている。

(a) 会員1人当たりUS$20または1クラブ当たりUS$1,000のいずれか低い額を上回り，かつその滞納期間が120日を超過している滞納残高があるクラブは、クラブのチャーターおよびライオンズクラブの権利、特権ならびに義務の停止を含む、停止処分を受ける。万一、停止処分を受けたクラブがその翌月28日までに正規の状態を取り戻さない場合には、そのクラブのチャーターは自動的に取り消される。滞納金が理由の停止処分によるクラブの解散は、解散日から12カ月以内にそのクラブが滞納金全額を完納するとともに、必要事項がすべて記入された復帰報告書を国際協会が受領した場合に撤回可能である。サスペンションになる可能性があるクラブの地区には、前もって太平洋アジア課から連絡が入る。

(b) 会計は国際協会納入金並びに地区および複合地区納入金を、それぞれ国際会則および複合地区会則で規定された時期に納入しなければならない（「クラブ付則」第7条2項）。

(c) 財務委員会は負担金の納入が速やかに行われるように監督する。

(d) 国際協会入会金および国際会費の納入

(1) 国際会費は会員1名半期分US$25.00が、7月および1月に請求され、さらに新会員があるごとにその額を調整した請求書が発行される。家族会員の場合は1人目全額US$25.00が請求され、追加の2人目以降5人目までは半額US$ 12.50が請求される。

2022年６月第104回モントリオール国際大会による改正

2023年７月１日を発行日として，「21ドル50セント（US$21.50）」との語句を削除し，「23ドル（US$23.00）」との語句に差し替える。

2024年７月１日を発行日として，「23ドル（US$23.00）」との語句を削除し，「24ドル（US$24.00）」との語句に差し替える。

2025年７月１日を発行日として，「24ドル（US$24.00）」との語句を削除し，「25ドル（US$25.00）」との語句に差し替える。

(2) Loin Portalにクラブ会計計算書および国際会費請求書がアップされるので、クラブ会計は毎月Loin Portalによりクラブ口座残高を確認する。国際協会は環境保全に協力し、オンラインのみの利用（ペーパーレス）を勧めている。

オンラインクラブ請求書について：

オンラインでクラブ会計計算書と半期分国際会費請求書を閲覧・印刷する方法

1．~~MyLCI にログイン~~。⇒LoinPortalにログイン

2．ライオンズクラブ>>>会計計算書の画面を開きます。（地区はこの時点で画面右側のボタンをクリックしてクラブを検索し，選択することができます。）

3．会計計算書のページに現在の残高と当月の入金および請求が表示されています．クラブは当月残高の隣にある「表示／印刷」をクリックすると，当月分の明細を見ることができます。

4．画面の下方には各月の会計計算書および半期分国際会費請求書があるので，ご要望のものを表示・印刷することができます。（画面中央の年度をクリックすると，６月末付発行の半期分国際会費請求書があります。）

(3) 各半期開始時である7月1日および1月1日以降に退会した会員の国際会費は一切返戻されない。

(4) 国際会費の納付方法は、最下段の＄の数字の円換算額を記入し、みずほ銀行第5集中支店『ライオ

ンズクラブ国際協会』口座へ振り込む。

(5) 円換算は計算書や請求書に同封してある換算率による。振込の 際は、為替レートで換算するため、円以下1円切り上げてから振り込む。

円換算率（通称ライオンズ・レート）は、東京の銀行窓口におけるT. T. (Telegraphic Transfer)の場合のドル売り渡し実行レートを基準に，国際協会が毎月決定する。

(6) 複合地区会費（複合地区大会費を含む）、地区会費（地区大会費、地区特別運営費、地区特別大会費を含む。）の納入(1) クラブに対する複合地区会費および地区会費の請求は、コンピュータを使用して行われる。

(7) 地区会費（複合地区会費）は、月報に記載された6月末および12月末のクラブ在籍人員数に基づいて計算され、おおむね7月および1月下旬に、それぞれ7~12月分、1~6月分地区会費としてクラブ事務局あて請求される。

第3章 事業費会計

A. 事業予算の作成

1. 理事会がクラブのアクティビティ計画を決定した後、財務委員会はそれぞれのアクティビティのための予算を準備する。これらの予算は理事会に報告され、採択されなければならない。
2. 事業予算はクラブの主催するアクティビティに関するもので、特別な資金獲得事業によって得られることがましい。

B. 事業資金の調達

財務委員会は事業委員会の賓金獲得計画立案を援助する。事業委員会が事業を推進するためにあらかじめ適切な財源措慨を講ずることは、同委員会の任務の一部である。すべての事業の実施に当たっては、その資金は実際に手元になければならず、収入予定額であってはならない。

事業計画を立案する際、クラブまたは会員に補債問題が起きる可能性のある事業については、適当な保険を掛けるべきであろう。

事業資金は下記のような方法で調達される。

1. 事業収益

   クラブが主催する音楽会、観劇会、展覧会、パーティ、バザー、物品販売その他の事業により、その地域社会から獲得した資金をいう。

   アクティビティ予算には、クラブが計画し実行するアクティビティ資金獲得事業によって作り出される資金が充てられるべきである。

2. 会員寄付収入（ドネーション）

   会員や家族の誕生、結婚、入学、新築、全快などの内祝いや、弔慰、見舞いなどに対する謝礼その他の意をもって会員が自発的に行う寄付である。ドネーションをする会員は、それがアクティビティに使用されることを期待していると考えられるので、事業費会計に繰り入れられるのが普通であるが、特に必要がある場合（例えば、運営費の中の予備費にも不足をきたすような場合）、理事会と例会の決議によってこれを運営費会計に繰り入れてもよい。

2012-2013年度第２回複合地区会則委員長連絡会議：標準版クラブ会則第12条２項運営資金の条文
（＊）解釈要約：条文では contribution（貢献）を使用しており donation（自発的・任意の寄付）ではないので，会費やファインと同列に扱われるものと理解する。会員自身が運営費として使ってほしいとの意思表示があれば，運営費に繰り入れることに問題はないが，原則的に「会員寄付収入」を運営費会計に繰り入れることは，アクティビティに使用されることを期待して協力する会員の寄付（ドネーション）意欲を減退・喪失しかねない。運営費に不足が生じるような場合は，会員の同意を得て会費を徴収すべきであり，寄付（ドネーション）を充てるべきではない。
（＊）ARTICLE XII Club Funds Section 2. ADMINISTRATIVE FUNDS. Administrative funds are supported through contributions from members through dues, fines and other individual contributions.
標準版クラブ会則第12条クラブ資金　第２項運営資金。運営資金には，会費，テール・ツイスターのファイン，その他の寄付などクラブ会員から集めた資金が使われる。

ドネーションは、テール・ツイスター（設置は任意）が事実を紹介して会員の寄付に対する呼び水とし、寄付金の受け取りも、テール・ツイスターがこれに当たっている事例が多い。その場合はファインの受け取りと同様の手続きをとるべきであるが、寄付金を幹事が受け取ってもなんらさしつかえない。

3. 会員拠出金
事業資金として、例会の決議に基づき、全会員から平等に拠出された資金をいう(LCI F協力金、緊急援助資金増額のための会員拠出金を含む）。
4. 賛助金
ライオンズクラブの趣旨に賛同する会員以外の人から、賛助のために贈与を受けた金品をいう。
5. 物品販売益
クラブが会員に物品販売、賃貸などをして得た収入は、運営費会計に組み入れられることもあるが、事業資金に組み入れることが望ましい。
6. ファイン
ファインは原則として運営資金に繰り入れられ、事業資金には繰り入れられない。その趣旨については本必携第2章II.C. 2. ファインの項を参照されたい。
7. 会食費当年度収支差額
本必携第9章を参照されたい。

C. 決算および当年度収支差額の処分

それぞれのアクティビティが終了したとき、それぞれの事業委員長は決算を行い、収支差額があれば理事会へ納入しなければならない。

第4章　会食費会計

A. 会食費の額とその徴収

1. クラブはいかなる会員に対しても、あらかじめ会食費の支払いを求めることができる。ただし、会食費は経常年間会費の一部として課してはならない。
2. 会食費は一定額を理事会が定め、例会の承認を得なければならない。
3. 例会の出席を奨励するために、食事は変化に富み、興味あるよう配慮し得る額に定めるべきであるが、ぜいたくな食事を期待することはライオンズクラブの趣旨とするところではない。
4. 会食費は実費を旨とし、会員およびビジターから徴収した会食費を下回る食事を提供して収支

差額を生みだそうとすべきではない。

5. 会食費は通常、会喪とともに前納される。
6. 例会欠席者の会食特は通常返戻されない。ただし、理事会の決議により、他クラプの例会などに出席してメーク・アップした欠席者の食費を返戻することができる。しかしながら、会食費収支差額が事業資金の大きな資源となっているクラブも多いので、この点慎重に考慮する必要がある。
7. 退会者の会食費未経過分の返戻については本必携第2章II.A.2(e)を参照されたい。

B. 会食費会計の処理

会食費会計は、当年度収支差額の算出を容易にするため、次のように処理するのが適切であろう。

1. 正会員数50名、1回の会食牲¥1,000のクラプにおいて全員6カ月分の前納があったとすると、会食費収入の合計は¥1,000×2×50×6＝¥600,000となる。
2. 2カ月経過した時点において、ビジターおよび不在会員の出席が延べ20名、ゲストが延べ4名あり、支払会食特の合計が¥184,000とする、仕訳は下記のとおりとなる。

支払会食費	￥184,000	会食費収入	￥600,000
		ビジター会食特収入	¥20,000
		ゲスト会食費収入	
残　　高	¥440,000	（運営特会計から）	¥4,000
	計¥624,000		計¥624,000

3. 帳簿上の会食費特の残高は¥440,000であるが、この中には収支差額と未経過分とが混在しているので、その中で収支差額が正確にいくらあるかを一見して分かるようにする必要がある。
4. そのために、毎月（または例会ごとに）、全会員の1カ月分（または1例会分）の会食費を既経過分に振り替える（残りは未経過分）。この方法によれば2. の仕訳は下記のとおりとなる。

支払会食費	￥184,000	会食費収入未経過分	¥400,000
		会食費収入既経過分	¥200,000
収支差額	¥40,000	ビジター会食牲収入	￥20,000
		ゲスト会食費収入	
残　　高	¥400,000	（運営牲会計から）	￥4,000
計	￥624,000	計	¥624,000

5. すなわち、〔会食牧収入既経過分＋ビジター会食費収入＋ゲスト会食費収入（運営牲会計から振り替え）〕一支払い会食費＝収支差額会食費収入未経過分＝残高となる。
6. 簡便法

年度末において

支払会食牲累計	￥584,000	会食特収入累計	¥600,000
当年度収支差額	￥40,000	ビジター会食特収入	¥20,000
		ゲスト会食牧収入	￥4,000
計	¥624,000	計	¥624,000

C. 収支差額の確保と処分

1. 会食費の収支差額は、運営費、事業費、特別会計のいずれに振り替えてもよい。ただし、収支差額はあくまでも現実に手元にある収支差額であって、将来のある時期における見込み額であってはならない。
2. 会食費収支差額は予算の制約を受けないので、ともすれば機密費用に乱用される虞がある。これを防ぐためには、まず収支差額の金額を確定しなければならない。すなわち、クラプの支出すべき会食費は、1名当たりの単価にその例会に実際に出席したクラプ会員数を乗じた金額に限定されるべきで、1例会分の前納会食費収入からこの金額を差し引いた金額がその例会の会食費収支差額である（ビジターおよび不在会員の会食費は、当日徴収されるので、収入＝支出となる）。
ゲスト・スピーカーなどの会費は、運営予算の交際費、例会運営費などから受け入れて支払うべきであろう。

第5章　特別会計

A. 特別会計予算の作成

1. チャーターナイト記念会、クラブ年次会合（「クラプ付則」第6条4, 7項、クラブ創立周年記念会、家族会など、特別会の経理は特別会計とするのが適当である。
2. 特別会の会計担当者は、会費からの振替金、通例のクラブ行事を行うときは、運営牲からの振替金、会員から徴収する特別会会費など項目、明らかにした収入および必要な支出を見積もって予算書を作成し、理事会の承認を得なければならない。

B. 特別会会費の徴収

1. 特別会の会牲は原則として出席者のみから徴収すべきで、例会の決議に基づいて全員から一律に徴収することは、やむを得ず当日出席できないため他でメーク・アップをした会員に、前納した会費のほかにさらに二重の負担を強いることになり、メーク・アップを認める思想に反するというべきであろう。
2. 特別会の会費を全会員から一律に、クラブ会費と同時に徴収することは、強制的な意味合いを持つことになるので、特に注意する必要がある。

C. 決算および当年度収支差額の処分

1. 特別会の会計担当者は特別会の後、速やかに決算を行い、理事会および例会の承認を得なければならない。
2. 特別会計の当年度収支差額はクラブ理事会の決議を経て、運営費会計または事業特会計に繰り入れられる。
3. 特別会担当の委員長は予算を厳密に執行し、不足金を生じたりすることのないよう責任を持たなけれ

ばならないが、万一、不足金を生じた場合は、理事会に報告し、理事会は例会の決議を経て、会員から特別の負担金を徴収するなどの処置を決定しなければならない。

第6章　会計実務

A. クラブ資金の管理

1. クラブ理事会は財務委員会の推薦を受けて、クラブ資金を預金する銀行を指定する（「クラブ会則」第8条3項（e））。
2. クラブ理事会は資金使用の目途に従って、資金を適宜、定期預金、通知預金、当座預金などに振り分け、受取利息の増収を図るべきである。
3. 運営資金および事業資金は区別して取り扱い、別個の銀行口座に預け入れるようクラブ会則で決められている（第8条3項（i））。

B. 各種収入および支出の処理

1. 会計は、幹事その他からすべての金銭を受け取り、財務委員会から推薦され、理事会によって承認された銀行に預金する（「クラブ付則」第3条6項（a））。
   上記の「金銭」には、単に現金通貨のみならず、小切手、銀行振込金などの預金通貨が含まれることは当然である。
2. 会長は、クラブ理事会において、幹事の行った財務報告の中で説明された支払い明細書についての検討を求める。すべての支払いは、まず財務委員によって承認されなければならない。財務委員は、それが運営資金から支払われるべきか、または事業資金から支払われるべきかを指示しなければならない。クラブ理事会は明細書を個々に、または一括して承認すればよい。
3. 会計は、理事会の承認によってのみ支払いを行う。すべての小切手および領収書には会計の署名のほかに理事会の決定する役員の連署が必要である。
4. クラブ小切手の署名者および連署者は、次の3者のうちの2名でなければならない。
   会長幹事、会計
5. 収入支出とも原則として銀行口座を通じるべきで、収納金を直接支出金の払い出しには充当しない。
6. 幹事はすべての収入および支出について、運営費、事業費，会食費および特別会計のいずれに属するかを明確に区分し、所定の伝票にそれぞれ金額、支発生の原因および収支先を記入する。

C. 帳簿その他の書類

1. 幹事はクラブの会合および理事会の議事録、会員に関する事項ならびに会員の会特納入の記録を保管する（「クラブ付則」第3条5項(d)）。
   幹事の管掌する帳簿および書類
   元帳、会費領収原簿、貯蔵品出納簿、その他の補助簿、納品書、請求書、支払分領収書、受領分領収書控
2. 会計はクラブの収入と支出の全般的な記録を保管する（「クラブ付則」第3条6項(d)）。
   会計の管掌する帳簿および書類
   金銭出納簿、銀行預金出納簿、入金伝票、出金伝票、振替伝票
3. ライオン・テーマー（設慨は任意）の管掌する帳簿
   什器備品台帳

D. 物品購入

1. 公式クラブ用品

(a) 公式クラブ用品カタログ記載の物品のすべては、クラブ幹事からの請求により、ライオンズクラブのみに販売される。

(b) 幹事は、公式クラブ用品購入の必要があるときは、所定の申込書にカタログ番号を付してライオンズクラブ国際協会オセアル調整事務局へ申し込む又はウェブサイトのオンラインショップで購入する。

(c) 国際本部は発送を完了すると、所定の販売価格に送料を加算した額を、コンピュータにより、そのクラブに対する債権として計上する。

(d) 国際本部はその口座の月末残高により、会計計算書によって翌月中旬にクラブに請求する。その際、円貨換算は会計計算書請求日の翌月のライオンズ・レートが適用される。（例：7月31日締めの請求書であれば、円貨は8月のライオンズ・レートで換尊）発送された品物の輸入経牲および送料は、そのクラブに対する請求として追加計上される。

(e) 送金は、第2章皿. B.2.「国際会特納入」と同様の手続きにより、みずほ銀行第5集中支店のライオンズクラブ国際協会口座へ振り込む。振込の際は、為替レートで換算するため、円以下1円切り上げてから振り込む。

2. 公認指定業者

(a) 国際本部の承認を得ている公認指定業者からライオンズ紋章付用品を購入する場合は、第2編第 29項の「ライオンズ紋章付用品供給の公認指定業者について」を参照する。

(b) 公認指定業者との代金決済は、直接業者と行われるべきものであり、間違って国際協会の口座へ振り込まないよう注意する必要がある。

E. その他の実務

1. 国際本部において、クラブがグッドスタンディングであると認定する第一要件は、国際本部への納入金の滞納がないことである。滞納は30日 、 60日 、 90日 、 120日 、 150日以上の5段階に分かれる。
   この計算の起算日は当該請求書の数字の基礎になった月末、すなわち請求書発送の前月末である。90日以上の滞納のあるクラブには、グッドスタンディングのクラブが国際会則上保有すべき権利が停止されることがある。
2. CR (Credit)の略字が、しばしば国際本部の請求書上に記載されてくる。CRは簿記で使う貸し方のことで国際本部のクラブに対する負債を表しており、退会者の返戻会特などは請求書上の数字の末尾にCRを付してある。要納入額から控除する意味である。
   また、過誤納入その他の理由により、請求書の最下段の数字の末尾にCRがつくことがある。最下段の数字は（＋）と（—）を加減した結果、本部に納入すべき確定金額であり、このCRは、そのクラブの国際本部への納入金が、過納になっていることを表している。次の請求の際、要納入額が発生すれば、そのとき差し引き計算される。ただし、最下段の数字がCRとなり、それが多額に上るときは、国際本部出納課に連絡して、差し引きによらず、返戻を受けることができる。
3. なんらかの事由により、国際本部台帳または関係事務局台帳の会員数が事実と相違しているために、請求書の金額が述っていることがある。その場合は、事実のとおり訂正するよう、国際本部に通知する。

F. 小払仮渡金制度

ごく少額の支出については、便法として小払仮渡金制度(ImprestSystem）を採用する場合もある。すなわち、会計の責任において、若干額(¥30,000~150,000）の現金を小払い資金として保持して、ごく少額の支払いはその中から現金払いし、定期的に、または随時にその合計額を小切手で補充する方法である。

G. 税法に関する事項

1. 法人税の取り扱いについて

(a) ライオンズクラブの会牝および入会金の取り扱いについては、従来、社交クラブの入会金や会特に関する法人税基本通達が適用されていたが、1980年の通達改正により、社交クラブとは別途に次のとおり定められた。ただし、基本的内容は従来の通達と変わらない。
法人税基本通達（抜粋） 直法2-15 昭和55年12月25日（ロータリークラブ及びライオンズクラブの入会金等）9-7-15の2 法人がロータリークラブ又はライオンズクラブに対する入会金又は会特等を負担した場合には、次による。

(1) 入会金または経常会費として負担した金額については、その支出をした日の属する事業年度の交際費とする。

(2) (1)以外に負担した金額については、その支出の目的に応じて寄附金又は交際牲とする。ただし、会員たる特定の役員又は使用人の負担すべきものであると認められる場合には、当該負担した金額に相当する金額は、当該役員又は使用人に対する給与とする。

2. 所得税の取り扱いについて

(1) 個人事業者に対するライオンズクラブの会費等の取り扱いについては、所得税基本通達36-35及び36-35の2により、法人の場合とほぼ同様の扱いとなっているが、実務上は昭和58年1月27日審判裁決事例に基づき、原則として個人事業者の必要経費とはならないので留意しておかなければならない。

(2) 2016年1月から、「社会保障・税番号制度」いわゆるマイナンバー制度が導入されて、個人番号・法人番号を社会保障・税・災害対策の分野での利用が始まった。ライオンズクラブは人格のない社団等（権利能力なき社団）に該当するが、法人とみなされ所得税法の規定が適用される。クラブがゲストスピーカーや楽器演奏者に報酬や料金を支払う際に、その報酬や料金について所得税及び復興特別所得税を微収し、その微収の日の属する月の翌月10日までに、国に納付しなければならない。またクラブ事務局員を雇い入れた場合には、給与に係る源泉所得税等の納付をする。手続きについては税理士または最寄りの税務署に相談すること。

3. 消費税について

消費税は、物を売るとか貸すとかいう資産の動きや、消費に対して課税される税金である。従って、それは売り上げたり、仕入れたり、経特を使ったりしたときにかかる。消費税の税率は、標準税率 7.8%, 車蚤減税率6.24%の複数税率であり、消費税のほかに地方消費税が別途消費税額の78分の22（消費税率に換算して標準税率2.2%、軽減税率1.76%相当）課税されることから、これらを合わせた税率は標準税率10%、軽費税率8%となる(2020年10月現在）。
ライオンズクラブの場合は、入会金、会費収入、記念行事のための特別負担金やドネーションにはかからないが、チャリティー・ショーの入場料収入や、チャリティー・バザーの売上には消費税がかかるから注意すること。ただし、基準年度（前々年）の年間課税売上高1,000万円以下の場合は納税を免除さ

れているから、質的には消費税はかからない。
なお、納税者は商品やサービスを販売した会社（公益法人を含む）や個人事業者である。しかし製進・卸・小売りの各段階で消費税が次々と売上に上乗せされていくから、最終的には消費者が消費税を負担しているということになる。

4. 印紙税について
ライオンズクラブが会員などから、会喪およびその他の金銭を受け取った際には、領収書を発行している。その領収書には、印紙税法第5条別表第1第17号非課税物件2番により、収入印紙をはらなくてよい。

H. 担保の提供および報酬

1. クラブ理事会は、クラブ役員の任務遂行を保証するための担保設定に関する決定を行う（「クラ1.ブ会濯U」第8条3項(f)）。
2. 幹事および会計は、理事会の要求があれば、その職務遂行に対して保証金ないしこれに代わる担保を提出する（「クラブ付則」第3条5項（e), 6項(f)）。
3. 理事会は、クラブがその年度中に受領できるはずの見込み収入金相当額のクラブ資金に連帯責任を負う、という全構成員の保証を取っておく。
4. しかし、我が国では上記3項目とも、ほとんど実施された例はない模様である。
5. 役員は、役員としての本クラブへのいかなる奉仕に対しても報酬を受けてはならない。ただし、幹事は必要ある場合、理事会の決定する報酬を受けることができる（「クラブ付則」第9条5項）。しかし、この例もほとんどない模様である。

第7章 報　　告

A. 国際協会および地区関係

会計はクラブ財政報告書を国際本部や地区ガバナーに送る必要はない。

B. クラブ内部

1. 会長は、定例クラブ理事会において、幹事および会計に対して次の2項目から成る財務報告を行うよう要求する。
   (a) 財政状況の報告
   (b) 収支報告
2. 幹事は、幹事からの文書による請求受領後60日以内に本クラブ納入金を支払わない会員の氏名を理事会に提出しなければならない。理事会はその会員の進退を決定する（「クラプ付則」第1条7項）。
3. 会計は、毎月、さらに半期ごとに会計報告書を作成し、クラブ理事会に提出する（「クラブ付則」第3条6項（e））。
   会長は、定例クラプ理事会において、会計に対して次の4項目から成る会計報告を行うよう要求する。
   (a) 前回報告の繰越残高
   (b) 前回報告以後の全収入
   (c) 前回報告以後の全支出
   (d) 当月末収支残高

4. 幹事および会計は、理事会に対しては毎月1回、クラブに対しては四半期ごとに、それぞれ財務および会計報告を行わなければならない。

C. 報告の様式

1. 幹事および会計は下記3種の書式により、中間決諄(12月末）および年度末決罪(6月末）において報告する。
   (a) クラブ貸借対照表
   (b) クラブ収支決算書
   (c) クラブ財産目録
2. 収支決算書は運営費会計、事業費会計、会食費会計に分け、それぞれ区分ごとに収支決算を行う。
3. 財産目録には、現金預金の明細、小払仮渡金、仮払金、未収金、保証金などの資産と、未払金、前受金、預り金などの負債を計上するほか、什器、備品などの物品資産も表示する。

D. 受けるべき諸報告

1. 国際理事会は，毎年要約された会計報告書を作成し，クラプの要請があれば提供する（国際付則第7条1項(b)）。
2. 会計年度終了後60日以内に，その時点における地区キャビネット幹事および協謡会幹事は，終了した会計年度の地区（単ー／準／複合）運営の収支明細書を国際本部，地区ガバナーおよび各地区（単ー／準／複合）内のクラブ幹事へ送らなければならない（国際付則第9条8項）。

第8章 監　査

1. 理事会は，年1回または理事会の判断により必要と認めたときは随時，クラプの会計およびその執行について監査を受ける。また，クラブ役員，委員会または会員の扱っているクラブ資金について会計報告を求め，または監査を受けさせることができる。グッドスタンディングの会員は妥当な日時および場所において，上記監査または会計報告について調査することができる（「クラプ会則」第8条3項(d)）。
2. 12月末および6月末の財政報告には監査結果の意見を付すものとする。
3. 監査は公認会計士によるのが理想であるが，必ずしもそこまで行う必要はないと解せられる。
4. 会員の中から2名程度の適任者を監査委員に選任して監査させるのが普通のようである。
5. 監査委員の選任方法は，選挙による選出およびクラプ理事会または会長による任命があるが，ことの性質上選挙による選出が最善といえよう。
6. 財務委員会は，幹事および会計が会計監査または財政報告の準備をする場合，助言と援助を行う。
7. 会計は監査に当たって，銀行の残高証明を用意することが望ましい。

第9章　決算およびクラブ財産の引き継ぎ

A. 決　算

1. 会計年度末において，各経常会計は決算を行わなければならない。
2. 決算に当たっては，負担金の完納はもちろん，引き継ぎを容易にするため，未払金，未収金，仮払金，仮受金などの未処理勘定をできるだけ整理しなければならない。

3. 幹事は会計と協力して、年度終了後できるだけ早い機会に決算書を作成して監査を受けたうえ、前年度の理事会に提出する。
4. 決算書の様式については、第7章報告の様式を参照されたい。
5. 前年度理事会はこれを採択した後、例会に報告してその承認を求める。報告は次年度第2例会終了までに行われることが望ましく、報告者は直接担当者の幹事が適当であろう。

B. クラブ財産の引き継ぎ

1. 前年度理事会は、例会の承認を受けたクラブの財産（財産目録）を当年度理事会に申し送り、当年度理事会がCの手順でこれを引き継ぐ。
2. 会食費会計の当年度収支差額は繰り越しとせず、運営費会計または事業費会計に繰り入れるべきである。
3. 事業費会計の残高は、資金の性質上、次年度の事業費会計へ繰り越すか、または事業費以外には使用できない事業費積立金とすべきである。
4. 運営費会計の当年度収支差額は、原則として次年度の運営費会計へ繰り越す。ただし、当年度収支差額が多額の場合は、次年度会費の改正を「はじめに」で述べたとおり検討すべきである。
5. 従前に繰り入れた積立金は運営予算の枠外に置かれたものであるので、たとえそれが運営費の当年度収支差額のみから成っていても、これの使用は運営費のみに限る必要はないと解される。ただし、その使用は例会の決議によることはいうまでもない。

C. 引き継ぎ

1. クラブ財政の引き継ぎは、決算が7月初旬に行われる例会の承認を得て遅くとも7月中には行われるべきである。
2. 旧幹事は自己の管掌する一切の帳簿および書類を新幹事に、旧会計はその保管する現金、預金通帳および自己の管掌する一切の帳簿および書類を新会計に、旧ライオン・テーマーはその管理する物品を什器備品台帳とともに新ライオン・テーマーに、それぞれ引き渡すものとする。この際、必要な説明を付さなければならない。新・旧会長はこの引き継ぎに立ち会うべきである。
3. 正式な引き継ぎが行われる以前に、当座の運営費に引き当てるため、前年度理事会は運営予想繰越の一部を次年度理事会に前渡しをすることが望ましい。
4. 帳簿その他の書類の保存期間は5カ年程度が適当であろう。

第10章　新たに結成されたクラブの会計事務

A. チャーター費

チャーターの申請は国際理事会の定める人数(20人）以上の会員の氏名を国際本部へ提出し、国際理事会の定めるチャーター費を添えなければならない。チャーター費は、クラブ結成に際してチャーターメンバーがライオンズクラブ国際協会本部に認証を求める認証料。

チャーターメンバーが支払うチャーター費は＄35.00相当額(2017年7月1日より）である。ただし、グッドスタンディング会員が新クラプのチャーターメンバー（転籍チャーターメンバー）となる場合のチャーター費は$20.00である。支部が正クラブへ変換する場合、クラブ支部会員は所定の用紙に必要事項を記入してチャータ一申請書と一緒に提出すれば、転籍チャーター特が免除される。家族会員登録はチャーターメンバー報告書に記入して、チャーター申請書と一緒に提出する。家族会員登録の際、通常会牲を支払う会員がクラブに最但；10人は必要となる。チャーター費は新クラプから、地区またはスポンサ

ークラブの専用口座を利用して国際協~口座へ送金する。

会員タイプ	チャーター費	備考
一般の正会員	35 ドル	標準的なチャーター・メンバー
学生会員（30 歳以下）	0 ドル（免除）	18 歳から 30 歳までの学生
学生会員（31 歳以上）	10 ドル	キャンパス・クラブに入会する場合のみ
レオ・ライオン（元レオ）	0 ドル（免除）	30 歳以下の元レオ会員
家族会員	35 ドル	世帯主および同居家族全員が 1 回限り支払い

2018年1月より、チャーター申請はLion Portal（国際協会ウェブサイト上からオンライン登録）で行う。チャーター費振込受取書等の書類は、太平洋アジア課へEメールで送る。

B. 創立費

チャーターメンバーのクラブ創立費は、チャーター費相当額を含み、創立に必要な経費を支弁し、かつ残額を梢立金として繰り越し、クラブの財政的基礎の確立に資する可能性を考悲した額とする。チャーターメンバーは結成準備会において決定した創立費を、結成の日までに準備委員に納入する。

C. クラブ会費および会食費

1. 新クラブは結成会において、スポンサークラブの指導のもとに、慎重にクラブ会特の額および会食費の額を検討のうえ、決議によってこれを採択しなければならない。
2. 会食特の額は新クラブの採用する「クラブ付則」第7条2項に関連して明示されなければならない。

D. 運営予算

新クラブは、結成後1~2カ月のうちに、運営予算を採択することが望ましい。

E. 国際会費

チャーターを申請し、かつチャーター費が納入されると、そのクラブは正規の結成手続きを終えたことになるが、国際本部が申請書を受け付けた日から、事務処理の関係で約45日後にチャーターが送付される。その国際会費は、結成の翌月末までに本部会計台帳に記録され、月割会牲請求書が会計計算書により翌々月中旬に送付される。

F. 地区会費

地区キャビネットの指示に従う。

第11章　その他参考資料

A. クラブ会計の動き

1. クラブ会計の動き（オセアル調整事務局主催のウェビナーから引用）
   ・ライオンズクラブの1年間は7月1日にはじまり、6月30日に終わる。
   ・すべてのクラブに対し請求（会計計算書）が計上されるのは年度内2回、6月末締め（郵送版は7月に郵送されるもの）と12月末締め（郵送版は1月に郵送されるもの）

・上記以外でも請求が計上されるケースの主な例

（1）終身会員喪($650.00)

（2）新入会員入会牲及び入会時の半期分国際会牲月割り会特(2022年1月から6月までは入会費は免除措置)

（3）クラブ用品購入代金と送料

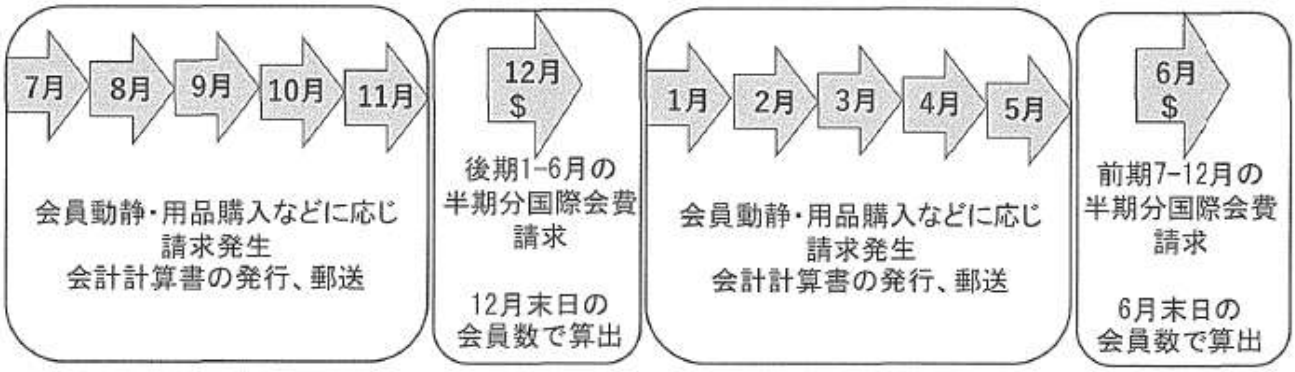

2. 月単位の会計の動きについて

・締め日は月末請求12月末日の会員数で算出前期7-12月の会員動静

・用品購入などに応じ半期分国際会費請求発生II 請求会計計算書の発行、郵送6月末日の会員数で算出・毎月の請求残10ドル以上で，郵送希望の場合クラブ事務局へ会計計算書を郵送

・郵送を希望する，　しないは会計権限でログインし，　MyLCIの会計計算書メニューで選択可能

・オンライン版は翌月3営業日ほどでウェブ上(MyLCIオンライン会計計算書）に掲載

・6月末，12月末には半期分国際会牲が必ず請求される

・上記以外の月にも請求が発生する月がある

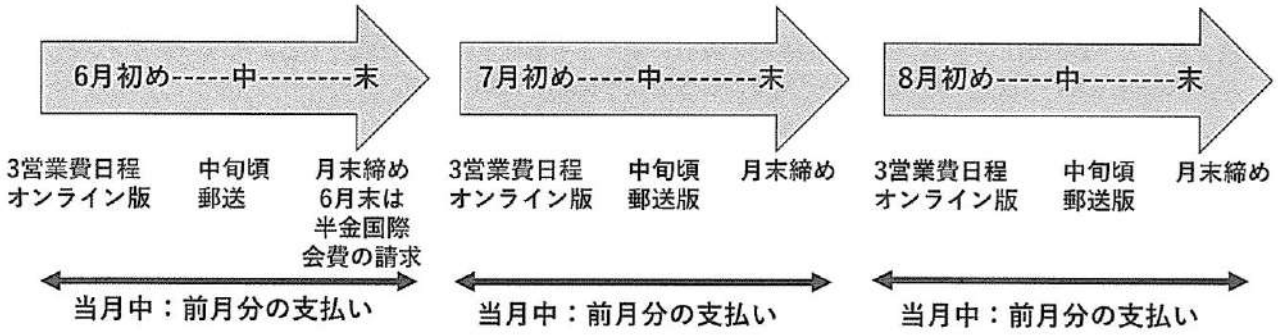

2．計算書の郵送停止方法とオンライン版活用のメリット①

【計算書の郵送停止方法】Lion portal

・郵送停止は会計権限で ~~MyLCI~~ の会計計算書メニューにアクセスし「書面の会計計算書」選択肢より設定可能

B. クラブ会計予算決算案の見本例

20○○年～20○○年度予算案（見本-参考資料）

正会員（　　0名）
割引会員（　　0名）

運営費会計　　（単位 円）

		本年度予算	昨年度決算	昨年度予算	一人/月・予算	修正予算
収入	前年度繰越金			0		
	入会金					
	通常会費				/月	
	（運・事・食・振り分け）				/年	
	特別会費					
	受取利息					
	運営費収入合計	0	0	0		0

支出	会費等負担金	国際協会入会金				/人	
		国際会費			0	/半期	
		割引会員			0	/半期	
		複合地区会費			0	/月	
		複合地区大会費			0	/月	
		複合特別負担金			0	/年	
		国際大会協力金			0	/半期	
		割引会員			0	/年	
		地区会費			0	/月	
		地区家族会員			0	/月	
		地区大会費			0	/月	
		地区大会費家族会員				/月	
		ライオン誌特別負担金			0		
	小計		0	0	0	/月	0
	リジョン内会費	R会費（地区役員活動費			0	/年	
		ゾーン会費			0	/年	
		ガバナー公式訪問費			0	/年	
		研修費（新三役等）			0	/人	
		CAB構成員費					
		復地・年次大会派遣費					
	小計		0	0	0		0
	クラブ費	会議費（R内登録含					
		クラブ用品費					
		会員贈答記念品					
	小計		0	0	0		0
	その他	図書印刷費					
		事務用品費					
		旅費交通費費					
		通信費					
		交際費（三役招待・周年）					
		慶弔費					
		クラブ災害支援費					
		雑費（銀行等手数料					
	小計		0	0	0		
	合計（各小計）		0	0	0		
	次期繰越金		0	0	0		0
運営費支出総合計			0	0	0		0

※科目と会費単価等現状に合わせて作成してください。
※会計事情は、各地区やリジョン、クラブによって違います。それぞれ参考にして頂き現状に合わせてください。

事業費会計

（単位 円）

			0	0	0	一人/月・予算	修正予算
収入		前年度繰越金			0		
		事業収入					
		事業収入(チャリティ広告等					
		賛助金(HP広告)					
		ドネーション					
	収入合計		0	0	0		
支出	CAB関係	国際協会奉仕活動支援金					
		LCIF				/年	
		地区青少年育成資金				/年	
		災害支援金					
	小計		0	0	0		0
	クラブ事業						
		その他事業					
		小計	0	0	0		0
	CN周年記念・積立						
	合計(各小計)		0	0	0		
	次期繰越金		0	0	0		
事業費支出総合計			0	0	0		0

※クラブ事業費は、もれなく全ての事業を掲載する。

会食費会計

（単位 円）

		本年度予算	昨年度決算	昨年度予算	一人/月・予算	修正予算
収入	前年度繰越金			0		
	会員会食費				/月	
	ビジター会食費					
	費収入計	0	0	0		0

支出	例会会食費					
	その他会食(会議・献血					
	合同例会特別費					
	費支出計	0	0	0		0
	次期繰越金	0	0	0		
会食費支出総合計		0	0	0		0

運営費・事業費・会食費総合計		0	0	0	一人当りの金額 0	0

特別会計については、別紙にて収支を行う

作成日:20〇〇年〇月〇〇日

○○ライオンズクラブ

残高試算表

第○○期

自　20○○/7/1
至　20○○/6/30

＜本会計＞

貸借対照表

借方 科目	前期決算 (○年-○年)	当期決算 (○年-○年)	備考	貸方 科目	前期決算 (○年-○年)	当期決算 (○年-○年)	備考
現金							
普通預金会費							
普通預金一般会計(繰越	0	0					
普通預金特別会計(繰越				周年積立(特別会計			
						0	
				その他現金			
				運営費会計余剰金	0	0	
				事業費会計余剰金	0	0	
				会食費会計余剰金	0	0	
				次期繰越金小計	0	0	
合計	0	0		合計	0	0	

運営費会計

科目	前期決算	当期(A)	予算(B)	A-B比	科目	前期決算	当期(A)	予算(B)	A-B比
国際入会					運営繰越				
国際会費				0.0%	入会金				0.0%
○○協力金									
複合会費・大会費				0.0%	通常会費(運)				0.0%
地区会費・大会費				0.0%	特別会費				0.0%
ライオン誌負担金(送料等)				0.0%					
R会費(地区役員活動費				0.0%					
Z会費				0.0%	受取利息				0.0%
YCE会費				0.0%					
ガバナー公式訪問費				0.0%					
研修費(新・三役)				0.0%					
CAB構成員費				0.0%					
複・地・各年次大会派遣費				0.0%					
会議費(例会・諮問等				0.0%					
クラブ用品費				0.0%					
会員贈答記念品				0.0%					
図書印刷費				0.0%					
事務用品費				0.0%					
旅費交通費				0.0%					
通信費				0.0%					
交際費(周年記念参加等)				0.0%					
慶弔費				0.0%					
雑費(手数料・他)				0.0%					
CN周年記念・積立									
小計	0	0	0	0.0%					
運営費会計余剰金(繰越	0	0	0						
運営費合計(A)	0	0	0	0.0%	合計	0	0	0	0.0%

	科 目	前期決算	当期(A)	予算(B)	A・B比	科 目	前期決算	当期(A)	予算(B)	A・B比
事業費会計	国際奉仕活支援費				0.0%	事業繰越		0		
	LCIF(100$献金)				0.0%	通常会費(事)				0.0%
					0.0%	ドネーション				0.0%
	青少育成資金(地区)				0.0%	事業使収入				0.0%
	災害援助費積(フィリピン)				0.0%	雑助金収入				0.0%
					0.0%					
	小 計	0	0	0						
	クラブ内事業費小計				0.0%					
	(以下全てのクラブ内事業内訳)									
				0						
	事業合計	0	0	0						
	事業費会計余剰金	0	0	0						
	事業費合計(B)	0	0	0	53.9%	合 計	0	0	0	0.0%
会食費会計	例会会食費				0.0%	会食繰越				0.0%
	その他会食				0%	例会会食費				0.0%
	合同例会				0.0%	ビジター会食費				0.0%
	小 計(C)	0	0	0	0.0%					
	会食費会計余剰金	0	0	0	0%					
	会食費合計	0	0	0	0.0%	合 計	0	0	0	0.0%
	総合計(A+B+C)	0	0	0	0.0%	総合計	0	0	0	0.0%

20○○年○月○○日 以上の通り作成しましたので、ご報告いたします。

○○ライオンズクラブ

監 査 報 告 書

第○○期 20○○年7月1日から20○○年6月30日までの収入支出会計の報告をいたします。

会 計＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

20○○年○月○○日、上記支出を詳細に監査しました結果、正確適性であることを認めます。

監 査＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

注意点：　◆会計科目は下記の科目内に納める。
◆国際協会費と複合会費と地区費の内訳を混同しないように請求書を良く見て振り分ける。
◆コード番号31のクラブ事業は、科目は一つになっているが、決算書内には主な事業名と金額を明確にする。

コード	科　目		種　別
1	会計立替金	現金が無かった時立替えの処理科目	収　入
2	会計返済金	上記に合わせて、決算時には0円に返済しておく事	支　出
3	入会金（国	新入会員会費国際協会（入会金とバッチ等入会グッズ代）	支　出
4	国際会費	半期毎に請求書が来る（注意支払先を良く確認する事）	支　出
5	複合会費	半期毎に請求書が来る（注意支払先を良く確認する事）	支　出
6	地区会費	半期毎に請求書が来る（注意支払先を良く確認する事）	支　出
7	ライオン誌	半期毎に請求書が来る	支　出
8	R会費（地区役員活動費）	ゾーン・チェアパーソンへの支払い	支　出
9	Z会費	ゾーン・チェアパーソンへの支払い	支　出
10	YCE会費	ゾーン・チェアパーソンへの支払い	支　出
11	ｶﾞﾊﾞﾅｰ訪問費	ガバナー公式訪問　登録料	支　出
12	研修費	各種研修会　登録料	支　出
13	CAB役員費	構成員登録料等	支　出
14	複・地 派遣（登録料	年次大会登録料	支　出
15	会議費（RZ登録含	クラブ外の会議・ｶﾞﾊﾞﾅｰ諮問委員会等登録料　他クラブ周年記念登録	支　出
16	クラブ用品	バッジ・ライオンズ必携・ジャンバー・クラブグッズその他	支　出
17	会員視品費	三役記念品等	支　出
18	図書印刷	役名刺、資料コピー等	支　出
19	事務用品費	領収書等事務用品	支　出
20	旅費交通費	出張費	支　出
21	通信費		支　出
22	交際費	会長三役など、招待を受けた時食事代　その他祝い金など	支　出
23	慶弔費		支　出
24	国際協会奉仕支援	国際本部・キャビネット関係奉仕事業費	支　出
25	LCIF	会員一人＄〇〇	支　出
26	青少年育成（CAB	地区費と一緒に請求書が来る	支　出
29	献血贈答品	継続事業	支　出
31	クラブ事業	各奉仕活動・支援事業含む　他クラブ事業協賛・広告	支　出
34	雑費	銀行手数料等	支　出
35	例会食費	通常例会食事代	支　出
36	その他会食費	クラブ内会議食事代・通常例会外食事代・その他会食代等	支　出
37	合同例会食費		支　出
38	繰越金	繰越金入金	収　入
39	入会金	新入会員から〇〇〇〇円	収　入
40	通常会費		収　入
41	特別会費	忘新年会等特別会費　合同例会会費　その他臨時会費（周年・記念行	収　入
42	受取利息		収　入
43	事業収入（ﾁｬﾘﾃｨ等	チャリティ募金等	収　入
44	賛助金		収　入
45	ビジター会食費	CAB役員公式訪問、一般の訪問者の例会食事代（一人〇〇〇円）	収　入
46	ドネーション		収　入
47	他会計繰入	周年行事等、特別会計への入金	支　出
48	雑収入		収　入
49	次期繰越金		支　出
50	振替	通帳から手持ち現金へ	振り替え

※リジョン費・ゾーン費は、無い場合もあります。それぞれの事情に合わせてください。
※クラブ事情に合わせてください。

オセアル調整事務局

〒100-0011　東京都千代田区内幸町１丁目３－１　幸ビルディング２階

代表電話番号：050-1791-5820　／　代表 FAX 番号：03-6745-1777

【各種お問い合わせ先メールアドレス】

代表メールアドレス：oseal@lionsclubs.org	会員サービス全般：mscjapan@lionsclubs.org
・LCIF 関連：lciftokyo@lionsclubs.org	・クラブ用品関連：Shopjapan@lionsclubs.org
・GAT 関連：gatjapan@lionsclubs.org	・その他：oseal@lionsclubs.org

【オセアル調整事務局スタッフ　連絡先と主な担当業務】

氏　名	タイトル	主な担当業務とメールアドレス	電話番号
マーズ佐子	事務局長	・事務局の運営・管理 ・法務関係 ・他の部局やパートナーとの連携 ・国際理事会・LCIF理事会関連業務 ・その他 メール：　YoshikoMerz@lionsclubs.org	05017915828
箕輪　絹子	総務会計スペシャリスト	・ガバナー経費、スピーカー任務払い戻し、補助金の支払い ・交付金支払い ・財務活動停止について、会計計算書の見方、支払い、その他会計に関する国際協会の規定やルールについて ・事務局総務 メール：　kinuko.ninowa@lionsclubs.org	05017915825
瀧川　奈緒	ロジスティクス支援スペシャリスト	・イベントや会議のロジスティクス支援 ・国内・海外への発送業務と物品管理 ・名簿管理・協会・LCIF 幹部の旅行支援 メール：　nao.takigawa@lionsclubs.org	
澤田のはら	会員サポートスペシャリスト	・会員やクラブ、地区のサポート全般・問い合わせ対応 ・会員データシステムの支援 ・クラブ用品 E コマースサイトのプロモーションおよび改善支援 ・国際大会登録に関する会員サポート ・新会員キットについて メール：　Nohara.Sawada@lionsclubs.org	05017915827
畠山　直子	GAT スペシャリスト	・GAT の日本における活動支援 ・国際協会地区のプログラム・資料に関すること ・国際協会が主催するリーダーシップ研究会の支援 ・会員データに関する分析や資料提供 メール：　Naoko.Hatayama@lionsclubs.org	05017915826
椛澤　育子	クラブ用品スペシャリスト	・日本におけるクラブ用品販売 E コマースサイトの運営と用品販売のカスタマーサポート、マーケティング ・公認業者の窓口業務 ・その他会員サポート業務 メール：　Ikuko.Kabasawa@lionsclubs.org	05017915822

ライオンズ必携　第62版

Club _____

Name_____

一般社団法人日本ライオンズ・会則委員会

理事長	喜多　友一	（上田城南　LC）
専　務	廣田　晃一	（姫路中央　LC）
委員長	渡邊　俊弥	（仙台五城　LC）
副委員長	設楽　幸子	（札幌アカシヤ LC）
複合地区会則委員		
330複合地区	森川　明治郎	（西入間　LC）
331複合地区	佐々木 忠　康	（小樽　LC）
332複合地区	荒川　友　成	（郡山西　LC）
333複合地区	椎名　健　二	（牛久茎崎　LC）
334複合地区	山本　基　博	（恵那　LC）
335複合地区	中谷　豊　重	（岸和田　LC）
336複合地区	松岡　諒	（福山久松　LC）
337複合地区	曽山　純　廣	（霧島みらいLC）

……

ライオンズ必携・役員必携
合本第１版（第62版）

発行日　1963年7月20日　初版発行
2026年4月30日　合本第１版（第62版）

発行編集人　一般社団法人　日本ライオンズ
〒104-0031　東京都中央区京橋1丁目2-4
八重洲ノリオビル5階
TEL（03）6262-1263　FAX（03）3241-4388